

令和5年度

弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事

弥彦村

株式会社 近藤測量設計

弥彦総合文化会館サテライトオフィス 改修工事設計図		新潟県土木部都市局営繕課 令和 5 年 9 月 (全 5 0 枚)		II 特記仕様 1. 項目は、番号に ○印の付いたものを適用する。 2. 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。 ◎印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ◎印と※印の付いた場合は、共に適用する。 3. 特記事項の記載の(. . .)内表示番号は、改修仕様の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の(. . .)内表示番号は、標仕の当該項目、当該図または当該表を示す。 4. 製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また()内は製品名を示す。		2 騒音・粉じん等の対策 [2.1.3] 3 仮設 2 監督員事務所等 [2.4.1] 4 工事用水 [2.3.1] 5 工事用電力 [2.3.1] 6 仮設建物等 [2.3.1] 7 足場 [2.2.1] 8 養生 [2.3.1] 9 仮設間仕切り [2.3.2]		3 アスファルト防水 [3.2.2] 4 改質アスファルト防水 [3.1.4][表3.1.1][3.4.2][3.4.3][表3.4.1~表3.4.3] 5 合成高分子系ルーフingシート防水 [3.1.4][表3.1.1][3.2.5][3.5.2][3.5.3][表3.5.1~表3.5.3]																	
仕様書 I 共通仕様 1. 本共通仕様及び特記仕様に記載されていない事項は、「国土交通大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版」(以下「改修仕様」という。)により、改修仕様に記載されていない事項は、「国土交通大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版」(以下「標仕」という。)による。 2. 改修仕様に用いられている用語を、次のとおり読み替える。 (1) 「工事請負契約書」を「新潟県財務規則(昭和57年3月1日新潟県規則第10号)別記(第78条関係)建設工事請負基準約款」(以下「約款」という。)に読み替える。 (2) 「監督職員」を「監督員」に読み替える。 (3) 「特記仕様書」を「特記仕様」に読み替える。 3. 次の各号に該当する改修仕様の項目について、改修仕様の規定を別表に置き換えて適用する。 (1) 1章 各章共通事項 1節 共通事項 1.1.2用語の定義の(7)、(8)及び(9) (2) " 1.4.2材料の品質等の(1)及び(2) (3) " 1.4.4材料の検査等の(1) (4) " 1.8.1工事検査の(2)及び(3) 4. 改修仕様の次の項目の規定は適用しない。 1章 1.1.2 用語の定義の(2) " 1.8.2 技術検査				章 項目 1 各章共通事項 2 概成工期 [1.2.1] 3 内部の工事期間等 [1.2.2] 4 品質計画等 [1.2.2] 5 工事の記録等 [1.2.4] 6 電気保安技術者 [1.3.3] 7 発生材の処理等 [1.3.12] 8 特別な材料の工法 [1.6.2] 9 施工数量調査の方法 [1.7.2] 10 技能士 [1.7.2]		1 騒音・粉じん等の対策 [2.1.3] 2 仮設 2 監督員事務所等 [2.4.1] 3 工事用水 [2.3.1] 4 工事用電力 [2.3.1] 5 仮設建物等 [2.3.1] 6 足場 [2.2.1] 7 養生 [2.3.1] 8 仮設間仕切り [2.3.2]		3 アスファルト防水 [3.2.2] 4 改質アスファルト防水 [3.1.4][表3.1.1][3.4.2][3.4.3][表3.4.1~表3.4.3] 5 合成高分子系ルーフingシート防水 [3.1.4][表3.1.1][3.2.5][3.5.2][3.5.3][表3.5.1~表3.5.3]																	
別表(建築改修工事) <table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>項目</th> <th>置き換え後の改修仕様の規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1章 各章共通事項 1節 共通事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)</td> <td>1.1.2 用語の定義</td> <td>(7) 「監督員」とは、約款第10条に基づき受注者に通知された者をいう。 (8) 「書面」とは発行年月日及び氏名が記載された文書又は新潟県CALSシステム上で電子決済処理された電磁的記録をいう。 (9) 「工事検査」とは、約款に基づく次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査を含む。(ただし、②に係る検査を除く。) ① 工事の完成(約款第32条) ② 部分払の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等(約款第38条) ③ 部分引渡し指定部分に係る工事の完成(約款第39条) ④ 契約の解除時における出来形部分(約款第48条) ⑤ 必要があると認めるときは臨時検査(約款第50条)</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>1.4.2材料の品質等</td> <td>(1) 工事に使用する材料は、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿(一般社団法人公共建築協会)契約時の最新版」の名簿に記載されている品目については、当該名簿に記載されている材料又は製造所の製品とするほか、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、新品とする。ただし、設計図書に定めのある場合は、この限りでない。 なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定期間以内であることを条件とするものではない。 (2) 使用する材料が設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督員に提出する。 ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合(次の(7)から(9)のいずれかに該当する材料を使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けたとみなすことができる。)は、この限りでない。 (7) 建築基準法その他の認定品で、マーク等の確認ができる材料 (8) 建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿に記載されている材料又は製造所の製品(特記で改修仕様及び標仕の規定に基づく品質及び性能以外を規定した場合を除く。) (9) 特記により指定された材料又は製造者の製品</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>1.4.4 材料の検査等</td> <td>(1) 工事現場に搬入した材料は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、次の(7)若しくは(9)に該当する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 (7) 工事完成検査時又は工事写真で、JIS若しくはJASのマークを確認できる場合 (8) 建築基準法その他の認定品と指定された材料で、工事完成検査時又は工事写真で品質、性能を証明するマーク等を確認できる場合</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>1.8.1 工事検査</td> <td>(2) 約款に基づく部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。 (3) (1)の通知又は(2)の請求に基づく検査及び約款第48条及び第50条に規定する検査は、発注者から通知された検査日に受ける。</td> </tr> </tbody> </table>				号	項目	置き換え後の改修仕様の規定	1	1章 各章共通事項 1節 共通事項		(1)	1.1.2 用語の定義	(7) 「監督員」とは、約款第10条に基づき受注者に通知された者をいう。 (8) 「書面」とは発行年月日及び氏名が記載された文書又は新潟県CALSシステム上で電子決済処理された電磁的記録をいう。 (9) 「工事検査」とは、約款に基づく次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査を含む。(ただし、②に係る検査を除く。) ① 工事の完成(約款第32条) ② 部分払の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等(約款第38条) ③ 部分引渡し指定部分に係る工事の完成(約款第39条) ④ 契約の解除時における出来形部分(約款第48条) ⑤ 必要があると認めるときは臨時検査(約款第50条)	(2)	1.4.2材料の品質等	(1) 工事に使用する材料は、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿(一般社団法人公共建築協会)契約時の最新版」の名簿に記載されている品目については、当該名簿に記載されている材料又は製造所の製品とするほか、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、新品とする。ただし、設計図書に定めのある場合は、この限りでない。 なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定期間以内であることを条件とするものではない。 (2) 使用する材料が設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督員に提出する。 ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合(次の(7)から(9)のいずれかに該当する材料を使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けたとみなすことができる。)は、この限りでない。 (7) 建築基準法その他の認定品で、マーク等の確認ができる材料 (8) 建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿に記載されている材料又は製造所の製品(特記で改修仕様及び標仕の規定に基づく品質及び性能以外を規定した場合を除く。) (9) 特記により指定された材料又は製造者の製品	(3)	1.4.4 材料の検査等	(1) 工事現場に搬入した材料は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、次の(7)若しくは(9)に該当する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 (7) 工事完成検査時又は工事写真で、JIS若しくはJASのマークを確認できる場合 (8) 建築基準法その他の認定品と指定された材料で、工事完成検査時又は工事写真で品質、性能を証明するマーク等を確認できる場合	(4)	1.8.1 工事検査	(2) 約款に基づく部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。 (3) (1)の通知又は(2)の請求に基づく検査及び約款第48条及び第50条に規定する検査は、発注者から通知された検査日に受ける。	1 騒音・粉じん等の対策 [2.1.3] 2 仮設 2 監督員事務所等 [2.4.1] 3 工事用水 [2.3.1] 4 工事用電力 [2.3.1] 5 仮設建物等 [2.3.1] 6 足場 [2.2.1] 7 養生 [2.3.1] 8 仮設間仕切り [2.3.2]		3 アスファルト防水 [3.2.2] 4 改質アスファルト防水 [3.1.4][表3.1.1][3.4.2][3.4.3][表3.4.1~表3.4.3] 5 合成高分子系ルーフingシート防水 [3.1.4][表3.1.1][3.2.5][3.5.2][3.5.3][表3.5.1~表3.5.3]	
号	項目	置き換え後の改修仕様の規定																							
1	1章 各章共通事項 1節 共通事項																								
(1)	1.1.2 用語の定義	(7) 「監督員」とは、約款第10条に基づき受注者に通知された者をいう。 (8) 「書面」とは発行年月日及び氏名が記載された文書又は新潟県CALSシステム上で電子決済処理された電磁的記録をいう。 (9) 「工事検査」とは、約款に基づく次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査を含む。(ただし、②に係る検査を除く。) ① 工事の完成(約款第32条) ② 部分払の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等(約款第38条) ③ 部分引渡し指定部分に係る工事の完成(約款第39条) ④ 契約の解除時における出来形部分(約款第48条) ⑤ 必要があると認めるときは臨時検査(約款第50条)																							
(2)	1.4.2材料の品質等	(1) 工事に使用する材料は、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿(一般社団法人公共建築協会)契約時の最新版」の名簿に記載されている品目については、当該名簿に記載されている材料又は製造所の製品とするほか、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、新品とする。ただし、設計図書に定めのある場合は、この限りでない。 なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定期間以内であることを条件とするものではない。 (2) 使用する材料が設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督員に提出する。 ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合(次の(7)から(9)のいずれかに該当する材料を使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けたとみなすことができる。)は、この限りでない。 (7) 建築基準法その他の認定品で、マーク等の確認ができる材料 (8) 建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿に記載されている材料又は製造所の製品(特記で改修仕様及び標仕の規定に基づく品質及び性能以外を規定した場合を除く。) (9) 特記により指定された材料又は製造者の製品																							
(3)	1.4.4 材料の検査等	(1) 工事現場に搬入した材料は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、次の(7)若しくは(9)に該当する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 (7) 工事完成検査時又は工事写真で、JIS若しくはJASのマークを確認できる場合 (8) 建築基準法その他の認定品と指定された材料で、工事完成検査時又は工事写真で品質、性能を証明するマーク等を確認できる場合																							
(4)	1.8.1 工事検査	(2) 約款に基づく部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。 (3) (1)の通知又は(2)の請求に基づく検査及び約款第48条及び第50条に規定する検査は、発注者から通知された検査日に受ける。																							
備考				1 1.1.2 用語の定義 (7) 「監督員」とは、約款第10条に基づき受注者に通知された者をいう。 (8) 「書面」とは発行年月日及び氏名が記載された文書又は新潟県CALSシステム上で電子決済処理された電磁的記録をいう。 (9) 「工事検査」とは、約款に基づく次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査を含む。(ただし、②に係る検査を除く。) ① 工事の完成(約款第32条) ② 部分払の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等(約款第38条) ③ 部分引渡しの指定部分に係る工事の完成(約款第39条) ④ 契約の解除時における出来形部分(約款第48条) ⑤ 必要があると認めるときは臨時検査(約款第50条)		1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	
別表(建築改修工事)				1 0追加特記 7 「発生材の処理等」による。 [1.3.12]		3 1 施工数量調査 [1.6.2]		6 透膜防水 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1~表3.6.3]																	

6 内 装 改 修 工 事	21 吸音材	[表6.13.1] 種 類 記 号 厚さ(mm) ・ワック-ル吸音ボード1号 RW-B ※25 ※ケラケル吸音ボード32K GW-B ※25
	22 壁紙張り	[6.14.2] 施工箇所 壁紙の種類 防火性能の級別 備考 紙製 織物 ビニル 化学繊維 無機質 ・ ・ ○ ・ ・ ※不燃・準不燃・難燃 ・ ・ ・ ・ ・ ※不燃・準不燃・難燃
23 珞珞塗り	珞珞、アラカ-面等の珞地ごしらえ [6.14.3][7.3.5][表7.3.4] ※B種 ・A種(施工箇所:) コンクリート面の珞地ごしらえ [6.14.3][7.3.6][表7.3.5][表7.3.6] ※B種 ・A種(施工箇所:) せっこうボード面等の珞地ごしらえ [6.14.3][7.3.7][表7.3.7] ※B種 ・A種(施工箇所:)	
	モルタル ・現場調合材料 [6.15.3] (モルタルは本特記仕様書8-1、8-2「セメントの種類」による) ・既調合材料 既製目地材 ※適用しない ・適用する(形状は図示による) [6.15.3] 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の処置 [6.15.5][4.3.10]	
24 タイル	タイルの種類 [6.16.3] 施工場所・用途 形状寸法 (mm) 耐凍害性 うわぐすり 役物 色 備考 あり なし 施釉 無釉 あり なし 標準 特注 ・	
25 フリーア-クレスコフ	タイルの試験張り ※行わない ・行う [6.16.2] タイルの見本焼き ※行わない ・行う [6.16.2] コンクリート素地の処理 ・目荒し工法 [6.16.3] 壁タイル張りの工法 [6.15.5][6.16.3][6.16.4][表6.16.4][表6.16.6] 内装タイル ※タイル接着剤張り ・密着張り ・改良圧着張り エントタイル(内装タイル以外) ・マスク張り ・モザイクタイル張り	
	施工箇所 構 法 仕上り高 (mm) 適用地震時 水平力 (注1) 耐荷重性能 (注2) 表面仕上げ材 (注2) ・ハ-ル構法 ・ ・ ・1.0G ・3.000N ・帯電防止床タイル ・清構法 ※50未満 ・0.6G ・5.000N ・タイルベ-ット ・ハ-ル構法 ・ ・ ・1.0G ・3.000N ・帯電防止床タイル ・清構法 ※50未満 ・0.6G ・5.000N ・タイルベ-ット 注1: 耐荷重性能5.000Nについては、国土交通省の建設技術評価「耐震型フリーア-クレスコフの開発」において評価を取得したものと同等のものとする。 注2: 表面仕上げ材の品質・規格等は、13 帯電防止床タイル張り、16 カベ-ット敷きによる。	
26 可動間仕切	ク-ブ-及びク-ブ- ※製造所の標準仕様(ただし、構成材は標仕20.2.2(4)による) ・図示 コン-ト等の取付け対応 仕様 ※製造所の標準仕様(コン-ト本数は別途設備工事) コン-トの箇所数 ※10~15㎡に1箇所程度 配線取出しハ-ル フリーア-クレスコフ全体面積に対する設置割合 ※20~30% 配線取り出し開口 ※40mm×80mm程度の開口 空調用吹き出しハ-ル ※無し ・有り(※固定式 ・可動式 : 施工箇所は図示)	
	構造形式 ハ-ル部の 総厚さ(mm) 表面材種 厚さ(mm) ハ-ル表面仕上げ 遮音性 (JISによる記号) ※ハ-ル式 ・ ※鋼板 ○フ-ル樹脂焼付け ・有り ・スラ-ド式 (※0.6 ・0.8) ・ フ-ル樹脂焼付け ・ 不燃材料の認定 ・有り	
27 移動間仕切	[20.2.4] 遮音性能区分 厚さ(mm) 表面材 表面仕上げ 操作方法 ・一般タイプ ・ ※鋼板 ・焼付け塗装 ・手動式 ・電動式 ・部分電動式 ・遮音タイプ ・ ※鋼板 ・焼付け塗装 ・手動式 ・電動式 ・部分電動式	
28 トイレブース	表面仕上げの壁紙張りの品質 22壁紙張りによる。 遮音性能 ※36dB/500Hz以上 ・36dB/500Hz未満 パネル圧接装置操作方法 ※製造所標準仕様	
	表面仕上げ材 ・フ-ル樹脂系化粧板(標準色 フ-ル製コーナ-エッジ付き) (20.2.5) ・ホ-リスル樹脂系化粧板(標準色 フ-ル製コーナ-エッジ付き) 脚部(ステン-ル製) ※幅木タイプ ・支柱タイプ ド-アエッジ ※曲面形 ・フ-ット形 ・製造所の仕様	


6 内 装 改 修 工 事	29 階段滑止め	材 種 ※ステン-ル(SUS304) ・フ-ルミ-ム ・黄銅 (20.2.7) 形 状 ※ビ-ル材付入り ・ビ-ル材付無し 両端フ-ットエ-ント ※有り(・ステン-ル製 ※ビ-ル製) ・無し 幅(mm) ・50 ・65 ・75 取付け工法 ※接着工法 ・埋込み工法
30 階段手すり	31 黒板及びホワイトボード	[20.2.6] 種 類 施工箇所 ※集成材ケラケル仕上げ(市販品 径 約45mm又は約60mm) ・ビ-ル製ハンド-ル(幅 約50mm)
		[20.2.9] 種 類 区分 種類 寸法(mm) 備考 ・黒板 ※焼付け ・鋼製 ※平面 ・曲面 ・スラ-ン付引分 ・ホワイトボード ・ ・ ※平面 ・曲面 ・スラ-ン付引分
32 室名札	33 ブラインド	[20.2.11] 材 種 寸法(mm) 突出型 面付型 文字形式 受金具 ※塩化ビ-ル製 ※260×80×5 ケ所 ケ所 ・文字書込み ※ステン-ル(SUS304) ・フ-ル樹脂製 ・ ケ所 ケ所 ・文字彫込み ・県産杉板材 ※260×80×12 ケ所 ケ所 ・カ-ティングラ-ト
		・既存再使用する(養生方法:) [2.3.1][5.1.6] ・新設する (20.2.14) 形 式 種 類 スラ-トの材質 スラ-トの幅(mm) ※横形 ※ギ-式 ・コード式 ※フ-ルミ-ム合金製 ※25 ・35 ・操作棒式 ・樹脂製 ・木製 ・100 ・縦形 ・1本操作コード ・焼付け塗装仕上げのフ-ルミ-ムスラ-ト ・80 ※2本操作コード ・特殊防炎加工のガラススラ-ト
34 プライント	35 ロールスクリーン	・既存再使用する [5.1.6] ○新設する ※市販品(フ-ルミ-ム製 押出し型材) 使用区分 清幅×深さ(mm) ・横形 プライント ※90×150 ・120×150 ・ ・縦形 プライント ※120×80 ・150×80 ・ ・カーテン(又はレース共) ※150×80 ・180×80 ・ ・カーテン+横形 プライント ※180×150 ・ 色彩 ・B-1 ・B-2 (・フ-ラウ-系 ・フ-ラウ- ・フ-ラウ- ・フ-ラウ-) ・図示
		操作手法 幅及び高さ 材 種 品質等 ・スプリング式 ・ ・ ・ガラス繊維製 ・コード式(フ-ン式) ・ ・ ・合成 ・天然繊維製 ・電動式 ・ ・ ・木製 巻取りタイプ、ウェイト、操作コード、操作フ-ンの材料 ※製造所の仕様
36 カーテン及びカーテンレール	37 天井点検口	カーテン ・既存再利用する(養生方法:) [2.3.1][5.1.6] ・新設する (20.2.16)(表20.2.1) 取付箇所 形 式 開閉操作 方式 ひだの種類 きれ地の種別、 品質、特殊加工品 ・ シングル ・片引き ・手引き ・箱ひだ、つまみひだ ・ ダブル ・引分け ・ひも引き ・フ-レンひだ、片ひだ ・電動 暗幕用カーテンの両端、上部及び召合せの重なり ※300mm以上 カーテンレール ・既存再使用する [5.1.6] ・新設する (20.2.16) 強さによる区分 材 料 仕 上 げ 形 状 ※10-90 ※フ-ルミ-ム製 ※フ-ルミ-ム製 ※角形 ・ ・ ・ステン-ル製 ・ ・ ・
		目地形状 適用箇所 寸法(mm) ○顔縁タイプ 下記以外全て ※450×450 ・目地タイプ ※図示 ・600×600 ・天井仕上げ材がDRの範囲
38 床下点検口	39 くつつきマ-ット	本体の材質 目地の材質 適用箇所 寸法(mm) ※フ-ルミ-ム製 ※フ-ルミ-ム ・ステン-ル ・黄銅 下記以外全て ※600×600 ・ステン-ル製 ・
		市販品 材質 ・塩化ビ-ル製(タイル状、ステン-ル製受枠) ・ビ-ル製(ステン-ル製受枠) ・硬質フ-ルミ-ム製(受枠とも) ・ステン-ル製(受枠とも)
40 人研ぎ製流し等	41 屋内掲示板	※カ-ブ-掛け目荒らし後、ク-ラック等をエ-ル-ル系パ-テ-ル処理し、エ-ル-ル樹脂系塗床材を厚さ1.0mm塗布し仕上げる。 ・再研ぎ出し(図示による)
		改修工法 枠の材質 表面の材質 下地 ・かぶせ工法 ※フ-ルミ-ム製 ※特殊発砲ビ-ル張り ・図示による ・撤去工法 ・ ・ ・

6 内 装 改 修 工 事	42 しっくい塗り	※施工箇所 室 名 部 位 ※左官業者 新潟県左官業協同組合(平成26年12月31日に解散した新潟県左官同業会を含む。以下、同様。)主催の「漆喰塗り技能者資格講習会」の修了者立ち会いのもとで施工すること。ただし、これによることができない場合は、理由及び施工者を明らかにした書面を提出し、監督員の承諾を受けて施工するものとする。 ※材料、下地、調合、塗り厚、工程及び工法 使用する材料については、材料の品質が確認できる品質規格票(証明書)等を監督員へ提出し、承諾を得たものとする。 上記以外については、「既調合しっくい塗り標準仕様書」(新潟県土木部都市局営繕課)による。
	7 塗装業者	※(社)日本塗装工業会の会員 ・監督員の承諾する業者
7 内 装 改 修 工 事	② 材料	屋内の壁及び天井仕上げ材は、建築基準法に基づき指定又は認定を受けた防火材料とする。 [7.1.3]
	③ 下地調整・珞地ごしらえ	[7.2.1~7.2.7][表7.2.1~表7.2.7][7.3.1~7.3.7][表7.3.1~表7.3.7] 珞地の種類 下地調整 珞地ごしらえ 施工箇所 木部(不透明塗料) ・RA種※RB種・RC種※A種・B種 ・ 木部(透明塗料) ・RA種※RB種・RC種・A種※B種 ・ 鉄鋼面 ・RA種※RB種・RC種・A種・B種※C種 ・ 鉄鋼面(DP塗) ・RA種※RB種・RC種・A種※B種・C種 ・ 亜鉛めっき鋼面 ・RA種※RB種・RC種・A種・B種 ・ 珞珞面・せっこうアラカ-面 ・RA種※RB種・RC種・A種※B種 ・ コンクリート面・ALCn-珞面 ・RA種※RB種・RC種・A種※B種 ・ 押出成形珞板面 ・RA種・RB種・RC種・A種・B種 ・ コンクリート面・ALCn-珞面(DP塗) せっこうボード面等(縦目処理) ・RA種※RB種・RC種※A種・B種 ・ せっこうボード面等(上記以外) ・RA種※RB種・RC種・A種※B種 ・
7 内 装 改 修 工 事	4 錆止め塗料塗り	既存珞珞下地面等のひび割れ部の補修 [表7.2.4~表7.2.6] ※行う(補修範囲及び補修方法は監督員の指示による) ・行わない [7.4.2][7.4.3][表7.4.1~表7.4.6] 下地の種類 錆止め塗料の種類 塗替えの種類 新規塗りの種類 鉄鋼面 ・A種・B種・C種 ・A種・B種 見え掛かり部分 ※A種・B種 ・D種・E種 ※C種 見え隠れ部分 ・A種 ※B種 亜鉛めっき鋼面 ・A種・B種・C種 ・A種・B種 新規鋼製建具等 ※A種・B種 鋼面 鋼面 ※C種 その他 ・A種 ※B種
	5 合成樹脂調合ペ-イント塗り(SOP)	[7.5.2~7.5.4][表7.5.1~表7.5.3] 下地の種類 塗替えの種類 新規塗りの種類 木部 ・A種 ※B種 ・C種 ・A種 ・B種 下地調整は 鉄鋼面 ・A種 ※B種 ・C種 ・A種 ・B種 各表の注意 亜鉛めっき鋼製建具 ※A種 ・B種 ・C種 ・A種 ※B種 書きによる 鋼面 その他 ・A種 ※B種 ・C種 ・A種 ※B種
7 内 装 改 修 工 事	6 クラ-ク塗り(CL)	塗替えの種類 ・A種 ※B種 [7.6.2][表7.6.1] A種の場合、工程2を ・適用する(塗料:) ・適用しない 新規塗りの種類 ・A種 ※B種 A種の場合、工程2を ・適用する(塗料:) ・適用しない
	7 フ-ル樹脂系非水分散系塗料(NAD)	[7.7.2][表7.7.1] 下地の種類 塗替えの種類 新規塗りの種類 コンクリート、珞珞面等 ・A種 ※B種 ・A種 ※B種 新規塗りの場合の下地調整は表7.7.1の注釈による
7 内 装 改 修 工 事	8 耐候性塗料塗り(DP)	[7.8.2]~[7.8.4][表7.8.1]~[表7.8.3] 下地の種類 塗替えの種類 新規塗りの種類 上塗り塗料 鉄鋼面 ・1級 ・2級 ・3級 亜鉛めっき鋼面 ・1級 ・2級 ・3級 コンクリート面及び押出成形珞板面 ・A-1種 ・A-2種 ・A-1種 ・B-1種 ・B-2種 ・B-1種 ・C-1種 ・C-2種 ・C-1種 錆止め塗料については、本特記仕様書7-4 錆止め塗料塗り による
	9 つや有合成樹脂エ-ル-ルペ-イント塗り(EP-G)	[7.9.2]~[7.9.5][表7.9.1]~[表7.9.4] 下地の種類 塗替えの種類 新規塗りの種類 コンクリート面、珞珞面等 ・A種 ※B種 ・C種 ・A種 ※B種 木部 ・A種 ※B種 ・C種 ※A種 ・B種 ・C種 鉄鋼面 ・A種 ※B種 ・C種 ※A種 亜鉛めっき鋼面 ※A種 ・B種 ※A種
7 内 装 改 修 工 事	⑩ 合成樹脂エ-ル-ルペ-イント塗り(EP)	塗替えの種類 ・A種 ※B種 ・C種 [7.10.2][表7.10.1] 新規塗りの種類 ・A種 ※B種
	11 クラ-ク樹脂ク-ラス塗り(UC)	塗替えの種類 ・A種 ※B種 [7.11.2][表7.11.1] 新規塗りの種類 ・A種 ※B種

7 内 装 改 修 工 事	12 スタ-ン塗り	[7.12.2][表7.12.1] 種 別 適用箇所 塗料 ・ピグメントステ-ン塗り ・ ・ ・油性 ・水性 ・オイルステ-ン塗り(OS) ・ ・ ・油性 ・水性
	13 木材保護塗料塗り(WP)	塗替えの種類 ・A種 ※B種 [7.13.2][表7.13.1] 新規塗りの種類 ・A種 ※B種
8 耐 震 改 修 工 事	1 コンクリートの類別及び強度、品質	レディーミクストコンクリートの類別 ※I類 ・II類 [8.1.3][表8.1.1] 普通コンクリートの設計基準強度 [8.1.3][表8.1.4] 設計基準強度Fc(N/mm ²) 適用箇所 スラ-ンブ ※2.4 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ コンクリートの仕上りの平たんさ ・a種 ・b種 ・c種 [8.1.4][表8.1.5]
	2 鉄筋の種類	[8.2.1][表8.2.1] 種類の記号 呼 び 名 (mm) ・SD295 ・D16以下 ・SD345 ・D19以上 ・
8 耐 震 改 修 工 事	3 あと施工フ-ル-カ-	あと施工フ-ル-カ-の材料 [8.2.4] ・金属拡張フ-ル-カ- ※接着系フ-ル-カ- カ-ケル種類 ※有機系
	4 セメントの種類	※普通ポ-ルトランドセ-メント、高炉セ-メントA種、シリカセ-メントA種又は [8.2.5][表8.2.3] フライアッシュセ-メントA種 ・普通エコセ-メント ・高炉セ-メントB種(適用箇所:) ・フライアッシュセ-メントB種(適用箇所:) 普通ポ-ルトランドセ-メントの品質は、JIS R 5210に示された規定の他、次の規定の全てに適合するものとする。ただし、無筋コンクリートに用いる場合を除く。 水和熱 7 d 352J/g以下 28 d 402J/g以下
8 耐 震 改 修 工 事	5 骨材の品質	フ-ルシリカ反応性による区分 [8.2.5] ・A ※B(コンクリート中のフ-ルシリカ総量Rt=3.0kg/m ³)
	6 混和材料の種類	※混和剤 ・混和材 [8.2.5]
8 耐 震 改 修 工 事	7 鉄筋の継手	※重ね継手 ・ [8.3.4][表8.3.3]
	8 鉄筋の最小かぶり厚さ	最小かぶり厚さは、目地底から算定する。 [8.3.5][表8.3.6] ・耐久性上不利な箇所の鉄筋のかぶり厚さは下表による。
8 耐 震 改 修 工 事	9 鉄骨の工作図	高力ボルト及び普通ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲ-ージ等 [8.13.2] ※建築工事監理指針による ・図示

備 考		発注者 弥彦村デジタル行政推進課	新潟県燕市吉田東栄町4番1号 TEL 0256-92-2215 株式会社 近藤測量設計 代表取締役 小川 秀明 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	設計番号	年月日	工事名称	図面番号
					2023.09	弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事	A-04
				審査	チ-フ	サブ	図面名称
							建築改修工事特記仕様書 4
						縮 尺	電 機
							構 造


8-2 耐震改修工事	1 コンクリートの類別及び強度、品質	レディーミクストコンクリートの類別 ※Ⅰ類・Ⅱ類	[8.1.3][表8.1.1]	14 連続繊維シート巻き	材料・形状 採用した工法の規定を満足するもの 材質 引張り強度(含浸硬化後) ・2500N/mm ² 以上 ・3000N/mm ² 以上 ヤング係数(含浸硬化後) ・2.35×10 ⁴ N/mm ² 程度 ・2.00×10 ⁴ N/mm ² 以上	[8.2.13]	27 耐火被覆	[8.18.2]	9 環境配慮改修工事	1 石綿含有建材の処理	※建築物の解体工事、アスベスト除去について、以下の基準を適用する。 ・建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針(令和2年9月8日付け 技術上の指針公示第22号) ・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 令和3年3月(厚生労働省、環境省) ・新石綿技術指针对応版 石綿粉じんへのばく露防止マニュアル(建設業労働災害防止協会)
	2 鉄骨製作工場	・監督員の承諾する製作工場 ・建築基準法第77条の4第1項に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた ㈱日本鉄骨評価センター又は ㈱全国鉄骨評価機構の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める「グレード」として国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場	[8.1.5]	15 鉄筋の継手	継手工法 継手方法 呼び名(mm) 適用箇所 ・ガス圧接 ・重ね継手 ・	[8.2.13]	28 溶融亜鉛メッキ高力ボルト接合	[8.18.3]	2 石綿含有吹付け材の除去	除去工法 ※改修標仕9.1.3による。	
3 施工管理技術者	※適用する	[8.1.6]	16 鉄筋の最小かぶり厚さ	最小かぶり厚さは、目地底から算定する。 ・耐久性上不利な箇所の鉄筋のかぶり厚さは下表による。	[8.3.5][表8.3.6]	29 既存コンクリート面の目視し	29 溶融亜鉛メッキ高力ボルト接合	[8.20.5]	3 石綿含有保温材等の除去	除去工法 ※粉じん飛散抑制剤等による湿潤化の後、手ばらしで行う。 ・掻き落とし・破砕・切断等による除去を行う。 ※9.1.3【石綿含有吹付け材の除去】により、作業場を隔離する。	
4 鉄筋の種類	種類の記号 呼び名(mm) ・SD295 ・D16以下 ・SD345 ・D19以上 ・	[8.2.1][表8.2.1]	17 打増し壁に用いるコンクリート	現場打ちコンクリート壁の打増し部に用いる既存部とのコンクリート種類 ※「6 あと施工フッカーの材料」による 間隔(mm) ※500×500 図示	[8.3.4][各部配筋参考図]	30 増設・補強工事のコンクリートの打込み	29 既存コンクリート面の目視し	[8.21.3]	4 石綿含有成形板等の除去	養生等 建物内部で除去を行う場合、除去作業場所と他の場所を隔てるため、閉閉部位(出入口・換気口・窓等)は閉とし、ガラスの破損箇所等で開となっている部位を養生シート等で塞ぐ。 作業場所周辺の養生(養生シート等) 行う 行わない 石綿含有成形板の種類	
5 溶接金網	網目の形状、寸法及び鉄線の径 網目の形状、寸法(たて×よこ) 鉄線の径または呼び(mm) ※100×100 ※6.0 ・	[8.2.2]	18 圧接完了後の試験	圧接部の確認試験 ※超音波探傷試験 ・引張試験	[8.3.4][各部配筋参考図]	31 柱補強	30 増設・補強工事のコンクリートの打込み	[8.21.8][8.23.5]	5 石綿含有仕上塗材の除去	除去工法 ※改修標仕9.1.6による。	
6 あと施工フッカー	あと施工フッカーの材料 ・金属拡張フッカー ※接着系フッカー カケルの種類 ※有機系	[8.2.4]	19 あと施工フッカーの施工	穿孔前の埋込み配管等の探査方法 ※電磁波レーダー法 ・電磁誘導法 ・X線法	[8.12.4]	32 耐震シートの施工	31 柱補強	[8.23.5]	6 除去した石綿等の処分等	除去した石綿等の処分 ※各種廃棄物分類に応じた最終処分場で埋立処分 ・中間処理 ・アスベストの中間処理に適する溶融施設において溶融処理 ・大臣認定を受けた無害化処理施設において無害化処理	
7 セメントの種類	※普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又はシリカセメントB種 ・普通エコセメント ・高炉セメントB種(適用箇所:) ・シリカセメントB種(適用箇所:) 普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210に示された規定の他、次の規定の全てに適合するものとする。ただし、無筋コンクリートに用いる場合を除く。	[8.2.5][表8.2.3]	20 あと施工フッカーの施工確認試験	※全数の打音検査 ※引抜き耐力試験 範囲 ※改修標仕8.12.7による ・補強壁1枚あたり3本(梁下・柱・床(または梁上)各1本)以上 確認強度 ※あと施工フッカーの確認強度は構造標準図による	[8.12.7]	9 環境配慮改修工事	32 耐震シートの施工	[8.25.2]	7 外断熱改修	断熱材の種類 (厚さ: mm) 既存外壁材の撤去 行う 行わない 下地面の清掃 行う 行わない 断熱材を設置する部分の下地に欠損部がある場合 ※4.1.4【外壁改修工法の種類】による 建築基準法に基づき指定する条件により、定まる風圧力に対応した工法を [9.2.4]改修標仕1.2.2【施工計画書】による品質計画で定める。 不陸等の下地調整 断熱材の施工 ・断熱材製造所の仕様による 外壁材の施工 ・外壁材製造所の仕様による 通気層 設ける(厚さ: mm) 設けない 外壁材の外壁への取付け 図示	
8 骨材の品質	7d圧縮反応性による区分 ・A ※B(コンクリート中の7d総量Rt=3.0kg/m ³)	[8.2.5]	21 鉄骨の工作図	高力ボルト及び普通ボルトの線端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ※建築工事監理指針による 図示	[8.13.2]	9 環境配慮改修工事	32 耐震シートの施工	[8.25.2]	8 ガラス改修	本特記仕様 5 建具改修工事 17 ガラスによる	
9 混和材料の種類	※混和剤 ・混和材(※JIS A 6202による膨脹材)	[8.2.5]	22 鉄骨工作仮組	※行う	[8.13.10]	9 環境配慮改修工事	32 耐震シートの施工	[8.25.2]	9 断熱・防露改修	断熱材打込み工法の材料 ・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材 ・硬質ウレタンフォーム断熱材 ・押出法ポリスチレンフォーム断熱材 ・フェノールフォーム断熱材 ・ポリエチレンフォーム断熱材	
10 型枠	スラブの材料、規格等 図示	[8.2.7]	23 開先形状	※鉄骨工事技術指針による 図示	[8.15.4]	9 環境配慮改修工事	32 耐震シートの施工	[8.25.2]	10 断熱材現場発泡工法の材料	断熱材現場発泡工法の材料 ・A種1又はA種1Hとし、難燃性を有するものとする。(吹付け厚さ mm)	
11 鋼材	鋼材の材質 [8.2.8][表8.2.7] 種類の記号 適用箇所 規格等 ・SS400 ※JIS規格による ・SM400B ※JIS規格による ※JIS規格による	[8.2.8][表8.2.7]	24 スカラップ	※図示による 監督員の指示による	[8.15.7]	9 環境配慮改修工事	32 耐震シートの施工	[8.25.2]	10 断熱材現場発泡工法の材料	断熱材現場発泡工法の材料 ・A種1又はA種1Hとし、難燃性を有するものとする。(吹付け厚さ mm)	
12 高力ボルト	高力ボルトの適用 ※H形高力ボルト JIS形高力ボルト 溶融亜鉛めっき高力ボルト	[8.2.9]	25 溶接部の試験	完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 ※行う	[8.15.12]	9 環境配慮改修工事	32 耐震シートの施工	[8.25.2]	10 断熱材現場発泡工法の材料	断熱材現場発泡工法の材料 ・A種1又はA種1Hとし、難燃性を有するものとする。(吹付け厚さ mm)	
13 モルタル及びグラウト材	柱底均しモルタル ※無収縮モルタル グラウト材 ※無収縮グラウト材 ※プレミックス形 現場調合形	[8.2.12]	26 錆止め塗料	※工場1回塗り、工事現場1回塗り 耐火被覆材の接着する面の塗装 ・行う(塗装範囲: 図示) ※行わない 上記以外 ※改修標仕8.17.2(1)による 図示 塗料種別 ※A種・B種	[8.17.2]~[8.17.4]	9 環境配慮改修工事	32 耐震シートの施工	[8.25.2]	10 断熱材現場発泡工法の材料	断熱材現場発泡工法の材料 ・A種1又はA種1Hとし、難燃性を有するものとする。(吹付け厚さ mm)	
14 無収縮モルタルの品質及び試験方法	無収縮モルタルの品質及び試験方法 [表8.2.10] ※圧縮強度試験は、公的機関で行う。 ブリーディング 練混ぜ2時間後のブリーディング率: 2.0%以下 無収縮性 材齢 7日: 収縮しない 圧縮強度 材齢 3日: N/mm ² 以上 材齢 28日: N/mm ² 以上 コンパクション J ₁ ロートによる流動時間 8±2秒 ・供試体は、JIS A 1132(コンクリートの強度試験用供試体の作り方)に準じて、直径50mm、高さ100mmの円柱とする。圧縮試験は、JIS A 1108(圧縮強度の試験方法)により行う。 ・図示による。	[表8.2.10]	27 錆止め塗料	耐火被覆材の接着する面の塗装 ・行う(塗装範囲: 図示) ※行わない 上記以外 ※改修標仕8.17.2(1)による 図示 塗料種別 ※A種・B種	[8.17.2]~[8.17.4]	9 環境配慮改修工事	32 耐震シートの施工	[8.25.2]	10 断熱材現場発泡工法の材料	断熱材現場発泡工法の材料 ・A種1又はA種1Hとし、難燃性を有するものとする。(吹付け厚さ mm)	

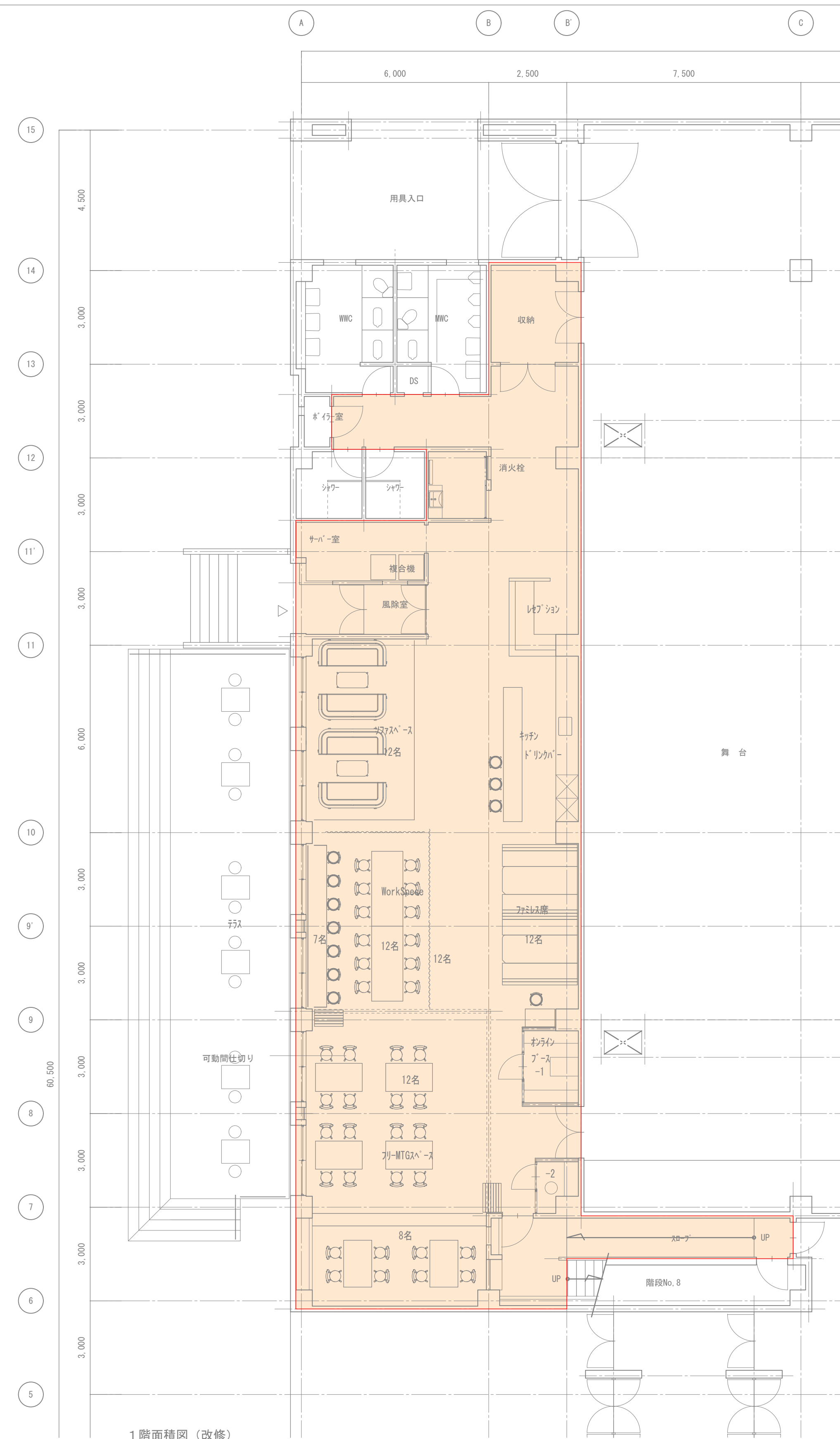
備考			発注者 弥彦村デジタル行政推進課	新潟県燕市吉田東栄町48番1号 TEL 0256-92-2215 株式会社 近藤測量設計 代表取締役 小川 秀明 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	設計番号	年月日 2023.09	工事名称 弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事	図面番号 A-05
				審査 チーフ サブ	年月日 2023.09	工事名称 弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事	図面名称 建築改修工事特記仕様書 5	縮尺 —



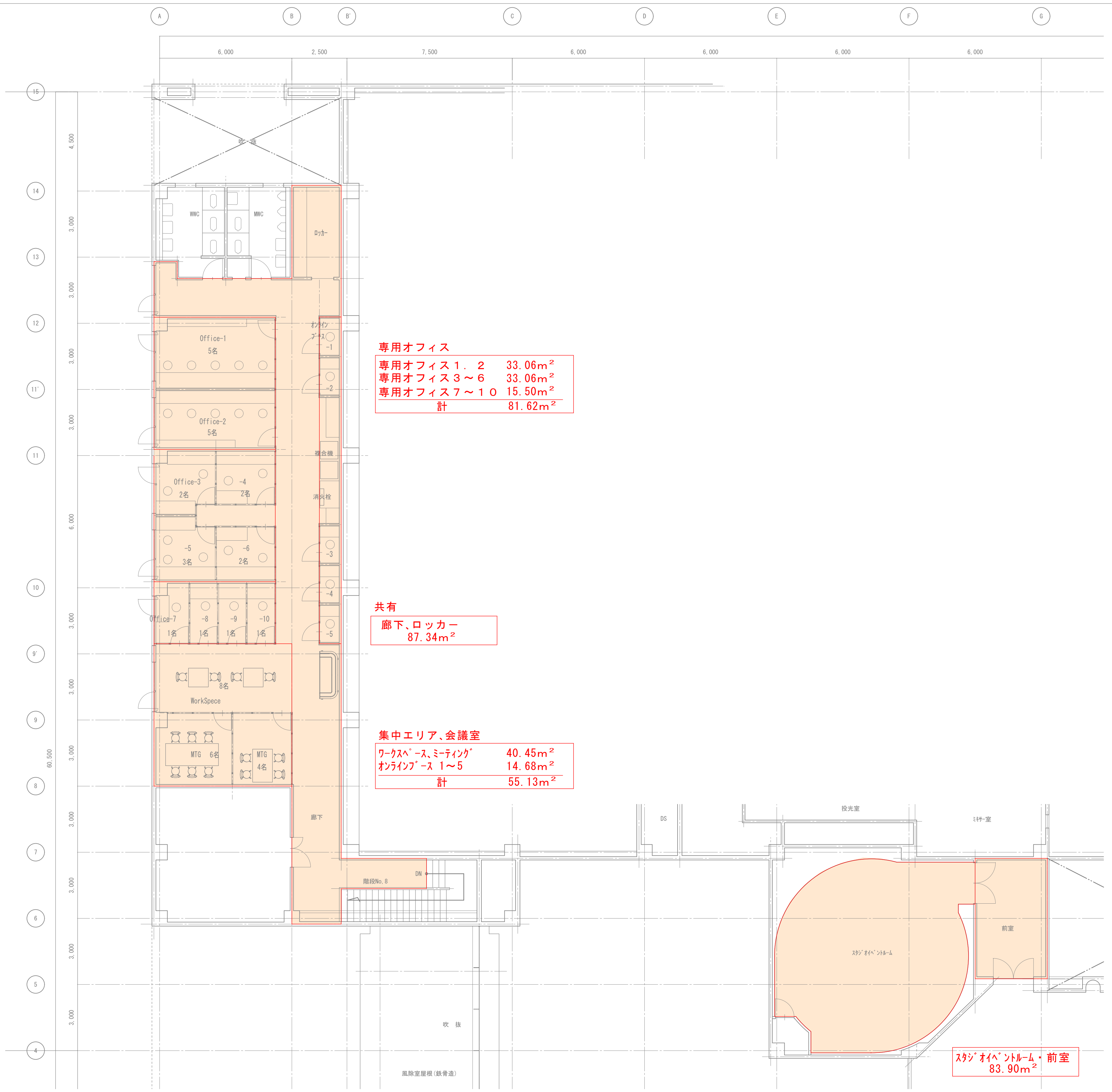
付近見取図

配置図 S=1:500

備考			発注者 弥彦村デジタル行政推進課	新潟県燕市吉田東栄町48番1号 TEL 0256-92-2215 株式会社 近藤測量設計 代表取締役 小川 秀司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	設計番号	年月日 2023.09	工事名称 弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事	図面番号 A-07
					審査	チーフ	サブ	図面名称 案内図、概要、配置図



コワーキングエリア
277.80m²



専用オフィス
専用オフィス 1, 2 33.06m²
専用オフィス 3~6 33.06m²
専用オフィス 7~10 15.50m²
計 81.62m²

共有
廊下、ロッカー
87.34m²

集中エリア、会議室
ワークスペース、ミーティング 40.45m²
オンラインブ-ス 1~5 14.68m²
計 55.13m²

スタ-イベントル-ム・前室
83.90m²

備考	発注者 弥彦村デジタル行政推進課		新潟県燕市吉田東栄町48番1号 TEL 0256-92-2215 株式会社 近藤測量設計 代表取締役 小川 秀司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳		設計番号	年月日 2023.09	工事名称 弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事	図面番号 A-08
					審査	チーフ サブ	図面名称 1階・2階面積図 (改修)	縮尺 1/100



外部仕上表		現況				改修				
工事箇所	現況	現況のまま		撤去		下地調整		新規仕上		備考
		現況のまま	撤去	下地調整	新規仕上					
外壁	複層塗材E	---	一部壁撤去	---	---	補修部：モルタル塗り補修、下地調整塗材	---	補修部：複層塗材E	---	
ポーチ、階段	モルタル塗り下地クリンカタイル	---	タイル（モルタル下地共）撤去	---	---	モルタル木ごと	---	300角タイル	---	

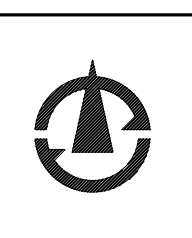
内部仕上表																		
階	室名	下地調整	床		巾木		H	下地調整	壁・壁・柱		天井	天井OH	廻縁	サイン	什器	備考		
			床	巾木	壁・壁・柱	天井												
1階	風除室	現況	コンクリート下地	ビニールマット敷込	モルタル金線下地	目地切	60	---	モルタル金線下地	ビニール壁紙張り	LGS下地	岩綿吸音板 t=12 張り、PB(石膏板・ド) t=9 下地	2,525	塩ビ製	---	---		
		改修 F1	モルタル塗の上	ビニール床タイル t=2.5 [参考:サグ/ワイド/モルタル]	B1	角サグ・LGS 40×20 下地 ソフト巾木	GB-R t=12.5	60	M1	角サグ・LGS 40×20 下地	GB-R t=12.5	ビニール壁紙張り [参考:リッパ LW]	CE2	LGS 19形 下地	ロックウール吸音板 t=12 張り、GB-R(石膏板・ド) t=9.5 下地	2,525	塩ビ製	---
	守衛室	現況	コンクリート下地	VAT張り (塩ビタイル)	S-P GL工法	ソフト巾木	60	---	モルタル金線下地	ビニール壁紙張り S-P GL工法 PB(石膏板・ド) t=12 下地	ビニール壁紙張り	LGS下地	岩綿吸音板 t=12 張り、PB(石膏板・ド) t=9 下地	2,500	塩ビ製	---	---	
		改修 F1	下地調整の上	ビニール床タイル t=2.0 [参考:東リ/アレン]	B1	角サグ・LGS 40×20 下地 ソフト巾木	GB-R t=12.5	60	M1	角サグ・LGS 40×20 下地	GB-R t=12.5	ビニール壁紙張り [参考:リッパ LW]	CE1	現況LGS 下地	GB-D(化粧石膏板・ド) t=9.5 張り	2,500	塩ビ製	---
	湯沸室	現況	コンクリート下地	VAT張り (塩ビタイル)	S-P GL工法	ソフト巾木	60	---	モルタル金線下地	ビニール壁紙張り	---	LGS下地	FB(ルビグ・ド) t=6.3 目透張り VPステップ仕上	2,500	塩ビ製	---	---	
		改修 F1	下地調整の上	ビニール床タイル t=2.0 [参考:東リ/アレン]	B1	角サグ・LGS 40×20 下地 ソフト巾木	GB-R t=12.5	60	M1	角サグ・LGS 40×20 下地	GB-R t=12.5	ビニール壁紙張り [参考:リッパ LW]	CE1	現況LGS 下地	GB-D(化粧石膏板・ド) t=9.5 張り	2,500	塩ビ製	---
	舞台上手	現況	コンクリート下地	ニードルパンチカーペット敷	---	ソフト巾木	60	---	モルタル金線下地	ビニール壁紙張り	---	LGS下地	岩綿吸音板 t=12 張り、PB(石膏板・ド) t=9 下地	2,500	塩ビ製	---	---	
		収納	改修 F1	下地調整の上	ビニール床シート t=2.0 [参考:東リ/アレン]	B1	ソフト巾木	60	M1	---	ビニール壁紙張り [参考:リッパ LW]	CE1	現況LGS 下地	GB-D(化粧石膏板・ド) t=9.5 張り	2,500	塩ビ製	---	
	廊下	現況	コンクリート下地	ニードルパンチカーペット敷	S-P GL工法	ソフト巾木	60	---	モルタル金線下地	ビニール壁紙張り S-P GL工法 PB(石膏板・ド) t=12 下地	ビニール壁紙張り	LGS下地	岩綿吸音板 t=12 張り、PB(石膏板・ド) t=9 下地	2,300	塩ビ製	---	---	
		乗屋(1)	現況	コンクリート下地	VAT張り (塩ビタイル) ニードルパンチカーペット敷	S-P GL工法	ソフト巾木	60	---	モルタル金線下地	ビニール壁紙張り S-P GL工法 PB(石膏板・ド) t=12 下地	ビニール壁紙張り	LGS下地	岩綿吸音板 t=12 張り、PB(石膏板・ド) t=9 下地	2,500	塩ビ製	---	---
	乗屋(2)	現況	コンクリート下地	VAT張り (塩ビタイル) ニードルパンチカーペット敷	S-P GL工法	ソフト巾木	60	---	モルタル金線下地	ビニール壁紙張り S-P GL工法 PB(石膏板・ド) t=12 下地	ビニール壁紙張り	LGS下地	岩綿吸音板 t=12 張り、PB(石膏板・ド) t=9 下地	2,500	塩ビ製	---	---	
		乗屋(3)	現況	コンクリート下地	VAT張り (塩ビタイル) ニードルパンチカーペット敷	S-P GL工法	ソフト巾木	60	---	モルタル金線下地	ビニール壁紙張り S-P GL工法 PB(石膏板・ド) t=12 下地	ビニール壁紙張り	LGS下地	岩綿吸音板 t=12 張り、PB(石膏板・ド) t=9 下地	2,500	塩ビ製	---	---
レセプション	F1	下地調整の上	ビニール床タイル t=2.5 [参考:サグ/ワイド/モルタル]	B1	角サグ・LGS 40×20 下地 ソフト巾木	GB-R t=12.5	60	M2	角サグ・LGS 40×20 下地	GB-R t=12.5	ビニール壁紙張り [参考:リッパ LW]	CE2	LGS 19形 下地	GB-R(石膏板・ド) t=9.5 下地	ビニール壁紙張り [参考:リッパ LW]	2,500	塩ビ製	---
	F2	下地調整の上	ビニール床タイル t=2.5 [参考:サグ/ワイド/モルタル]	B1	角サグ・LGS 40×20 下地 ソフト巾木	GB-R t=12.5	60	M2	角サグ・LGS 40×20 下地	GB-R t=12.5	ビニール壁紙張り [参考:リッパ LW]	CE2	床スラブ・梁型	現し	コングリート打放し補修仕上	---	---	
フリーMTGスペース	F1	下地調整の上	ビニール床タイル t=2.5 [参考:サグ/ワイド/モルタル]	B1	角サグ・LGS 40×20 下地 ソフト巾木	GB-R t=12.5	60	M2	角サグ・LGS 40×20 下地	GB-R t=12.5	ビニール壁紙張り [参考:リッパ LW]	CE2	LGS 19形 下地	GB-R(石膏板・ド) t=9.5 下地	ビニール壁紙張り [参考:リッパ LW]	2,500	塩ビ製	---
キッチンカウンター	F1	下地調整の上	ビニール床タイル t=2.5 [参考:サグ/ワイド]	B1	角サグ・LGS 40×20 下地 ソフト巾木	GB-R t=12.5	60	M2	角サグ・LGS 40×20 下地	GB-R t=12.5	ビニール壁紙張り [参考:リッパ LW]	CE2	LGS 19形 下地	GB-R(石膏板・ド) t=9.5 下地	ビニール壁紙張り [参考:リッパ LW]	2,500	塩ビ製	---
リハーサル室	現況	コンクリート下地	ならフローリングブロック張り	S-P GL工法	木製 OP	60	---	モルタル金線下地	ビニール壁紙張り S-P GL工法 PB(石膏板・ド) t=12 下地	ビニール壁紙張り	LGS下地	岩綿吸音板 t=12 張り、PB(石膏板・ド) t=9 下地	2,500	塩ビ製	---	---		
	舞台下手	現況	コンクリート下地	ニードルパンチカーペット敷	S-P GL工法	ソフト巾木	60	---	モルタル金線下地	ビニール壁紙張り	---	LGS下地	岩綿吸音板 t=12 張り、PB(石膏板・ド) t=9 下地	2,500	塩ビ製	---	---	
パーソナルワークスペース	F1	下地調整の上 一部 現況のまま	ビニール床タイル t=2.5 [参考:サグ/ワイド/モルタル] ならフローリングブロック、サグ・掛けの上 1液型* 汚染/樹脂塗料 塗り	B1	角サグ・LGS 40×20 下地 ソフト巾木	GB-R t=12.5	60	M2	角サグ・LGS 40×20 下地	GB-R t=12.5	ビニール壁紙張り [参考:リッパ LW]	CE2	床スラブ・梁型	現し	コングリート打放し補修仕上	---	---	
オンラインブース	F1	下地調整の上	ビニール床タイル t=2.5 [参考:サグ/ワイド]	B1	角サグ・LGS 40×20 下地 ソフト巾木	GB-R t=12.5	60	M1	角サグ・LGS 40×20 下地 LGS 65 片り 下地	GB-R t=12.5+遮音* t=2.8+GB-R t=12.5 GW t=50充填	ビニール壁紙張り [参考:リッパ LW]	CE2	LGS 19形 下地	ロックウール吸音板 t=12 張り、GB-R(石膏板・ド) t=9.5 下地 GW t=100充填	2,500	塩ビ製	---	
2階	練習室(1)	現況	コンクリート下地	VAT張り (塩ビタイル)	S-P GL工法	ソフト巾木	60	---	モルタル金線下地	ビニール壁紙張り S-P GL工法 PB(石膏板・ド) t=12 下地	ビニール壁紙張り	LGS下地	岩綿吸音板 t=12 張り、PB(石膏板・ド) t=9 下地	2,500	塩ビ製	---	---	
		練習室(2)	現況	コンクリート下地	VAT張り (塩ビタイル)	S-P GL工法	ソフト巾木	60	---	モルタル金線下地	ビニール壁紙張り S-P GL工法 PB(石膏板・ド) t=12 下地	ビニール壁紙張り	LGS下地	岩綿吸音板 t=12 張り、PB(石膏板・ド) t=9 下地	2,500	塩ビ製	---	---
	練習室(3)	現況	コンクリート下地	ならフローリングブロック張り	S-P GL工法	木製 OP	60	---	モルタル金線下地	ビニール壁紙張り S-P GL工法 PB(石膏板・ド) t=12 下地	ビニール壁紙張り	LGS下地	岩綿吸音板 t=12 張り、PB(石膏板・ド) t=9 下地	2,500	塩ビ製	---	---	
	専用オフィス1~6	改修 F1	下地調整の上	ビニール床タイル t=2.0 [参考:東リ/アレン]	B1	角サグ・LGS 40×20 下地 ソフト巾木	GB-R t=12.5	60	角サグ・LGS 40×20 下地 S-P GL工法 PB(石膏板・ド) t=12 下地	GB-R t=12.5	ビニール壁紙張り [参考:リッパ LW]	CE2	LGS 19形 下地	ロックウール吸音板 t=12 張り、GB-R(石膏板・ド) t=9.5 下地	---	---		
	専用オフィス7~10	改修 F1	現況のまま	ならフローリングブロック、サグ・掛けの上 1液型* 汚染/樹脂塗料 塗り	B1	角サグ・LGS 40×20 下地 ソフト巾木	GB-R t=12.5	60	角サグ・LGS 40×20 下地 S-P GL工法 PB(石膏板・ド) t=12 下地	GB-R t=12.5	ビニール壁紙張り [参考:リッパ LW]	CE2	LGS 19形 下地	ロックウール吸音板 t=12 張り、GB-R(石膏板・ド) t=9.5 下地	2,700	塩ビ製	---	
	MTGルーム	改修 F1	現況のまま	ならフローリングブロック、サグ・掛けの上 1液型* 汚染/樹脂塗料 塗り	B1	角サグ・LGS 40×20 下地 ソフト巾木	GB-R t=12.5	60	角サグ・LGS 40×20 下地 S-P GL工法 PB(石膏板・ド) t=12 下地	GB-R t=12.5	ビニール壁紙張り [参考:リッパ LW]	CE2	LGS 19形 下地	ロックウール吸音板 t=12 張り、GB-R(石膏板・ド) t=9.5 下地	2,700	塩ビ製	---	
	オンラインブース	改修 F1	下地調整の上	ビニール床タイル t=2.0 [参考:東リ/アレン]	B1	角サグ・LGS 40×20 下地 ソフト巾木	GB-R t=12.5	60	角サグ・LGS 40×20 下地 LGS 65 片り 下地	GB-R t=12.5+遮音* t=2.8+GB-R t=12.5 GW t=50充填	ビニール壁紙張り [参考:リッパ LW]	CE2	LGS 19形 下地	ロックウール吸音板 t=12 張り、GB-R(石膏板・ド) t=9.5 下地 GW t=100充填	2,400	塩ビ製	---	
	廊下	現況	コンクリート下地	VAT張り (塩ビタイル)	S-P GL工法	ソフト巾木	60	---	モルタル金線下地	ビニール壁紙張り S-P GL工法 PB(石膏板・ド) t=12 下地	ビニール壁紙張り	LGS下地	岩綿吸音板 t=12 張り、PB(石膏板・ド) t=9 下地	2,300	塩ビ製	---	---	
		改修 F1	下地調整の上	ビニール床タイル t=2.0 [参考:東リ/アレン]	B1	角サグ・LGS 40×20 下地 ソフト巾木	GB-R t=12.5	60	角サグ・LGS 40×20 下地 S-P GL工法 PB(石膏板・ド) t=12 下地	GB-R t=12.5	ビニール壁紙張り [参考:リッパ LW]	CE2	LGS 19形 下地	ロックウール吸音板 t=12 張り、GB-R(石膏板・ド) t=9.5 下地	2,700	塩ビ製	---	
	倉庫	現況	コンクリート下地	モルタル塗	---	コンクリート打放	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
		収納	改修 F1	下地調整の上	ビニール床シート t=2.0 [参考:東リ/アレン]	---	現況のまま	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
	フリースペース	現況	コンクリート下地	ニードルパンチカーペット敷	S-P GL工法	木製巾木	60	---	LGS下地	木質系吸音ボード張り	---	LGS下地	岩綿吸音板 t=12 張り、PB(石膏板・ド) t=9 下地	2,500~	塩ビ製	---	---	
改修 F1		下地調整の上	ビニール床シート t=2.0 [参考:東リ/アレン]	B1	現況のまま	---	---	---	---	---	---	---	---	2,500~	現況のまま	---	---	
フリースペース前室	現況	コンクリート下地	ニードルパンチカーペット敷	S-P GL工法	ソフト巾木	60	---	モルタル金線下地	ビニール壁紙張り S-P GL工法 PB(石膏板・ド) t=12 下地	ビニール壁紙張り	LGS下地	岩綿吸音板 t=12 張り、PB(石膏板・ド) t=9 下地	2,500	塩ビ製	---	---		
	改修 F1	下地調整の上	ビニール床シート t=2.0 [参考:東リ/アレン]	B1	ソフト巾木	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
スロープ階段	現況	コンクリート下地	ノンスリップ型VAT張り (塩ビタイル) VAT張り (塩ビタイル)	---	モルタル金線下地	ソフト巾木	60	---	モルタル金線下地	ビニール壁紙張り S-P GL工法 PB(石膏板・ド) t=12 下地	ビニール壁紙張り	LGS下地	岩綿吸音板 t=12 張り、PB(石膏板・ド) t=9 下地	2,300 ~2,900	塩ビ製	---	---	
	改修 F1	下地調整の上	ビニール床シート t=2.0 [参考:東リ/アレン]	B1	ソフト巾木	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	

下地調整記号・凡例	床	巾木	壁・壁	柱型	天井
F1: 現況仕上撤去	B1: 現況仕上撤去	W1: 現況仕上撤去	C1: 現況仕上撤去	CE1: 現況仕上撤去	---
F2: 現況仕上、下地撤去	B2: 現況仕上、下地撤去	W2: 現況仕上、下地撤去	C2: 現況仕上、下地撤去	CE2: 現況仕上、下地撤去	---
F3: コンクリート躯体撤去	B3: 木部 RB種	W3: モルタル、プラスター面 RB種	C3: モルタル、プラスター面 RB種	CE3: ボード面 RB種	---
F4: 樹脂モルタル塗	---	W4: 軽量鉄骨天井仕切壁新設	---	CE4: 軽量鉄骨天井仕切壁新設(あと施工)A3/89900	---

備考	発注者		新潟県南市吉田東栄町48番1号		TEL 0256-92-2215		設計番号	年月日	工事名称	図面番号			
	弥彦村デジタル行政推進課		株式会社 近藤測量設計		代表取締役 小川 秀司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳		2023.09	2023.09	弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事	A-09			
							審査	チーフ	サブ	図面名称	縮尺	電機	構造
										外部、内部仕上表 (現況、改修)	—		



備考	



発注者
 弥彦村デジタル行政推進課

新潟県東蒲原郡刈羽町48番1号
 株式会社 近藤測量設計
 代表取締役 小川 秀司
 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号
 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳

設計番号
 年月日
 2023.09

審査
 チーフ
 サブ

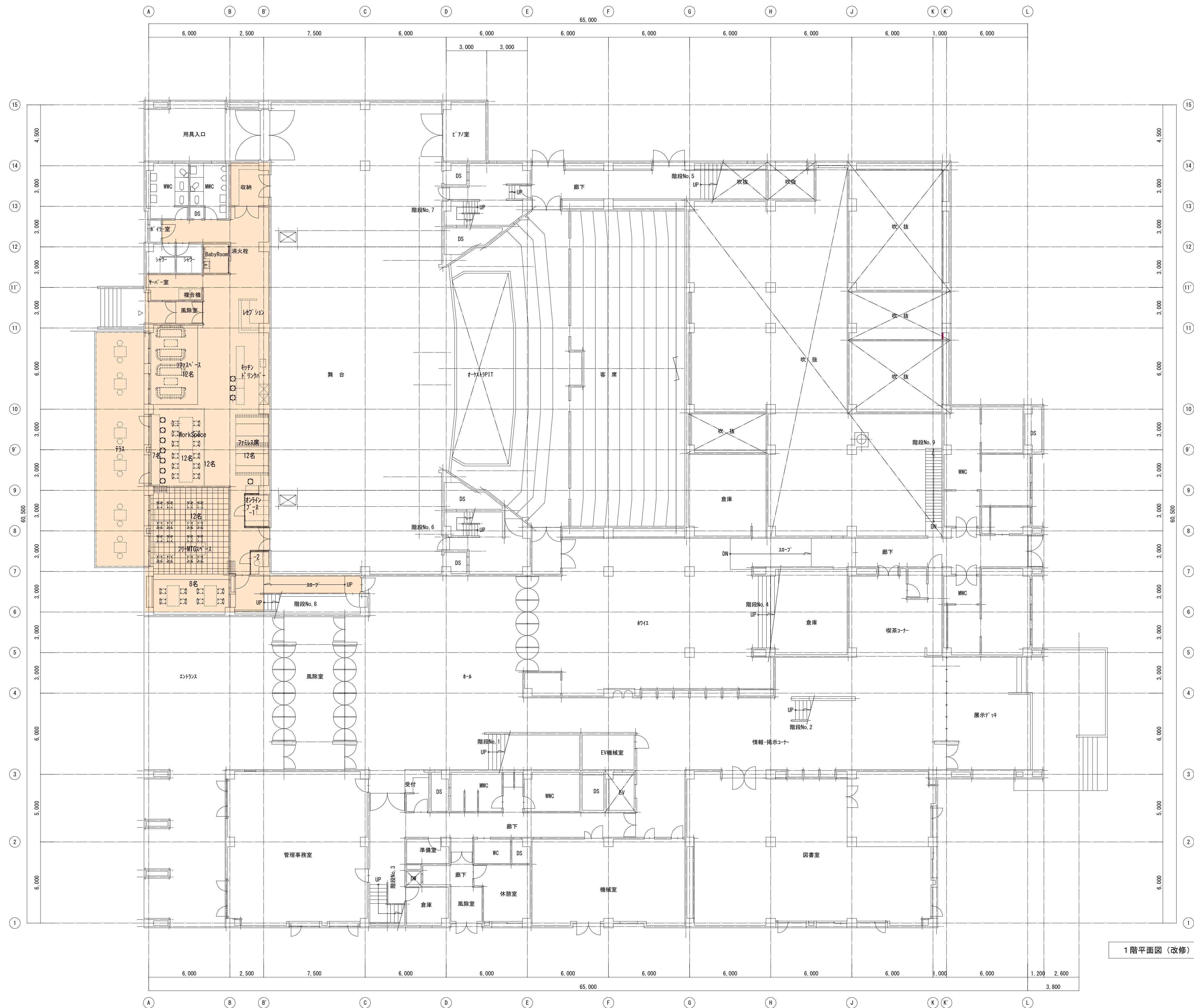
工事名称
 弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事

図面名称
 1階平面図 (現況)

縮尺
 1/150

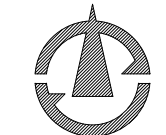
図面番号
 A-10

電機
 構機



1階平面図 (改修) S=1/150

備考	



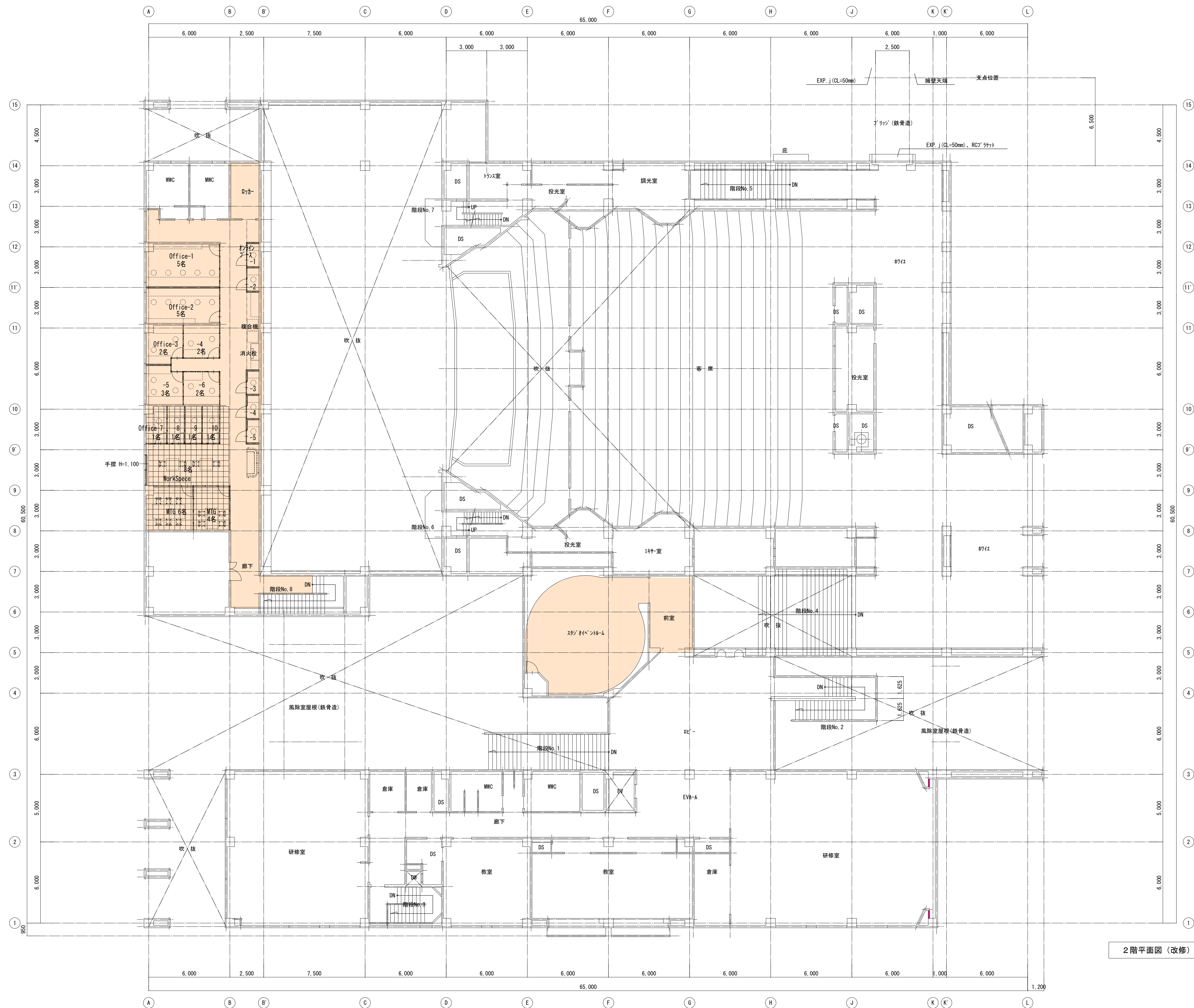
発注者	弥彦村デジタル行政推進課
-----	--------------

新潟県燕市吉田東栄町48番1号 株式会社 近藤測量設計 代表取締役 小川 秀司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	TEL 0256-92-2215
--	------------------

設計番号	年月日
	2023.09
審査	
チーフ	サブ

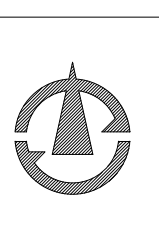
工事名称	弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事
図面名称	1階平面図 (改修)
縮尺	1/150

図面番号	A-12



2階平面図 (改修) S=1/150

備考	



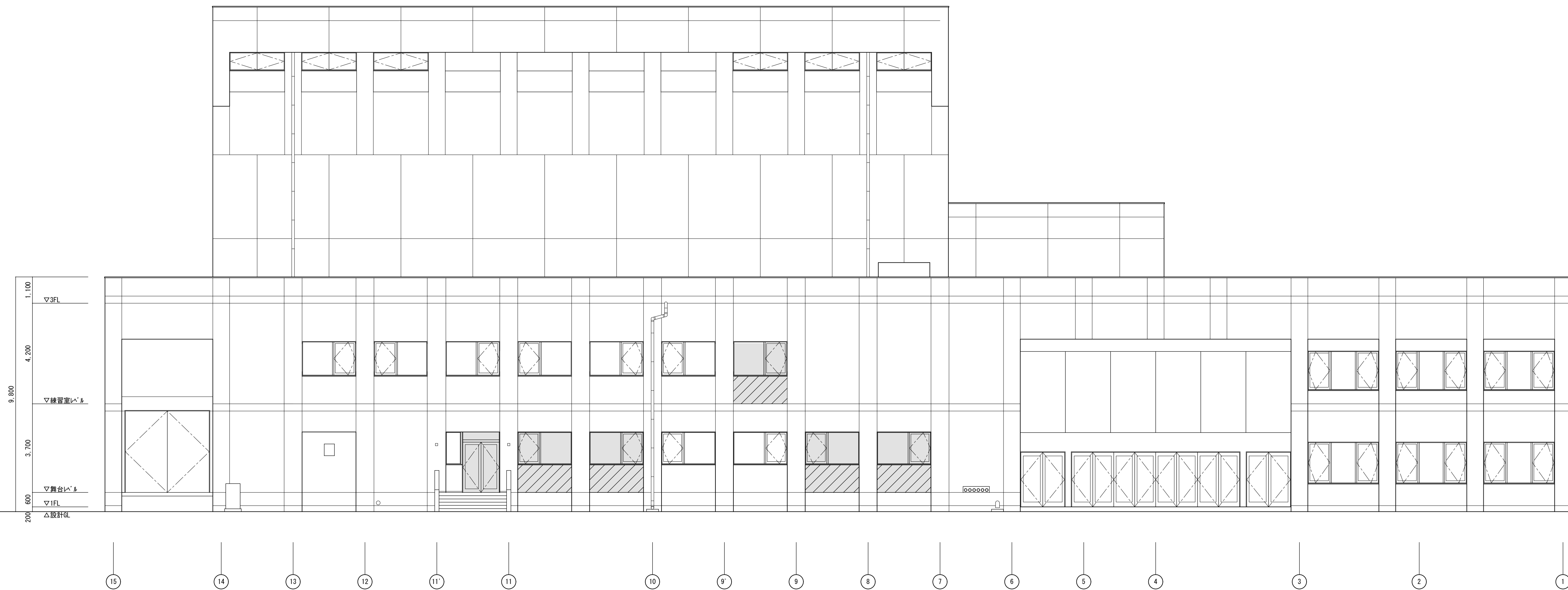
発注者
弥彦村デジタル行政推進課

新潟県燕市吉田東栄町48番1号 TEL 0256-92-2215
株式会社 近藤測量設計
 代表取締役 小川 秀司
 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号
 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳

設計番号
 年月日
 2023.09
 審査
 チーフ サブ


工事名称
弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事
 図面名称
2階平面図 (改修)
 縮尺
 1/150

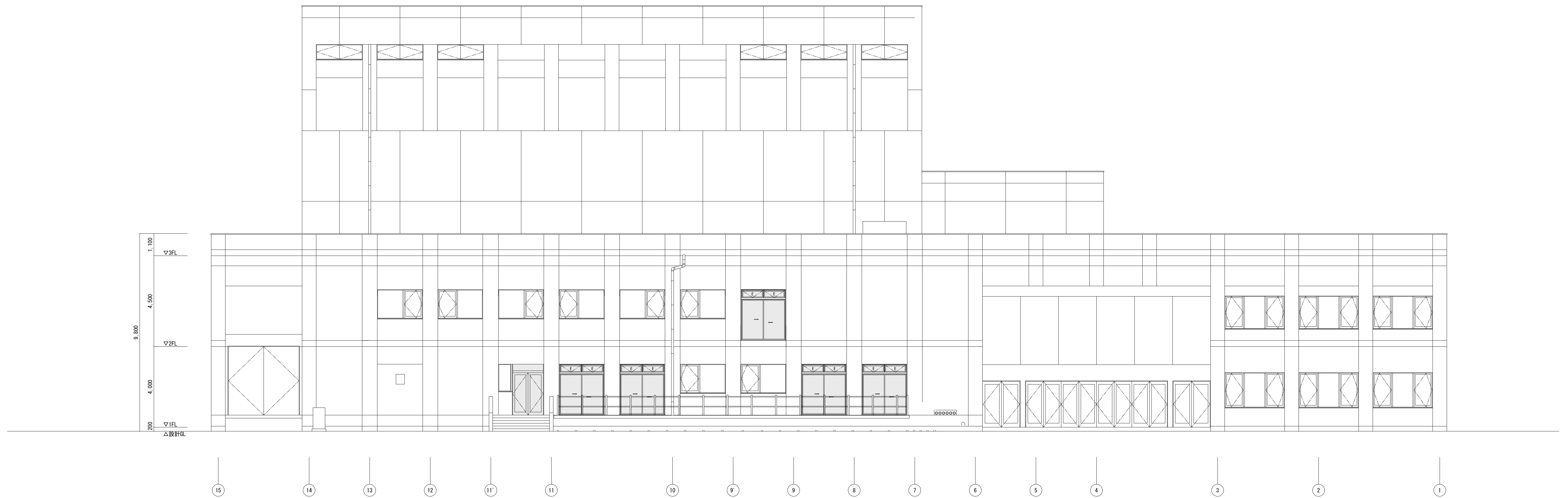
図面番号
 A-13
 意電
 構機



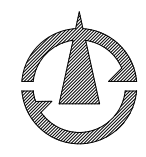
立面図（現況） S=1/100

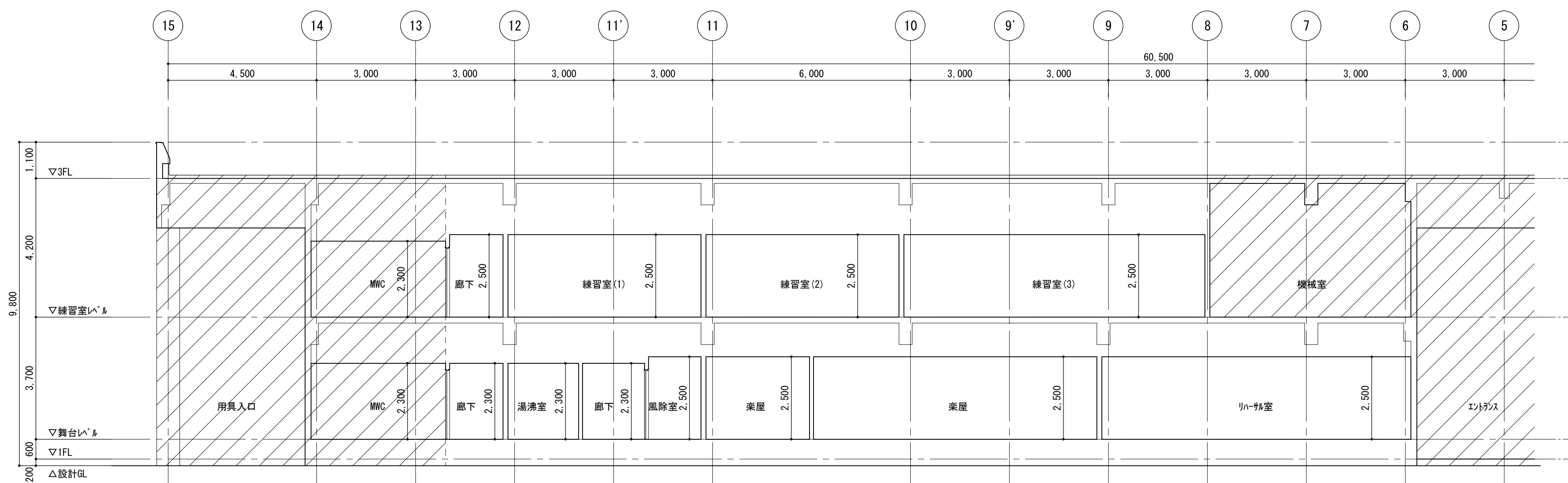
コンクリート壁撤去

備考			発注者 弥彦村デジタル行政推進課	新潟県燕市吉田東栄町48番1号 株式会社 近藤測量設計 代表取締役 小川 秀司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	設計番号	年月日 2023.09	工事名称 弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事	図面番号 A-14
					審査 チーフ サブ	図面名称 立面図（現況）	縮尺 1/100	電機 構機

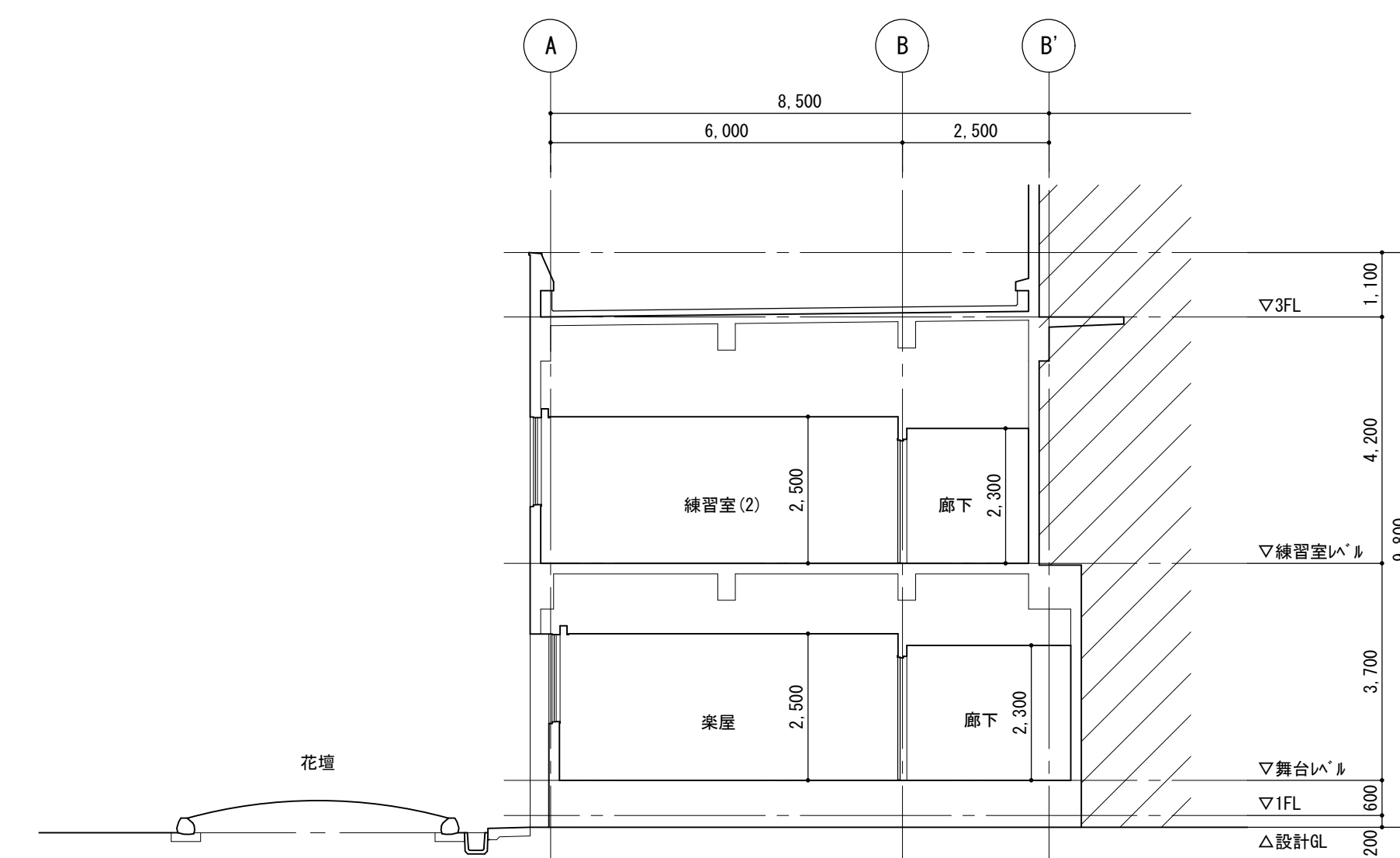


立面図（改修） S=1/100

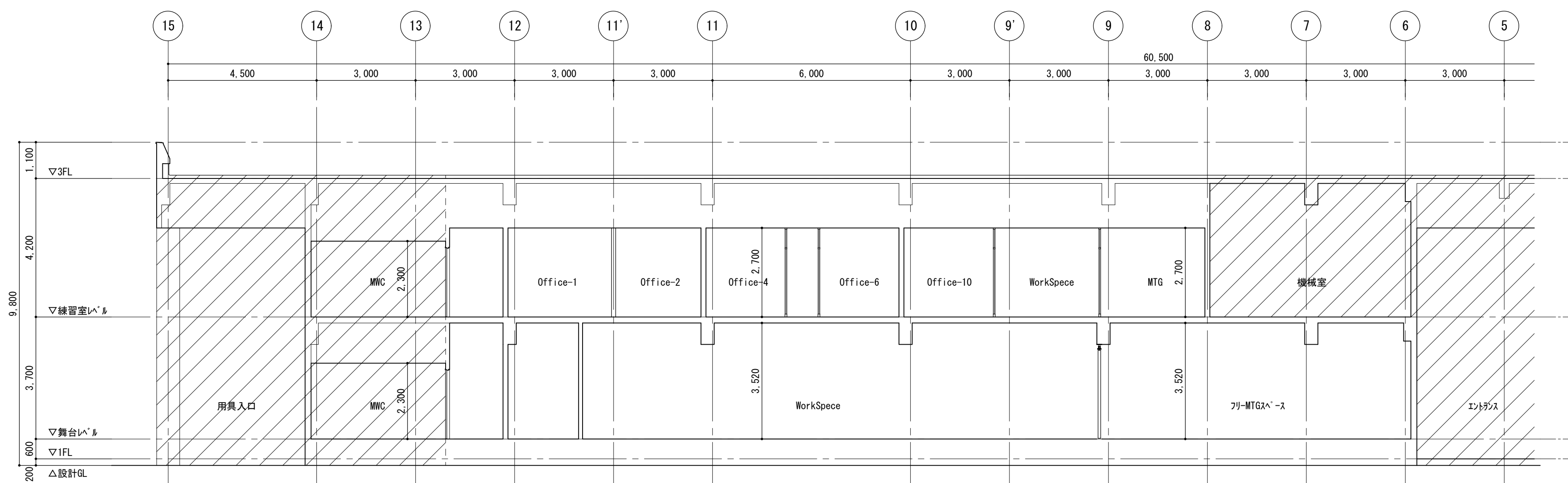
備考			発注者 弥彦村デジタル行政推進課	新潟県燕市吉田東栄町48番1号 TEL 0256-92-2215 株式会社 近藤測量設計 代表取締役 小川 秀司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	設計番号	年月日 2023.09	工事名称 弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事	図面番号 A-15
					審査	チーフ	サブ	図面名称 立面図（改修）



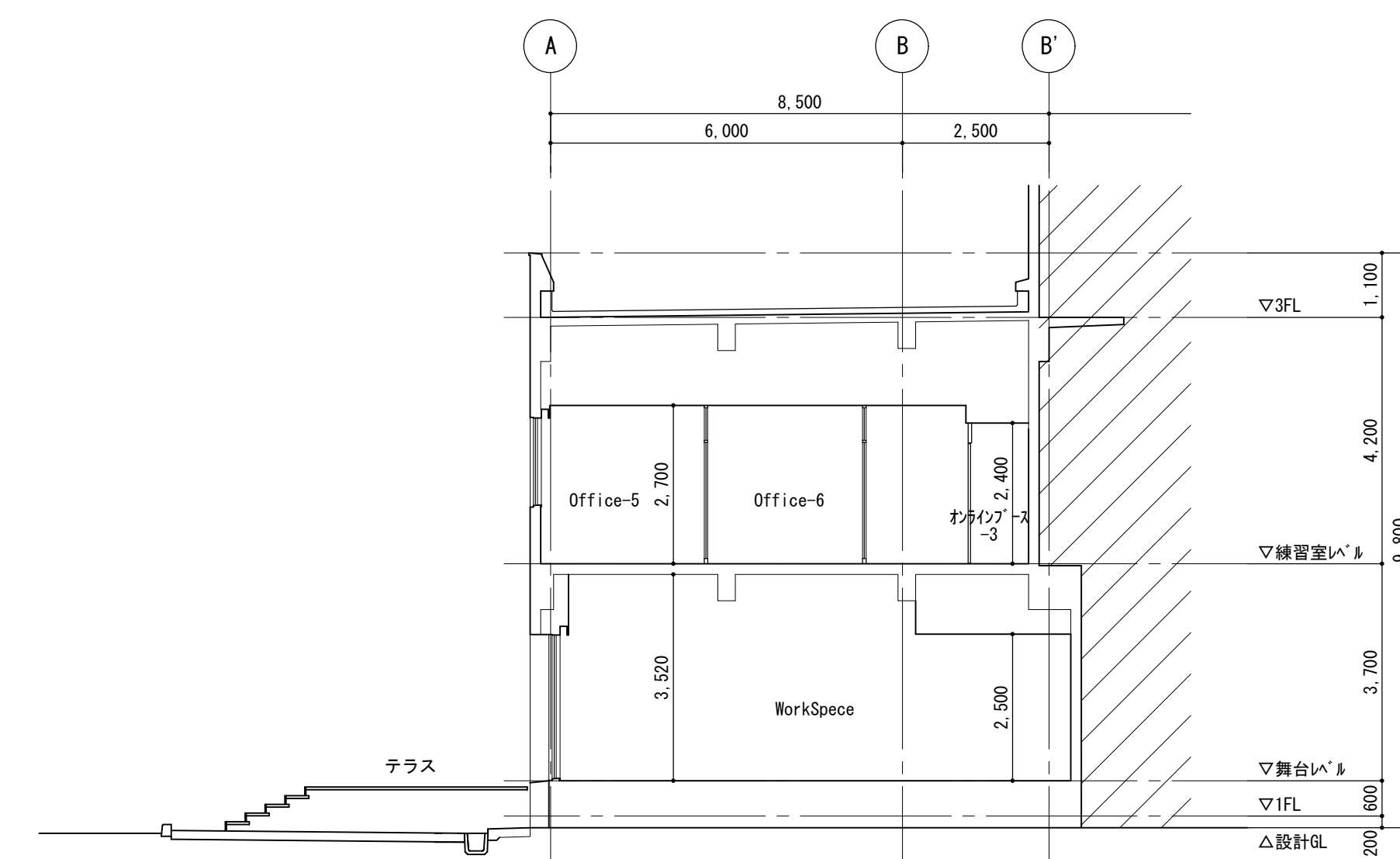
断面図 (現況) 1/100



凡 例	
	工事対象外

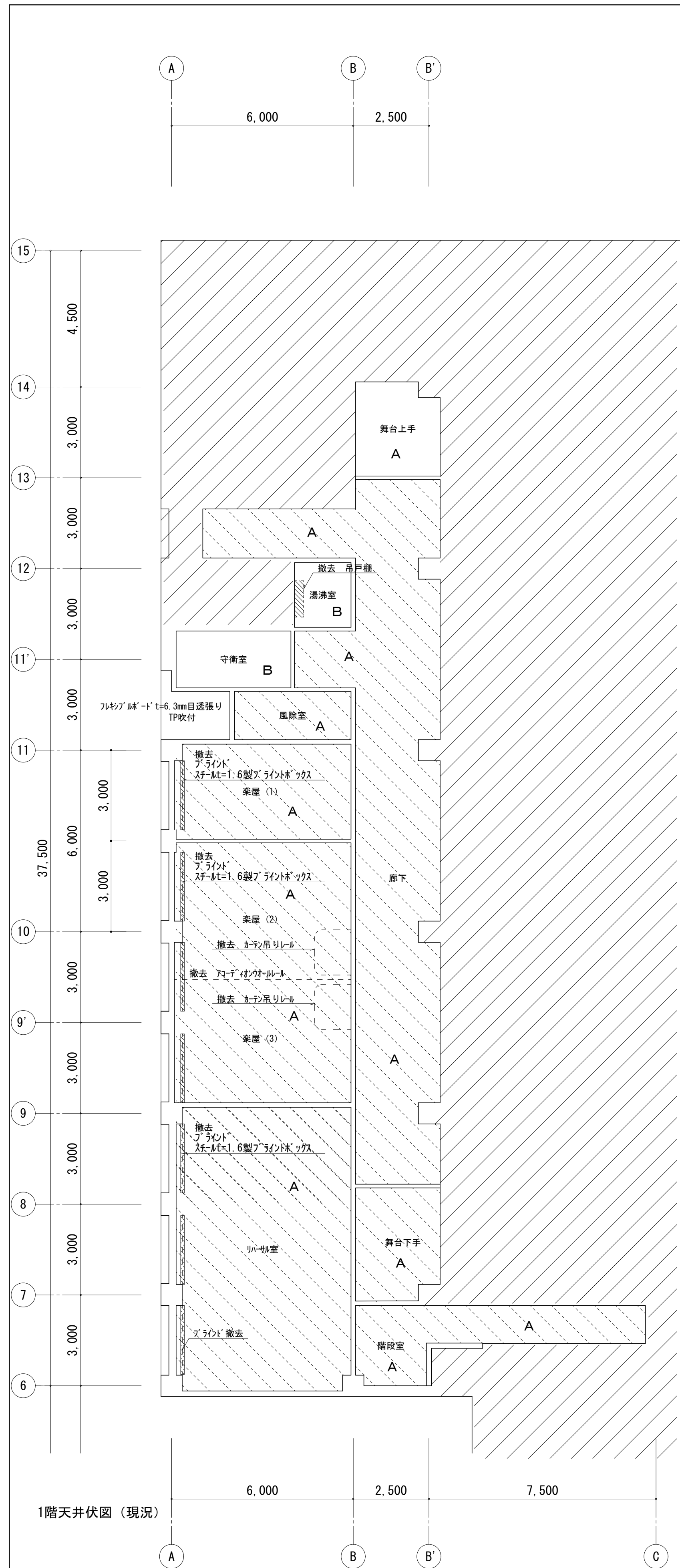


断面図 (改修) 1/100

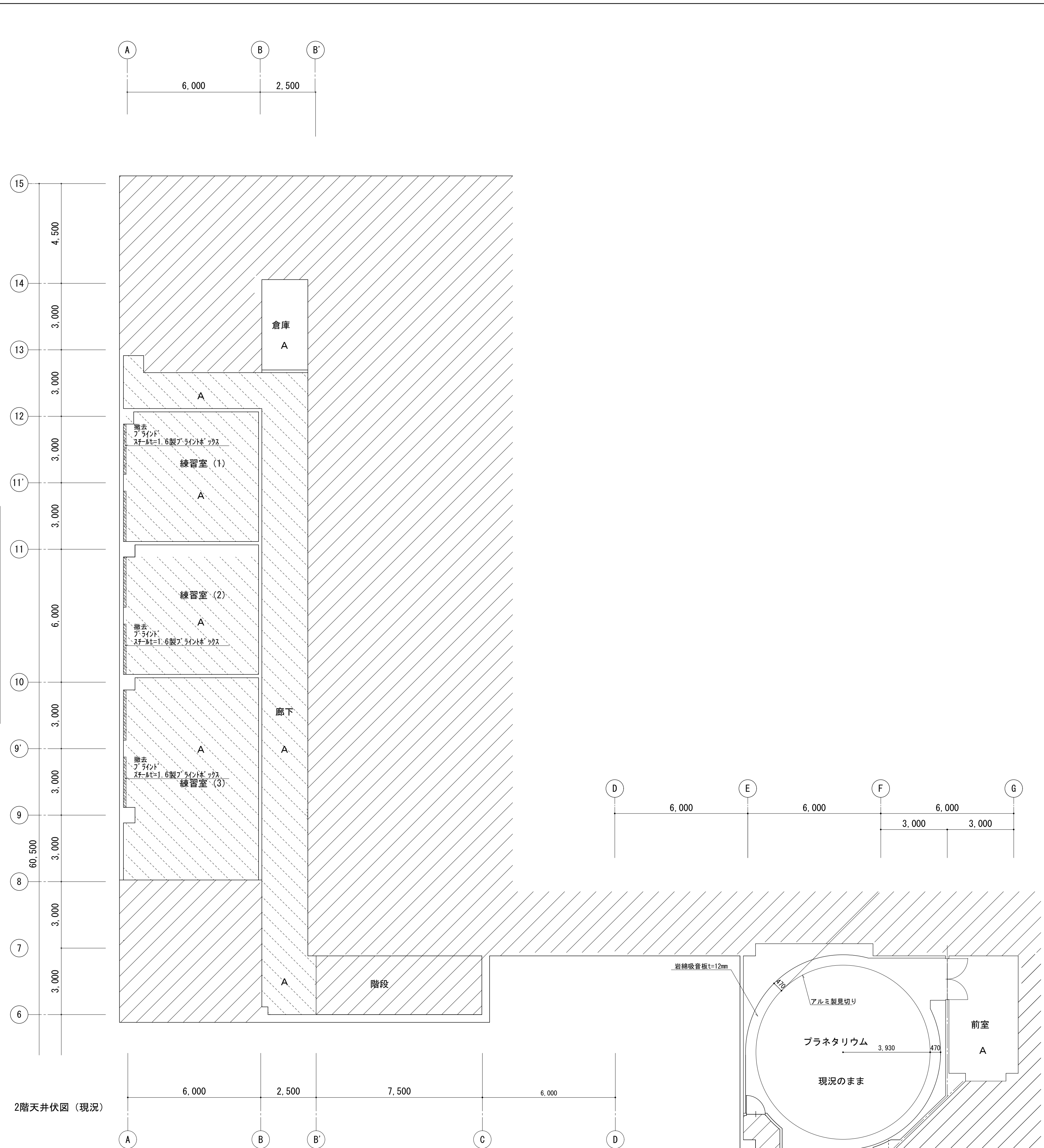


凡 例	
	工事対象外

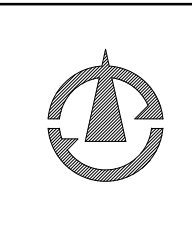
備 考			発注者 弥彦村デジタル行政推進課	新潟県燕市吉田東栄町48番1号 株式会社 近 藤 測 量 設 計 代表取締役 小川 秀 司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	設計番号	年月日 2023.09	工事名称 弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事	図面番号 A-16
			審査	チーフ	サブ	図面名称 断面図 (現況、改修)	縮 尺 1/100	電 機 構 機



凡 例	
※寸法 現場実測を優先する	
	天井仕上材撤去、LGS天井下地19型撤去範囲
	天井仕上材撤去範囲
	工事対象外
	「フライント」撤去 スチールt=1.6製アライントボックス撤去
符号	天井仕上材
A	岩綿吸音板t=12mm、石膏ボードt=9mm下地
B	FB(フレキシブルボード)t=4mm



備考	

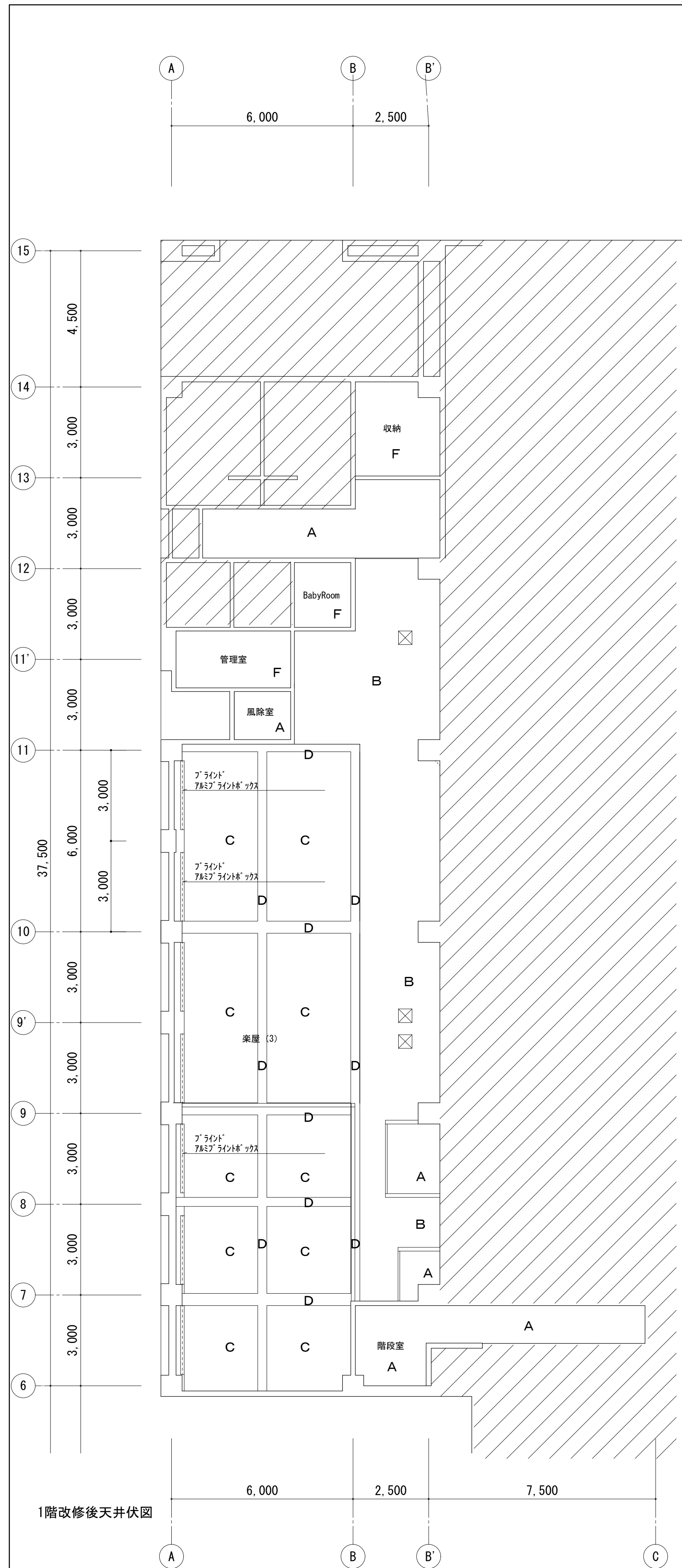


発注者	弥彦村デジタル行政推進課
-----	--------------

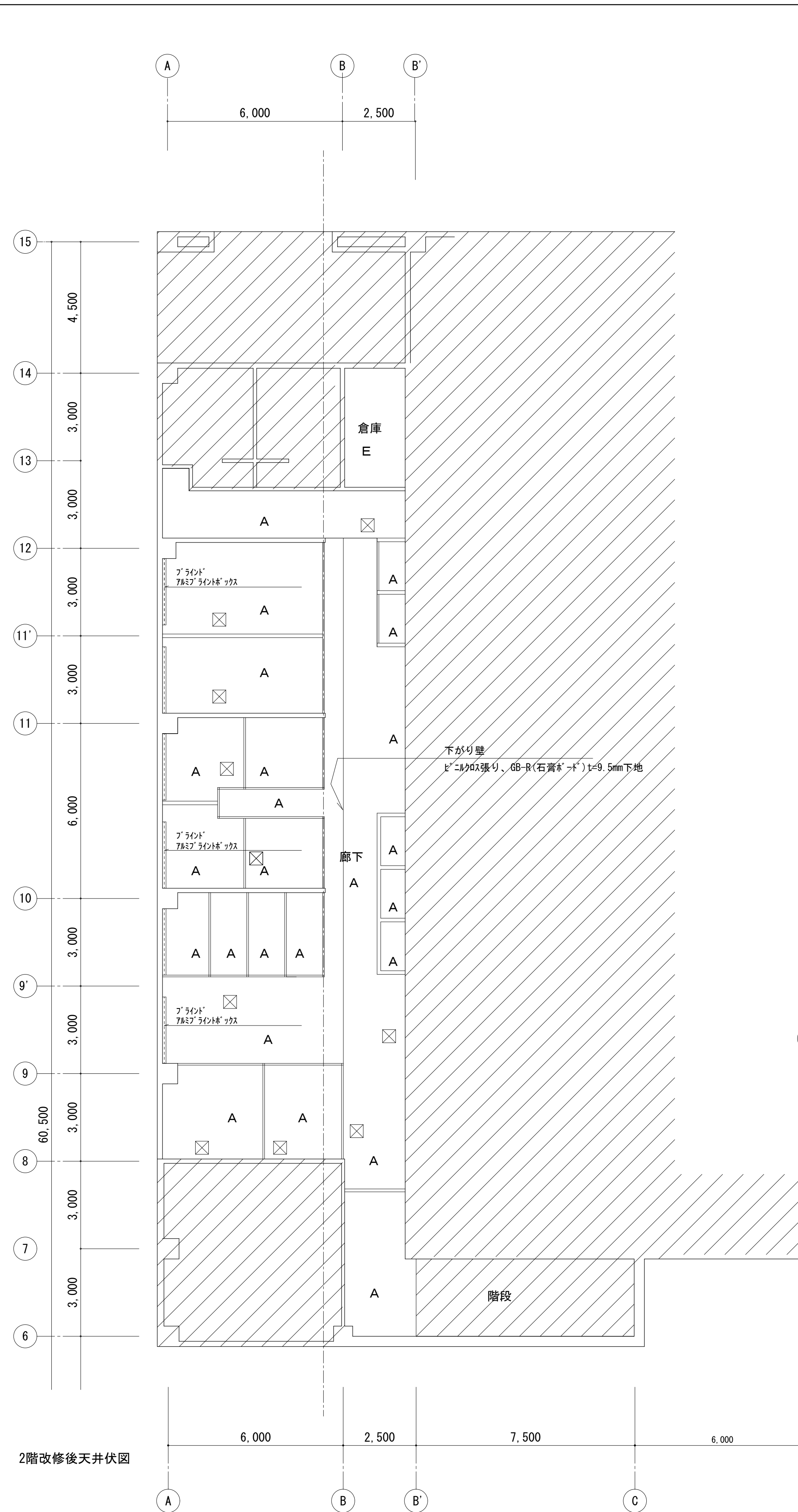
新潟県吉田東栄町48番1号 株式会社 近藤測量設計 代表取締役 小川 秀司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	TEL 0256-92-2215
--	------------------

設計番号	年月日	2023.09
審査	チーフ	サブ

工事名称	弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事		図面番号	A-17
図面名称	1階・2階天井伏図 (現況)	縮尺	1/100	電機 構機

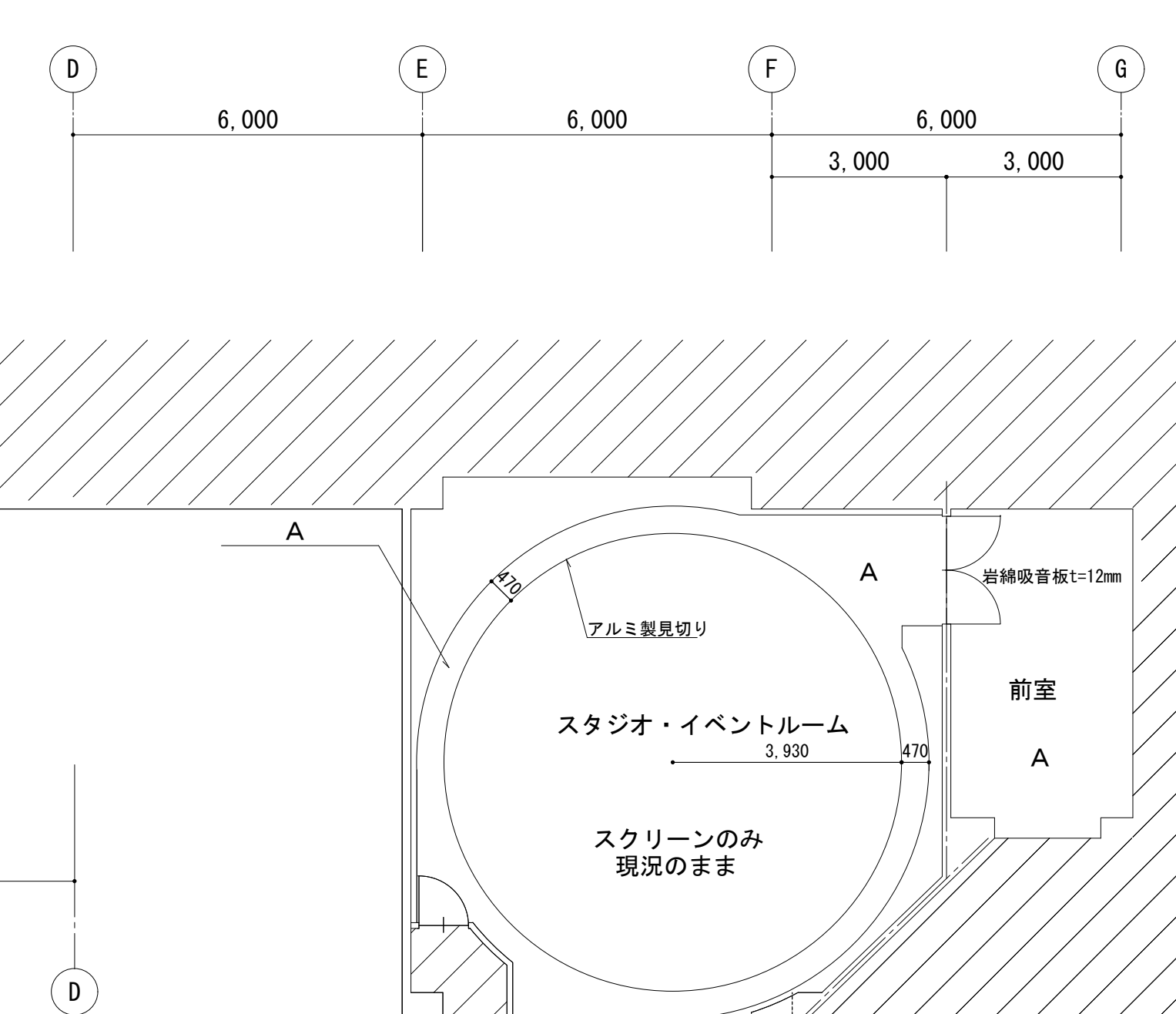


1階改修後天井伏図

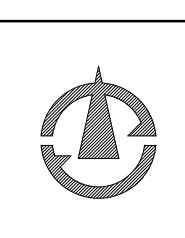


2階改修後天井伏図

凡 例	
※寸法 現場実測を優先する	
	工事対象外
	「ブライント」新設 スチ-kt=1.6製「ブライント」ボックス 新設
符号	天井仕上材
A	ロックウール化粧吸音板 t=12mm、GB-R(石膏ボード) t=9.5mm 下地
B	ビニルクロス張り、GB-R(石膏ボード) t=9.5mm 下地
C	床タタミ 現し 打放し補修仕上
D	梁型 現し 打放し補修仕上
E	現況のまま
F	GB-R(化粧石膏ボード) t=9.5mm
	天井点検口 □450 1F:3カ所 2F:10カ所



備考	

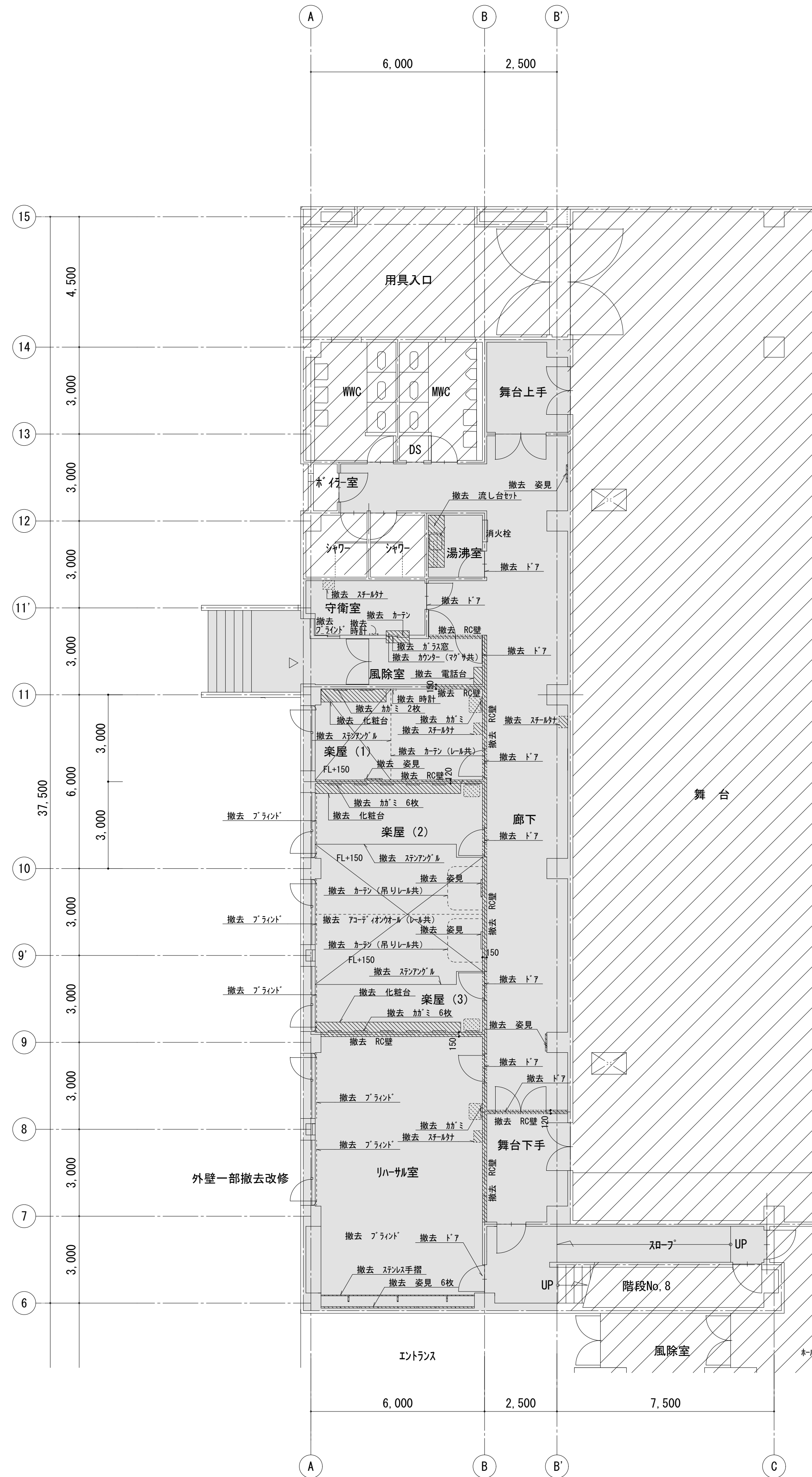


発注者	弥彦村デジタル行政推進課
-----	--------------

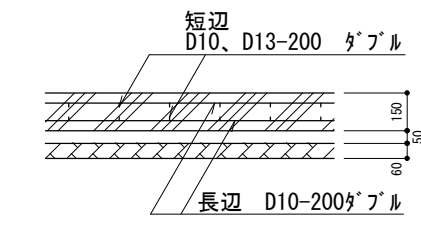
新潟県燕市吉田東栄町48番1号 株式会社 近藤測量設計 代表取締役 小川 秀司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	TEL 0256-92-2215
--	------------------

設計番号	年月日	2023.09
審査	チーフ	サブ

工事名称	弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事		図面番号	A-18
図面名称	1階・2階天井伏図(改修)	縮尺	1/100	電機 構機

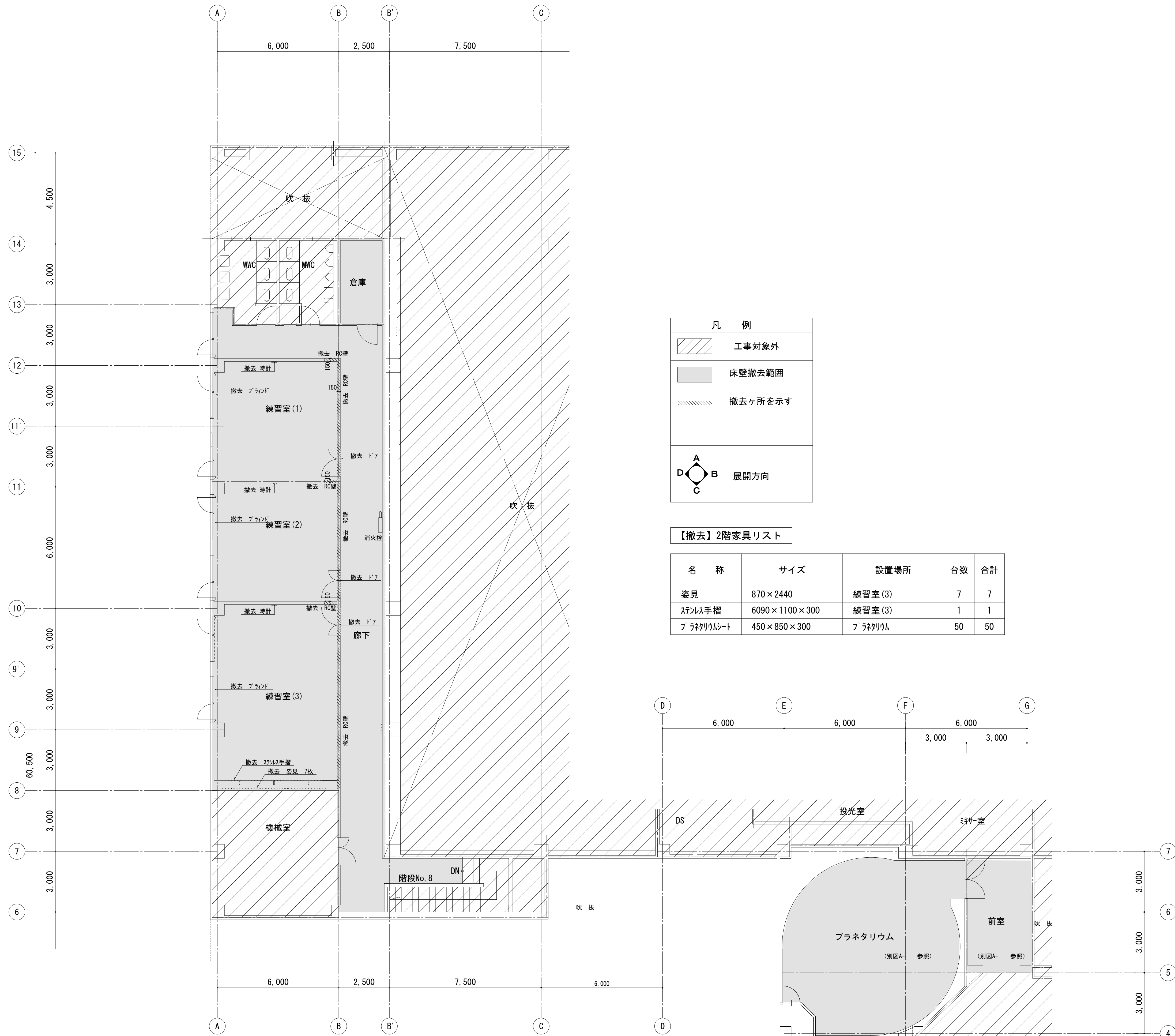


凡 例	
	工事対象外
	床壁撤去範囲
	撤去ヶ所を示す
	土間コンクリート撤去部分
	展開方向



【撤去】1階家具リスト

名 称	サイズ	設置場所	台数	合計
姿見	600×1800	廊下	2	5
		楽屋(1)	1	
		楽屋(2)	1	
		楽屋(3)	1	
鏡	900×2440	リハール室	6	6
		楽屋(1)	3	
		楽屋(2)	6	
		楽屋(3)	6	
		リハール室	1	
化粧台	2250×650×450	楽屋(1)	1	2
	4800×650×450	楽屋(2)	1	
		楽屋(3)	1	
スチール棚	530×550×330	廊下	1	6
		守衛室	1	
		楽屋(1)	1	
		楽屋(2)	1	
		楽屋(3)	1	
		リハール室	1	
スチール手摺	5400×1100×300	リハール室	1	1
流し台	1600×800×500	湯沸室	1	1
吊戸棚	1200×800×350	湯沸室	1	1
水切棚	900×300×200	湯沸室	1	1

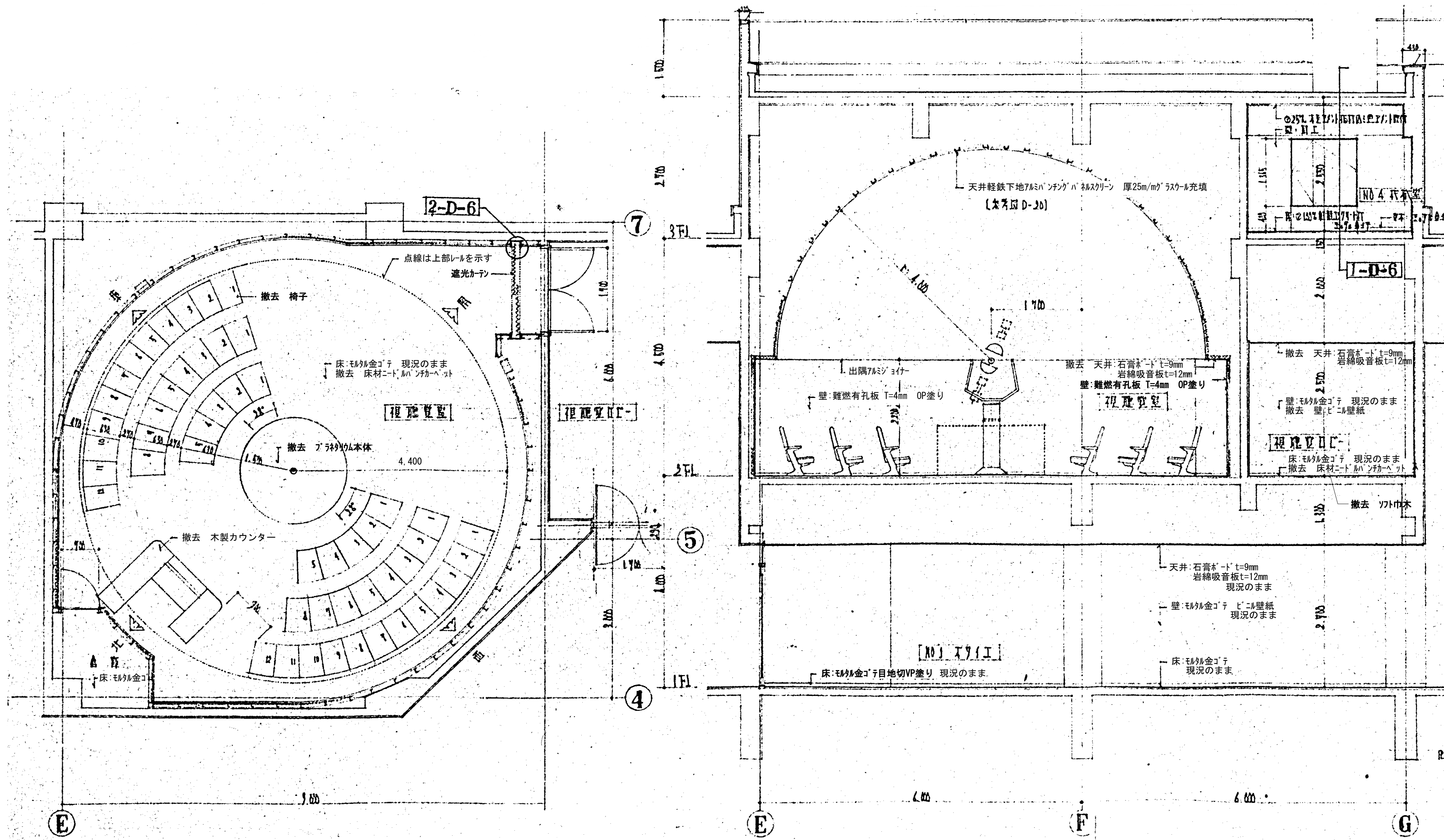


凡例

	工事対象外
	床壁撤去範囲
	撤去ヶ所を示す
	展開方向

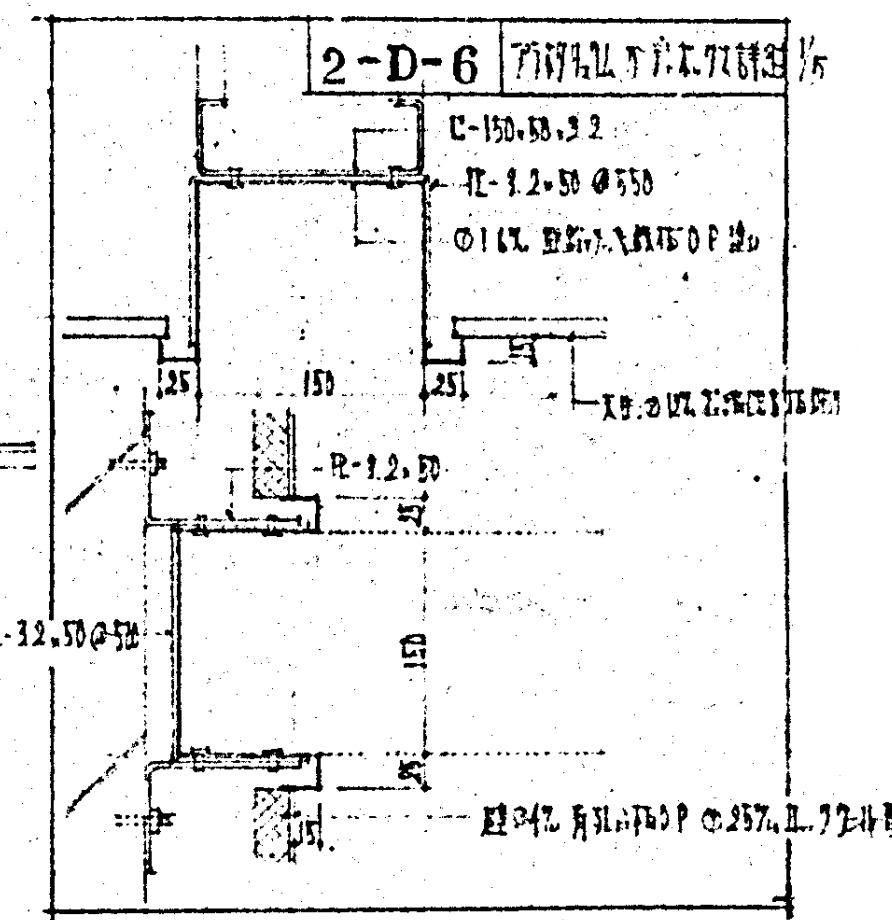
【撤去】2階家具リスト

名称	サイズ	設置場所	台数	合計
姿見	870×2440	練習室(3)	7	7
スチルスチ	6090×1100×300	練習室(3)	1	1
プラネタリウム	450×850×300	プラネタリウム	50	50

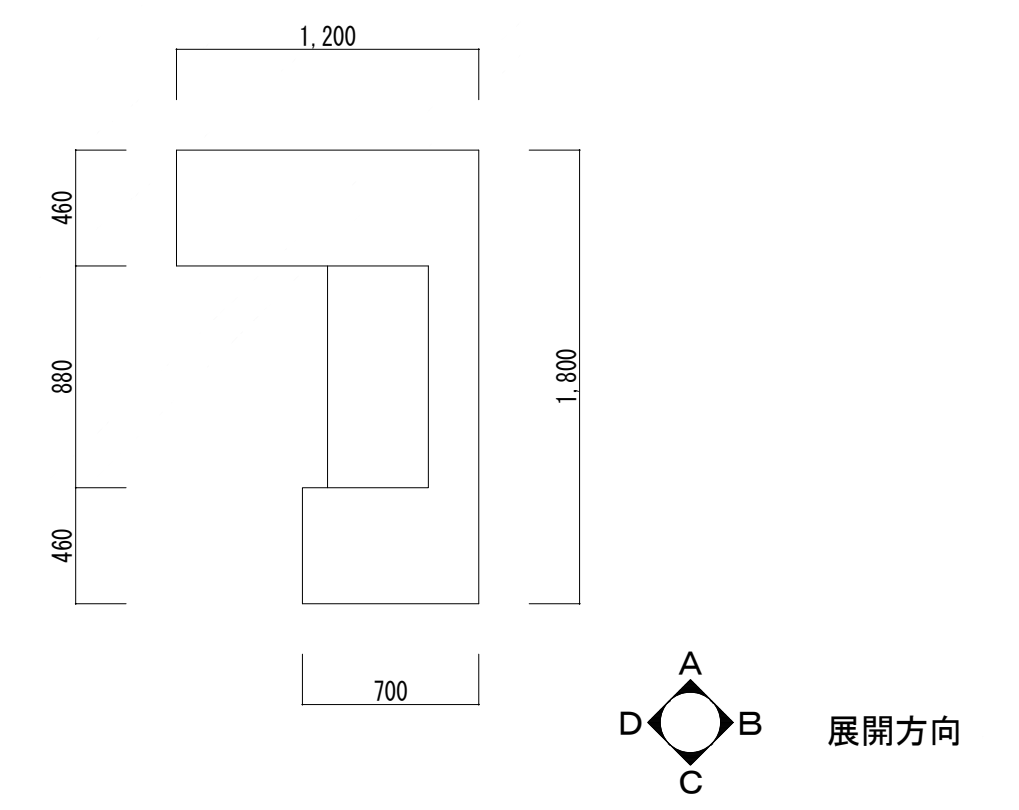


プラネタリウム平面詳細 S=1/50

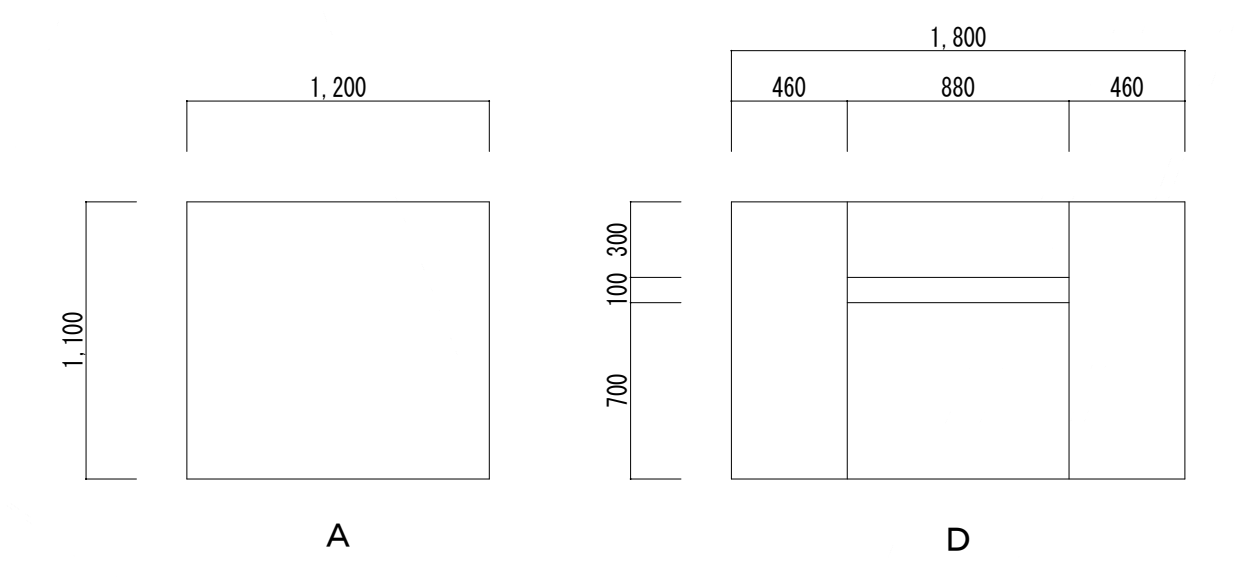
プラネタリウム断面詳細 S=1/50



プラネタリウム カーテンボックス詳細図



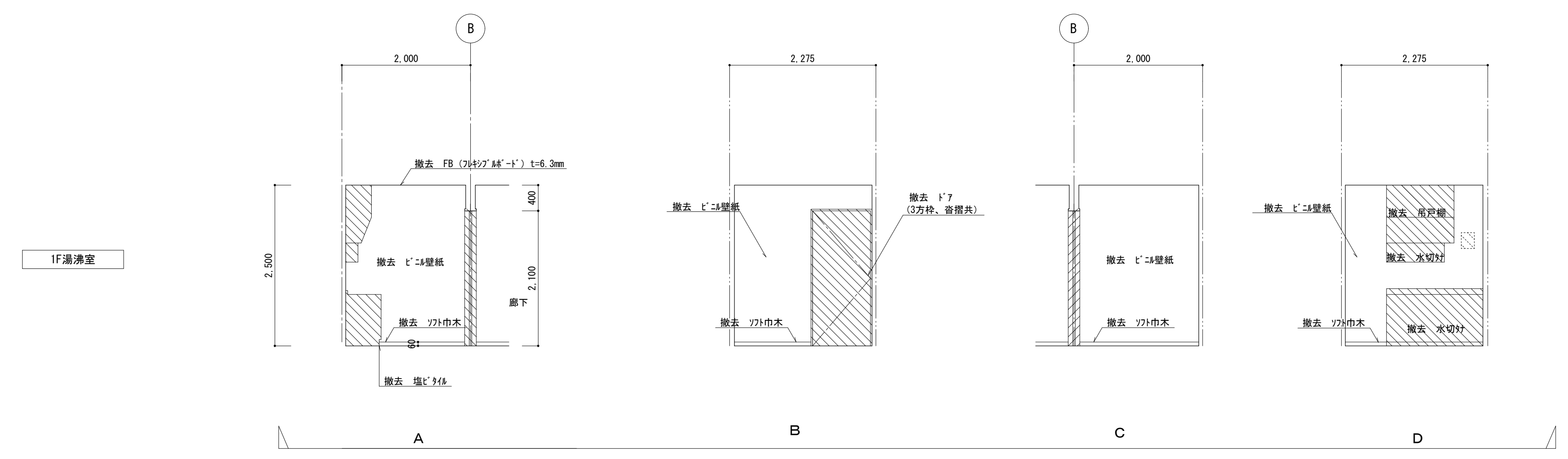
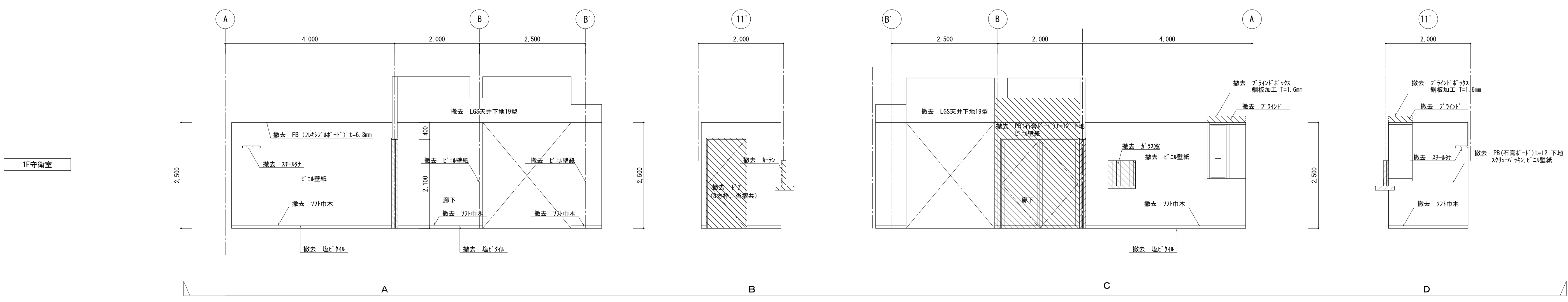
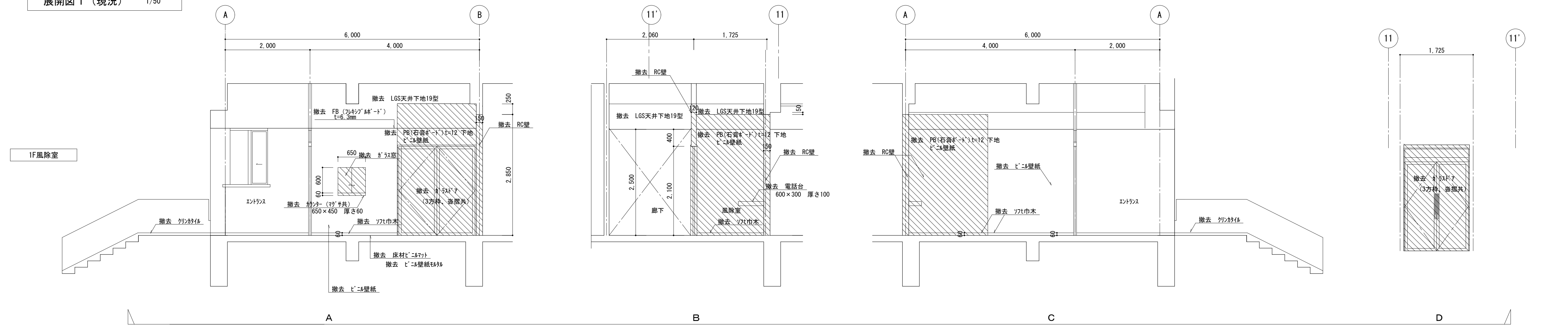
木製カウンター 平面図 S=1/30



木製カウンター 側面図 S=1/30

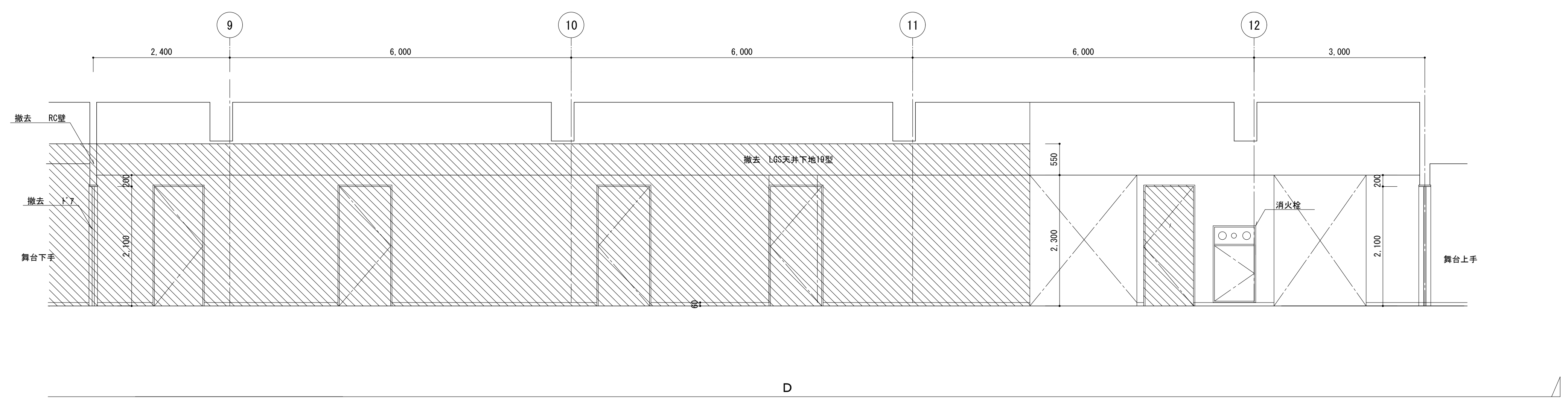
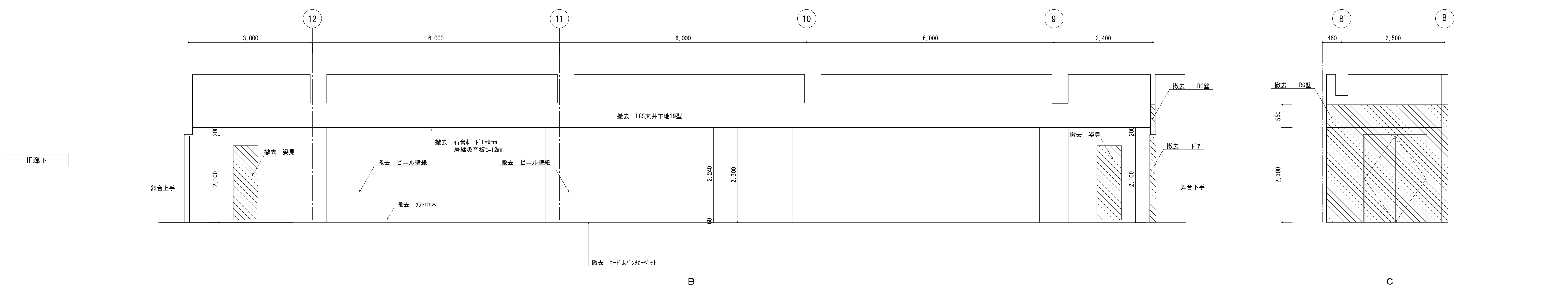
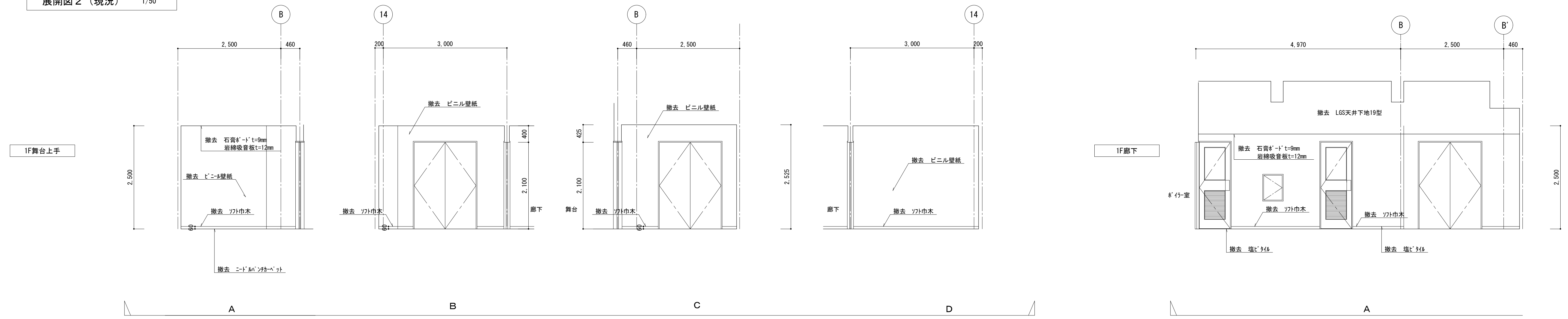
備考		発注者	弥彦村デジタル行政推進課	新潟県南魚沼市吉田東栄町48番1号 TEL 0256-92-2215	設計番号	年月日	2023.09	工事名称	弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事	図面番号	A-21
		株式会社	近藤測量設計	代表取締役 小川 秀司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	審査	チーフ	サブ	図面名称	2階プラネタリウム詳細図(現況)	縮尺	1/50・1/30・1/5

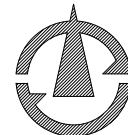
展開図 1 (現況) 1/50



備考		発注者 弥彦村デジタル行政推進課	新潟県吉田東栄町48番1号 TEL 0256-92-2215 株式会社 近藤測量設計 代表取締役 小川 秀司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	設計番号	年月日	工事名称	図面番号
					2023.09	弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事	A-22
				審査	チーフ	サブ	図面名称
							展開図 1 (現況: 1F 風除室・守衛室・湯沸室)
						縮尺	1/50
						電機	
						構機	

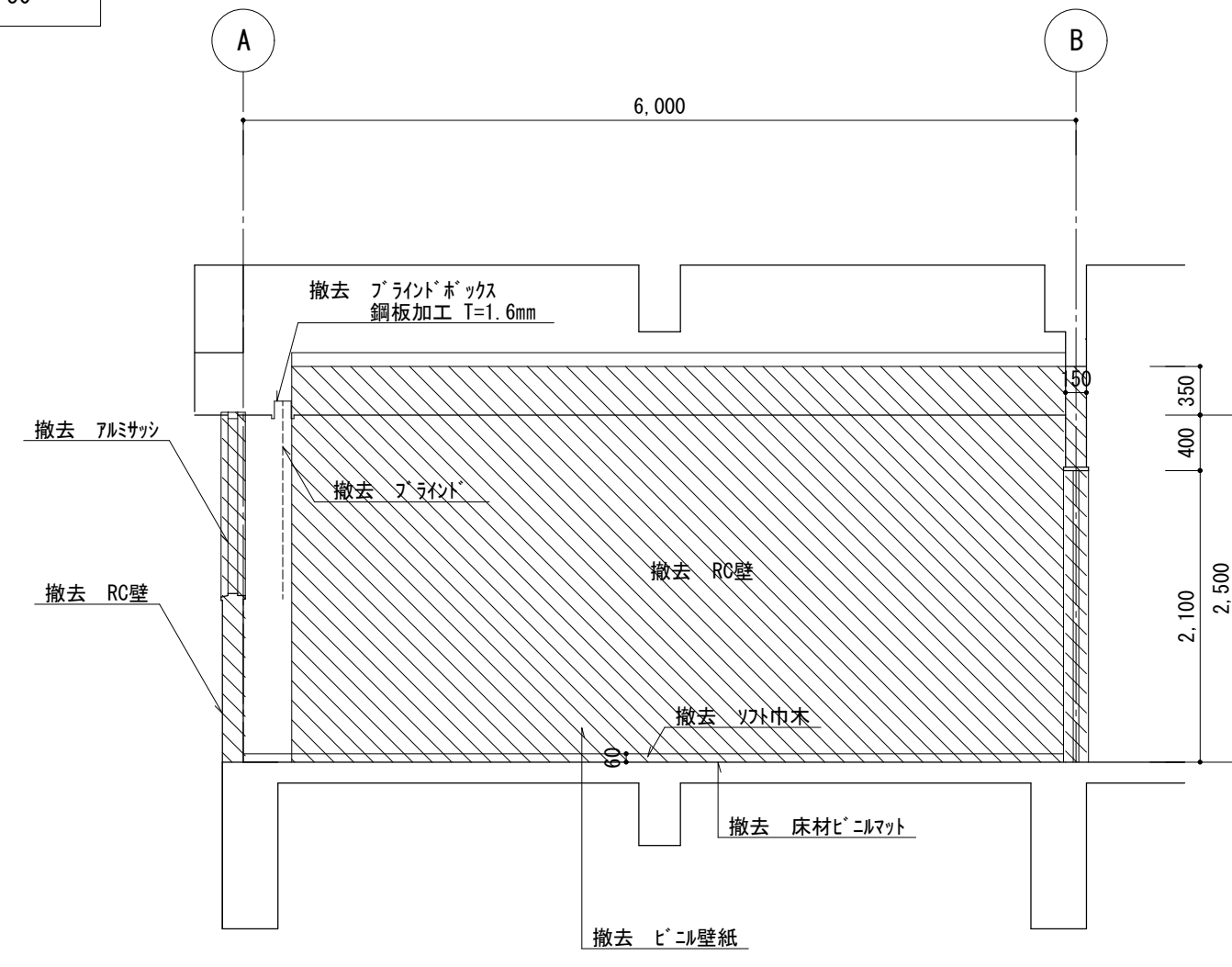
展開図2 (現況) 1/50



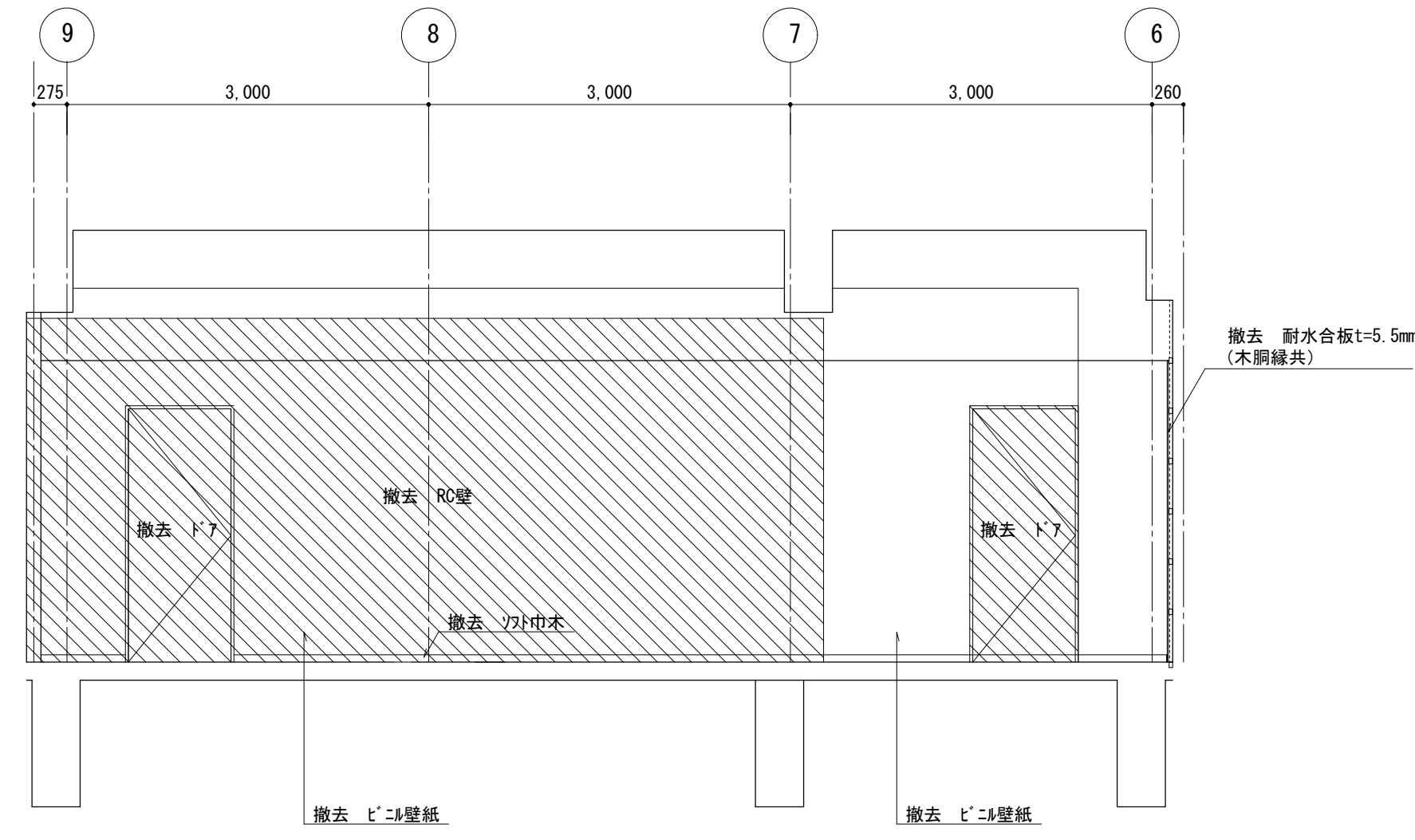
備考			発注者 弥彦村デジタル行政推進課	新潟県燕市吉田東栄町48番1号 TEL 0256-92-2215 株式会社 近藤測量設計 代表取締役 小川 秀司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	設計番号	年月日 2023.09	工事名称 弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事	図面番号 A-23
					審査	チーフ	サブ	図面名称 展開図2 (現況: 1F 舞台上手・廊下)

展開図4 (現況) 1/50

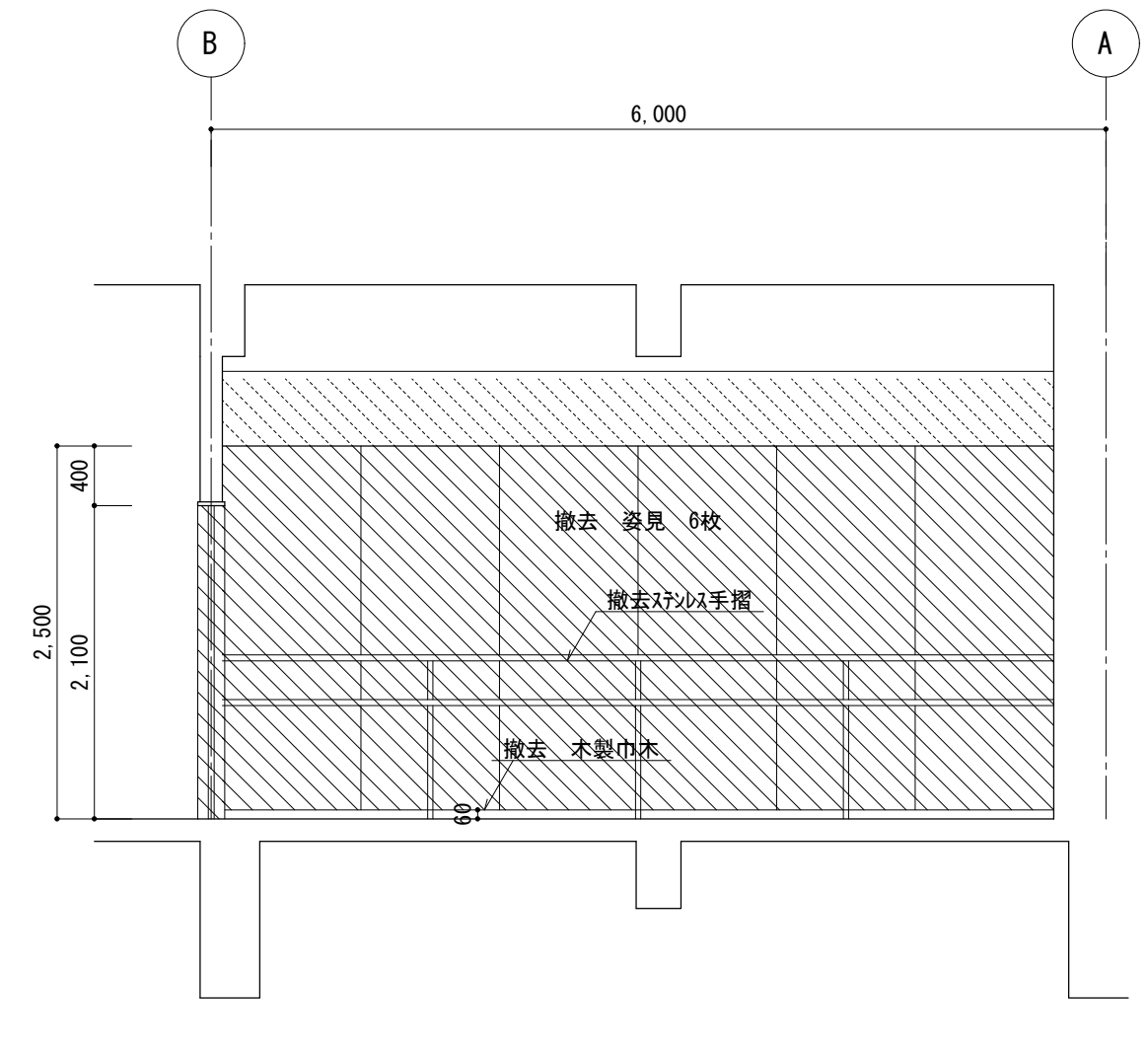
1Fリハーサル室



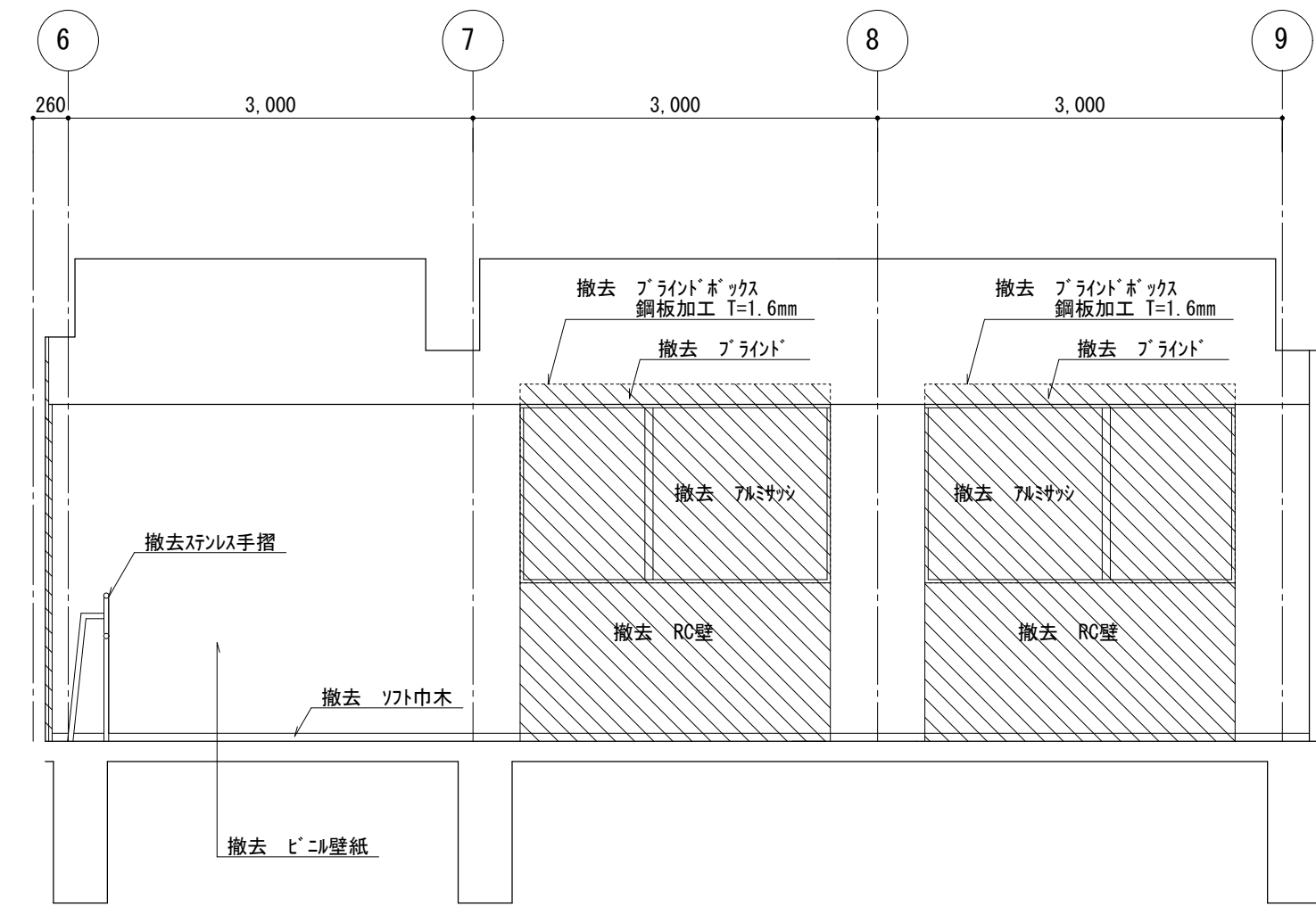
A



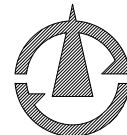
B



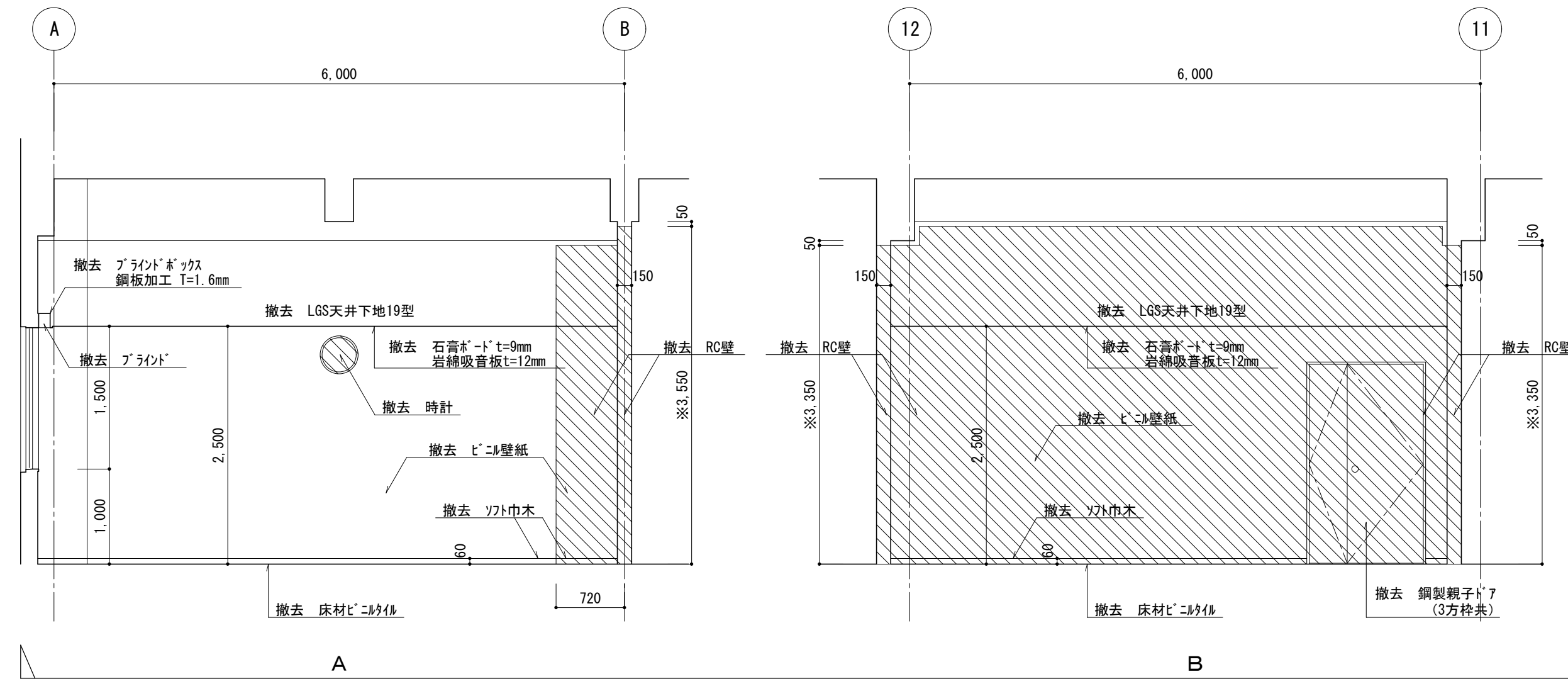
D



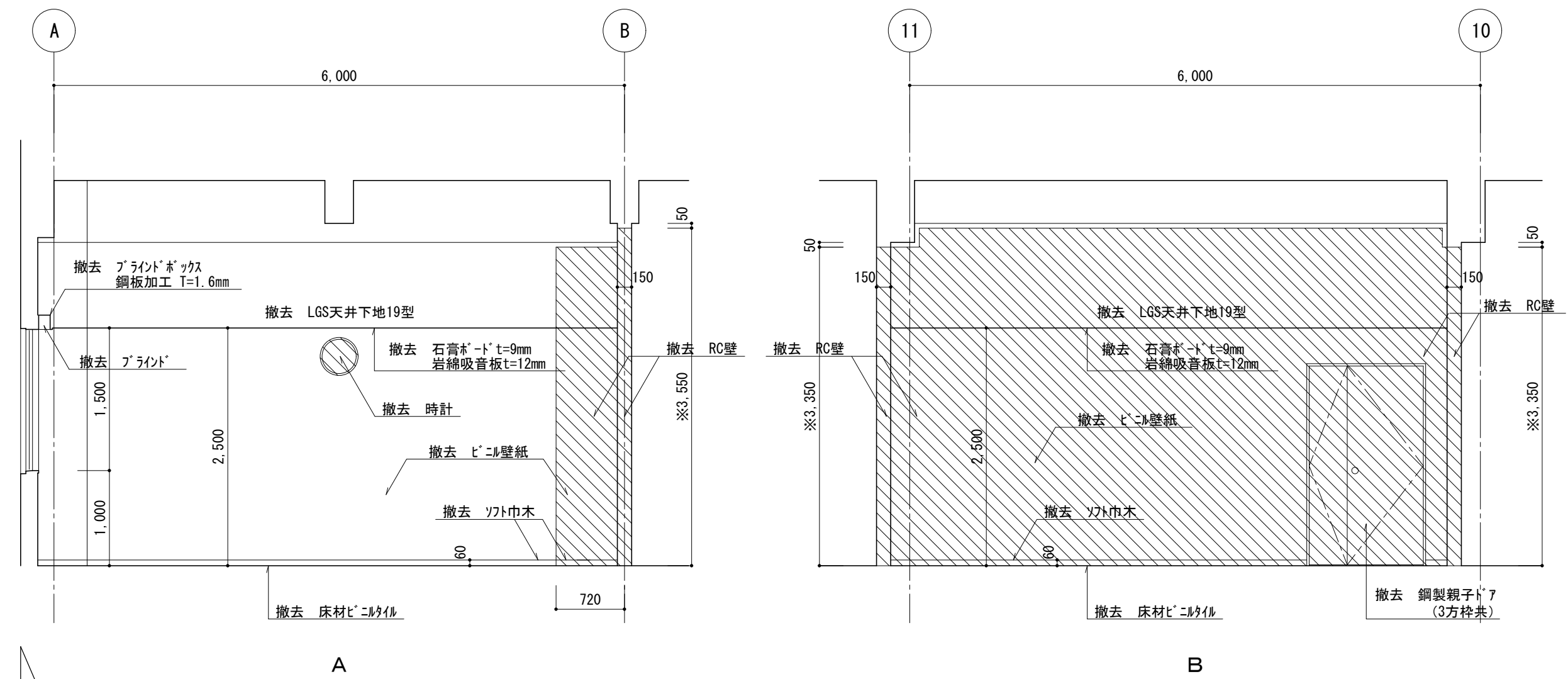
D

備考			発注者	新潟県吉田東栄町48番1号 TEL 0256-92-2215	設計番号	年月日	工事名称	図面番号			
			株式会社 近藤測量設計	代表取締役 小川 秀司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	2023.09	弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事	A-25				
					審査	チーフ	サブ	図面名称	縮尺	電	機
								展開図4 (現況: 1F リハーサル室)	1/50		

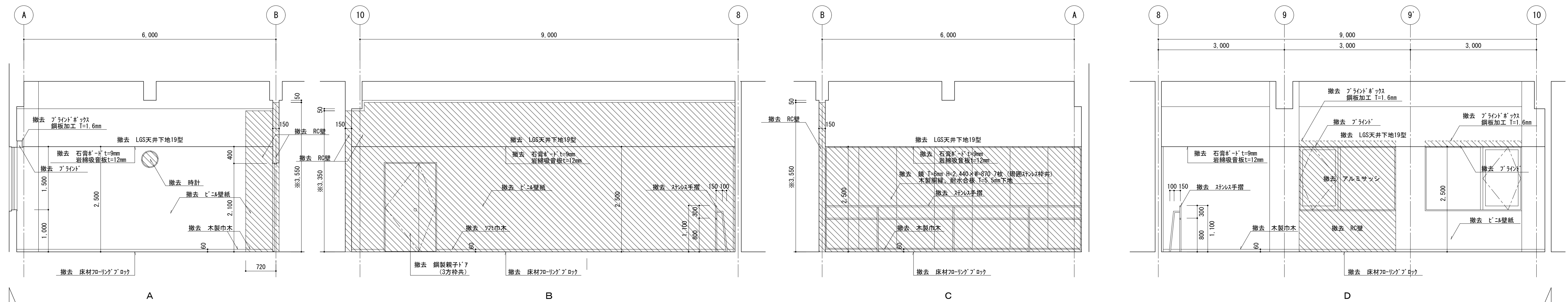
2F練習室(1)



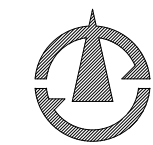
2F練習室(2)



2F練習室(3)



備考	



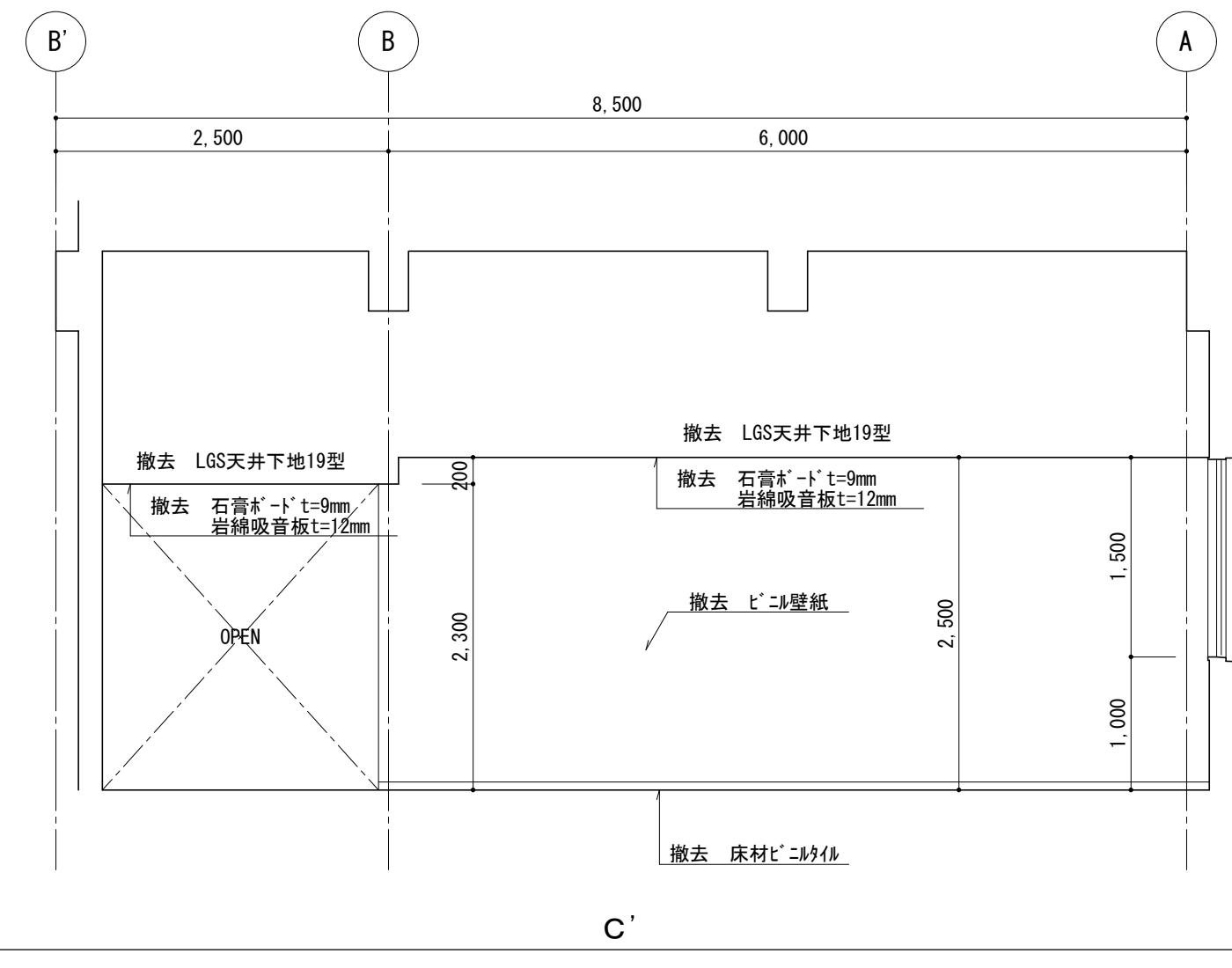
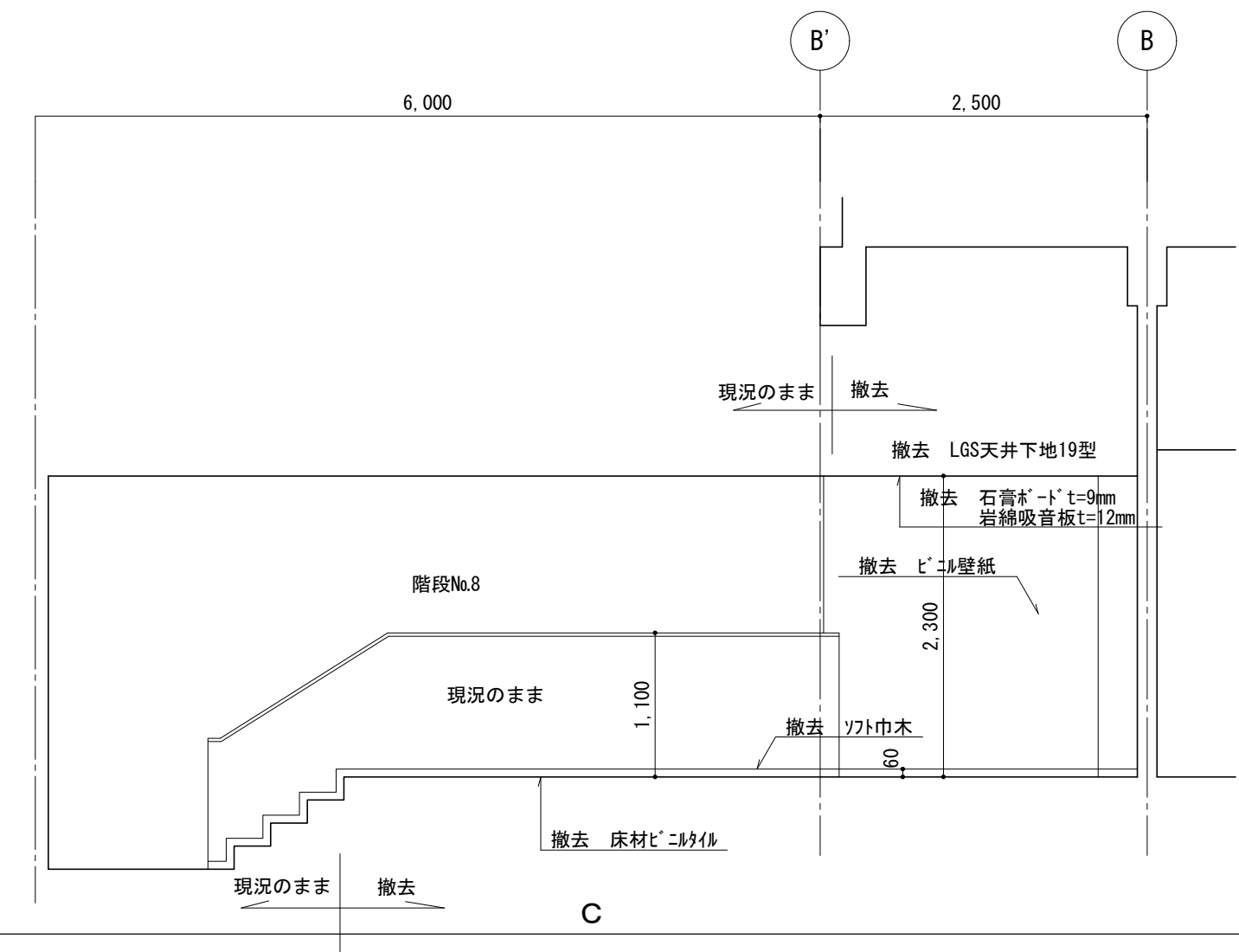
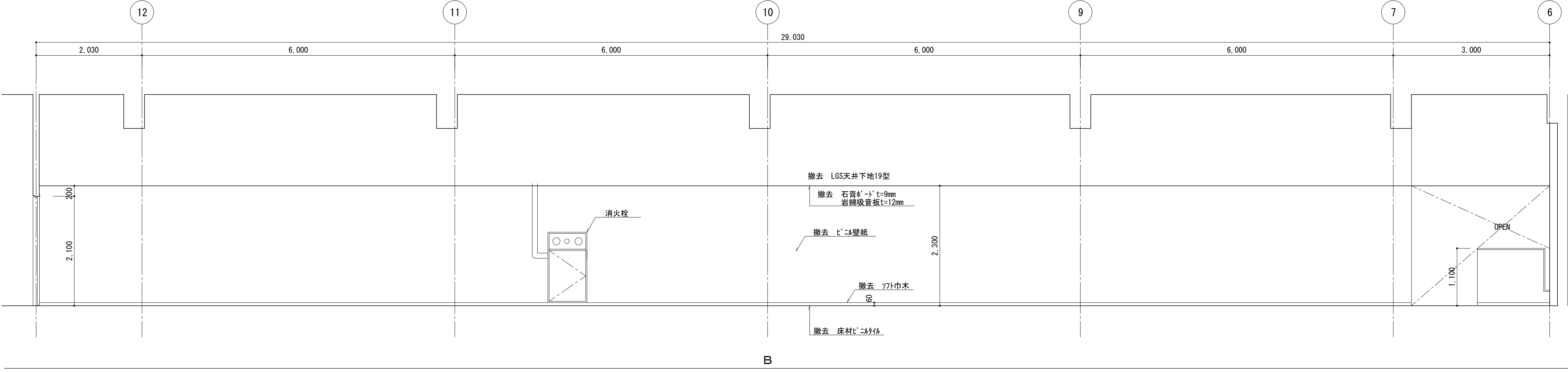
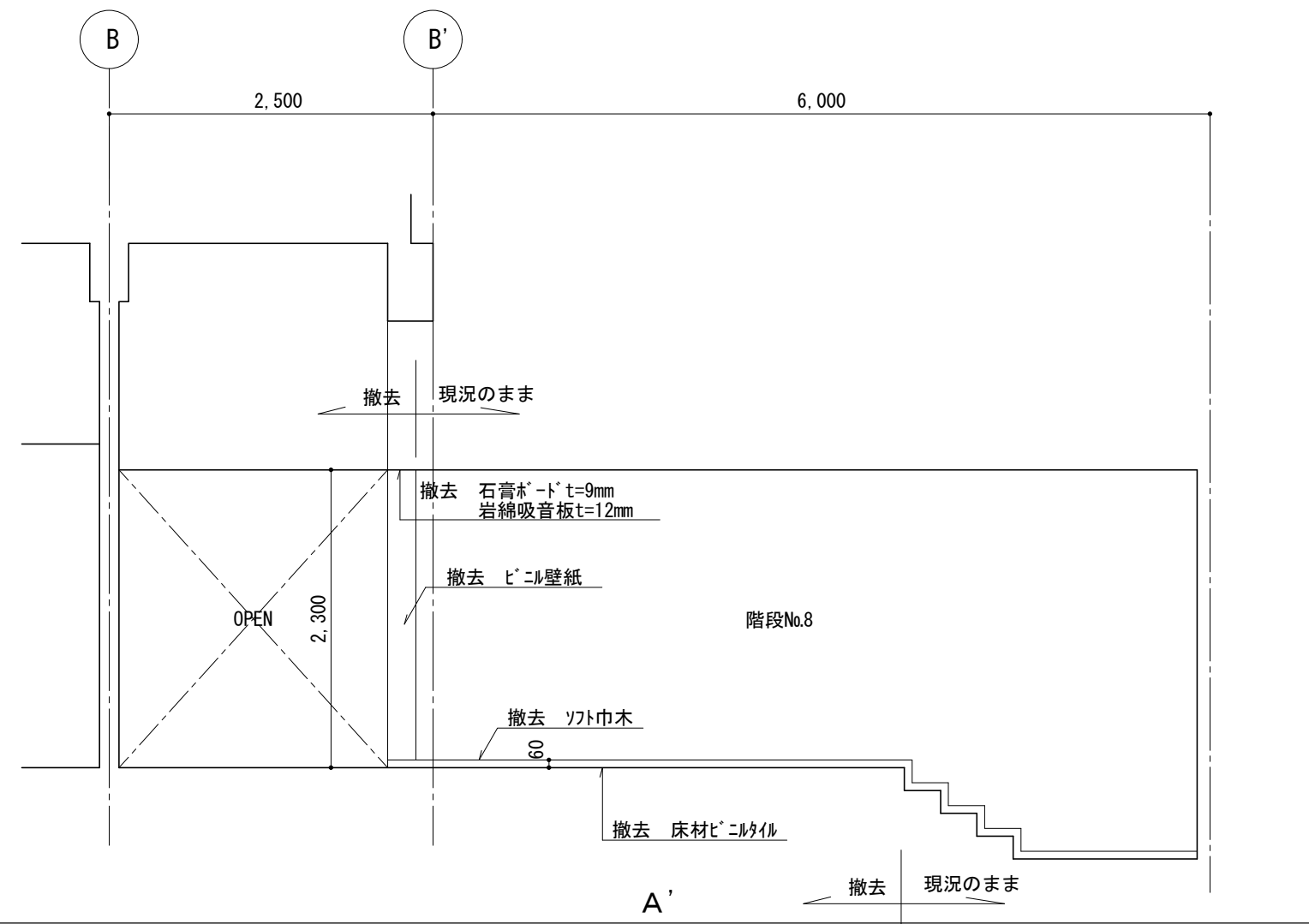
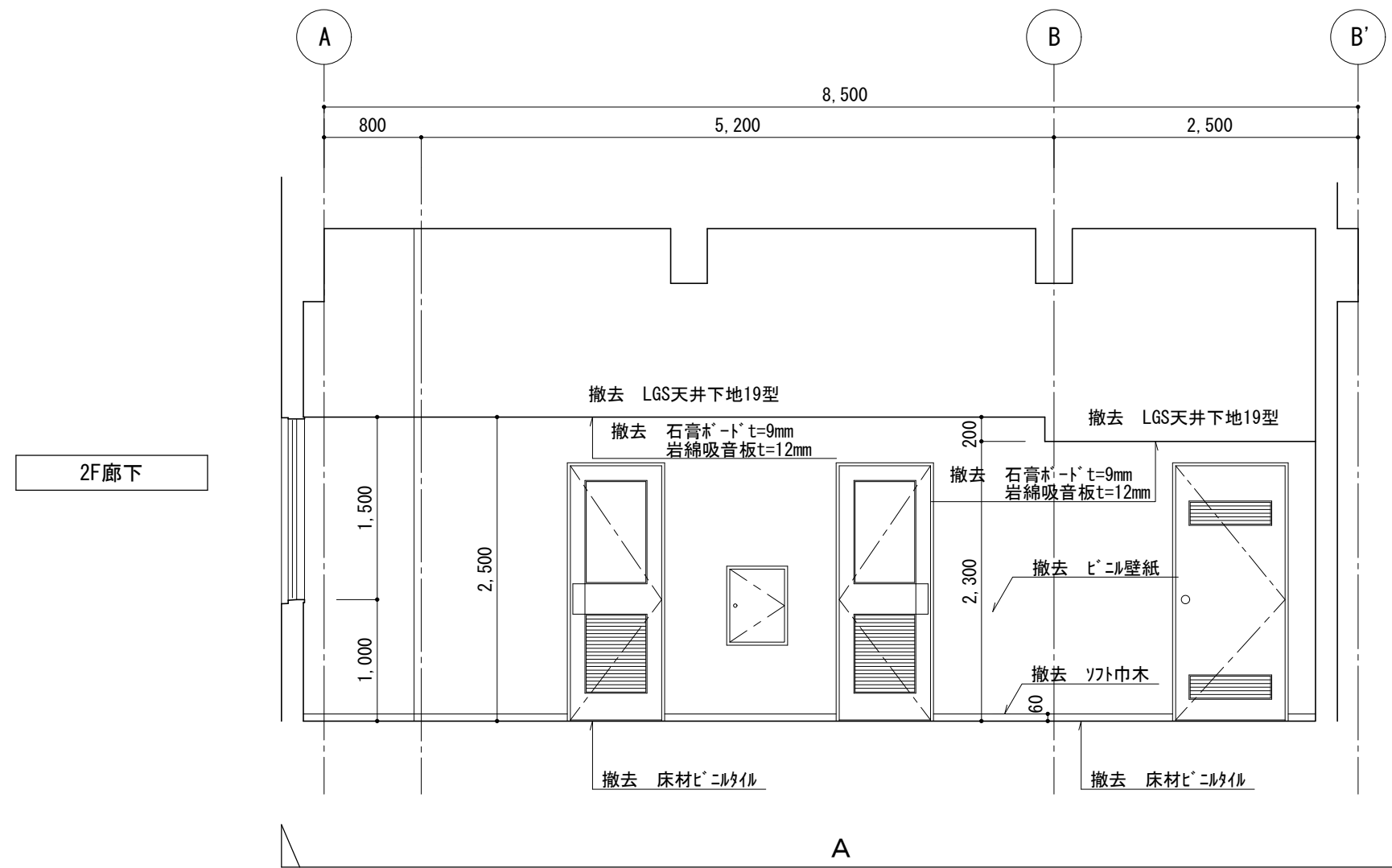
発注者	弥彦村デジタル行政推進課
-----	--------------

新潟県南魚沼市吉田東栄町48番1号	TEL 0256-92-2215
株式会社 近藤測量設計	
代表取締役 小川 秀明	
一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号	
管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	

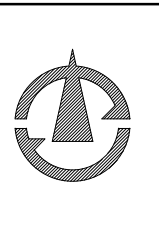
設計番号	年月日
	2023.09
審査	

工事名称	弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事
図面名称	展開図 6 (現況 : 2F 練習室(1)(2)(3))
縮尺	1/50

図面番号	A-27



備考	



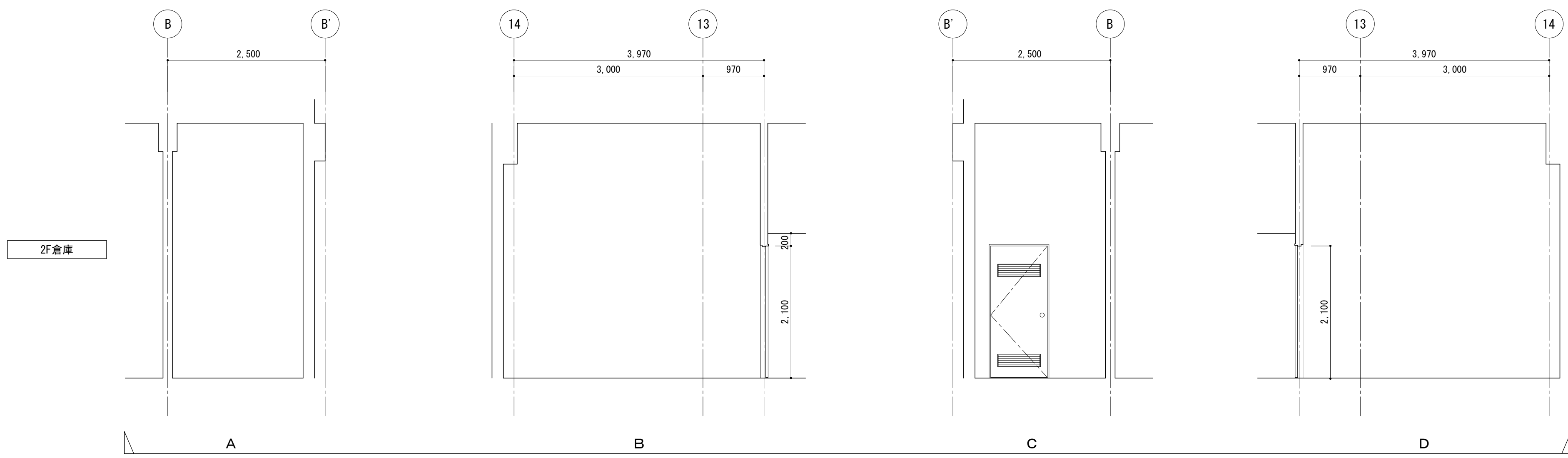
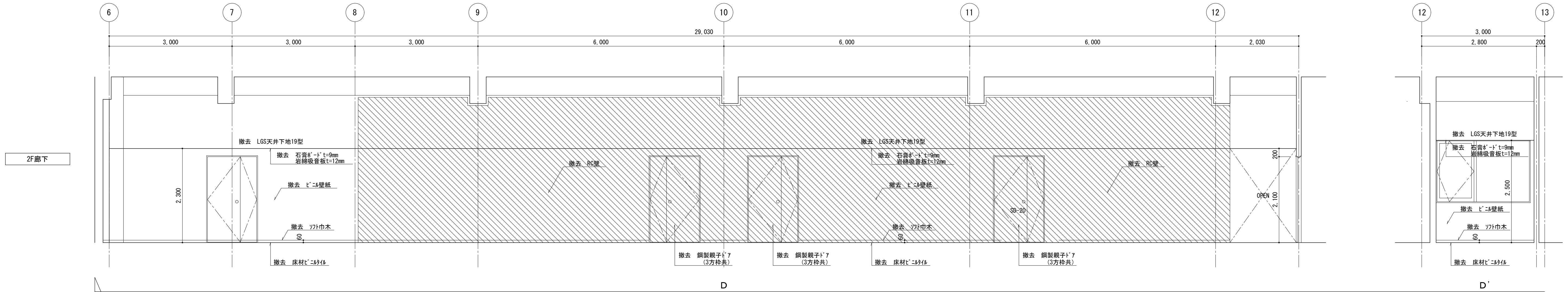
発注者
弥彦村デジタル行政推進課

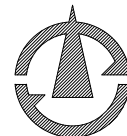
新潟県燕市吉田東栄町48番1号 TEL 0256-92-2215
株式会社 近藤測量設計
代表取締役 小川 秀司
一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号
管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳

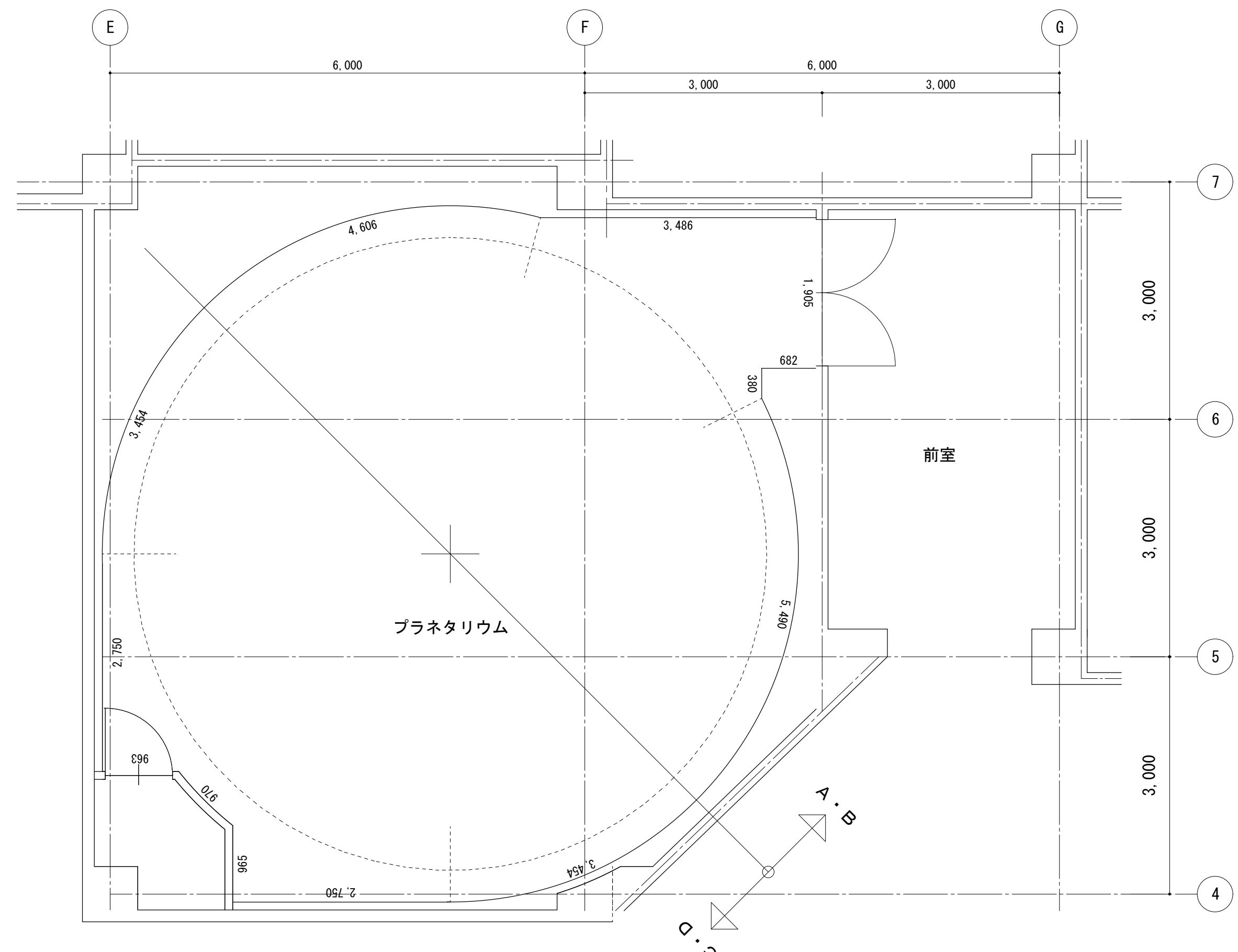
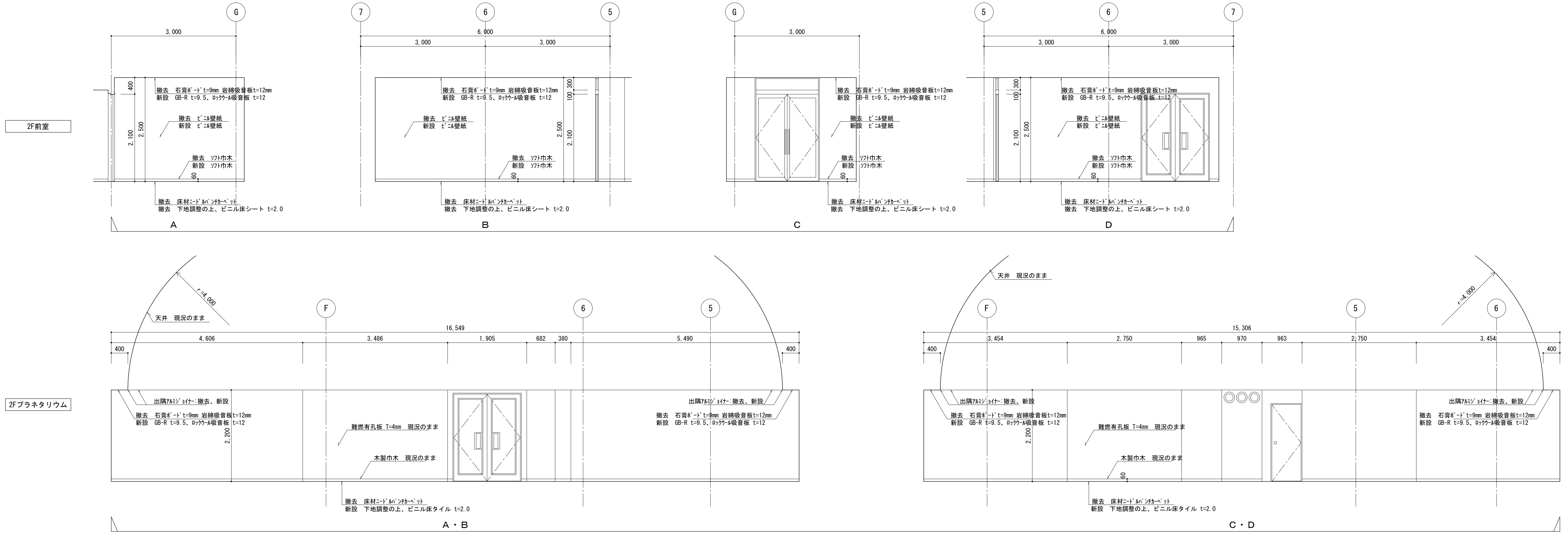
設計番号
年月日
2023.09
審査
チーフ
サブ

工事名称
弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事
図面名称
展開図7 (現況: 2F 廊下)
縮尺
1/50

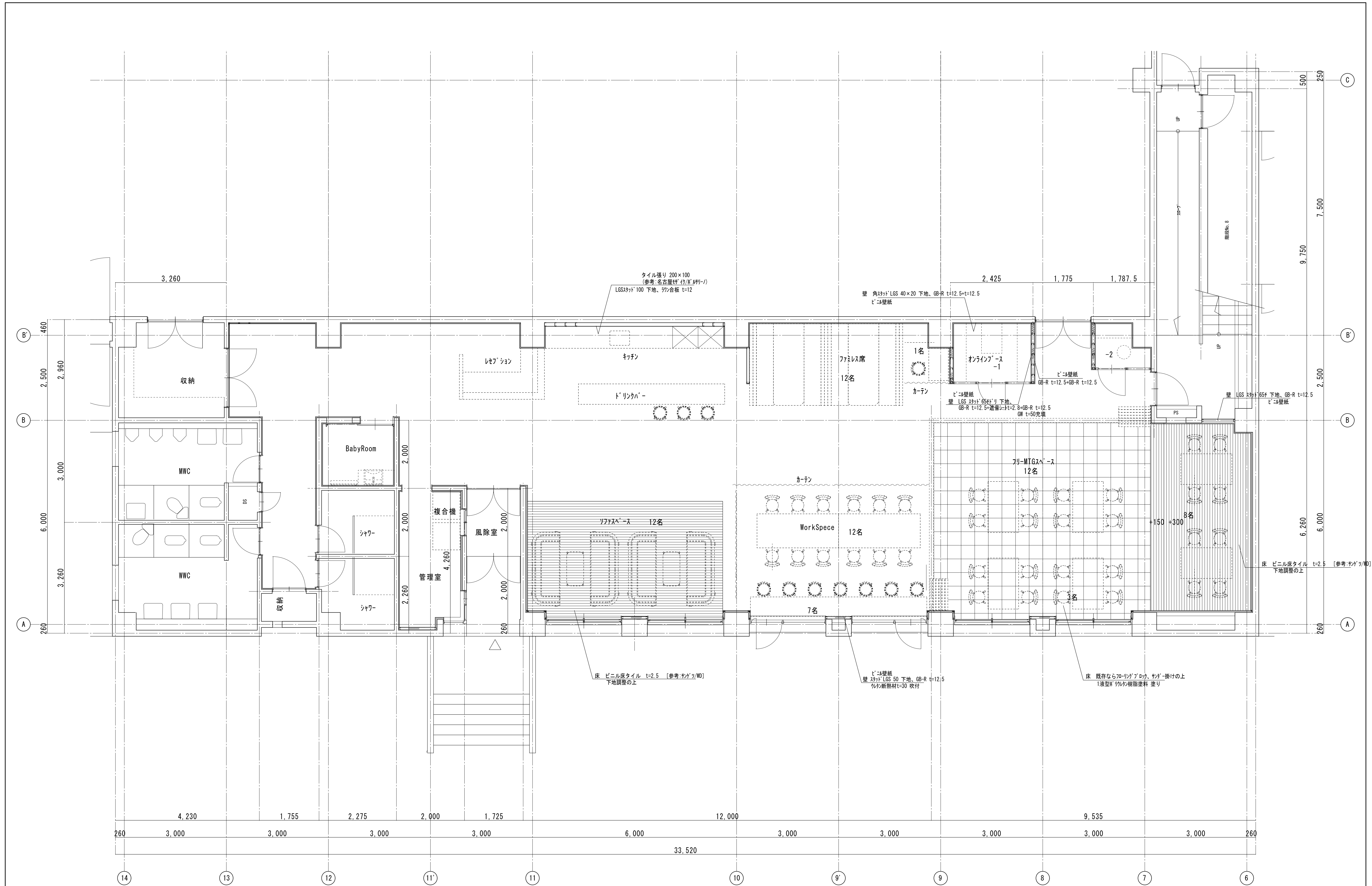
図面番号
A-28
電
機
構
機




備考			発注者 弥彦村デジタル行政推進課	新潟県燕市吉田東栄町48番1号 TEL 0256-92-2215 株式会社 近藤測量設計 代表取締役 小川 秀 司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	設計番号	年月日 2023.09	工事名称 弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事	図面番号 A-29
					審査	チーフ	サブ	図面名称 展開図 8 (現況 : 2F 廊下・倉庫)

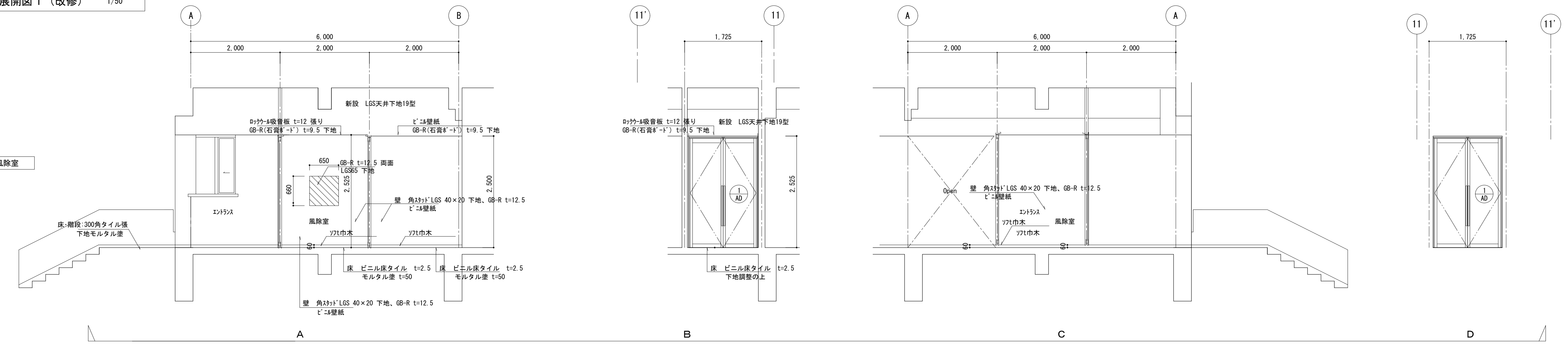


備考	発注者 弥彦村デジタル行政推進課		新潟県燕市吉田東栄町48番1号 TEL 0256-92-2215 株式会社 近藤測量設計		設計番号	年月日 2023.09	工事名称 弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事	図面番号 A-30	
			代表取締役 小川 秀司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳		審査	チーフ	サブ	図面名称 展開図9 (現況) : 2F 前室・プラネタリウム	
								縮尺 1/50	電機 構機

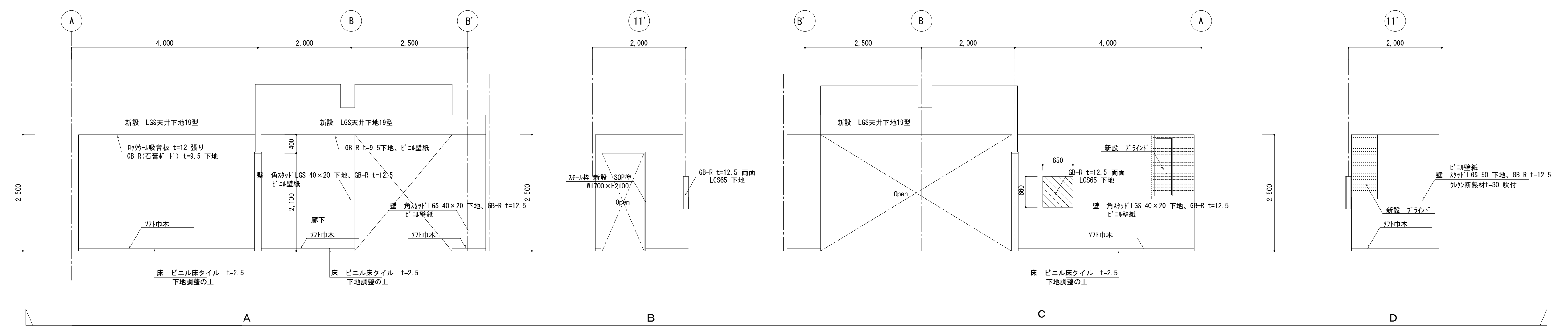


備考		発注者	新潟県燕市吉田東栄町48番1号 TEL 0256-92-2215	設計番号	年月日	工事名称	図面番号
		弥彦村デジタル行政推進課 株式会社 近藤測量設計 代表取締役 小川 秀司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	2023.09 2023.09	弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事 1階平面詳細図(改修)	A-31 縮尺 1/50		

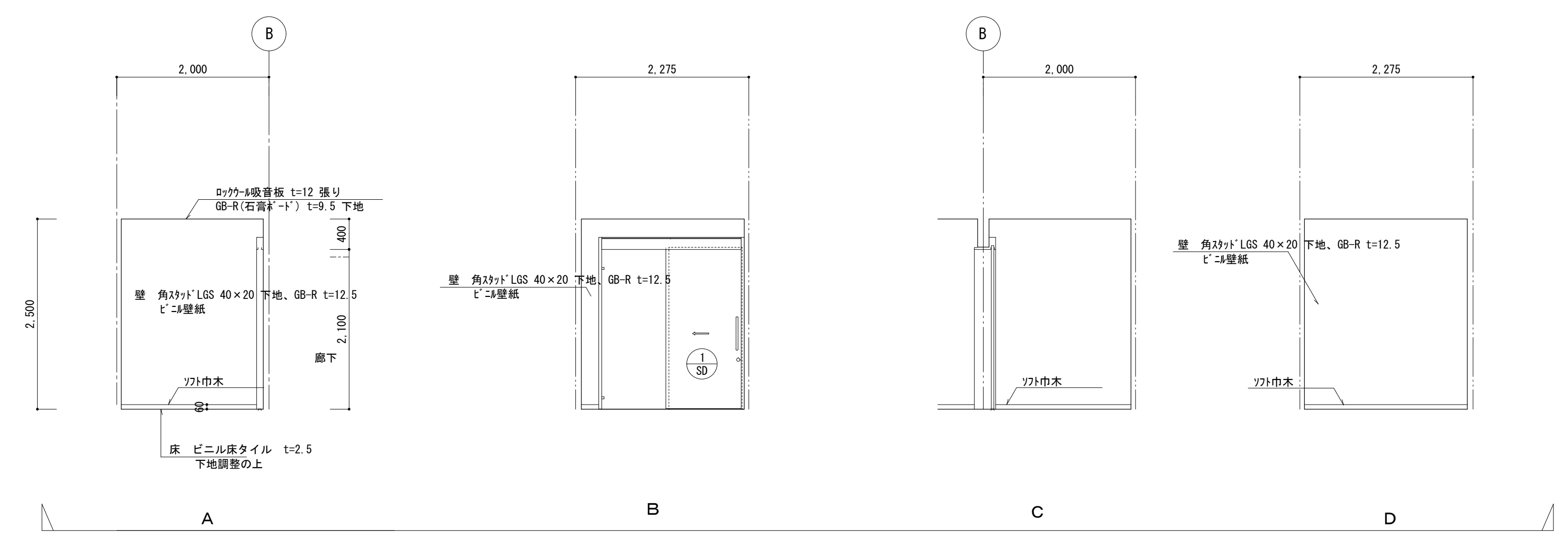
1F 風除室

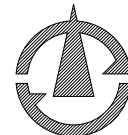


1F 管理室

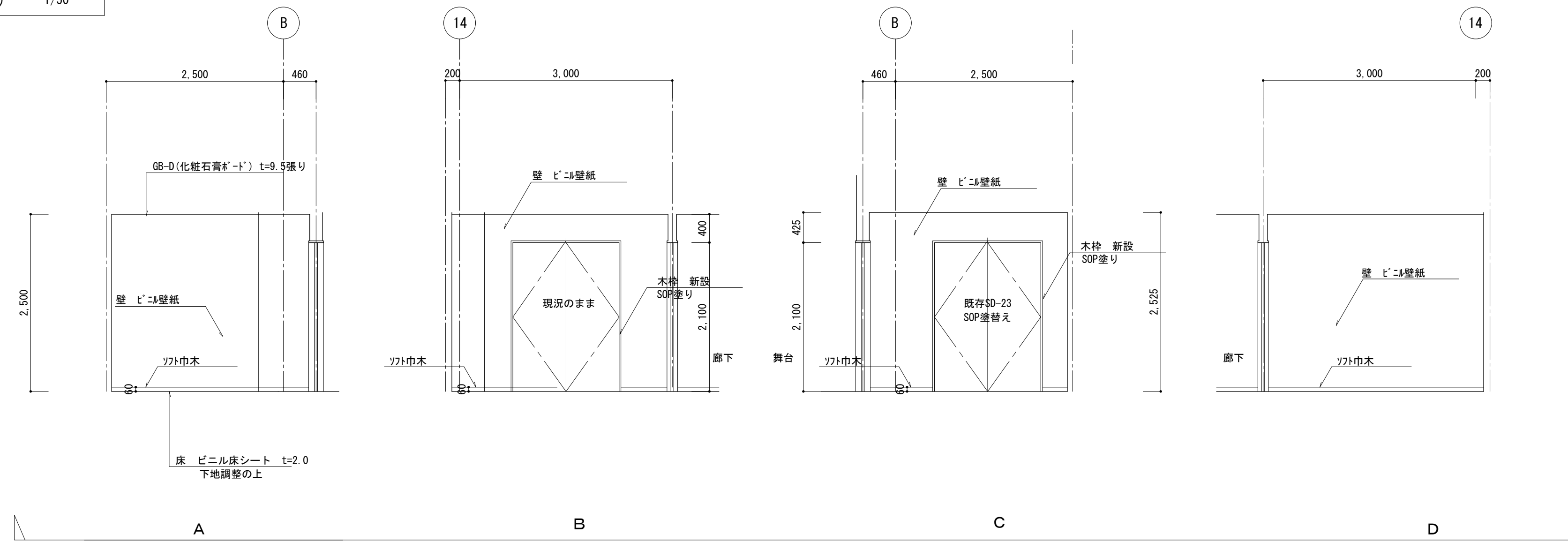


1F BabyRoom

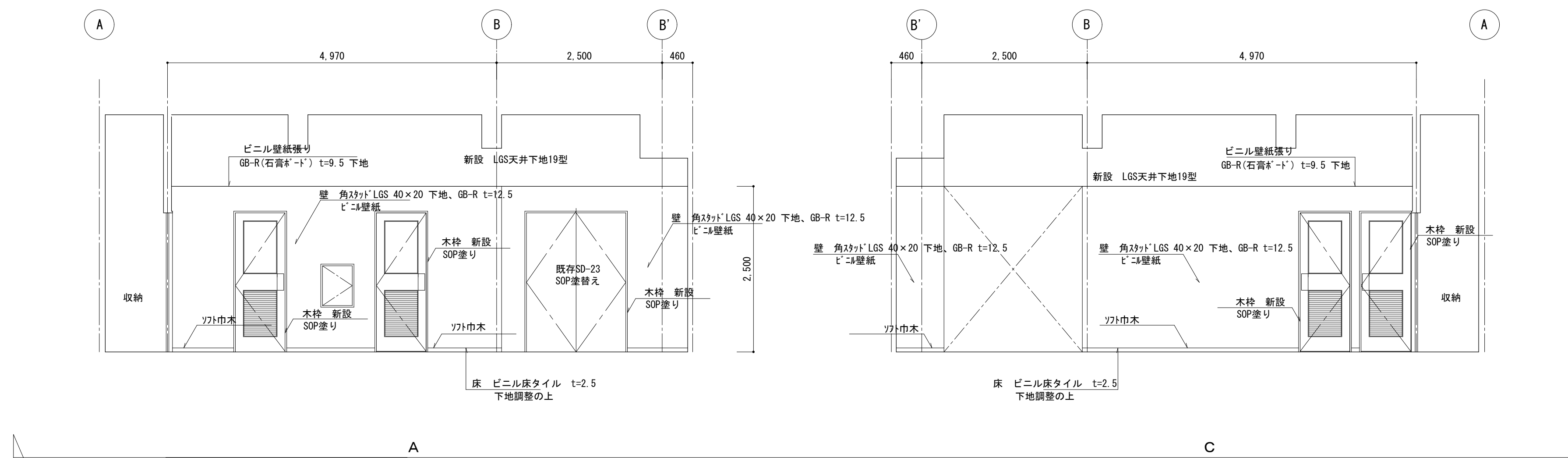


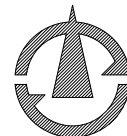
備考			発注者 弥彦村デジタル行政推進課	新潟県燕市吉田東栄町48番1号 TEL 0256-92-2215 株式会社 近藤測量設計 代表取締役 小川秀司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	設計番号 年月日 2023.09	工事名称 弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事	図面番号 A-33
					審査 チーフ サブ	図面名称 展開図 1 (改修: 1F風除室・1F管理室・1FBabyRoom)	縮尺 1/50

1F 収納

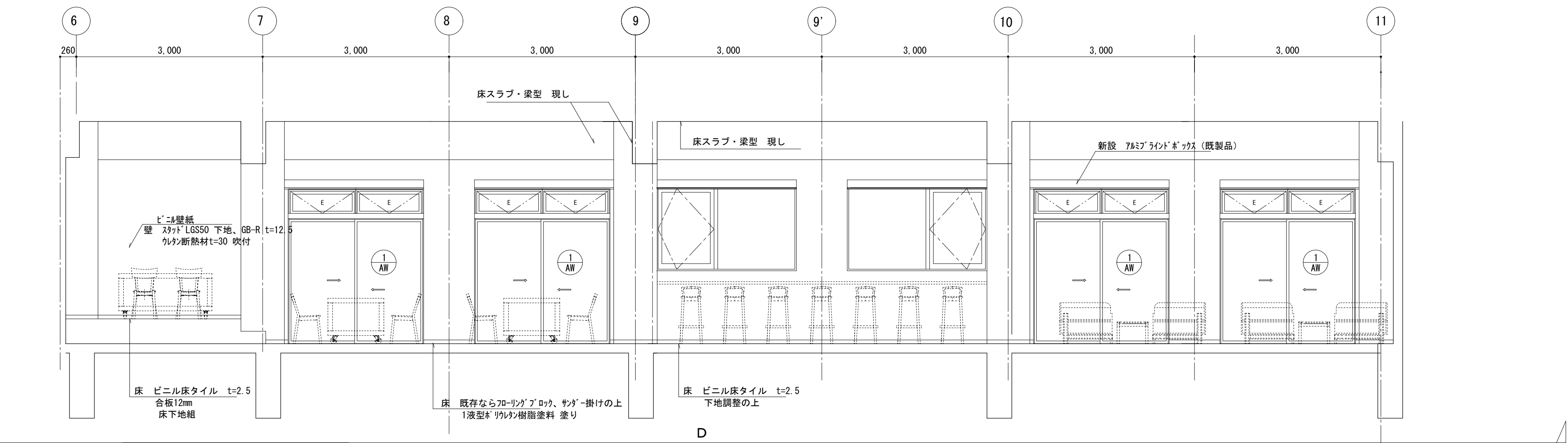
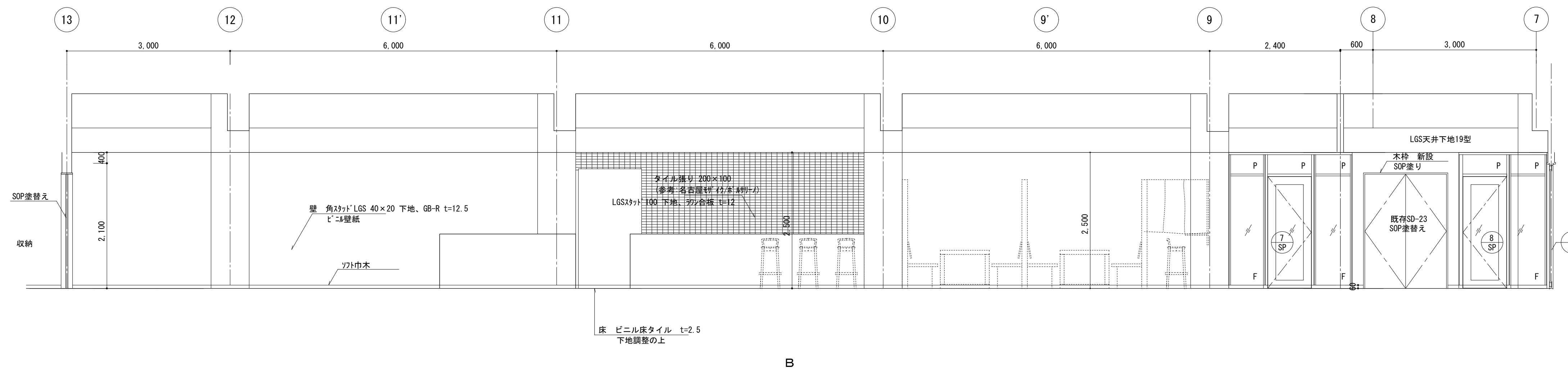
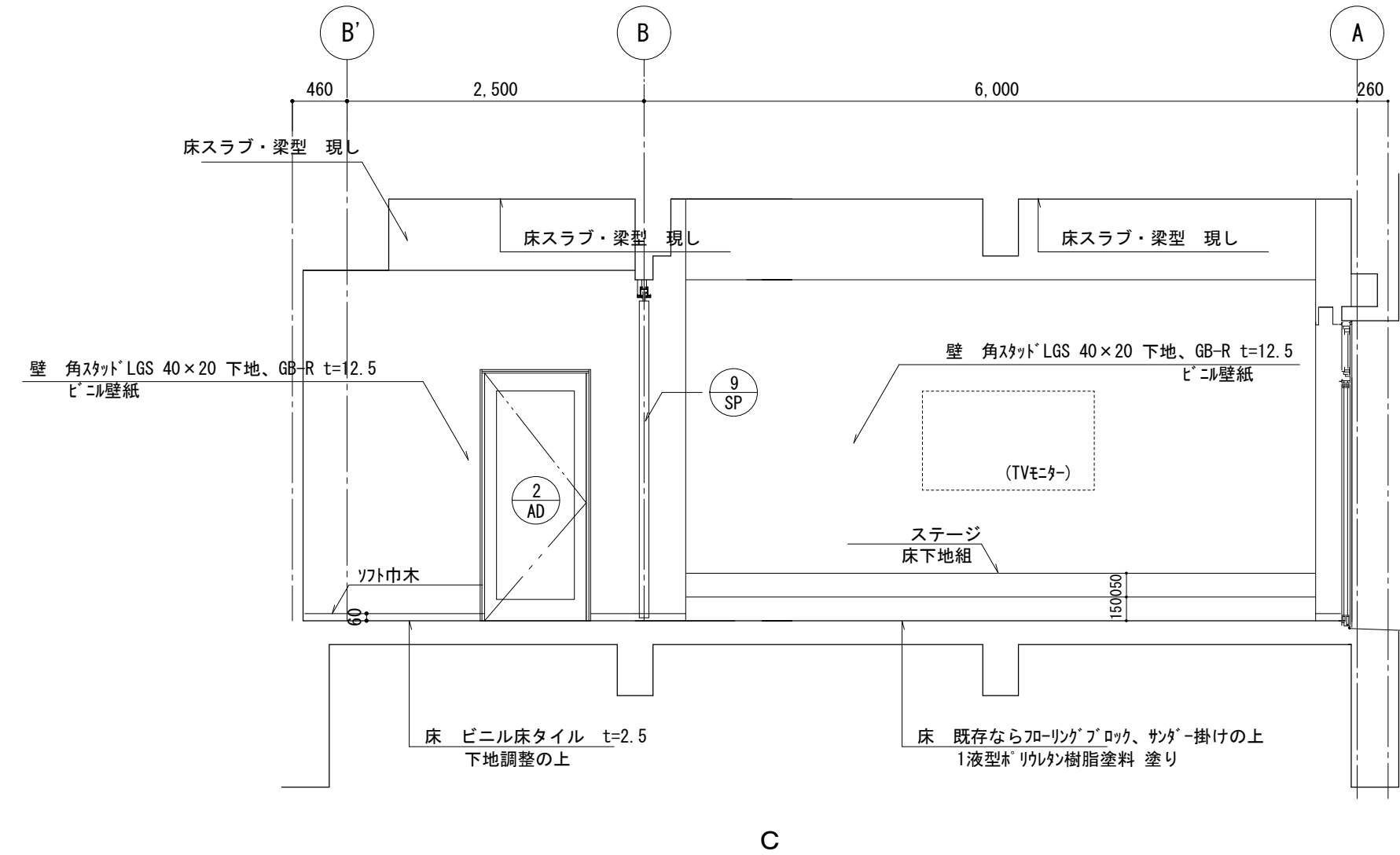
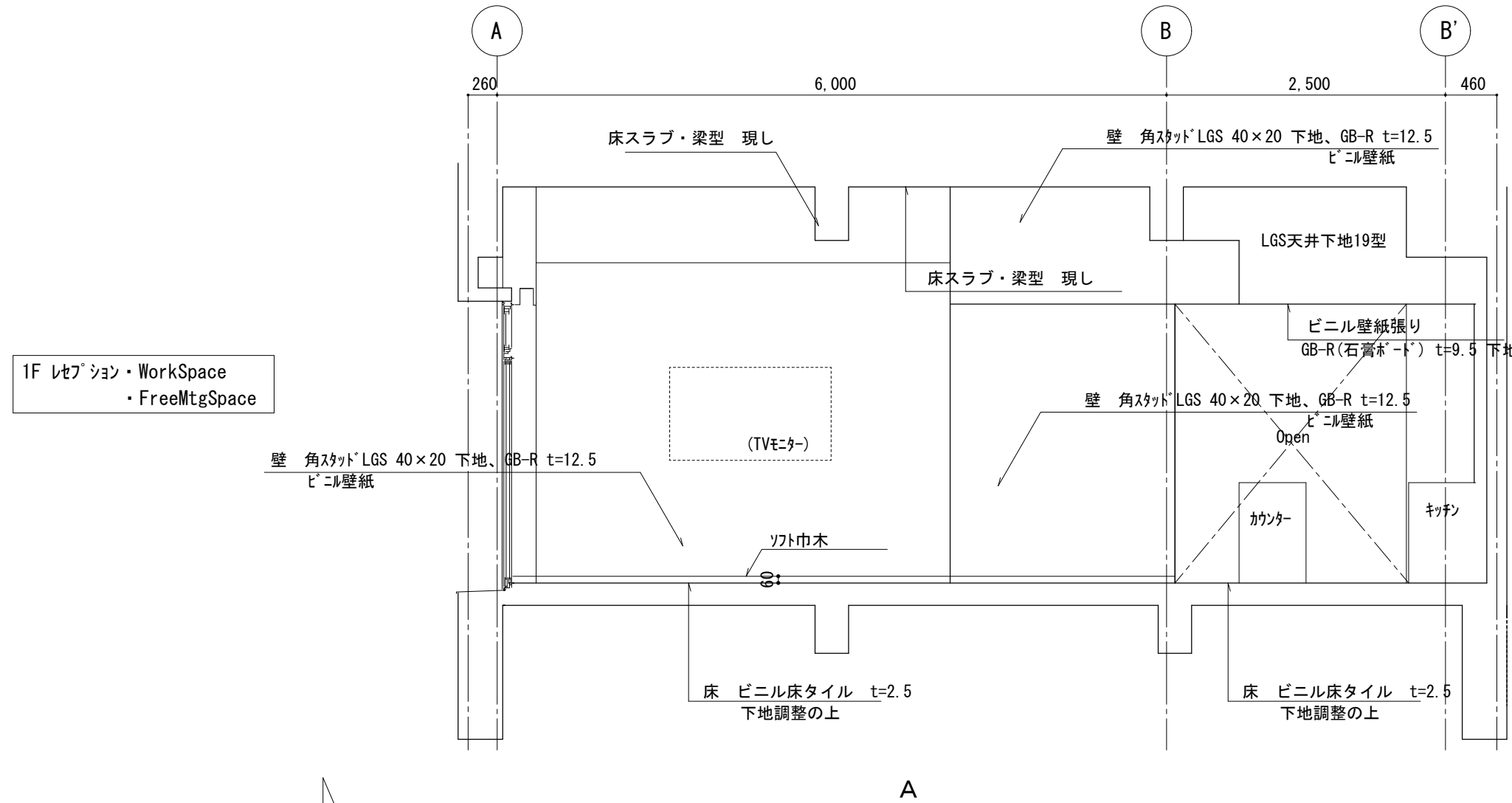


1F 廊下



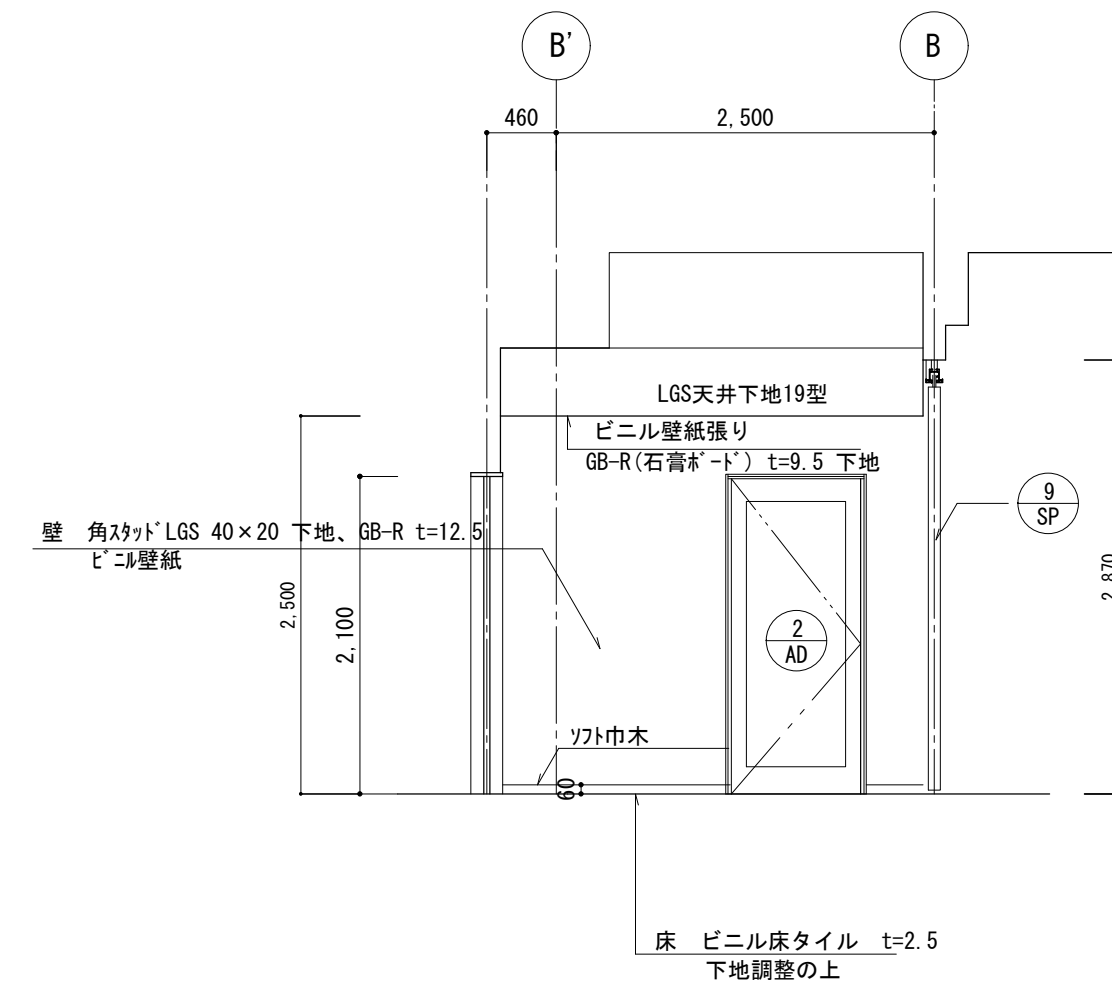
備考			発注者	新潟県燕市吉田東栄町48番1号 TEL 0256-92-2215	設計番号	年月日	工事名称	図面番号			
			弥彦村デジタル行政推進課	株式会社 近藤測量設計		2023.09	弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事	A-34			
				代表取締役 小川 秀司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	審査	チーフ	サブ	図面名称	縮尺	電機	構機
								展開図2 (改修: 1F収納・廊下)	1/50		

展開図3 (改修) 1/50



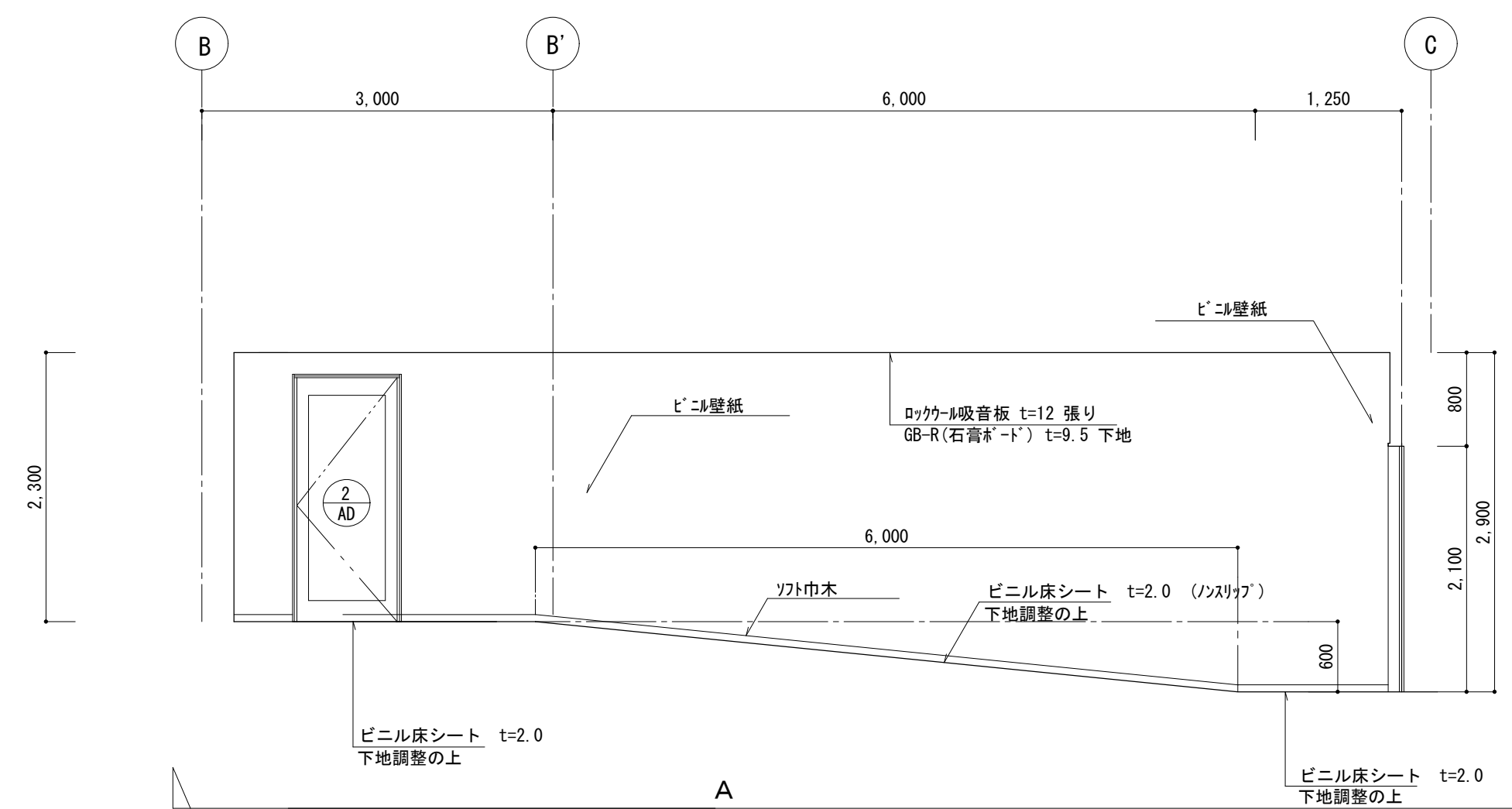
備考		発注者 弥彦村デジタル行政推進課	新潟県燕市吉田東栄町48番1号 TEL 0256-92-2215 株式会社 近藤測量設計 代表取締役 小川 秀司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	設計番号	年月日	工事名称	図面番号
				審査	年月日	図面名称	縮尺
				チーフ	2023.09	弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事	A-35
				サブ		展開図3 (改修: 1F レブション・Workspace・FreeMtgSpace)	1/50

1F 廊下

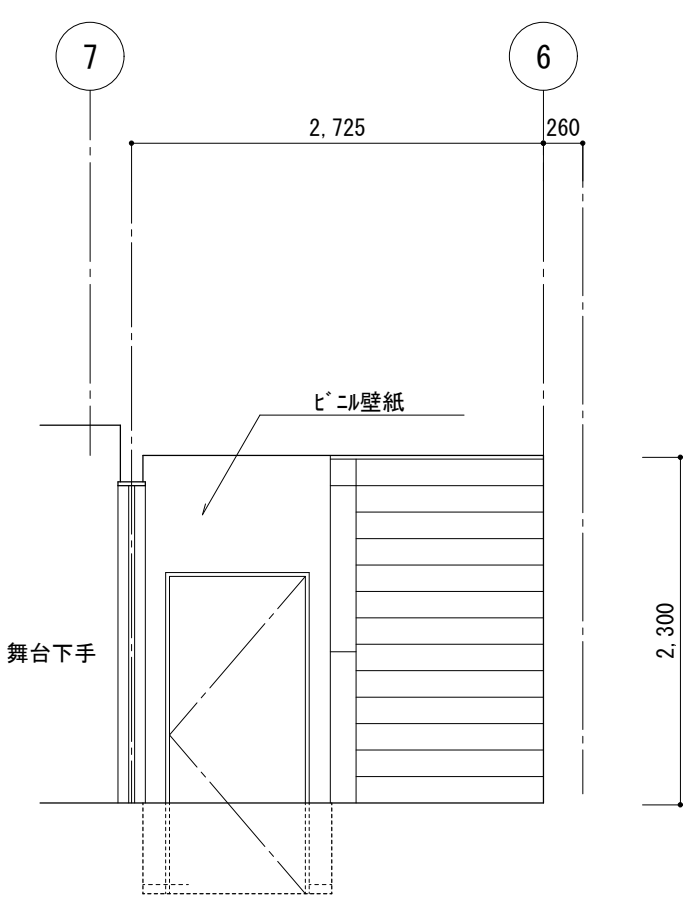


C

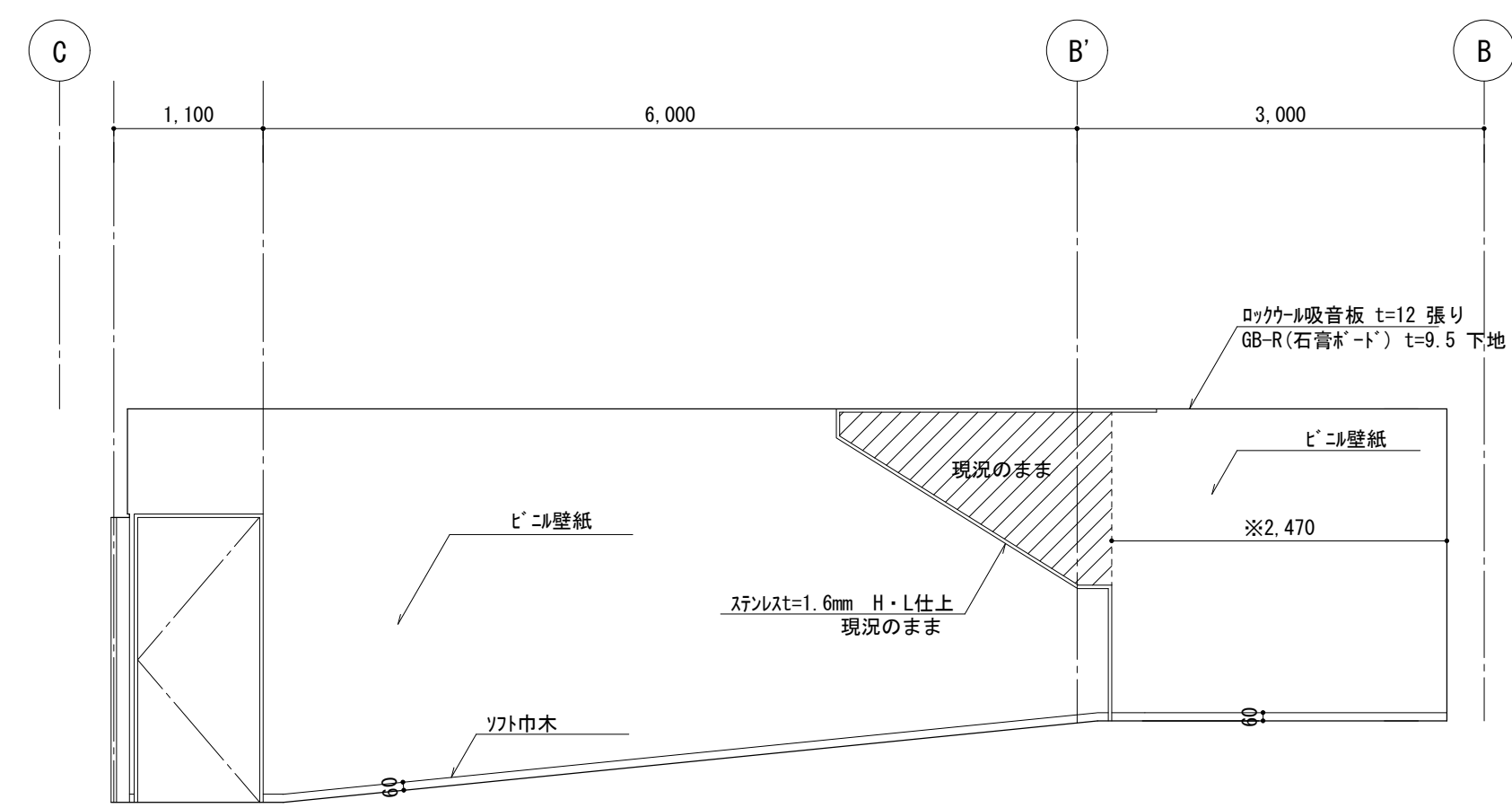
階段室



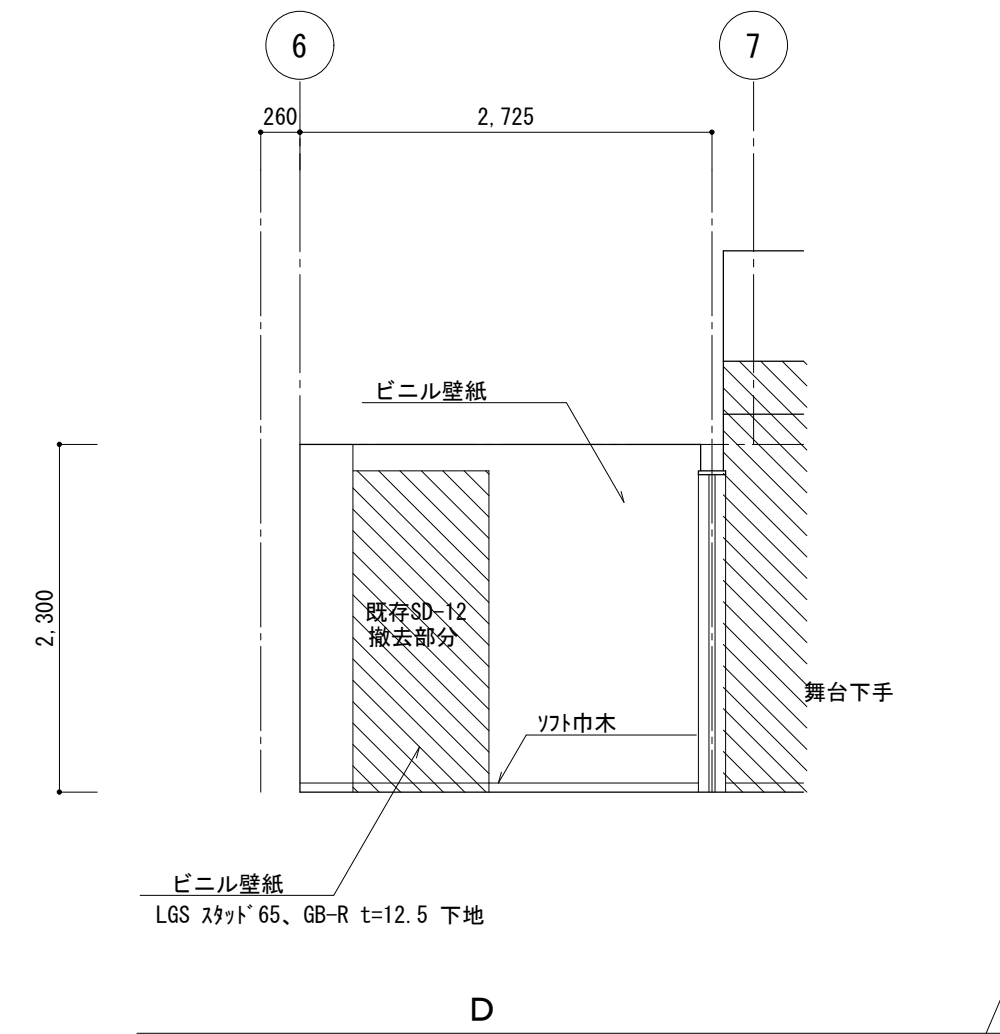
A



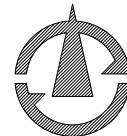
B

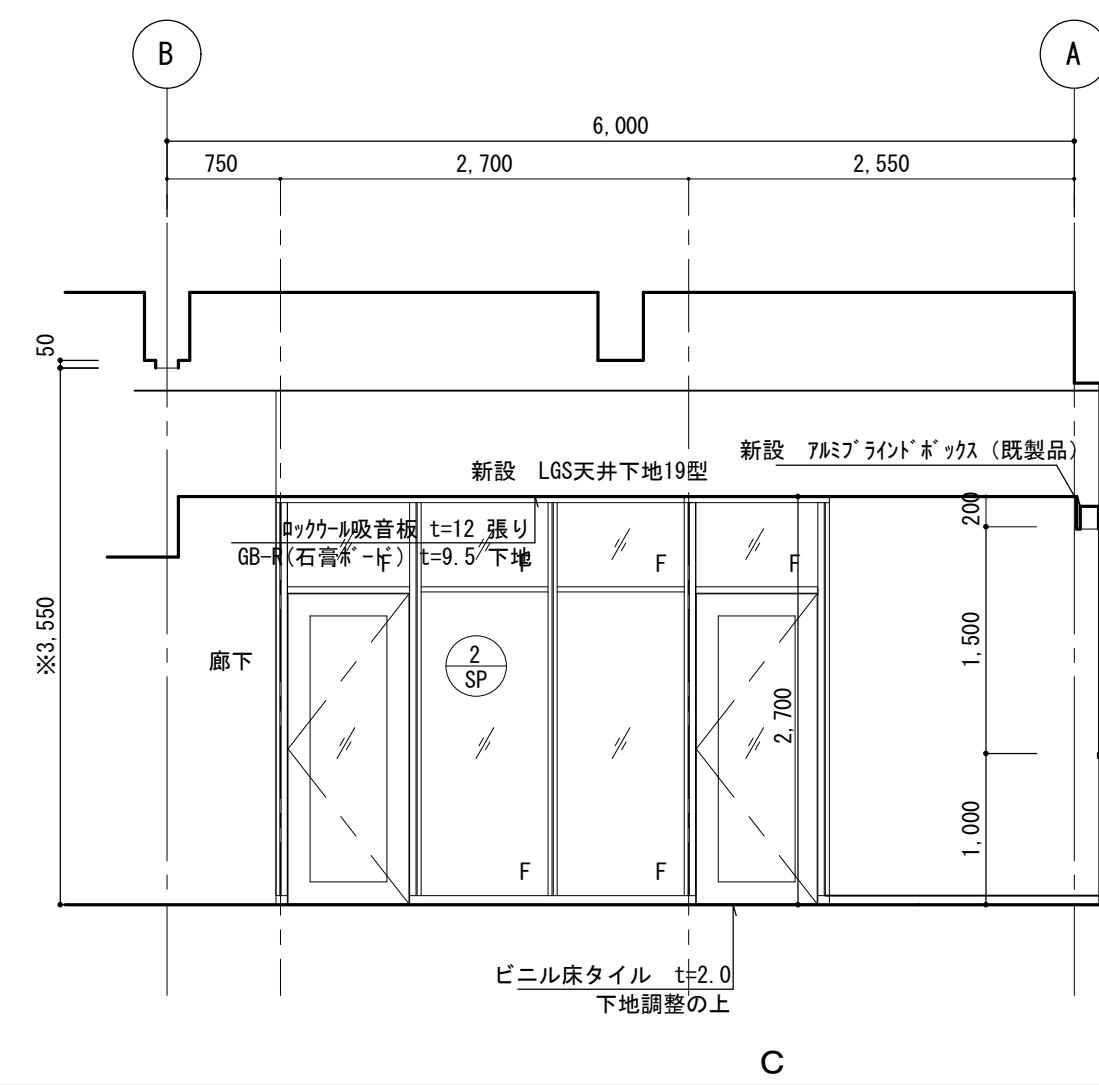
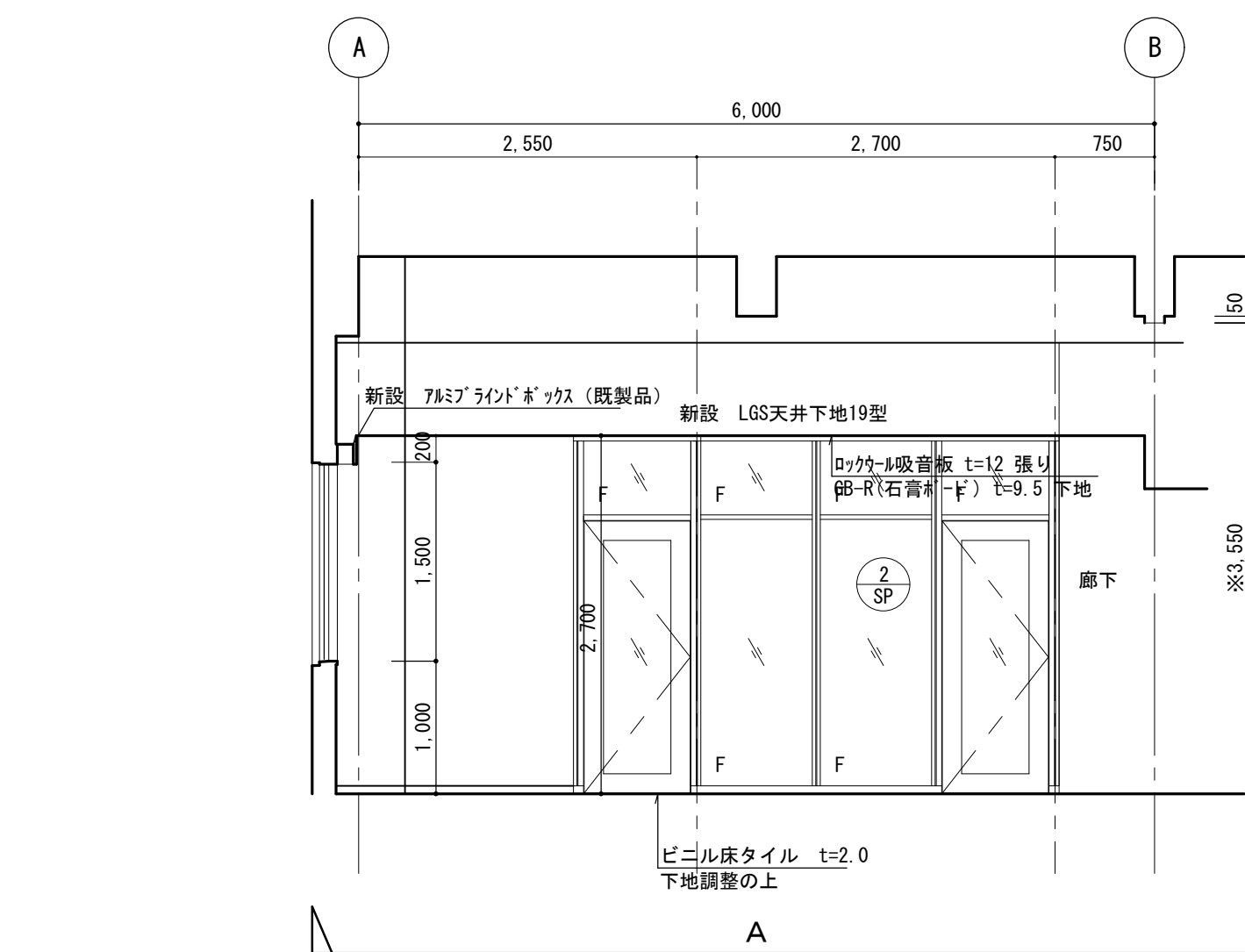
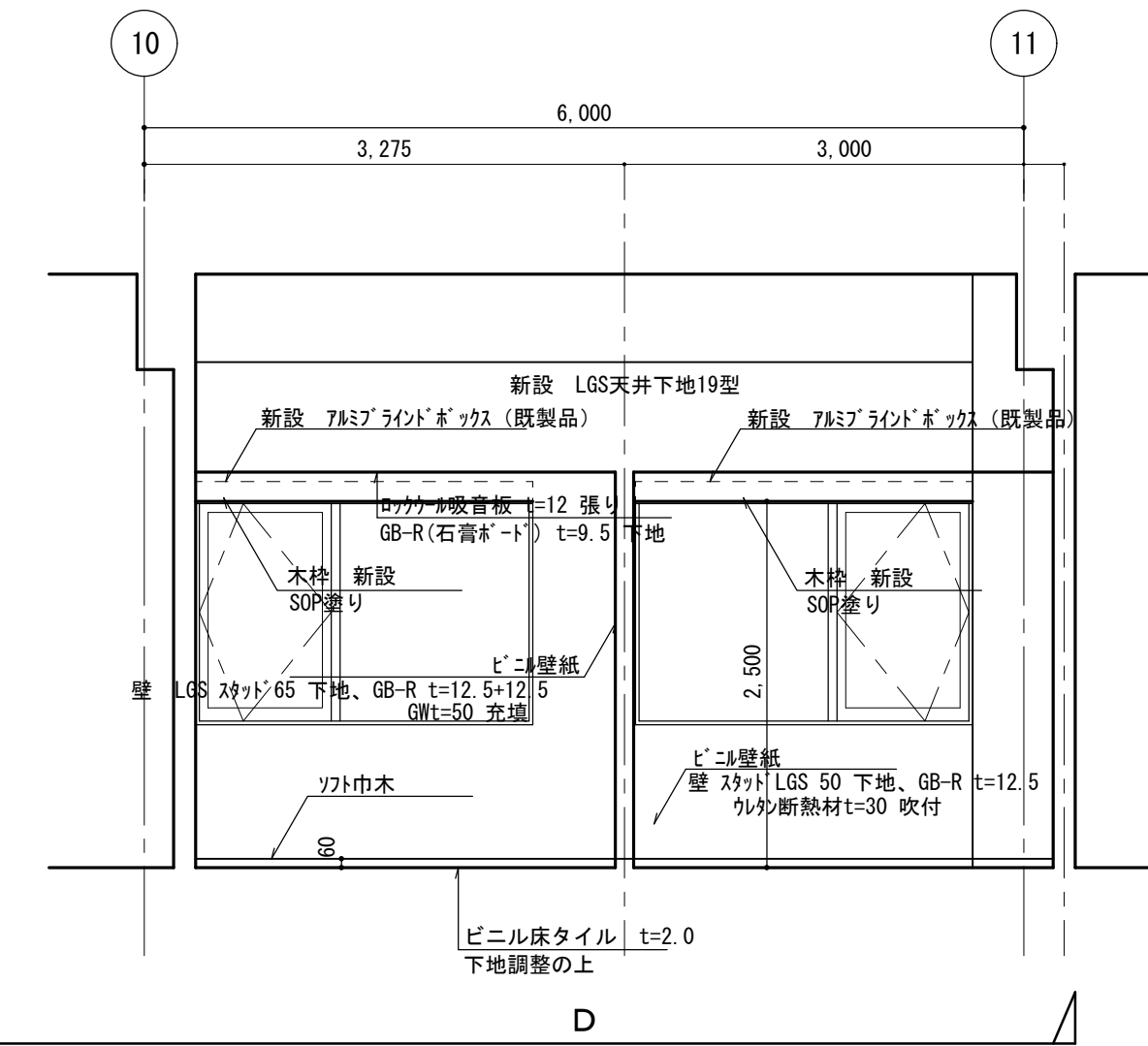
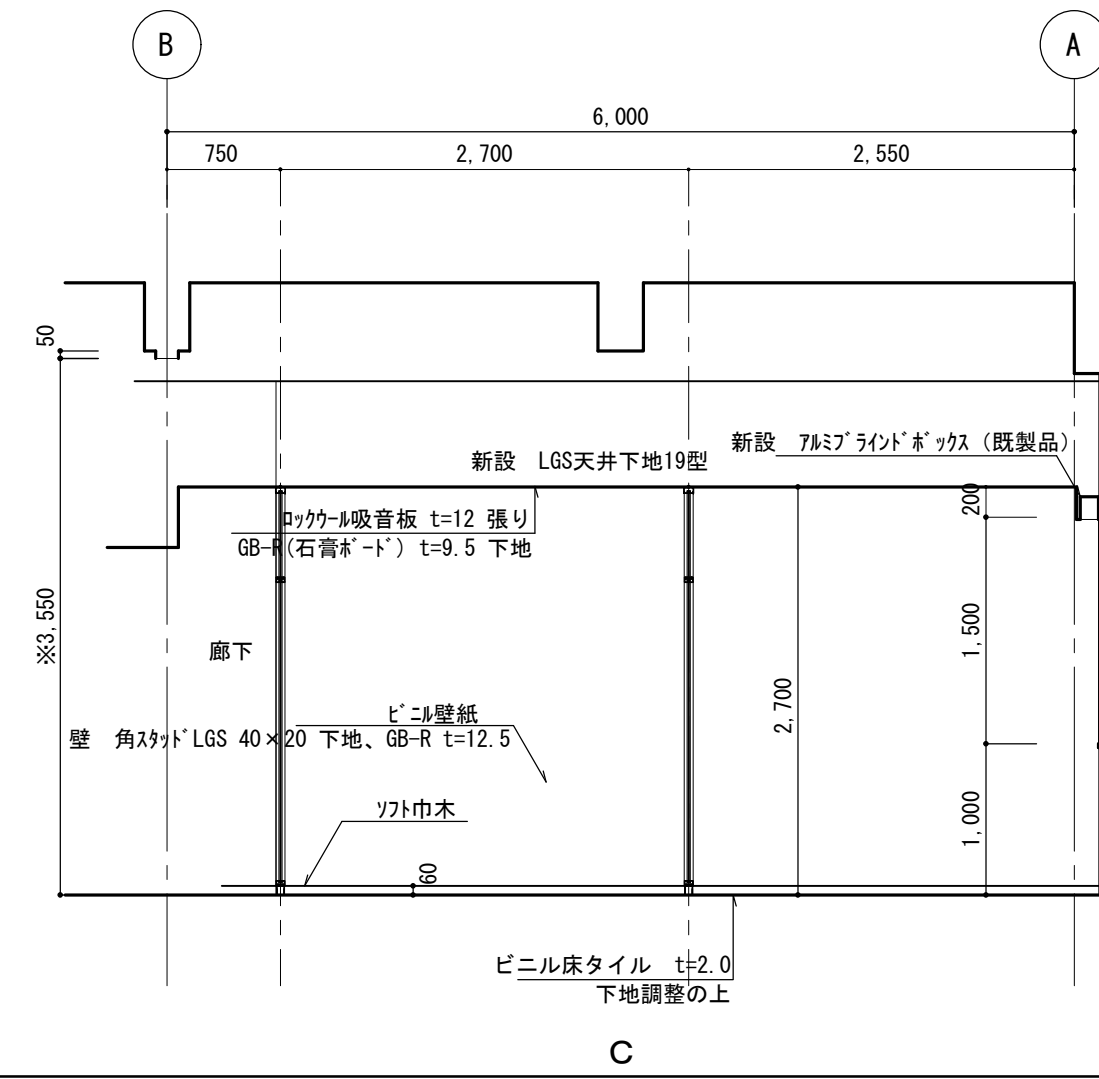
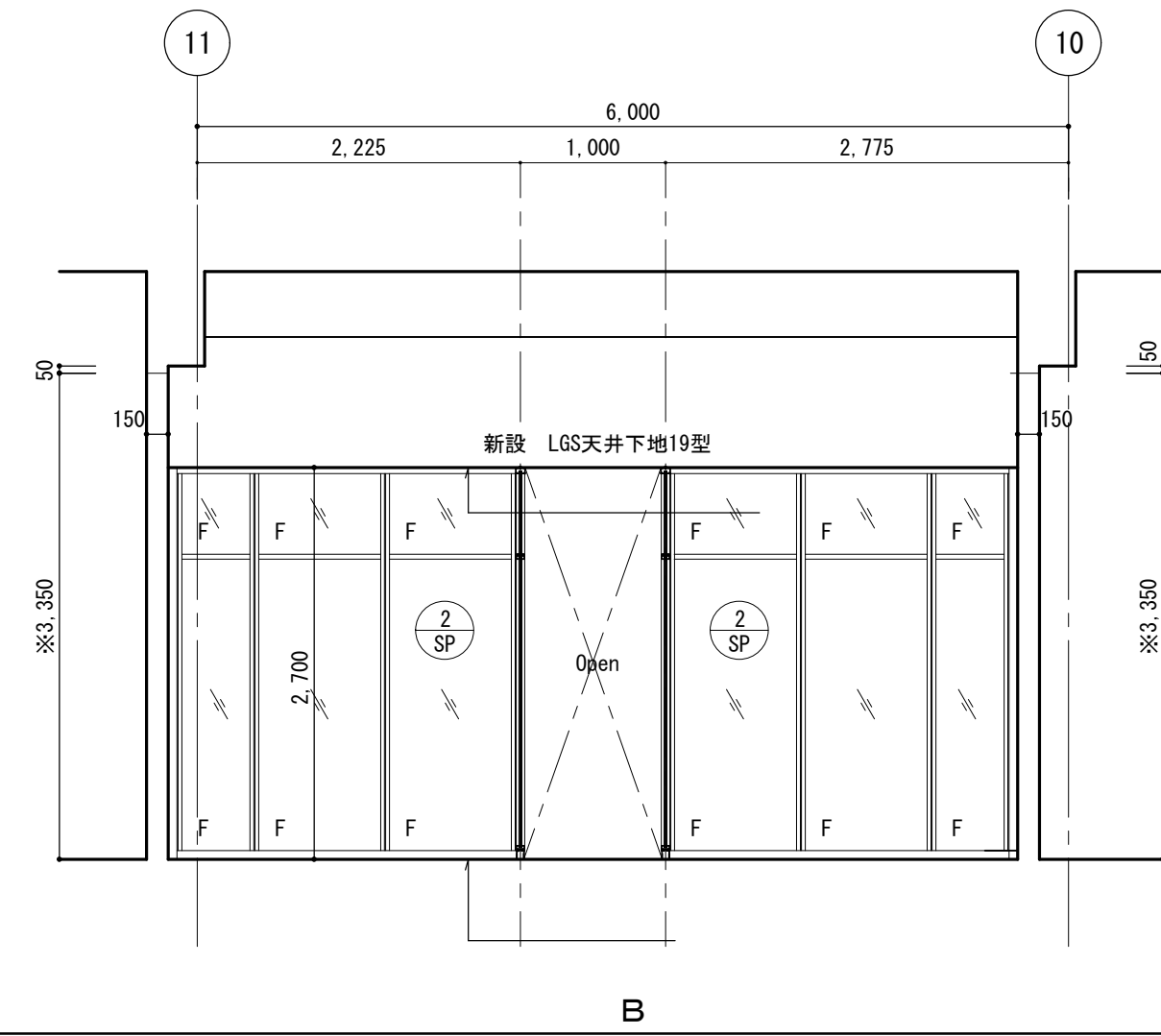
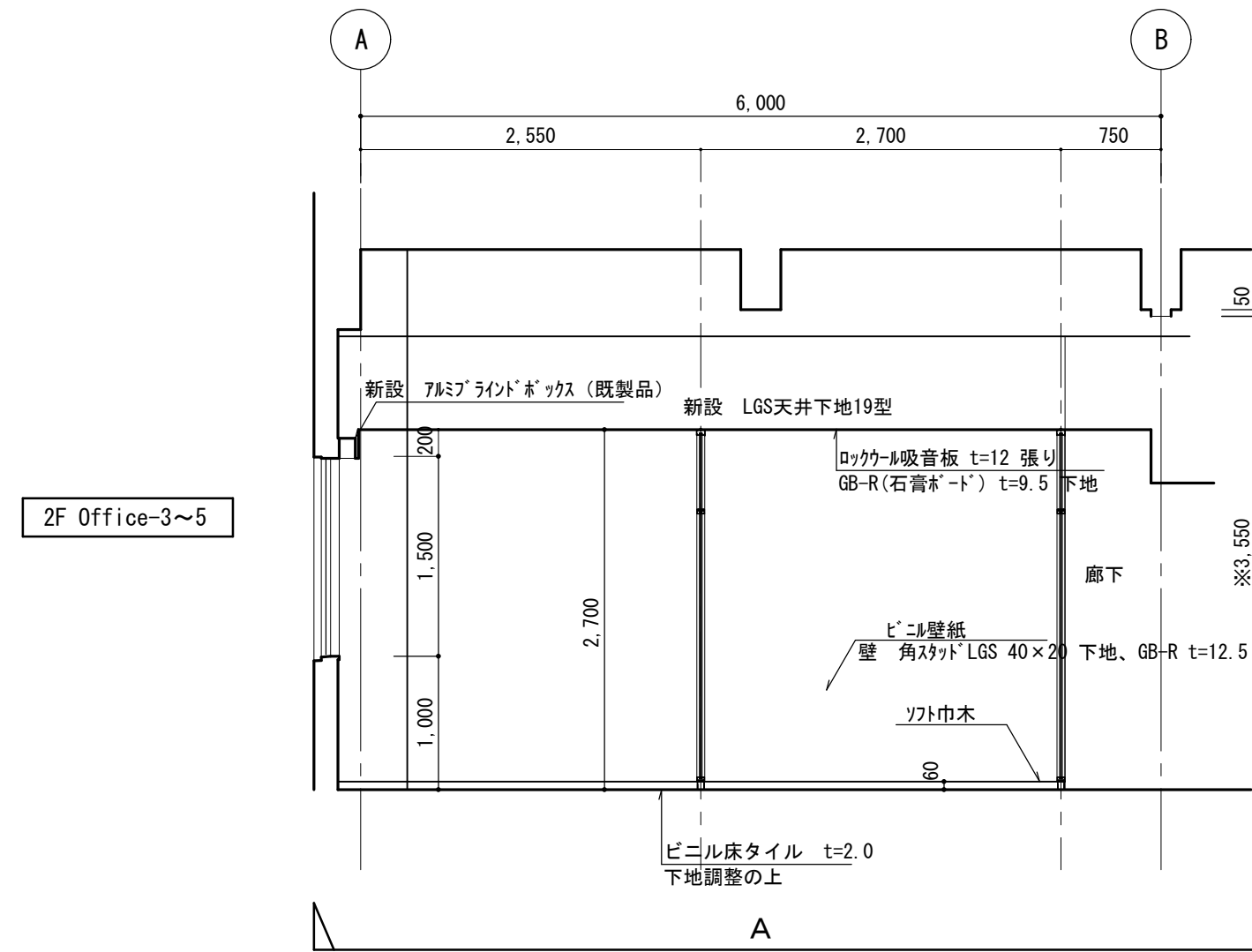
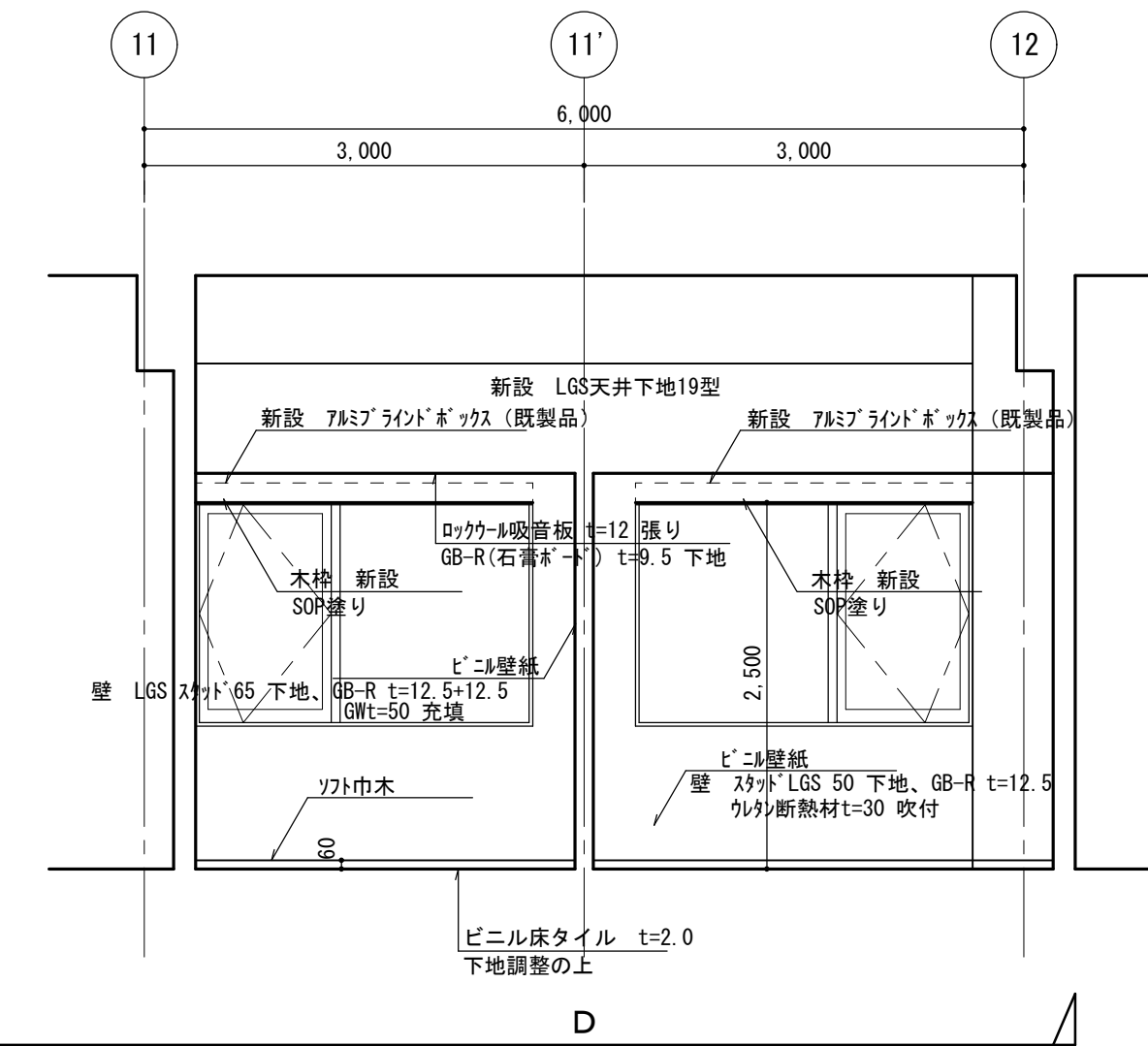
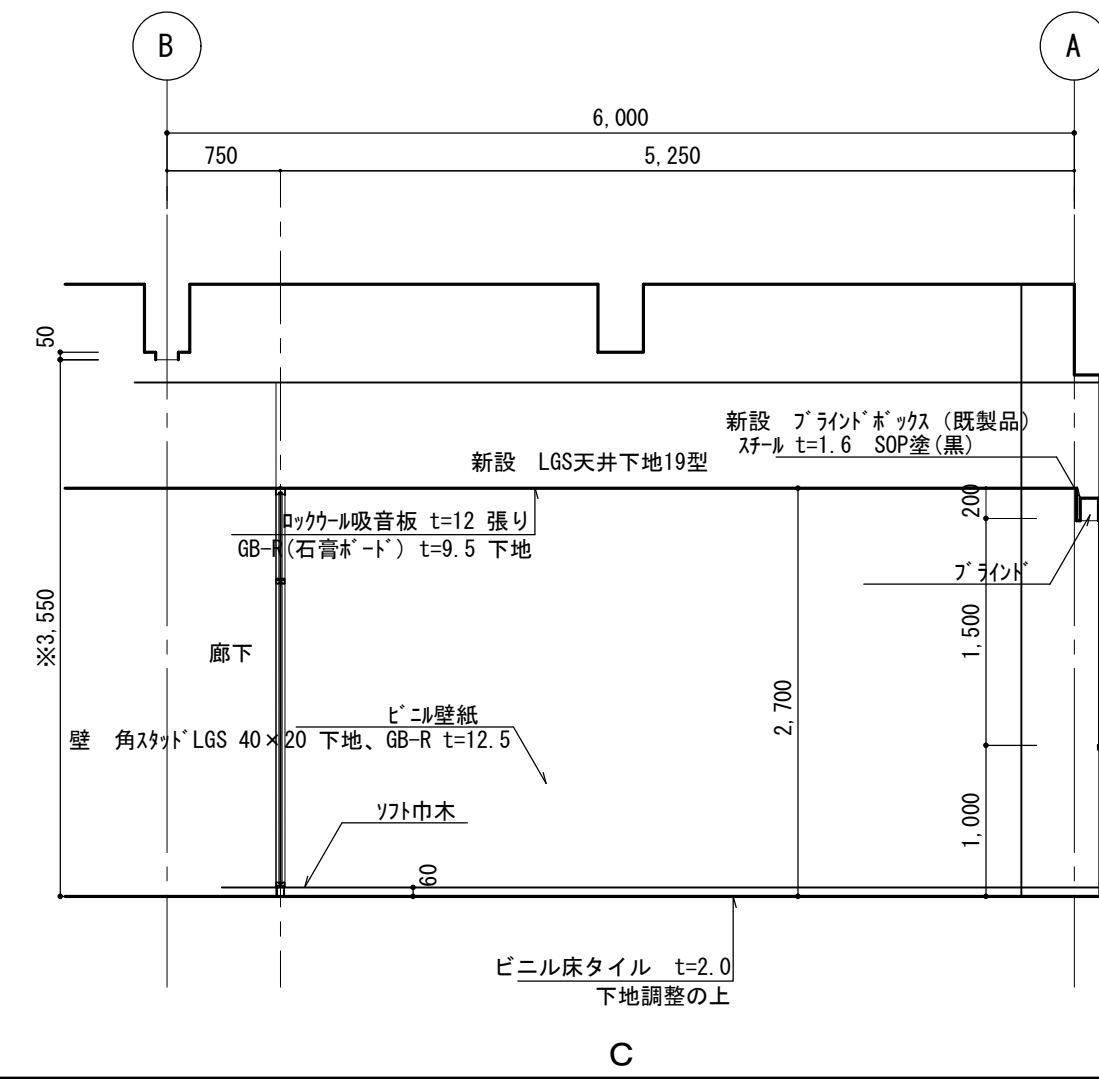
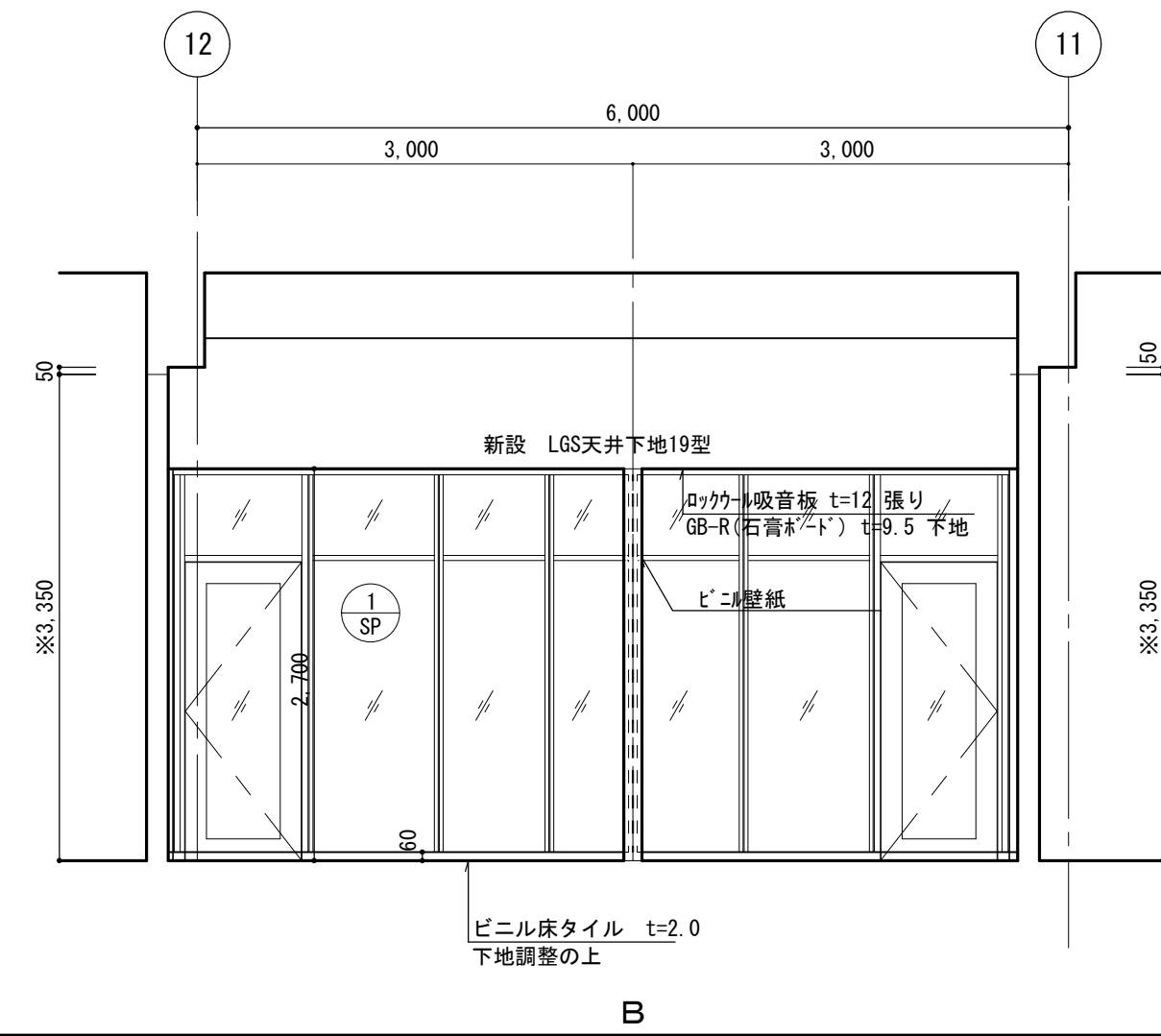
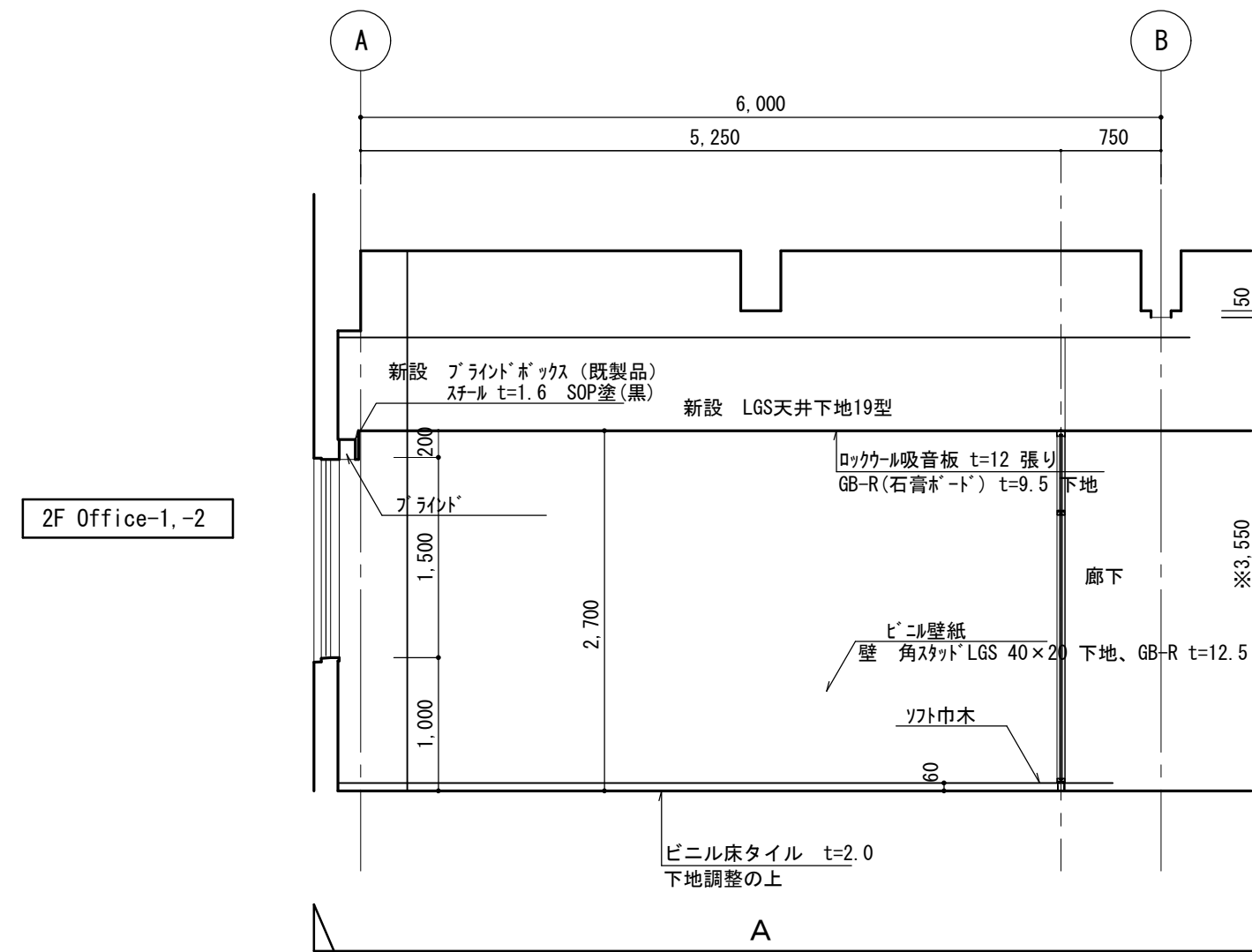


C

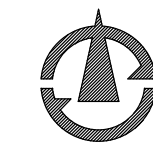


D

備考			発注者	新潟県燕市吉田東栄町48番1号 TEL 0256-92-2215	設計番号	年月日	工事名称	図面番号			
			株式会社 近藤測量設計	代表取締役 小川 秀司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	2023.09	弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事	A-36				
					審査	チーフ	サブ	図面名称	縮尺	電	機
								展開図 5 (改修: 1F廊下・階段室)	1/50		



備考	



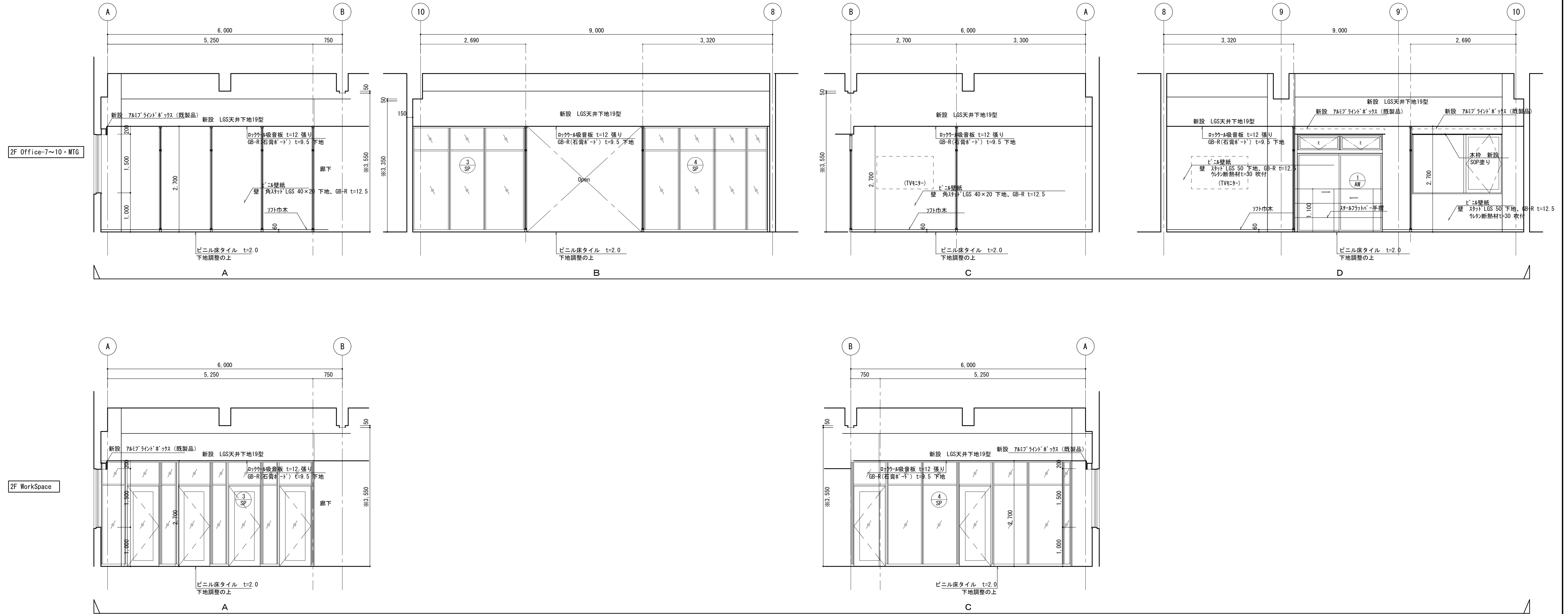
発注者	弥彦村デジタル行政推進課
-----	--------------

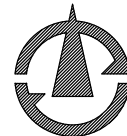
新潟県燕市吉田東栄町48番1号	TEL 0256-92-2215
株式会社 近藤測量設計	
代表取締役 小川 秀司	
一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号	
管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	

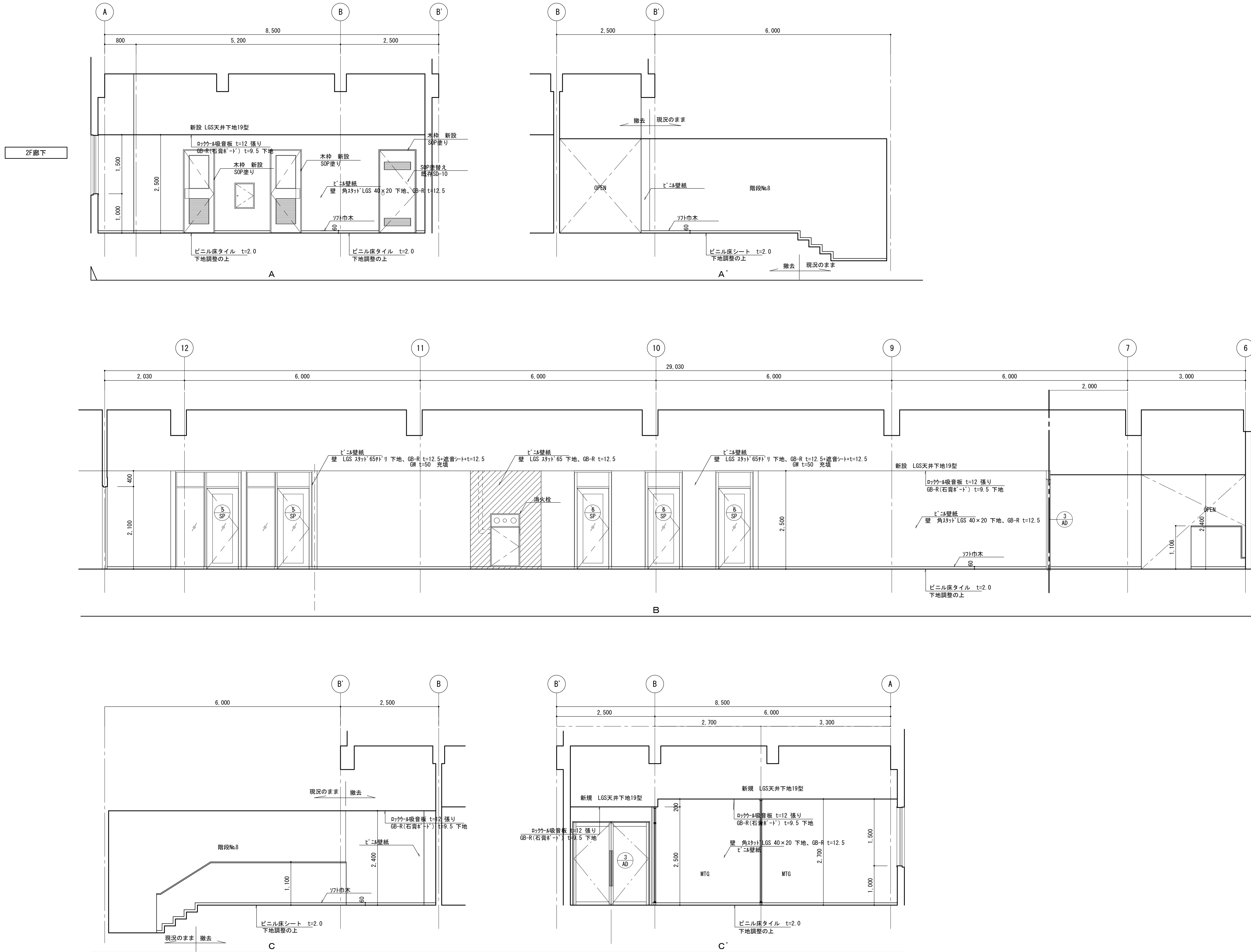
設計番号	年月日
審査	2023.09
チーフ	
サブ	

工事名称	弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事
図面名称	展開図 5 (改修: 2F Office-1~6)

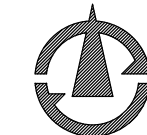
図面番号	A-37
縮尺	1/50
電機	
構	



備考		発注者 弥彦村デジタル行政推進課	新潟県燕市吉田東栄町48番1号 TEL 0256-92-2215 株式会社 近藤測量設計 代表取締役 小川 秀司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	設計番号	年月日 2023.09	工事名称 弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事	図面番号 A-38
				審査	チーフ サブ	図面名称 展開図 6 (改修: 2F Office-7~10・WorkSpace・Mtg)	縮尺 1/50



備考	



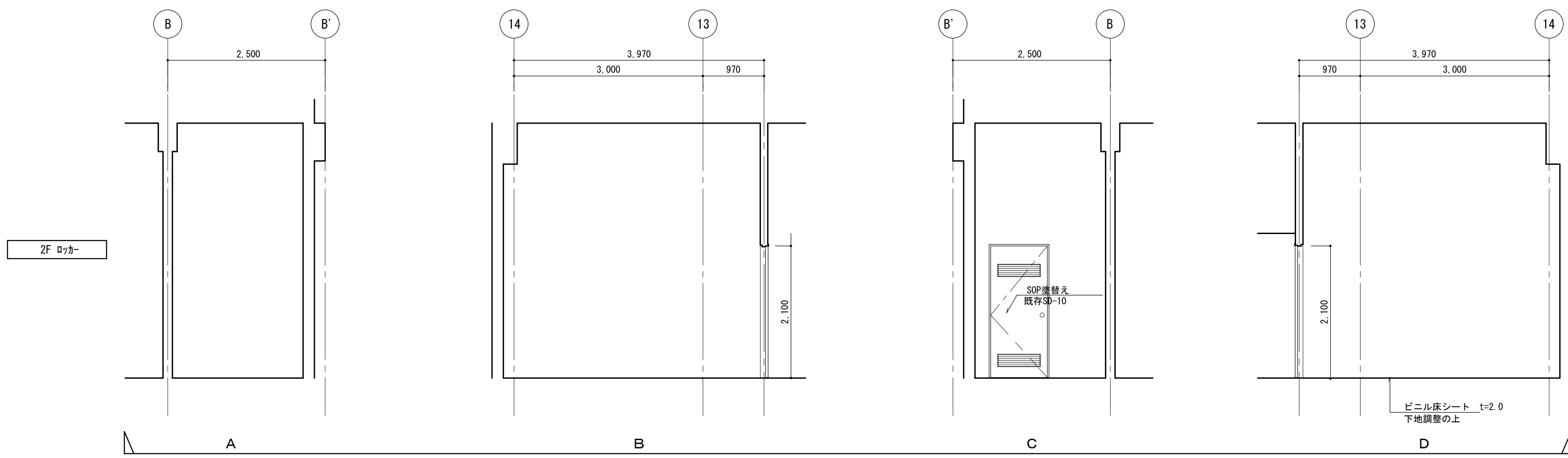
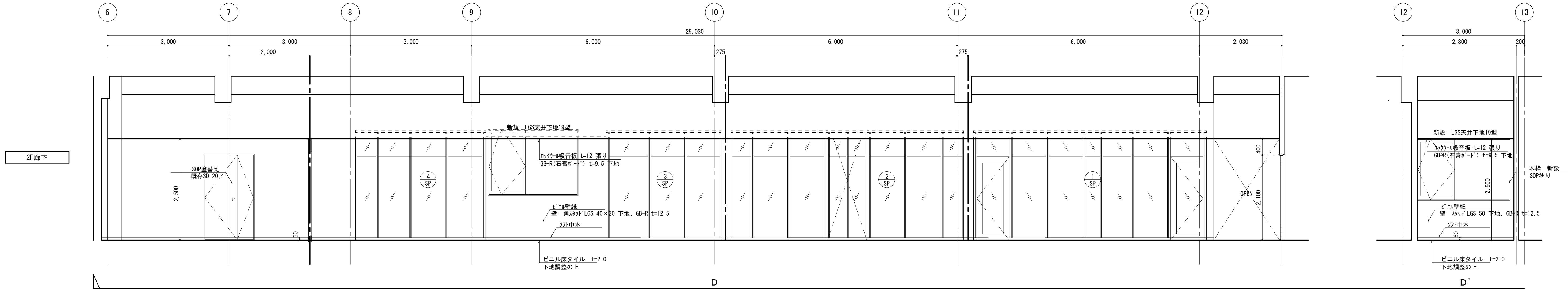
発注者	弥彦村デジタル行政推進課
-----	--------------


新潟県南魚沼市吉田東栄町48番1号 株式会社 近藤測量設計 代表取締役 小川 秀司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	TEL 0256-92-2215
--	------------------

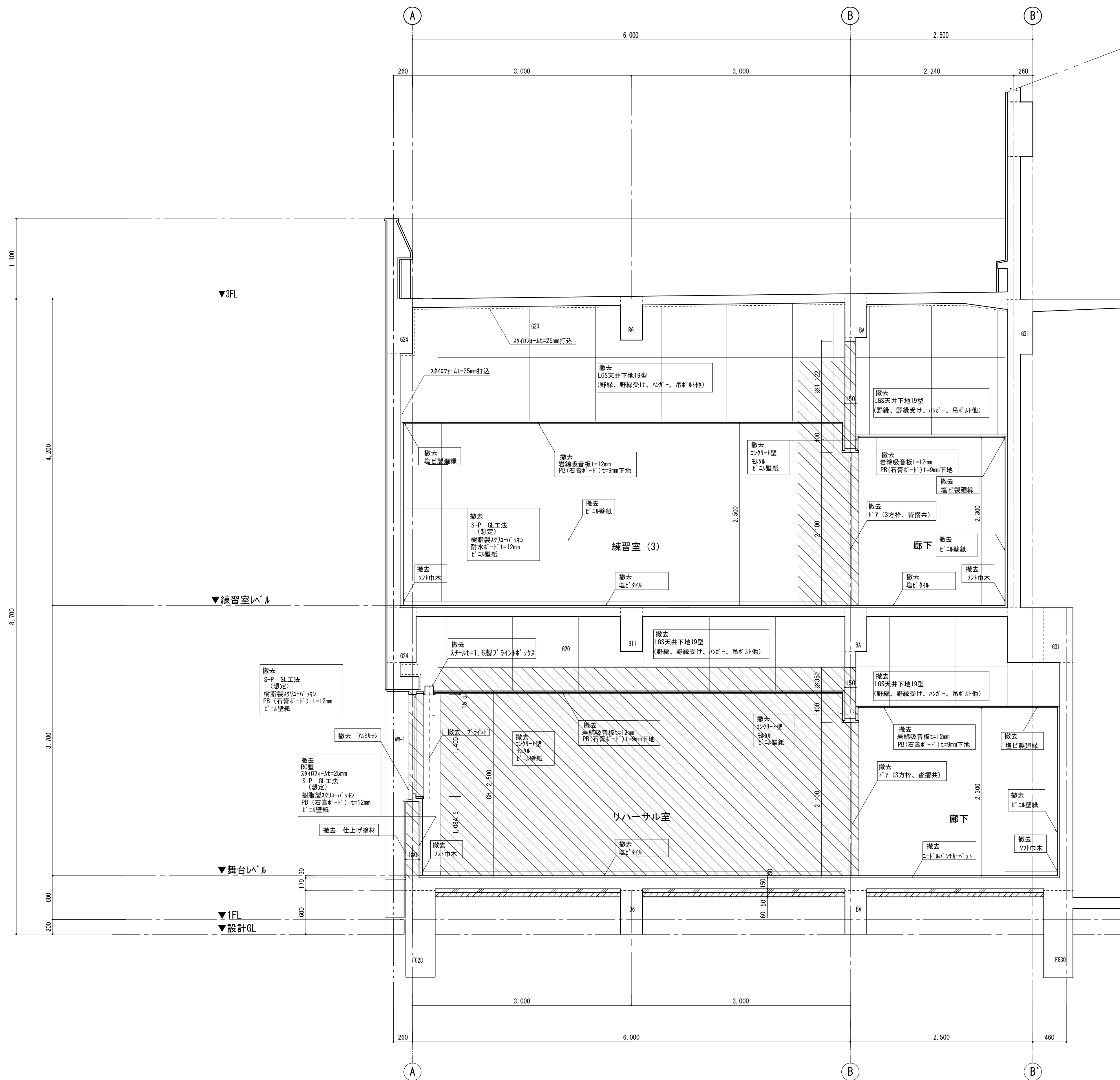
設計番号	年月日
	2023.09
審査	チーフ
	サブ

工事名称	弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事
図面名称	展開図7 (改修: 2F廊下)

図面番号	A-39
縮尺	1/50
電機	
構機	

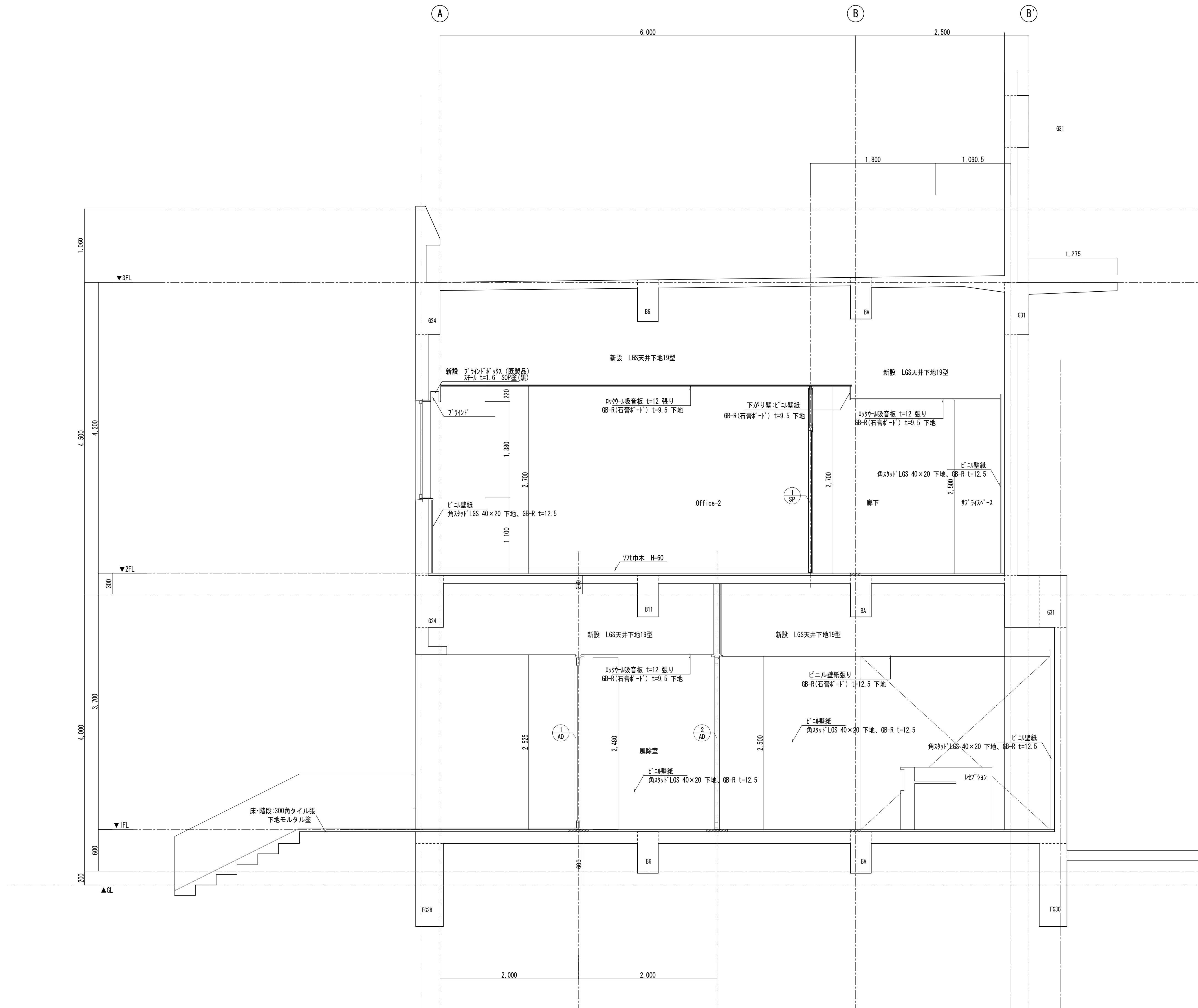


備考		発注者 弥彦村デジタル行政推進課	新潟県燕市吉田東栄町48番1号 TEL 0256-92-2215 株式会社 近藤測量設計 代表取締役 小川 秀司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	設計番号	年月日 2023.09	工事名称 弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事	図面番号 A-40
				審査 チーフ サブ	図面名称 展開図 8 (改修: 2F廊下・ロッカー)	縮尺 1/50	電機 構機



凡例
 ※寸法・現場実測、協議寸法を優先

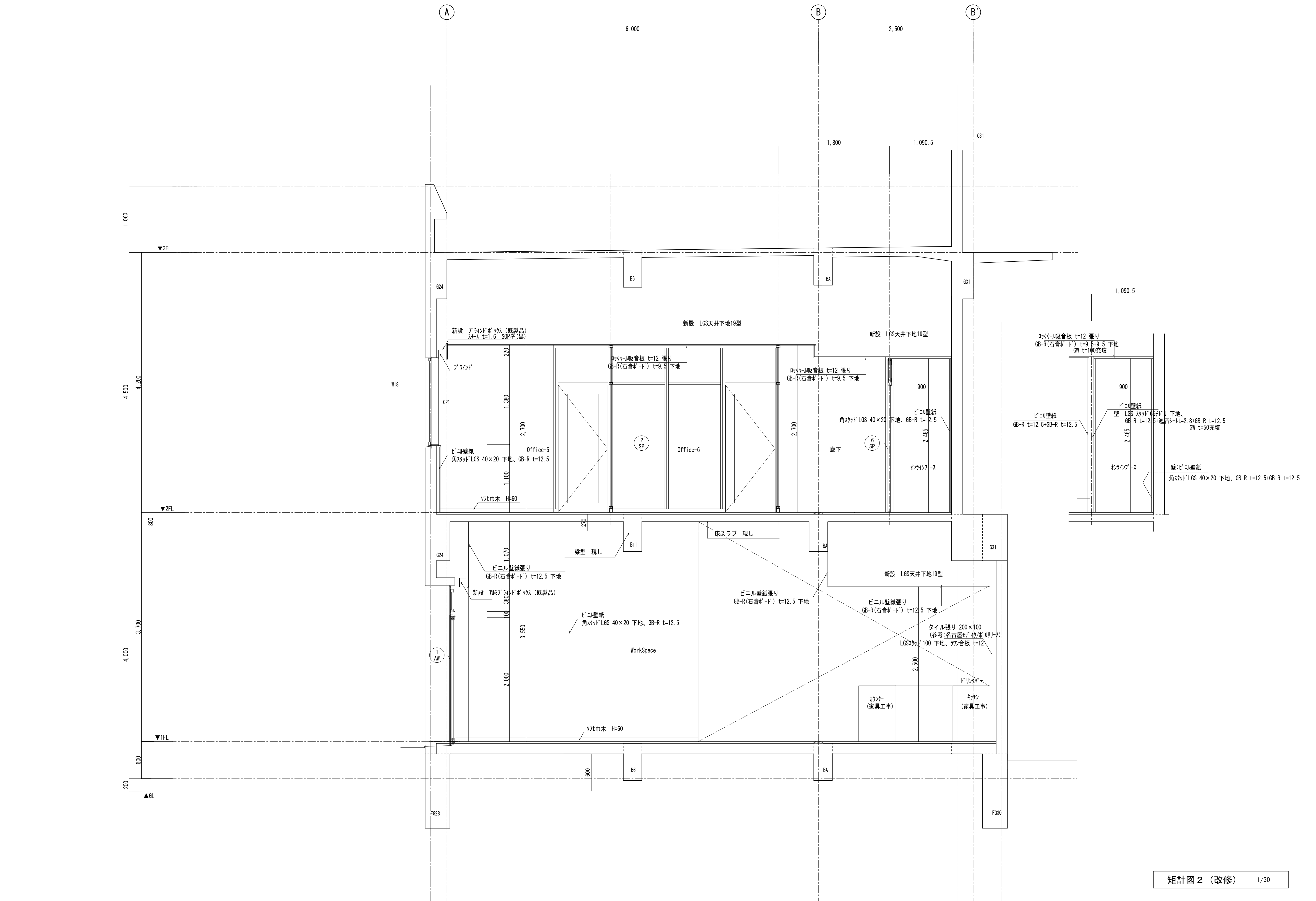
備考		発注者 弥彦村デジタル行政推進課	新潟県燕市吉田東栄町48番1号 TEL 0256-92-2215 株式会社 近藤測量設計 代表取締役 小川秀司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	設計番号	年月日	工事名称	図面番号
					2023.09	弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事	A-41
				審査	チーフ	サブ	図面名称
							矩計図(現況)
						縮尺	1/30
						意	電
						構	機



矩計図 1 (改修) 1/30

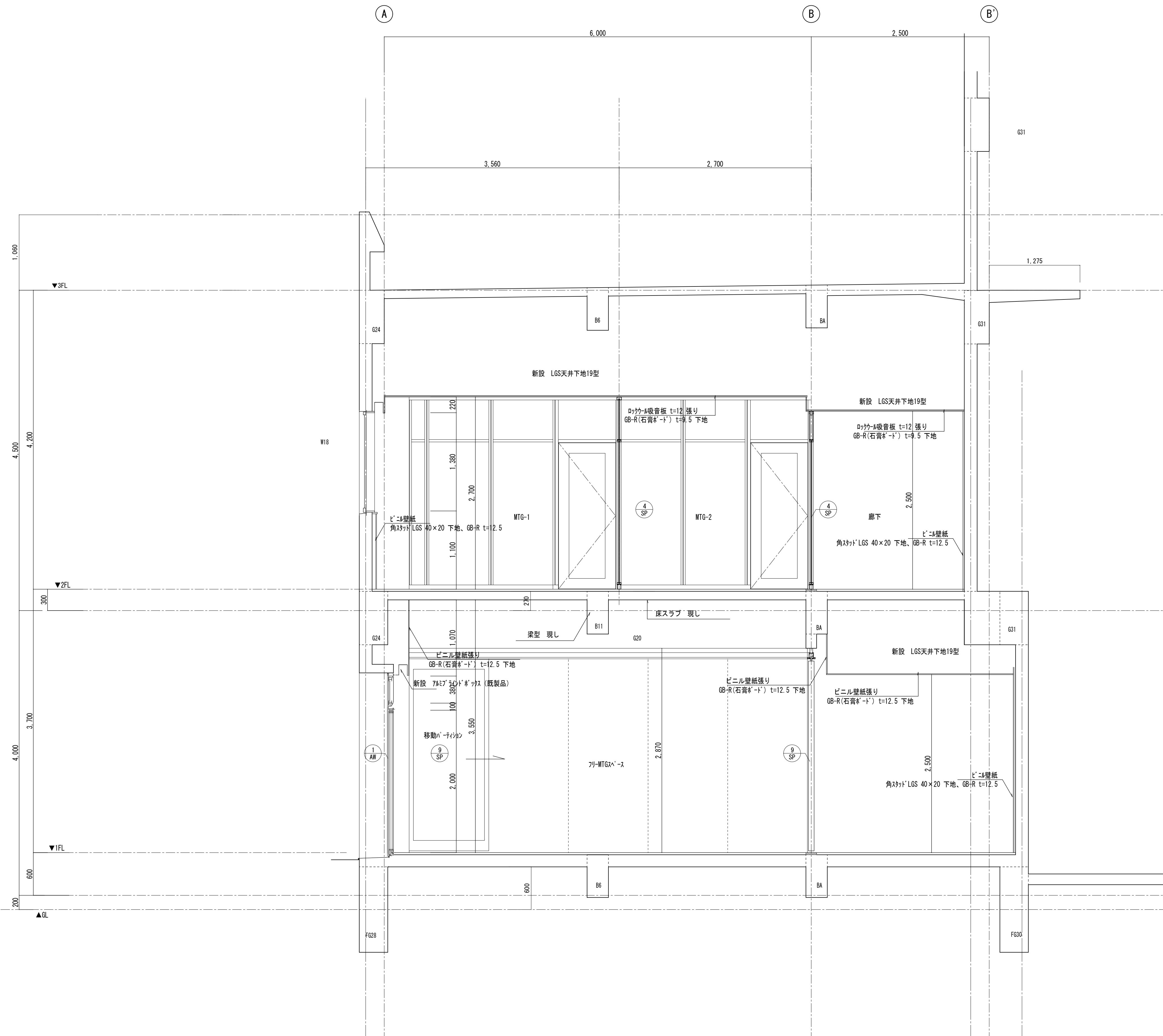
備考	発注者 弥彦村デジタル行政推進課		新潟県燕市吉田東栄町48番1号 TEL 0256-92-2215 株式会社 近藤測量設計		設計番号	年月日 2023.09	工事名称 弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事	図面番号 A-42
			代表取締役 小川 秀司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳		審査	チーフ サブ	図面名称 矩計図 1 (改修)	縮尺 1/30

意 電 構 機



矩計図2 (改修) 1/30

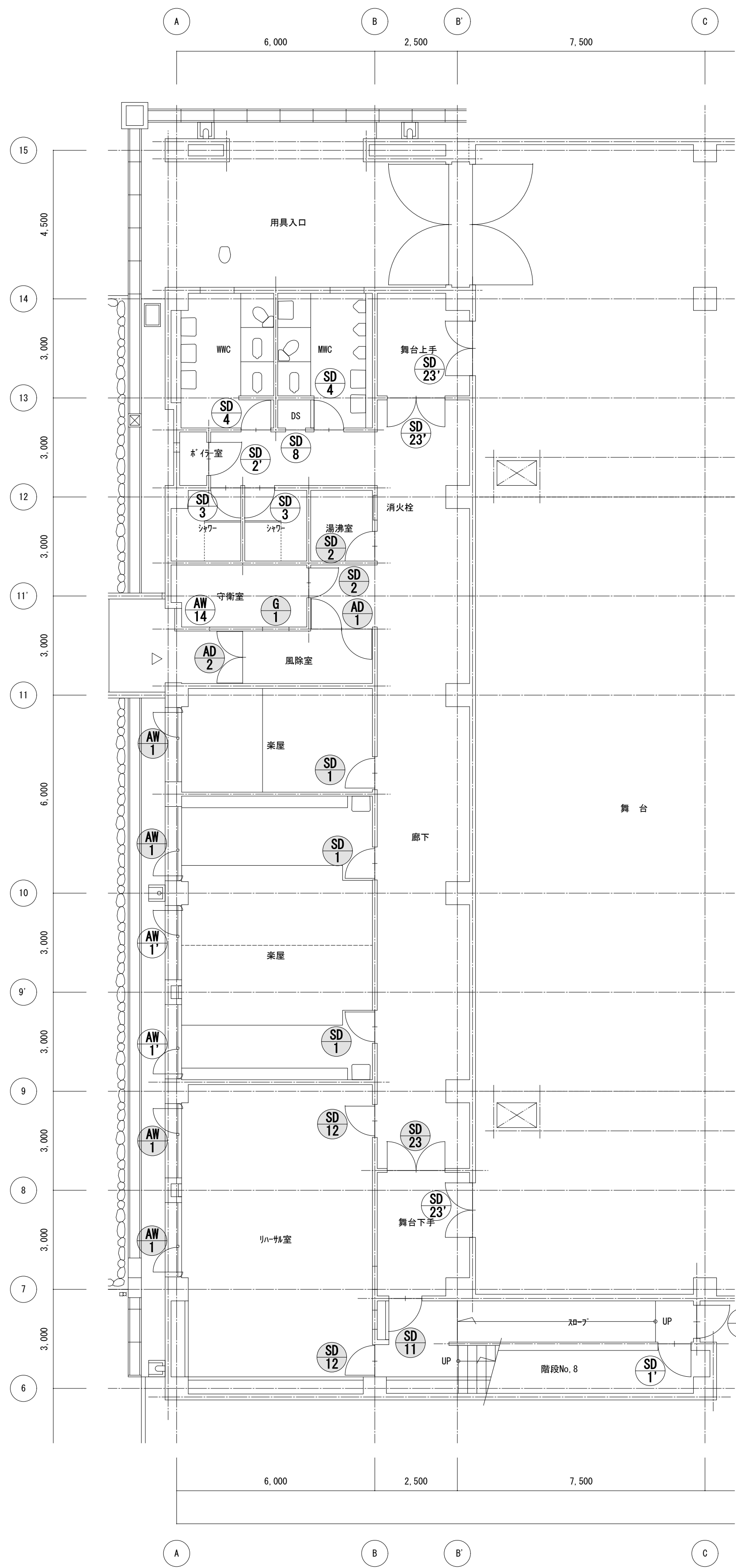
備考	発注者 弥彦村デジタル行政推進課		新潟県燕市吉田東栄町48番1号 TEL 0256-92-2215 株式会社 近藤測量設計		設計番号	年月日 2023.09	工事名称 弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事	図面番号 A-43
			代表取締役 小川 秀司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(一)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳		審査	チーフ	サブ	図面名称 矩計図2 (改修)
							縮尺 1/30	意電 構機



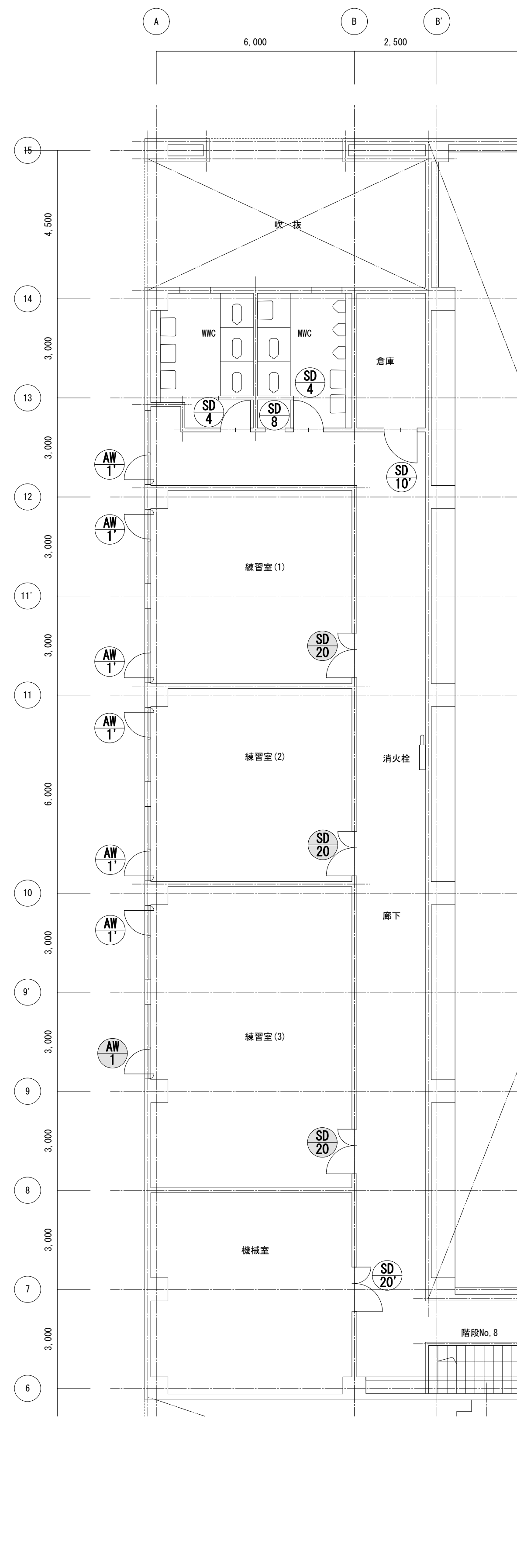
矩計図 3 (改修) 1/30

備考	発注者 弥彦村デジタル行政推進課		新潟県燕市吉田東栄町48番1号 TEL 0256-92-2215 株式会社 近藤測量設計		設計番号	年月日 2023.09	工事名称 弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事	図面番号 A-44
			代表取締役 小川 秀司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳		審査	チーフ サブ	図面名称 矩計図 3 (改修)	縮尺 1/30

意電
構機

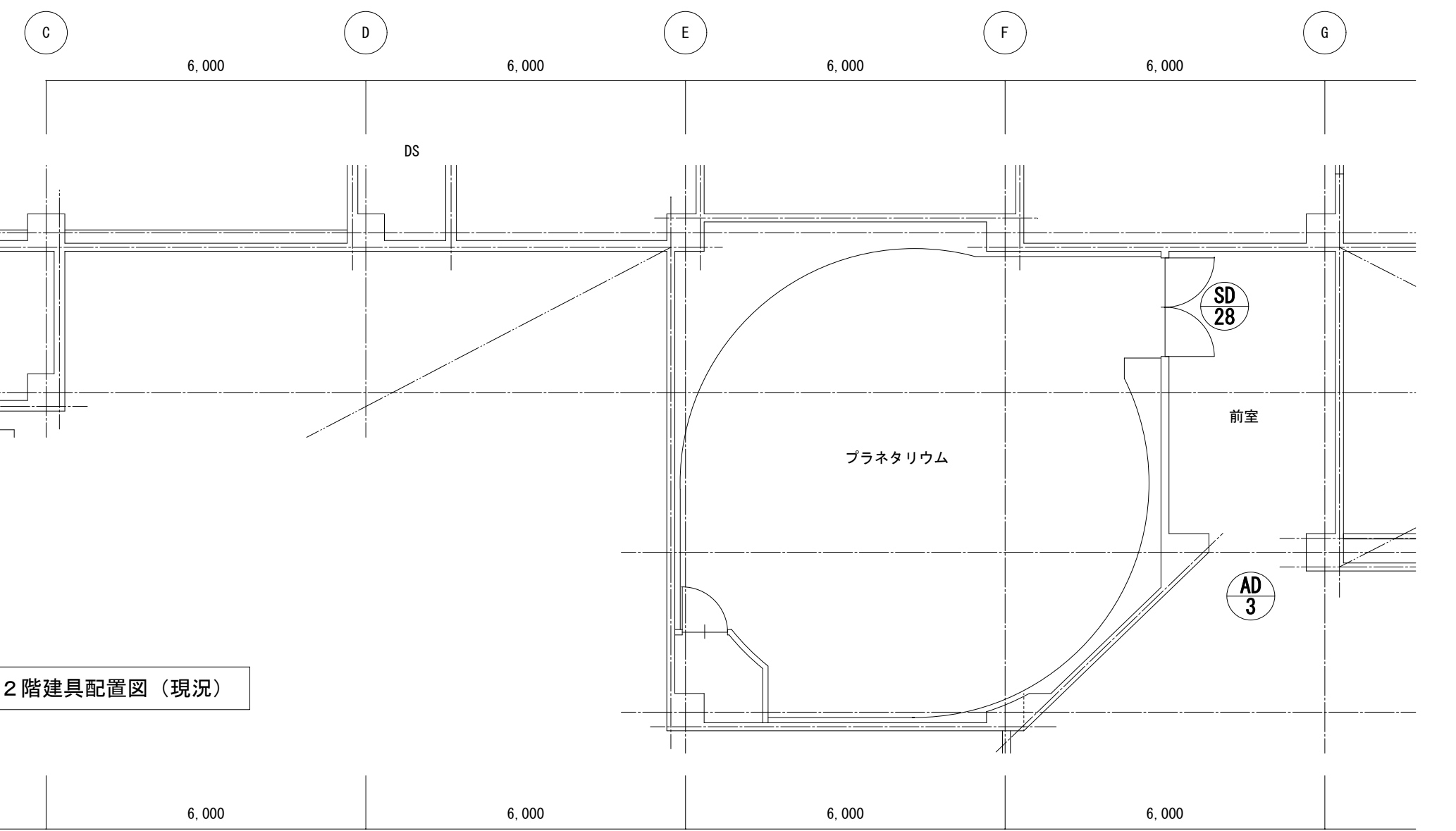



1階建具配置図（現況）

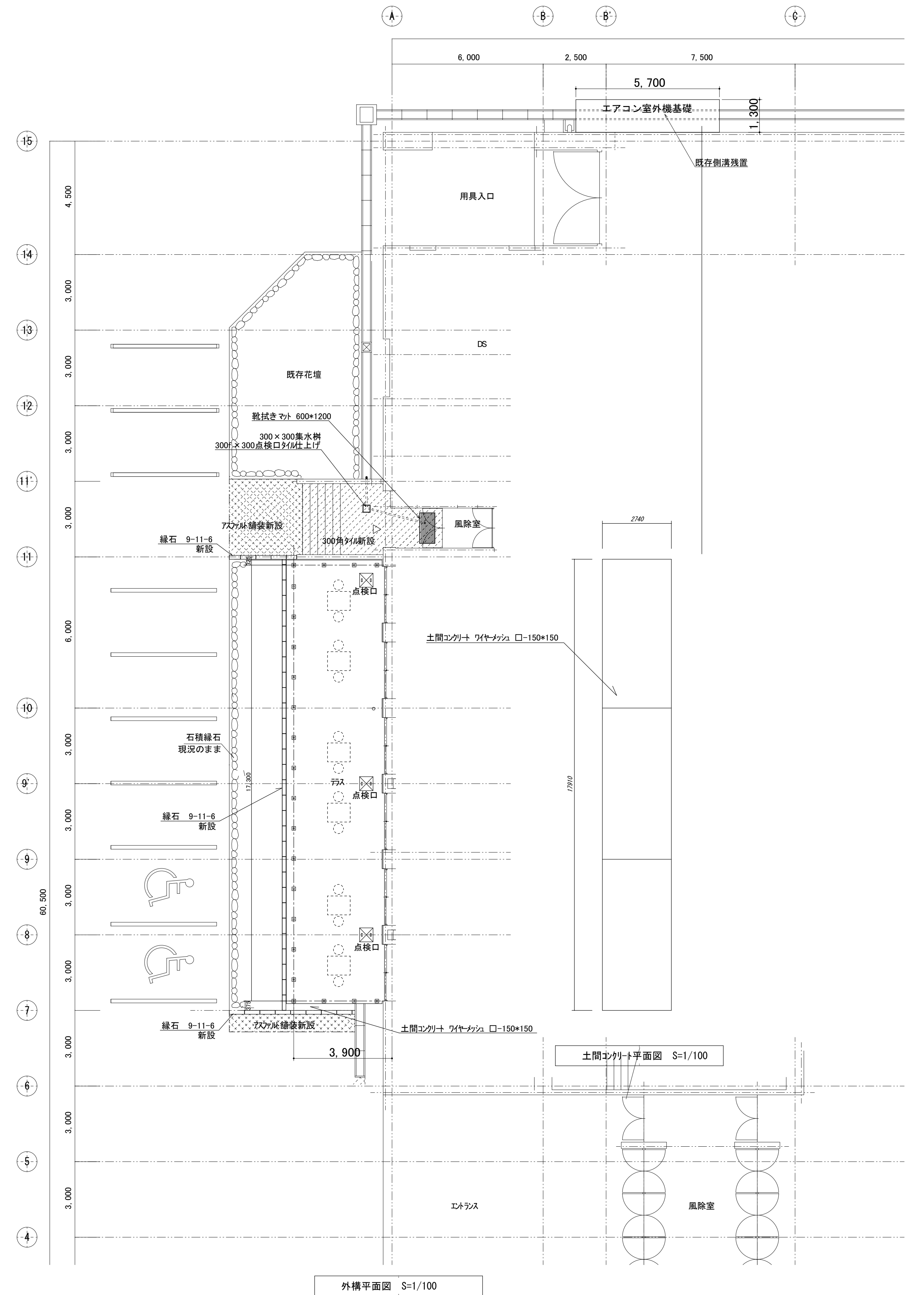
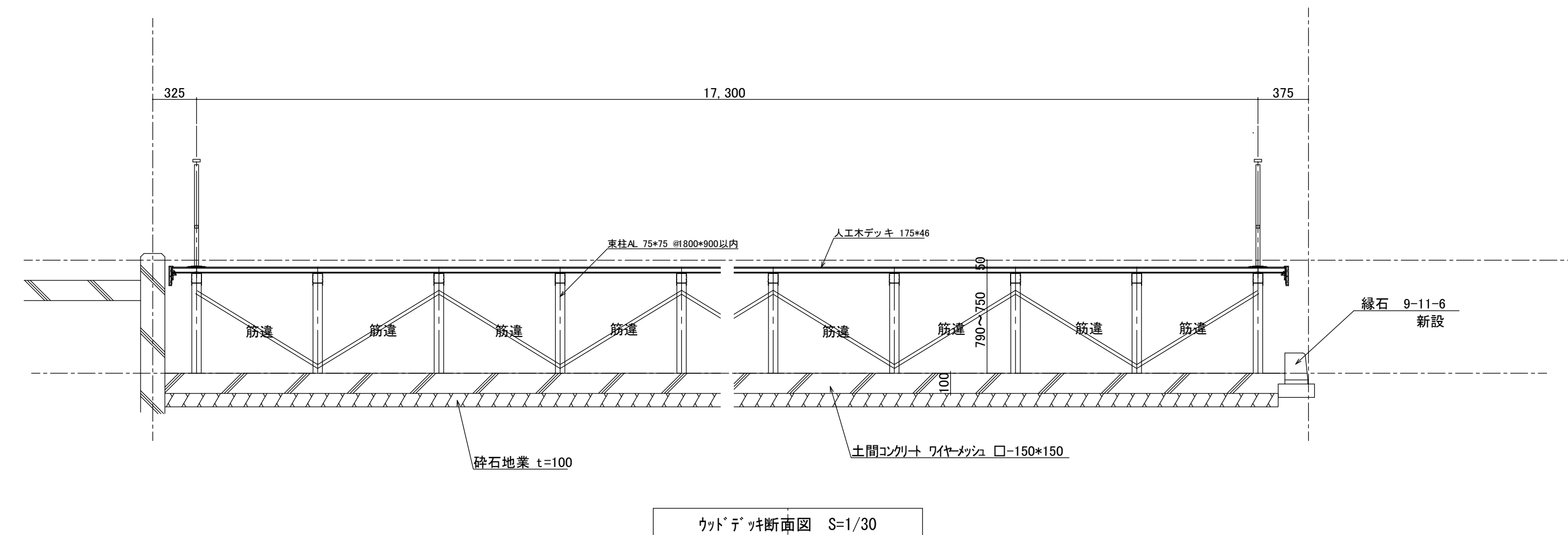
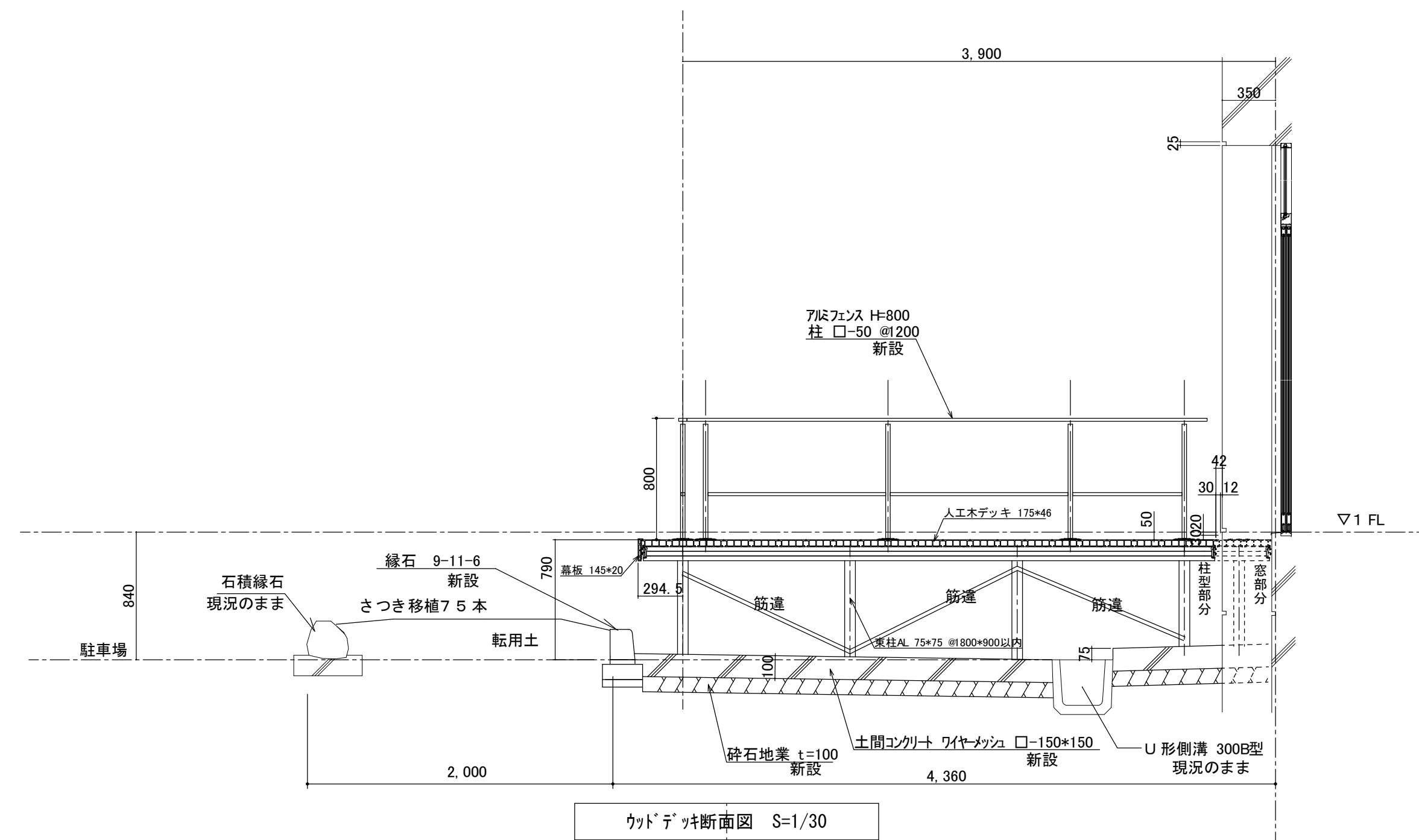
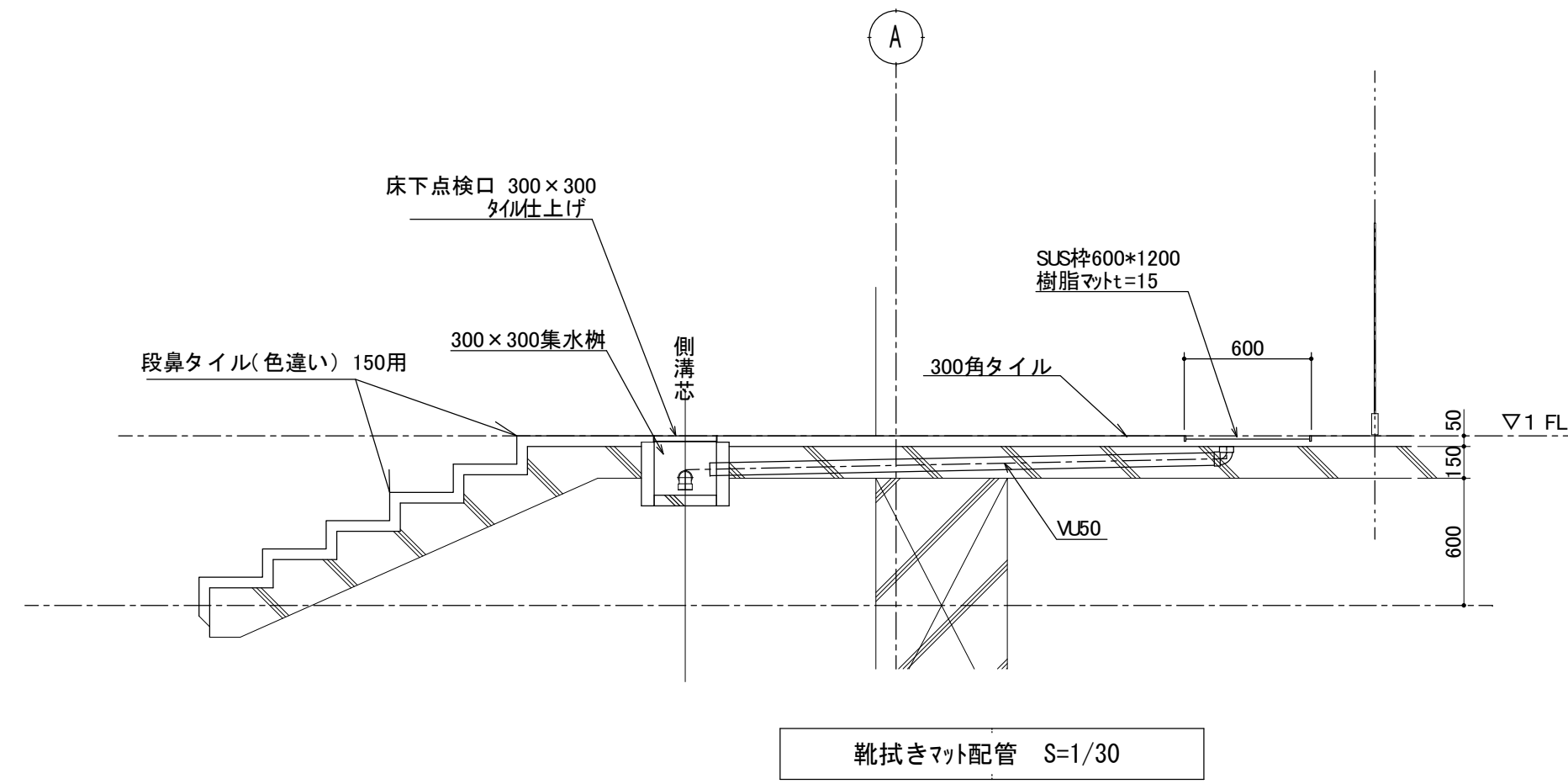
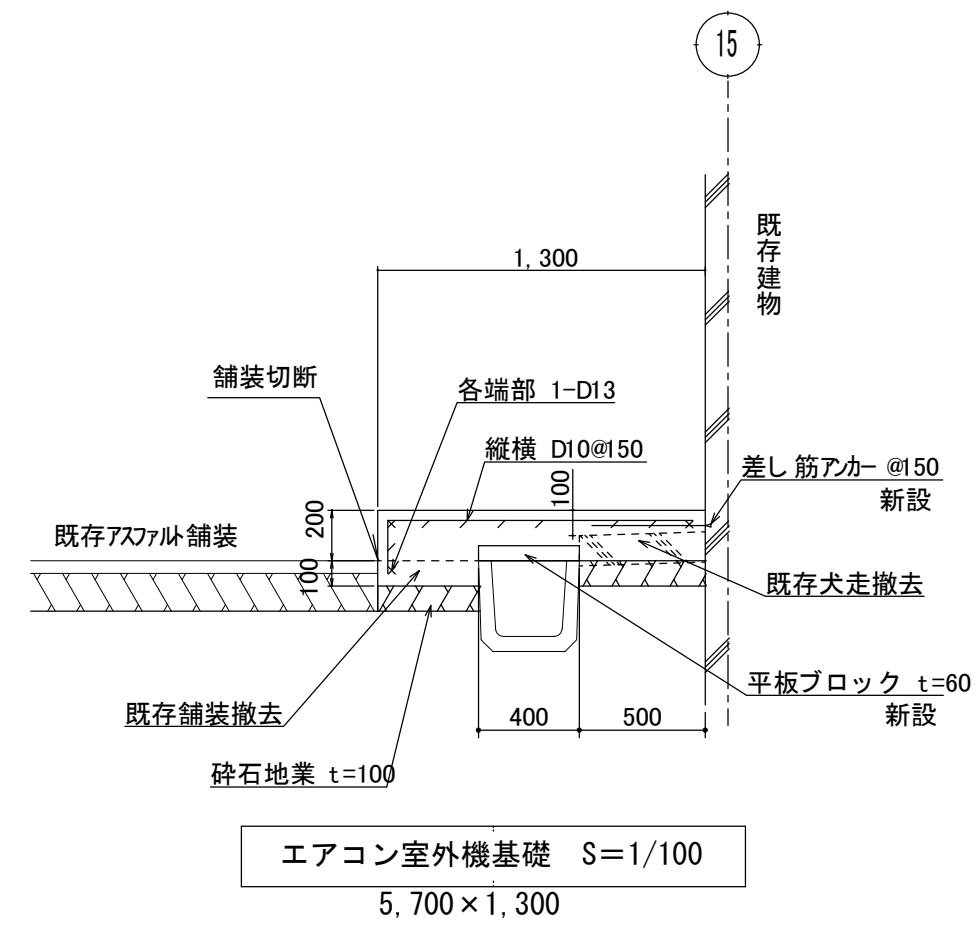


2階建具配置図（現況）

記号	種類	W	H	箇所数	備考
SD-1	スチールドア	900	2100	3	撤去
SD-1'	スチールドア	900	2100	1	現況のまま
SD-2	スチールドア	900	2100	2	撤去
SD-2'	スチールドア	900	2100	1	現況のまま
SD-3	スチールドア	700	2100	2	現況のまま
SD-4	スチールドア	750	2100	4	現況のまま
SD-8	スチールドア	450	600	2	現況のまま
SD-10'	スチールドア	900	2100	2	現況のまま
SD-11	スチールドア	850	2100	1	撤去
SD-12	スチールドア	850	2100	2	撤去
SD-20	スチール親子ドア	1200	2100	3	撤去
SD-20'	スチール親子ドア	1200	2100	1	現況のまま
SD-23	スチールドア	1500	2100	1	撤去
SD-23'	スチールドア	1500	2100	3	現況のまま
SD-28	スチールドア	1600	2100	1	現況のまま
AW-1	アルミサッシ	2100	1500	5	撤去
AW-1'	アルミサッシ	2100	1500	8	現況のまま
AW-14	アルミサッシ	850+450	1200	1	現況のまま
AD-1	アルミガラスドア	1800	2100	1	撤去
AD-2	アルミガラスドア	1500	2400	1	撤去
AD-3	アルミガラスドア	1500	2400	1	現況のまま
G-1	ガラス窓	650	600	1	撤去

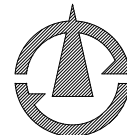


記号・数量	① AW 5ヶ所	① AD 2ヶ所	② AD 2ヶ所	③ AD 1ヶ所	① SD 1ヶ所	② SD 1ヶ所
姿図・寸法						
取付ヶ所		風除室	風除室	2F 廊下	BabyRoom	1F 廊下
取付形式 見込	外側シ排煙窓 + 引違い窓 引抜き工法 70	FIX窓 + 親子ドア カバー工法	FIX窓 + 親子ドア フロントタイプ	FIX窓 + 両開きドア フロントタイプ	片引き戸 (鋼製軽量片引き戸)	片開きドア
材種・塗装	アルミ	アルミ	アルミ	アルミ	鋼板t=0.6 防錆塗装+現場仕上塗装	アルミ
建具金物	附属金物一式・内部アルミアングル四方・外部アルミ水切り	附属金物一式・内部アルミアングル三方 シリンダー錠	附属金物一式・内部アルミアングル三方・下枠ステンレス シリンダー錠	附属金物一式・内部アルミアングル三方・下枠ステンレス シリンダー錠	附属金物一式・樹脂付きシリカ錠	附属金物一式 シリンダー錠
硝子種別	複層ガラス：FL5+A6+FL5	複層ガラス：FL5+A6+FL5	複層ガラス：FL5+A6+FL5	複層ガラス：FL5+A6+FL5	---	単板ガラス：FL5
摘要	排煙オペレーター	既存ステンレス下枠は現状のまま				既存スチール枠使用、ドアのみ取替
記号・数量	⑨ SP 1ヶ所					
姿図・寸法						
取付ヶ所	IF Workspace + FreeMTG					
取付形式 見込	移動パーティション 80					
材種・塗装	面材:カラ-鋼板					
建具金物	笠木:アルミ 市木:鋼板					
硝子種別	FL-8 + 飛散フィルム張り					
摘要	[参考:FLOAT OP COMANY]					
備考		 発注者 弥彦村デジタル行政推進課	新潟県燕市吉田東栄町48番1号 TEL 0256-92-2215 株式会社 近藤測量設計 代表取締役 小川 秀司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	設計番号 年月日 2023.09	工事名称 弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事 図面名称 建具表1(改修)	図面番号 A-47 縮尺 1/50

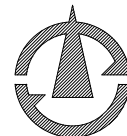


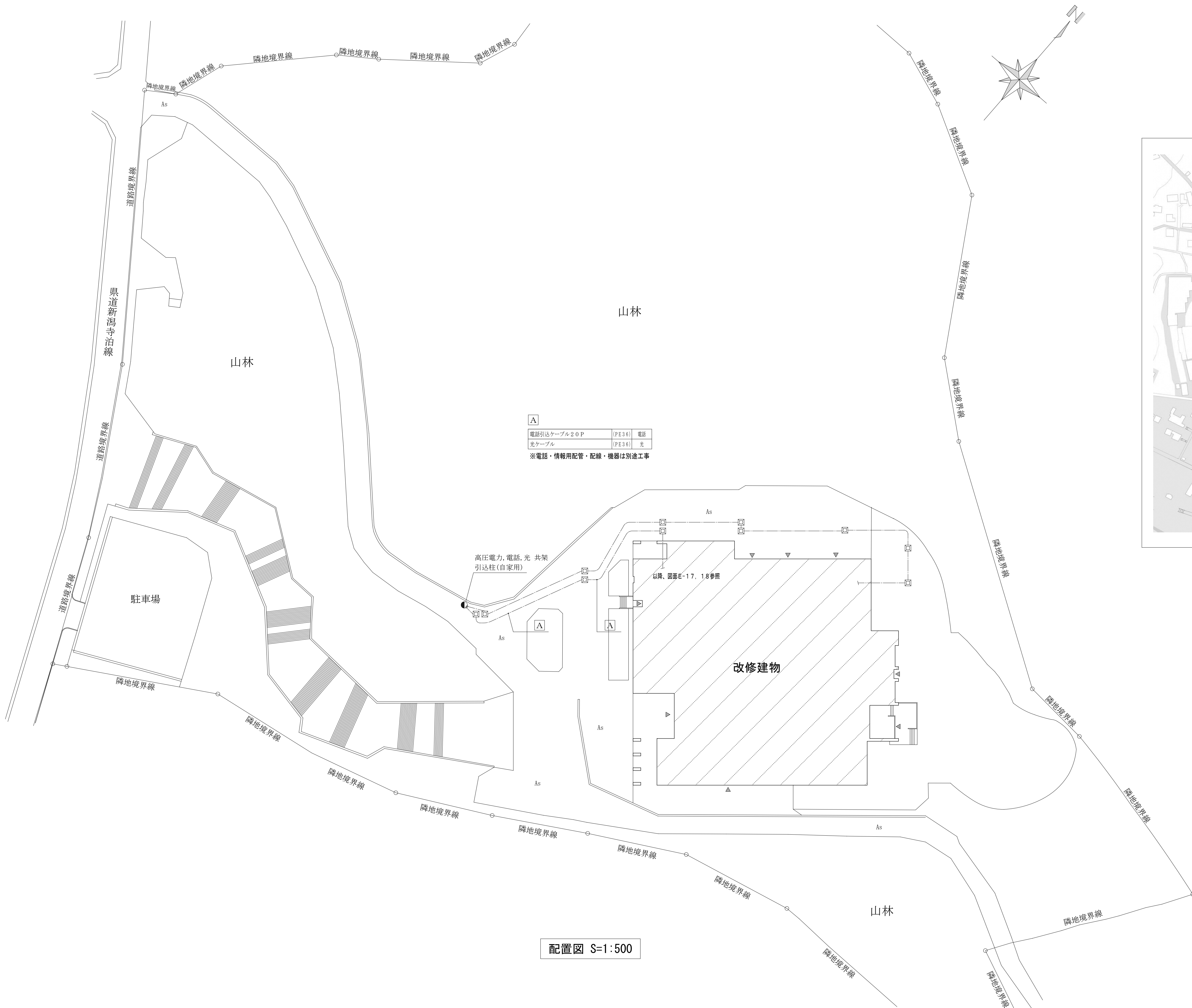
備考		発注者	弥彦村デジタル行政推進課	新潟県燕市吉田栄栄町48番1号 株式会社 近藤測量設計 代表取締役 小川 秀司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	設計番号	年月日	工事名称	図面番号			
					2023.09	弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事	A-50				
					審査	チーフ	サブ	図面名称	縮尺	意	電
								外構図(改修)	1/100 1/30	構	機

弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事		弥彦村デジタル行政推進課 令和 5 年 8 月 (金) 2 1 枚		章	項目	特記事項	根拠項目	章	項目	特記事項	根拠項目	章	項目	特記事項	根拠項目																						
<p>工 事 場 所 新潟県西蒲原郡弥彦村弥彦 2 4 8 7 - 1</p> <p>建 物 概 要</p> <table border="1"> <tr> <th>建 物 名 称</th> <th>構 造</th> <th>階 数</th> <th>延べ面積 (㎡)</th> <th>消防令別表第一</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>弥彦総合文化会館</td> <td>RC造 (一部S造)</td> <td>4階</td> <td>5, 6 4 1. 6</td> <td>(1) 口</td> <td></td> </tr> </table>				建 物 名 称	構 造	階 数	延べ面積 (㎡)	消防令別表第一	備 考	弥彦総合文化会館	RC造 (一部S造)	4階	5, 6 4 1. 6	(1) 口		①	一般事項	<p>⑤ 工事の記録等</p> <p>契約書に基づく履行報告に当たり報告に用いる書式等は「工事運行マニュアル(新潟県土木部都市局管轄課)」による。</p> <p>⑥ 発生材の処理等</p> <p>⑦ 完成図等</p> <p>⑧ 施工図等の取扱い</p> <p>⑨ 工事完成写真</p> <p>⑩ 工事施工状況写真</p>	(1-1. 2. 4)	8	受電設備	<p>1 電気方式</p> <p>2 区分開閉器</p> <p>3 盤形式</p> <p>4 主進断装置</p> <p>5 操作方式</p> <p>6 変圧器</p> <p>7 高圧コンデンサ</p> <p>8 リアクトル</p> <p>9 避雷器</p> <p>10 絶縁監視装置</p> <p>11 積算計器</p>	(3-1. 1. 1)	15	拡声設備	<p>① 用途</p> <p>② 増幅器</p> <p>③ 出力</p> <p>④ マイクスタンド</p> <p>⑤ アンテナ</p> <p>⑥ マイクロホン</p> <p>⑦ 通信用 SPD</p>	(6-1. 9. 1)	[6-2. 18. 1]									
建 物 名 称	構 造	階 数	延べ面積 (㎡)	消防令別表第一	備 考																																
弥彦総合文化会館	RC造 (一部S造)	4階	5, 6 4 1. 6	(1) 口																																	
<p>仕 様 書</p> <p>I. 共通仕様</p> <p>1 本共通仕様及び特記仕様に記載されていない事項は、次による。</p> <p>新築及び増築に係る電気設備工事においては、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工編) 令和4年版」(以下「標準仕様」という。)及び「国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境監修 公共建築設備工事標準図(電気設備工編) 令和4年版」(以下「標準図」という。)による。</p> <p>改修に係る電気設備工事においては、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工編) 令和4年版」(以下「改修標準仕様」という。)及び標準図による。ただし、改修標準図に記載されていない事項は、標準による。</p> <p>2 標仕及び改修標準に用いられている用語を、次のとおり読み替える。</p> <p>(1) 「契約書」を「新潟県財務規則(昭和57年3月1日新潟県規則第10号)別記(第78条関係)建設工事請負基準約款」(以下「約款」という。)に読み替える。</p> <p>(2) 「監督職員」を「監督員」に読み替える。</p> <p>3 次の各号に該当する標仕及び改修標準の項目について、標仕及び改修標準の規定を別表に置き換えて適用する。(以下[]は、改修標準の項目を表示)</p> <p>(1) 第1編 第1章 1. 1. 2 [1. 1. 2] 用語の定義の(7)。(2)。(9)</p> <p>(2) " 1. 1. 5 [1. 1. 5] 書面の書式及び取扱いの(2)</p> <p>(3) " 1. 4. 2 [1. 4. 2] 機材の品質等の(1)及び(2)</p> <p>(4) " 1. 4. 4 [1. 4. 5] 機材の検査等の(1)</p> <p>(5) " 1. 6. 1 [1. 10. 1] 工事検査の(2)及び(3)</p> <p>4 標仕及び改修標準の次の項目の規定は適用しない。</p> <p>第1編 第1章 1. 1. 2 [1. 1. 2] 用語の定義の(9)</p> <p>" 1. 6. 2 [1. 10. 2] 技術検査</p>				①	足場・さん機等	<p>① 足場・さん機等</p> <p>2 仮設開切り</p> <p>③ 監督員事務所等</p>	(1-2. 1. 1)	2	UPS装置	<p>用途</p> <p>(光回線終端装置、アナログ回線終端装置の停電用電源として)</p> <p>出力電気方式</p> <p>出力電圧</p> <p>定格出力</p> <p>補償時間</p> <p>給電方式</p>	(4-1. 1. 1)	17	誘導支援装置	<p>① 種別</p> <p>② 接続方式</p> <p>③ 通話方式</p> <p>④ テレビインターホン</p>	(6-1. 10. 1)	[6-2. 19. 1]																					
<p>別 表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>項 目</th> <th>置き換え後の標仕及び改修標準の規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>第1編 一般共通事項 第1章 一般事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)</td> <td>1. 1. 2 [1. 1. 2] 用語の定義</td> <td> <p>(7) 「監督員」とは、約款第10条に基づき受注者に通知された者という。</p> <p>(8) 「書面」とは発行年月日及び氏名が記載された文書又は新潟県DMSシステム上で電子決裁処理された電磁的記録をいう。</p> <p>(9) 「工事検査」とは、約款に基づく次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査を含む。(ただし、②に係る検査を除く。)</p> <p>① 工事の完成(約款第32条)</p> <p>② 部分私の請求に係る出来形部分又は部分私指定工事材料等(約款第38条)</p> <p>③ 部分引渡し指定部分に係る工事の完成(約款第39条)</p> <p>④ 契約の解除時における出来形部分(約款第48条)</p> <p>⑤ 必要があると認めたとときの臨時検査(約款第50条)</p> </td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>1. 1. 5 [1. 1. 5] 機材の品質等</td> <td> <p>(2) 書面により行われなければならないこととされている「監督員の承諾」、「監督員の指示」、「監督員と協議」、「監督員に報告」及び「監督員に提出」については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いることができる。</p> </td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>1. 4. 2 [1. 4. 2] 機材の品質等</td> <td> <p>(1) 使用する機材は、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿(契約時の最新版)」に記載されている品目については、当該名簿に記載されている材料又は製造所の製品とする(ほか、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材は、新品に限らない。</p> <p>なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定期間内であることを条件とするものではない。</p> <p>(2) 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(試験成績書等)を監督員に提出する。</p> <p>ただし、設計図書において「JISによる」と指定された機材で「JISマーク表示のある機材を使用する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合(次の(7)から(9)までのいずれかに該当する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けたと見なすことができる。)は、資料の提出を省略することができる。</p> <p>(7) 建築基準法その他の認定品で、マーク等の認定ができる機材</p> <p>(8) 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿に記載されている機材又は製造所の製品(特記より指定された材料又は製造者の製品を除く。)</p> <p>(9) 特記より指定された材料又は製造者の製品</p> </td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>1. 4. 4 [1. 4. 5] 機材の検査等</td> <td> <p>(1) 工事現場に搬入した機材は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、次の(7)若しくは(9)に該当する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 工事完成検査時または工事写真で、「JISマークを確認できる場合</p> <p>(8) 建築基準法とその他の認定品と指定された材料で、工事完成検査時又は工事写真で品質、性能を証明するマーク等を確認できる場合</p> </td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>1. 6. 1 [1. 10. 1] 工事検査</td> <td> <p>(2) 約款に基づく部分私を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。</p> <p>(3) (1)の通知又は(2)の請求に基づく検査並びに約款第48条及び第50条に規定する検査は、発注者から通知された検査日に検査を受ける。</p> </td> </tr> </tbody> </table>				号	項 目	置き換え後の標仕及び改修標準の規定		第1編 一般共通事項 第1章 一般事項		(1)	1. 1. 2 [1. 1. 2] 用語の定義	<p>(7) 「監督員」とは、約款第10条に基づき受注者に通知された者という。</p> <p>(8) 「書面」とは発行年月日及び氏名が記載された文書又は新潟県DMSシステム上で電子決裁処理された電磁的記録をいう。</p> <p>(9) 「工事検査」とは、約款に基づく次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査を含む。(ただし、②に係る検査を除く。)</p> <p>① 工事の完成(約款第32条)</p> <p>② 部分私の請求に係る出来形部分又は部分私指定工事材料等(約款第38条)</p> <p>③ 部分引渡し指定部分に係る工事の完成(約款第39条)</p> <p>④ 契約の解除時における出来形部分(約款第48条)</p> <p>⑤ 必要があると認めたとときの臨時検査(約款第50条)</p>	(2)	1. 1. 5 [1. 1. 5] 機材の品質等	<p>(2) 書面により行われなければならないこととされている「監督員の承諾」、「監督員の指示」、「監督員と協議」、「監督員に報告」及び「監督員に提出」については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いることができる。</p>	(3)	1. 4. 2 [1. 4. 2] 機材の品質等	<p>(1) 使用する機材は、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿(契約時の最新版)」に記載されている品目については、当該名簿に記載されている材料又は製造所の製品とする(ほか、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材は、新品に限らない。</p> <p>なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定期間内であることを条件とするものではない。</p> <p>(2) 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(試験成績書等)を監督員に提出する。</p> <p>ただし、設計図書において「JISによる」と指定された機材で「JISマーク表示のある機材を使用する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合(次の(7)から(9)までのいずれかに該当する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けたと見なすことができる。)は、資料の提出を省略することができる。</p> <p>(7) 建築基準法その他の認定品で、マーク等の認定ができる機材</p> <p>(8) 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿に記載されている機材又は製造所の製品(特記より指定された材料又は製造者の製品を除く。)</p> <p>(9) 特記より指定された材料又は製造者の製品</p>	(4)	1. 4. 4 [1. 4. 5] 機材の検査等	<p>(1) 工事現場に搬入した機材は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、次の(7)若しくは(9)に該当する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 工事完成検査時または工事写真で、「JISマークを確認できる場合</p> <p>(8) 建築基準法とその他の認定品と指定された材料で、工事完成検査時又は工事写真で品質、性能を証明するマーク等を確認できる場合</p>	(5)	1. 6. 1 [1. 10. 1] 工事検査	<p>(2) 約款に基づく部分私を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。</p> <p>(3) (1)の通知又は(2)の請求に基づく検査並びに約款第48条及び第50条に規定する検査は、発注者から通知された検査日に検査を受ける。</p>	②	共通工事等	<p>④ 工用水</p> <p>⑤ 工用水電力</p> <p>⑥ 仮設建物等</p> <p>7 残土処理</p> <p>⑧ 耐震施工</p> <p>9 塗装工事</p> <p>⑩ フラッシュプレート</p> <p>⑪ プレートの用途表示</p> <p>⑫ 屋根の仕上り</p> <p>⑬ 呼び継ぎ</p> <p>14 天井上下区分</p> <p>⑮ 露出配管配線</p> <p>⑯ 再使用機器等</p> <p>17 仮設設備</p> <p>⑯ あと施工アンカー</p> <p>⑰ 機器取付高</p> <p>20 用語の説明</p>	(1-2. 1. 1)	10	発電機	<p>1 形式</p> <p>2 用途</p> <p>3 発電機</p> <p>4 原動機</p> <p>5 燃料方式</p> <p>6 制御方式</p> <p>7 燃料の出力</p> <p>8 主燃料槽</p> <p>9 排気系統配管</p> <p>10 コジメーション装置</p> <p>11 太陽光発電</p>	(5-1. 1. 1)	19	監視カメラ設置 <td> <p>1 伝送方式</p> <p>2 通信用 SPD</p> <p>3 カメラ</p> <p>4 モニタ装置</p> <p>5 録画装置</p> <p>6 時刻同期装置</p> </td> <td>(6-1. 13. 1)</td> <td>[6-2. 21. 1]</td>	<p>1 伝送方式</p> <p>2 通信用 SPD</p> <p>3 カメラ</p> <p>4 モニタ装置</p> <p>5 録画装置</p> <p>6 時刻同期装置</p>	(6-1. 13. 1)	[6-2. 21. 1]
号	項 目	置き換え後の標仕及び改修標準の規定																																			
	第1編 一般共通事項 第1章 一般事項																																				
(1)	1. 1. 2 [1. 1. 2] 用語の定義	<p>(7) 「監督員」とは、約款第10条に基づき受注者に通知された者という。</p> <p>(8) 「書面」とは発行年月日及び氏名が記載された文書又は新潟県DMSシステム上で電子決裁処理された電磁的記録をいう。</p> <p>(9) 「工事検査」とは、約款に基づく次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査を含む。(ただし、②に係る検査を除く。)</p> <p>① 工事の完成(約款第32条)</p> <p>② 部分私の請求に係る出来形部分又は部分私指定工事材料等(約款第38条)</p> <p>③ 部分引渡し指定部分に係る工事の完成(約款第39条)</p> <p>④ 契約の解除時における出来形部分(約款第48条)</p> <p>⑤ 必要があると認めたとときの臨時検査(約款第50条)</p>																																			
(2)	1. 1. 5 [1. 1. 5] 機材の品質等	<p>(2) 書面により行われなければならないこととされている「監督員の承諾」、「監督員の指示」、「監督員と協議」、「監督員に報告」及び「監督員に提出」については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いることができる。</p>																																			
(3)	1. 4. 2 [1. 4. 2] 機材の品質等	<p>(1) 使用する機材は、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿(契約時の最新版)」に記載されている品目については、当該名簿に記載されている材料又は製造所の製品とする(ほか、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材は、新品に限らない。</p> <p>なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定期間内であることを条件とするものではない。</p> <p>(2) 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(試験成績書等)を監督員に提出する。</p> <p>ただし、設計図書において「JISによる」と指定された機材で「JISマーク表示のある機材を使用する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合(次の(7)から(9)までのいずれかに該当する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けたと見なすことができる。)は、資料の提出を省略することができる。</p> <p>(7) 建築基準法その他の認定品で、マーク等の認定ができる機材</p> <p>(8) 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿に記載されている機材又は製造所の製品(特記より指定された材料又は製造者の製品を除く。)</p> <p>(9) 特記より指定された材料又は製造者の製品</p>																																			
(4)	1. 4. 4 [1. 4. 5] 機材の検査等	<p>(1) 工事現場に搬入した機材は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、次の(7)若しくは(9)に該当する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 工事完成検査時または工事写真で、「JISマークを確認できる場合</p> <p>(8) 建築基準法とその他の認定品と指定された材料で、工事完成検査時又は工事写真で品質、性能を証明するマーク等を確認できる場合</p>																																			
(5)	1. 6. 1 [1. 10. 1] 工事検査	<p>(2) 約款に基づく部分私を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。</p> <p>(3) (1)の通知又は(2)の請求に基づく検査並びに約款第48条及び第50条に規定する検査は、発注者から通知された検査日に検査を受ける。</p>																																			
<p>II. 特記仕様</p> <p>凡 例</p> <p>(1) 章と項目は、番号に○印のついたものを適用する。特記事項は、○に○印のついたものを適用する。</p> <p>(2) 特記事項で○印のない場合は、※印のあるものを適用する。○印と※印のある場合は、○印のあるものを適用する。</p> <p>(3) 根拠項目の(a-b-c-d)は、標仕の第a編b章c節d項を表す。根拠項目の[a-b-c-d]は、改修標準の第a編b章c節d項を表す。</p>				③	構内配線	<p>1 電気方式</p> <p>2 配線方式</p> <p>3 ケーブル埋設シート</p> <p>4 埋設深</p> <p>5 メッセージャー線</p> <p>6 装枝機材</p> <p>7 外灯接地</p> <p>8 MH, HH 内支持接地</p> <p>9 接地極埋設の省略</p> <p>10 電柱名札</p>	(2-2. 1. 1)	⑬	構内情報通信設備	<p>⑬ 1 インターフェース</p> <p>⑭ 2 ポート数</p> <p>⑮ 3 通信プロトコル</p> <p>⑯ 4 PoE</p> <p>⑰ 5 無線LAN</p> <p>6 時刻同期装置</p> <p>7 通信用 SPD</p>	(6-1. 5. 1)	22	防火設備 <td> <p>1 受信機</p> <p>2 検知器</p> <p>3 中継器</p> <p>4 表示灯</p> <p>5 消火栓ポンプ起動</p> <p>⑥ 6 感知器</p> <p>7 通知制御器</p> <p>8 自動閉鎖装置</p> <p>9 非常警報装置</p> <p>10 通信用 SPD</p> </td> <td>(6-1. 16. 1)</td> <td>[6-2. 24. 1]</td>	<p>1 受信機</p> <p>2 検知器</p> <p>3 中継器</p> <p>4 表示灯</p> <p>5 消火栓ポンプ起動</p> <p>⑥ 6 感知器</p> <p>7 通知制御器</p> <p>8 自動閉鎖装置</p> <p>9 非常警報装置</p> <p>10 通信用 SPD</p>	(6-1. 16. 1)	[6-2. 24. 1]																					
<p>④ 施工従事者</p> <p>資格が必要な工種の施工にあたっては、関係法令に基づき、次の資格を有する者により施工をおこなうこと。</p> <p>(※) 電気工事士 ※ 認定電気工事従事者 ※ 消防設備士 ※ 電気通信工事担任者 ※ 特種電気工事資格者(非常用予備発電装置)</p> <p>また、契約電力500kW以上の電気工作物においても、次の者により施工をおこなうこと。</p> <p>(※) 第1種電気工事士・認定電気工事従事者・特種電気工事資格者(非常用予備発電装置)</p>				④	動力設備	<p>① 電気方式</p> <p>② 配線用遮断器</p> <p>③ 非常用照明電源</p> <p>4 フロアコンセント</p> <p>⑤ 予備レドット・スイッチ</p> <p>⑥ 積算計器</p> <p>⑦ 低圧用 SPD</p>	(2-2. 14. 1)	13	交換装置 <p>1 交換装置</p> <p>2 局線中継台</p> <p>3 局線種別</p> <p>4 回線数</p> <p>5 電話機取付台数</p> <p>6 局線表示盤</p> <p>7 保安器接地</p> <p>8 付加サービス機能</p> <p>9 電源装置</p> <p>10 時刻同期装置</p> <p>11 通信用 SPD</p> <p>12 局線中継台</p>	(6-1. 6. 1)	23	試験	<p>1 機材の試験</p> <p>2 施工の試験</p>	(1-1. 5. 7)	[1-1. 6. 8]																						
<p>備 考</p>				⑤	電灯設備	<p>① 電気方式</p> <p>② 配線用遮断器</p> <p>③ 非常用照明電源</p> <p>4 フロアコンセント</p> <p>⑤ 予備レドット・スイッチ</p> <p>⑥ 積算計器</p> <p>⑦ 低圧用 SPD</p>	(2-2. 14. 1)	14	情報表示装置	<p>1 7x7mmの装置</p> <p>2 出退表示装置</p> <p>3 時刻表示装置</p>	(6-1. 7. 1)	[6-2. 16. 1]	24	監査	<p>1 対象機器</p>																						
<p>発注者</p> <p>新潟県吉田東栄町48番1号 株式会社 近藤測量設計 代表取締役 小川 秀司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳</p>				⑥	防雷保護設備	<p>1 受雷部</p> <p>2 避雷導線</p> <p>3 接地極</p> <p>4 外部雷保護</p> <p>5 内部雷保護システム</p>	(2-2. 17. 1)	14	情報表示装置	<p>表示方法</p> <p>表示色</p> <p>表示形状</p> <p>表示位置</p> <p>時刻表示装置</p> <p>時刻補正</p>	(6-1. 7. 1)	[6-2. 16. 1]																									
<p>設計番号</p> <p>年月日</p> <p>2023. 09</p> <p>工事名称</p> <p>弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事</p> <p>図面番号</p> <p>E-01</p>				⑦	接地	<p>1 種別</p> <p>2 施工方法</p> <p>3 接地極</p>	(2-2. 13. 1)	14	情報表示装置	<p>⑦ 1 7x7mmの装置</p> <p>2 出退表示装置</p> <p>3 時刻表示装置</p>	(6-1. 7. 1)	[6-2. 16. 1]																									
<p>審査</p> <p>チーフ</p> <p>サブ</p> <p>2023. 09</p> <p>図面名称</p> <p>電気設備 特記仕様書(1)</p> <p>縮尺</p> <p>一</p> <p>意</p> <p>電</p> <p>構</p> <p>機</p>				⑧	接地	<p>1 種別</p> <p>2 施工方法</p> <p>3 接地極</p>	(2-2. 13. 1)	14	情報表示装置	<p>⑧ 1 7x7mmの装置</p> <p>2 出退表示装置</p> <p>3 時刻表示装置</p>	(6-1. 7. 1)	[6-2. 16. 1]																									

O 追加 特記 部・課 共通事項	<p>※現場代理人の常駐義務緩和に関する特記仕様書</p> <p>①現場代理人の兼任</p> <ul style="list-style-type: none"> 認めない 認める (兼任工事の契約金額が1件あたり3,500万円未満であること(兼発注工事全体で3件までただし、DX対応している場合は4件まで)・金額上限なし(指定工事 工事)) <p>現場代理人の常駐を免除することができる期間は以下のとおり(ただし、現場代理人が本工事と本工事以外の工事を兼任している期間は、以下の期間であっても常駐を免除しない。)</p> <p>常駐を免除する具体的な期間は、請負契約締結後、監督員との打合せにて工事打合簿に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間 建設工事請負基準約款第21条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間 以下のものの工場製作等のみが行われている期間 <p>②現場が完了(必要書類は全て提出済)した後、竣工検査までの間などの工事現場で作業が行われていない期間で、常駐を要しないと認めた期間</p> <p>※「現場代理人の常駐義務の緩和に係る措置について」は下記の新潟県ホームページを参照。 (https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dobokukanri/1356751775411.html)</p>	<p>※請負工事における電子納品に関する特記仕様書</p> <p>1 電子納品</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施する 実施しない(ただし、受注者からの申出により実施することができる。) <p>新潟県CALS/EC整備行動計画(アクションプログラム)に基づく電子納品対象工事は、以下の各項により履行するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、契約期間中に監督員と協議を行う場合、新潟県CALSシステム(以下「CALSシステム」という。URL: http://www.niigata.pref.cals-ec.jp/)を利用して電子協議^(注1)を行わなければならない。 受注者は、CALSシステムを利用して、監督員との協議に従い工事完成図書の一部について、電子納品^(注2)を行わなければならない。 工事完成図書の提出方法および提出部数については、電子納品の場合はCD-R1部(枚)、紙による納品の場合は正本1部を納品するものとする。 受注者は、CALSシステムを利用して電子協議および電子納品を行うため、インターネットが利用できる機器および電子納品のデータを作成するための機器を用意しなければならない。 監督員が受注者に口頭・電話・電子メール等で指示等を行った場合、後日CALSシステムにより監督員と受注者の両者が指示内容を確認するものとする。 受注者は、CALSシステムの利用料を、新潟県よりCALSシステム運営業務を受託している者に支払うこと。なお、CALSシステム利用料として、新潟県CALSシステム利用登録料を別途積上げ計上している。 CALSシステムの利用料を支払った時は、すみやかに監督員に支払の実事実を報告し確認を受けること。また、支払いの実事実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を工事完了時に提出すること。 上記以外の電子協議および電子納品に関する詳細な事項については、受発注者協議にて定めるものとする。 <p>2 電子検査</p> <p>電子納品した場合、電子納品物にて検査を行う書類については契約後の受発注者協議にて定めるものとする。</p> <p>電子検査^(注3)に係る詳細な事項については、別途県が公表する^(注4)「新潟県電子検査実施要領」による。</p> <p>(注1)電子協議とは、指示・承諾・協議・提出・提示・報告・通知等を、電子化された書面及びその他資料(図書等)にて行うことをいう。</p> <p>(注2)電子納品とは、工事完成図書等の最終成果を電子成果品として納品することをいう。ここでいう電子成果品とは、別途県が公表する^(注4)新潟県策定の「新潟県電子納品実施要領」に基づいて作成された電子データを指す。</p> <p>(注3)電子検査とは、「電子納品された最終成果物(写真、新潟県CALSシステムで交換された書類等)をパソコンで電子的に検査すること」をいう。</p> <p>(注4)新潟県CALS/ECホームページにて公表する。 https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/1197303328963.html</p>	<p>※地域保全型工事(建築一式工事、電気工事及び管工事)に係る特記仕様書</p> <p>1 地域保全型工事の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象工事である 本工事は、_____の管内として扱う。 ※対象工事でない <p>2 地域保全型工事の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 下請負する場合 <ol style="list-style-type: none"> 工事の品質確保、安全性の確保、公正な契約締結の促進及び適切な労働条件の確保を図るため、下請けは二次までとする。 工事を落札した建設業者(以下「直接元請負人」という。)は、原則として、管内に本店又は支店を有する下請負人へ下請負すること。また、再下請負する場合も同様とする。ただし、これによりがたい場合は、発注者と協議の上、決定するものとする。 直接元請負人は、(4)及び(5)の条件の履行の確保を図るため、工事現場毎に、一次下請負人及び二次下請負人を指導する責任者(以下「下請負人指導責任者」という。)を配置し、下請負人指導責任者配置届(様式1)を工事着手届に併せて監督員へ提出すること。 ただし、下請負人指導責任者は現場代理人と兼ねることができる。 直接元請負人は、自社及び下請負人に対して、一括下請負の禁止、建設工事の現場における専任技術者の配置、適切な下請取りの確保等に係る建設業法の規定を遵守させること。また、「施工体制チェックリスト」(様式2)、「建設業法令遵守ガイドライン・チェックリスト」(様式3)により、建設業法令遵守状況を点検すること。 直接元請負人は、技能労働者の労働条件の改善を図るため、一次下請負人及び二次下請負人に対し、社会保険・労働保険・建退共等への加入について指導すること。また、賃金については、公共工事設計労務単価と比べて合理的理由なしに着しく下回ることのないよう指導すること。 直接元請負人は、下請負人に対して建設業退職金共済証紙又は退職金ポイントを適正に交付若しくは充当するとともに、工事請負契約締結後原則1か月以内(電子申請方式による場合においては、工事請負契約締結後原則40日以内)に、発注機関へ「建設業退職金共済証紙購入状況報告書(地域保全型工事用)」(様式4-1及び様式4-2)又は「建設業退職金共済退職金ポイント購入状況報告書(地域保全型工事用)」(様式5-1及び様式5-2)を提出すること。 直接元請負人は、県の前金払い・中間前金払い・部分払い制度及び「地域建設業経営強化融資制度」などを積極的に利用することにより、下請負人の資金需要に対し、的確かつ迅速に対応し、請負代金等を巡る紛争が生じないように努めること。 直接元請負人は、下請契約を締結したときは、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを発注機関へ提出すること。 下請負しない場合 <p>工事請負契約締結後原則1か月以内(電子申請方式による場合においては、工事請負契約締結後原則40日以内)に、発注機関へ「建設業退職金共済証紙購入状況報告書(地域保全型工事用)」(様式4-1)又は「建設業退職金共済退職金ポイント購入状況報告書(地域保全型工事用)」(様式5-1)を提出すること。</p> 報告書の様式 <p>各種報告書等は、新潟県ホームページから最新のものをダウンロードすること。 https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dobokukanri/1194797758071.html</p> 	<p>※建設現場の「快適トイレ」設置の特記仕様書</p> <p>1 建設現場の「快適トイレ」設置の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事は、建設現場に設置する「快適トイレ」の試行案件である。 (1) 試行にあたっては『建設現場の「快適トイレ」設置の試行実施要領』に基づき行うものとする。 (2) 快適トイレの手配が困難である場合は、監督員と協議の上、本特記仕様書の対象外とすることができる。 本工事は、建設現場に設置する「快適トイレ」(希望型)の試行案件である。 (1) 受注者は、施工計画書作成前に、快適トイレ設置希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。 (2) 試行にあたっては『建設現場の「快適トイレ」設置の試行実施要領』に基づき行うものとする。 本工事は、建設現場に設置する「快適トイレ」の試行案件でない。 <p>※試行実施要領は新潟県ホームページから入手できる。 (https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/1356857978573.html)</p>										
	<p>※主任技術者又は監理技術者の専任に関する特記仕様書</p> <p>①専任を要しない期間</p> <p>専任を要しない期間は、以下のとおりであり、具体的な期間はあらかじめ特記仕様書に明記する場合を除き、請負契約締結後、監督員との打ち合わせにて工事打合簿に定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 現場施工に着手するまでの期間 現場施工に着手するまでの期間(現場事務所設置、機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間をいう。) 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し、事務手続き、後片付け等の期間。 現場施工着手後の期間 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により工事を全面的に一時中止する期間や、その他、専任の必要がないと認められる期間。 工事カルテの登録変更 上記1、3で定める専任を要しない期間は、受注者の要請があった場合に定めるものとし、専任する期間の変更が生じた毎に登録変更の手続きを行うこと。 <p>2 専任を要しない期間の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> あらかじめ明記する場合は、以下の期間とする。 	<p>※県内調達に関する特記仕様書</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約先として県内企業を優先的に採用しよう努めるものとする。また、受注者は、技能労働者の労働条件改善を図るため、労務単価の改善等に努めること。なお、県内企業とは県内に本社・本店を置く建設業者をいう。 受注者は、本工事の施工に関する下請契約において、一次、二次以降問わず県外企業を採用する場合は、着手前にその下請契約先と採用理由を「調達報告書」に記入し、監督員に提出すること。また、県外企業を使用しない場合は「1. 下請契約」を記入せずに空欄のまま提出すること。なお、変更があった場合には履行時に修正し提出すること(県外企業とは県内企業以外をいう)。 受注者は、本工事に使用する材料について、県内資材で確保できる場合はその優先使用に努めるものとする。 なお、県内資材とは以下に該当するものをいう。 (1) 製造した企業の本社・本店の所在を問わず、県内の工場で製造されたもの。 (2) 製造された場所を問わず、県内に本社・本店のある企業が製造したもの。 受注者は、県外資材の調達に当たっては、県内に本社・本店のある代理店からの優先調達に努めるものとする。 なお、県外資材とは県内資材以外をいう。 受注者は、本工事に使用する材料について、県外資材を使用した場合は、「工事材料使用承諾書」の提出時、その資材名と県内資材を使用しない理由を「調達報告書」に記入し、監督員に提出すること。また、県外資材を使用しない場合は「2. 県外資材の調達」を記入せずに空欄のまま提出すること。なお、変更があった場合には履行時に修正し提出すること。 「調達報告書」は新潟県ホームページから最新のものをダウンロードし、電子データ(EXCEL形式)で提出すること。なお、記入に当たってはホームページに掲載されている記入例を参照すること。 掲載場所 (https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/1201539661625.html) 	<p>※埋設配管・配線切断事故防止措置等に関する特記仕様書</p> <ol style="list-style-type: none"> 対象作業 <p>既存建築物の躯体内の埋設配管・配線を切断する恐れのある作業 あと施工アンカー、カッター入れ、はつり、解体、コア抜き等 なお、地下の既設配管等の安全確保は改修工事機準仕様書(建築工事1.3.7(4)、電気設備工事1.3.5(d)、機械設備工事1.3.5(e))による。</p> 事故防止措置等 <ol style="list-style-type: none"> 事前調査 <p>既存図面及び施設管理者からの聞き取りにより、埋設配管・配線の位置を事前に確認すること。</p> 作業前調査 <p>非破壊検査(電磁波レーダー法、電磁誘導法、X線法)により、埋設配管・配線の位置出しを行うこと。</p> 迂回措置 <p>上記①～②によっても埋設配管・配線の位置が確認出来ない場合は、切り直し等の迂回措置を検討すること。</p> 被害防止措置 <p>(7)原則、工事範囲内の各種設備の供給は、既存ブレーカー、バルブ等で停止すること。 (4)工具は、メタルセンサー付き、またはメタルセンサー付き電工ドラムに接続して使用すること。 (7)重要機器の配管・配線を切断する危険がある場合は、使用配管・配線の迂回や発電機設置等による措置を行うこと。</p> その他 <p>配管工事のコア抜きに代えて、既存スリーブ廻りを手ハツリするなど、現地の状況を確認した上でリスクを回避する工法があれば、採用を検討すること。</p> 監督員の承諾 <p>対象作業のある工種は工種別施工計画書に事故防止措置等を記載すること。 なお、事故防止措置等の費用は変更協議の対象とする。</p> 事故発生時の報告 <p>埋設配管・配線を誤って切断した場合は、直ちに作業を中止し、監督員に報告し、指示を受けること。</p> 	<p>※週休2日促進工事の特記仕様書</p> <p>1 「週休2日促進工事」の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事は、「週休2日促進工事(発注者指定方式)」の試行対象案件である。 受注者は、受注後速やかに『當精工事における週休2日促進工事試行実施要領』に基づき、工事着手前に週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」(分発注工事の場合は「現場閉所(現場休息)の予定日」)を記載した「実施工程表」等を作成し監督員の確認を得た上で、週休2日に取組むものとする。 本工事は、「週休2日促進工事(受注者希望方式)」の試行対象案件で、『當精工事における週休2日促進工事試行実施要領』に規定する「4週8休以上」を前提に補正係数1.05により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価・市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正して予定価格を作成しており、発注者は、週休2日の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、その達成状況に応じて労務費を補正し、請負代金額を変更する。 受注者は、受注後速やかに『週休2日促進工事』希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。 協議により試行する場合は、『當精工事における週休2日促進工事試行実施要領』に基づき行うものとする。 <p>その他詳細は、試行実施要領(令和2年7月20日以降適用)を確認すること。 ※試行実施要領は新潟県ホームページから入手できる。 (https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/1356857978573.html)</p>										
	<p>※設計変更及び工事一時中止に係る特記仕様書</p> <p>設計変更及び工事一時中止については、建設工事請負基準約款第19条～第25条によるところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事設計変更ガイドライン」の準用、及び「工事一時中止に係るガイドライン」によることとする。</p>	<p>※防振ゴム等の製造時検査に係る不正に関する特記仕様書</p> <p>1 ゴム製品等の品質確認等</p> <p>受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)(を)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本金・人面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。 なお必要な品質証明は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験名</th> <th>計測項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常状態での試験(常態試験)</td> <td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td> </tr> <tr> <td>熱老化試験</td> <td>熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)</td> </tr> <tr> <td>圧縮永久ひずみ試験</td> <td>圧縮による残留歪み</td> </tr> <tr> <td>製品検査</td> <td>外観、寸法、性能</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 ゴム製品等の品質確認等</p> <p>第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。</p>	試験名	計測項目	通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能		
	試験名	計測項目												
通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び													
熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)													
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み													
製品検査	外観、寸法、性能													
備考		<p>発注者</p> <p>弥彦村デジタル行政推進課</p>	<p>新潟県吉田市東栗町4番1号</p> <p>株式会社 近藤測量設計</p> <p>代表取締役 小川 秀司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳</p>	<p>設計番号</p> <p>年月日</p> <p>2023.09</p> <p>審査</p> <p>チーフ</p> <p>サブ</p>	<p>工事名称</p> <p>弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事</p> <p>図面名称</p> <p>仕様書(共通事項)その1</p> <p>縮尺</p> <p>—</p>	<p>図面番号</p> <p>E-03</p> <p>意</p> <p>電</p> <p>構</p> <p>機</p>								

○追加特記(部・課共通事項)	<p>※排ガス対策型建設機械等に関する特記仕様書</p> <p>本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改正 平成22年3月18日付け国総施第291号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号)」に基づき指定された排ガス対策型建設機械を使用するものとする。</p> <p>ただし、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。</p> <p>ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>排出ガス対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 種</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 一般工用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット類 (以下に示す基礎工用機械のうち、ベ-マシンとは別に独立した デ-イゼ-エンジン駆動の油圧ユニットを搭載するもの 油圧ハ-バ-パイ-ロハ-マ-油圧式鋼管圧入-引抜機、油圧式杭 圧入引抜機、ア-ス-カ-、オ-ルケ-ンガ 掘削機、リ-バ-スチ-キレシ-ョ-ド-リル ア-ス-ド-リル、地下連続壁施工機、全回転型オ-ルケ-ンガ 掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン ※上記建設機械は、低騒音・低振動型とする。 </td> <td> デ-イゼ-ル エンジン (エンジン 出力7.5KW 以上260KW 以下)を 搭載した 建設機械 に限る。 </td> </tr> </tbody> </table>						機 種	備 考	一般工用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット類 (以下に示す基礎工用機械のうち、ベ-マシンとは別に独立した デ-イゼ-エンジン駆動の油圧ユニットを搭載するもの 油圧ハ-バ-パイ-ロハ-マ-油圧式鋼管圧入-引抜機、油圧式杭 圧入引抜機、ア-ス-カ-、オ-ルケ-ンガ 掘削機、リ-バ-スチ-キレシ-ョ-ド-リル ア-ス-ド-リル、地下連続壁施工機、全回転型オ-ルケ-ンガ 掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン ※上記建設機械は、低騒音・低振動型とする。	デ-イゼ-ル エンジン (エンジン 出力7.5KW 以上260KW 以下)を 搭載した 建設機械 に限る。
	機 種	備 考								
一般工用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット類 (以下に示す基礎工用機械のうち、ベ-マシンとは別に独立した デ-イゼ-エンジン駆動の油圧ユニットを搭載するもの 油圧ハ-バ-パイ-ロハ-マ-油圧式鋼管圧入-引抜機、油圧式杭 圧入引抜機、ア-ス-カ-、オ-ルケ-ンガ 掘削機、リ-バ-スチ-キレシ-ョ-ド-リル ア-ス-ド-リル、地下連続壁施工機、全回転型オ-ルケ-ンガ 掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン ※上記建設機械は、低騒音・低振動型とする。	デ-イゼ-ル エンジン (エンジン 出力7.5KW 以上260KW 以下)を 搭載した 建設機械 に限る。									
<p>※労災補償に必要な法定外の保険契約</p> <p>受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年6月14日法律第35号)に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険(法定外の労災保険)へ加入すること。</p> <p>受注者は、法定外の労災保険の契約を締結したときは、その証券等の写しを監督員に提出しなければならない。</p>										

備考			発注者 弥彦村デジタル行政推進課	新潟県燕市吉田東栄町48番1号 TEL 0256-92-2215 株式会社 近藤測量設計 代表取締役 小川 秀 司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	設計番号 年月日 2023.09	工事名称 弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事	図面番号 E-04
					審査 チーフ サブ 図面名称 仕様書(共通事項)そのII	縮尺 一	意 識 構 機 電 機



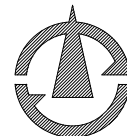
△	電話引込ケーブル20P	(PE36)	電話
	光ケーブル	(PE36)	光

※電話・情報用配管・配線・機器は別途工事

配置図 S=1:500



付近見取図

備考			発注者 弥彦村デジタル行政推進課	新潟県燕市吉田東栄町48番1号 TEL 0256-92-2215 株式会社 近藤測量設計 代表取締役 小川 秀司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	設計番号	年月日 2023.09	工事名称 弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事	図面番号 E-05
					審査	チーフ	サブ	図面名称 案内図、配置図(現況)

改修前

盤名称仕様	結線図	回路番号	分岐遮断器 (AF/AT)	負荷容量 (kW/kVA)	負荷名称	備考
【撤去】 屋内銅板製 埋込形 ELB3P 100AF/75AT, 30mA 1φ3W 200V/100V IV50 ² ×3 幹線 No.1101 接地 E14 ²		①	MCB2P50/20	540	風除室照明	RRy×1 (WR6101-9) 【RRy再使用】
		②	"	3120	楽屋照明	
		③	"		予備	
		④	"		予備	
		①	MCB1P50/20	1700	楽屋姿見他照明	
		②	"	840	楽屋3姿見他照明	
		③	"	420	避難口誘導灯	
		④	"	540	No.8階段照明	非常用照明含む
		⑤	"	900	廊下他コンセント	
		⑥	"	900	換気扇	
		⑦	"	450	1/A-1他コンセント	
		⑧	"	900	楽屋1.2コンセント	
		⑨	"	180	正面扉照明	Mg×1 遠方操作
		⑩	"	1680	キ/L-1照明	RRy×1 (WR6101-9) 【RRy再使用】
		⑪	"	1200	守衛室コンセント	
⑫	"	840	楽屋2姿見他照明			
⑬	"	1400	廊下照明			
⑭	"	1500	予備			
⑮	ELB2P30/20, 30mA	1500	行先不明			
⑯	"	1500	行先不明			
合計		20,110	(R-N: 7750) (N-T: 8700) (R-T: 3660)			
【L-G】 1φ2W 100V FP22 ² -2C 幹線 No.1504		◇ _G	MCB2P50/20	1000	自動扉	
		◇ _G	"	1000	自動扉	
		◇ _G	"	500	湧水排水ポンプ	
		◇ _G	"		予備	
【L-D-G】 AC-DC 100V FP14 ² -2C 幹線 No.1301D		◇	MCB2P50/20	720	非常用照明	
		合計		720		

盤名称仕様	結線図	回路番号	分岐遮断器 (AF/AT)	負荷容量 (kW/kVA)	負荷名称	備考		
【撤去】 屋内銅板製 露出形 ELB3P 100AF/75AT, 30mA 1φ3W 200V/100V IV38 ² ×3 幹線 No.1102 接地 E14 ²		①	MCB2P50/20	2040	練習室3照明			
		②	"	1920	練習室1.2照明			
		③	"	1800	玄関他照明	RRy×1 (WR6101-9) 【RRy再使用】		
		④	"	1800	玄関他照明	RRy×1 (WR6101-9) 【RRy再使用】		
		⑤	"	1200	大道具搬入口照明	RRy×1 (WR6101-9) 【RRy再使用】		
		⑥	"		予備			
		①	MCB1P50/20	980	廊下照明	非常用照明含む		
		②	"	160	避難口誘導灯			
		③	"	750	廊下コンセント			
		④	"	1050	練習室コンセント			
		⑤	"		予備			
		⑥	"		予備			
		合計		11,700	(R-N: 1730) (N-T: 1210) (R-T: 8760)			
		【L-D-G】 AC-DC 100V FP14 ² -2C 幹線 No.1301D		◇	MCB2P50/20	720	非常用照明	
				合計		720		
【EP-21】 【内部機器撤去】 P 3φ3W 200V IV100 ² ×3 幹線 No.1202 接地 E22 ²		◇	MCB3P100/100	15.0	訓練室系統空調機	AC-6 【撤去】		
		◇	MCB3P100/100	15.0	楽屋系統空調機	AC-7 【撤去】		
		◇	MCB3P50/20		計装盤			
		◇	MCB3P100/100	18.5	舞台系統空調機	AC-4 操作・制御方式: 2-1 操作・制御1台; B(RR-REF), 3P-3W/100V		
		合計		48.5				

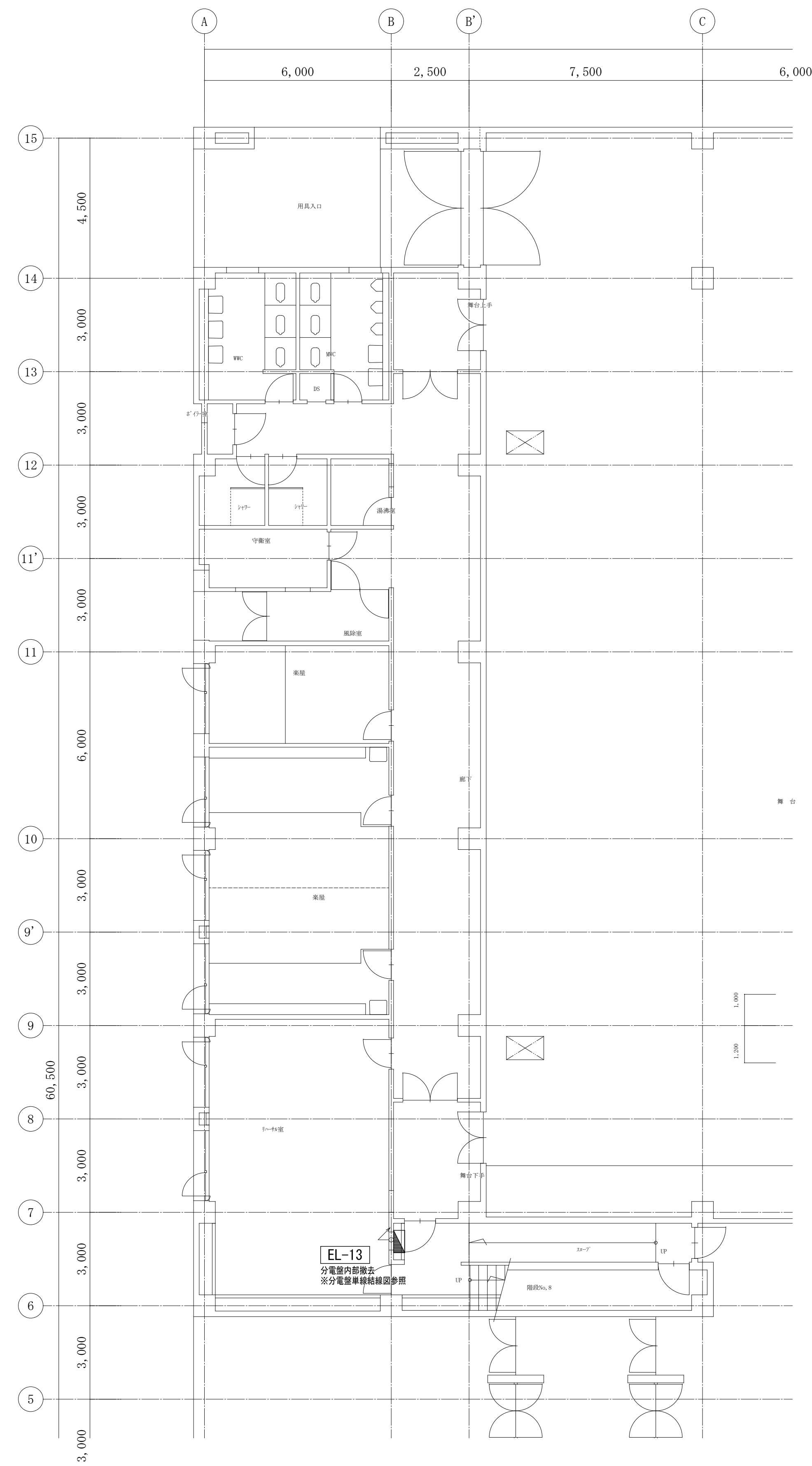
改修後

盤名称仕様	結線図	回路番号	分岐遮断器 (AF/AT)	負荷容量 (kW/kVA)	負荷名称	備考
【新設】 屋内銅板製 埋込形 ELB3P 100AF/75AT, 30mA 1φ3W 200V/100V IV50 ² ×3 幹線 No.1101 接地 E14 ²		①	MCB2P50/20	10	非常用照明	
		②	"	30	誘導灯	
		①	ELB2P30/20, 30mA	540	風除室照明	RRy×1 (WR6101-9) 【RRy再使用】
		②	"	3120	空調室内機	ACP1系統
		③	"		予備	
		④	"		予備	
		①	ELB2P30/20, 30mA	180	ウライグ-ス他照明	
		②	"	500	1/A-MTG1 ² -ス他照明	
		③	"	1040	ウ-ク-ス他照明	
		④	"		予備	
		⑤	"	200	外部コンセント	
		⑥	"	400	レゾ ² 他コンセント	
		⑦	"	1500	キ/L-1他コンセント	複合機
		⑧	"	1500	キ/L-1他コンセント	複合機
		⑨	"	180	正面扉照明	Mg×1 遠方操作
⑩	"	1680	キ/L-1照明	RRy×1 (WR6101-9) 【RRy再使用】		
⑪	"	1500	キ/L-1他コンセント			
⑫	"	1500	キ/L-1他コンセント	電気温水器		
⑬	"	500	ウ-ク-ス他コンセント			
⑭	"	700	ウ-ク-ス他コンセント			
⑮	"	500	1/A-MTG1 ² -スコンセント			
⑯	"	1500	キ/L-1他コンセント	自動販売機		
⑰	"	1500	キ/L-1他コンセント	冷蔵庫		
⑱	"	1500	キ/L-1他コンセント	電子レンジ		
⑲	"	780	全熱交換機			
⑳	"	100	空調集中リセツ			
㉑	"		予備			
㉒	"		予備			
㉓	"		予備			
㉔	"		予備			
合計		22,440	(R-N: 9380) (N-T: 9380) (R-T: 3680)			
【L-G】 1φ2W 100V FP22 ² -2C 幹線 No.1504		◇ _G	MCB2P50/20	1000	自動扉	
		◇ _G	"	1000	自動扉	
		◇ _G	"	500	湧水排水ポンプ	
		◇ _G	"		予備	

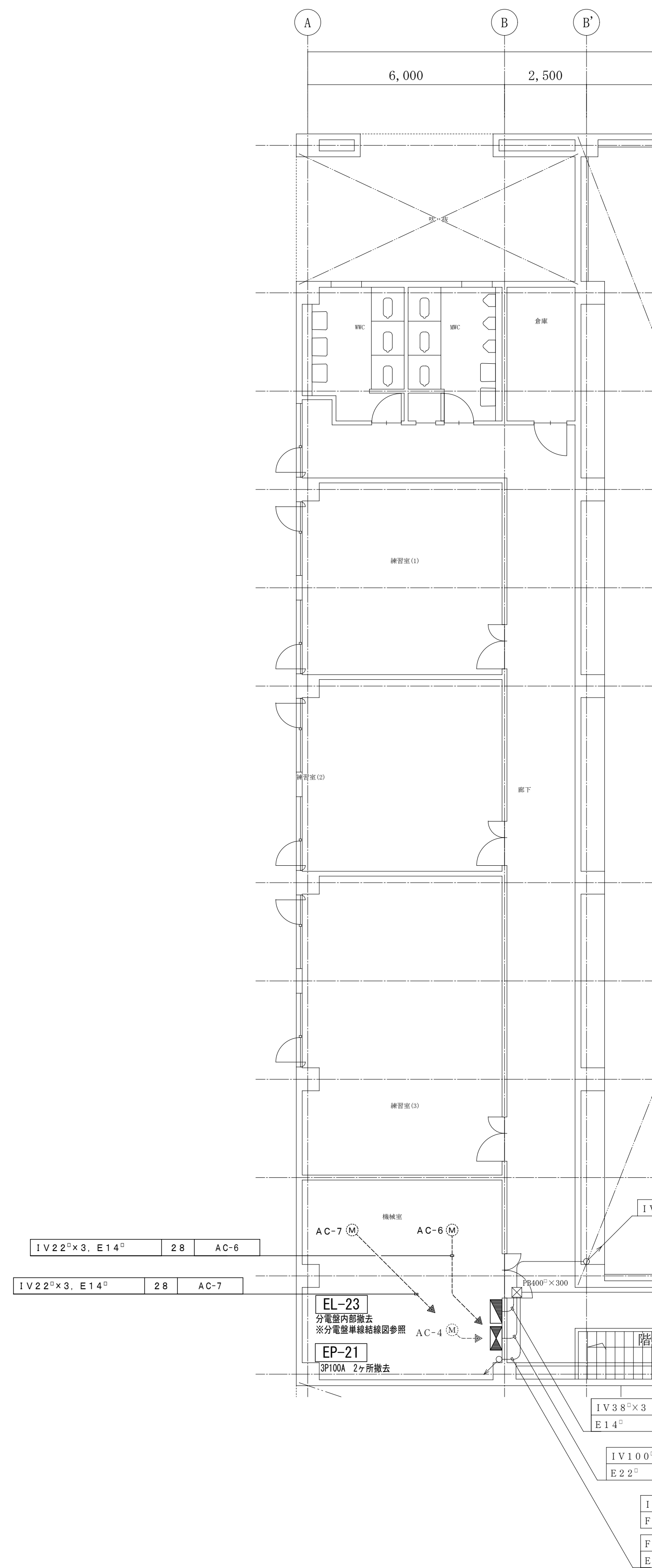
盤名称仕様	結線図	回路番号	分岐遮断器 (AF/AT)	負荷容量 (kW/kVA)	負荷名称	備考
【新設】 屋内銅板製 壁掛形 ELB3P 100AF/75AT, 30mA 1φ3W 200V/100V IV38 ² ×3 幹線 No.1102 接地 E14 ²		①	MCB2P50/20	40	非常用照明	
		②	"	20	誘導灯	
		①	ELB2P30/20, 30mA	240	機補室照明	
		②	"	1920	空調室内機	ACP2系統
		③	"	1800	玄関他照明	RRy×1 (WR6101-9) 【RRy再使用】
		④	"	1800	玄関他照明	RRy×1 (WR6101-9) 【RRy再使用】
		⑤	"	1200	大道具搬入口照明	RRy×1 (WR6101-9) 【RRy再使用】
		⑥	"		予備	
		①	ELB2P30/20, 30mA	700	廊下・ウライグ-ス他照明	
		②	"	780	ウ-ク-ス他照明	
		③	"	200	廊下コンセント	
		④	"	800	ウ-ク-ス他コンセント	
		⑤	"	1100	ウ-ク-ス他コンセント	
		⑥	"	700	ウ-ク-ス他コンセント	
		⑦	"	700	ウ-ク-ス他コンセント	
⑧	"	700	ウ-ク-ス他コンセント			
⑨	"	700	ウ-ク-ス他コンセント			
⑩	"	580	全熱交換機			
⑪	"		予備			
⑫	"		予備			
⑬	"		予備			
⑭	"		予備			
⑮	"		予備			
⑯	"		予備			
合計		13,920	(R-N: 3400) (N-T: 3560) (R-T: 6960)			
【EP-21】 【内部機器新設】 P 3φ3W 200V IV100 ² ×3 幹線 No.1202 接地 E22 ²		◇	ELB3P150/125, 100mA	12.5	1階系統空調機	ACP-1 【新設】
		◇	ELB3P150/125, 100mA	12.5	2階系統空調機	ACP-2 【新設】
		◇	MCB3P50/20		計装盤	
		◇	MCB3P100/100	18.5	舞台系統空調機	AC-4 操作・制御方式: 2-1 操作・制御1台; B(RR-REF), 3P-3W/100V
合計		43.5				

注1) 主回路の遮断器トリップ容量は電動機容量に合ったもの、機器メーカー仕様にて選定容量を確認すること。
注2) 空調室外機の漏電遮断器は高調波インバータ対応品とする。

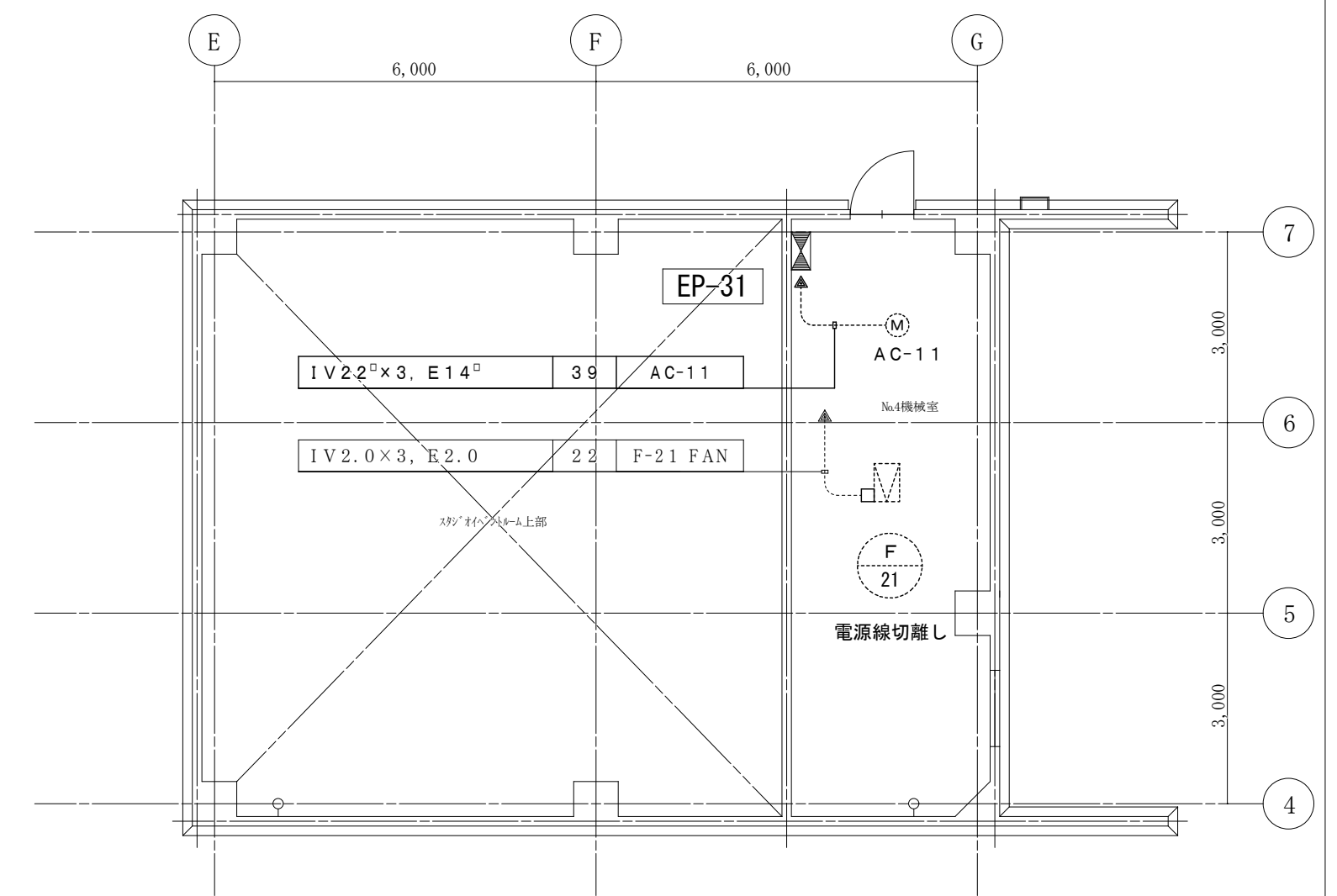
太線 (——) 記載、機器・配線は撤去・新設とする。
細線 (——) 記載、機器・配線は既設のままとする。



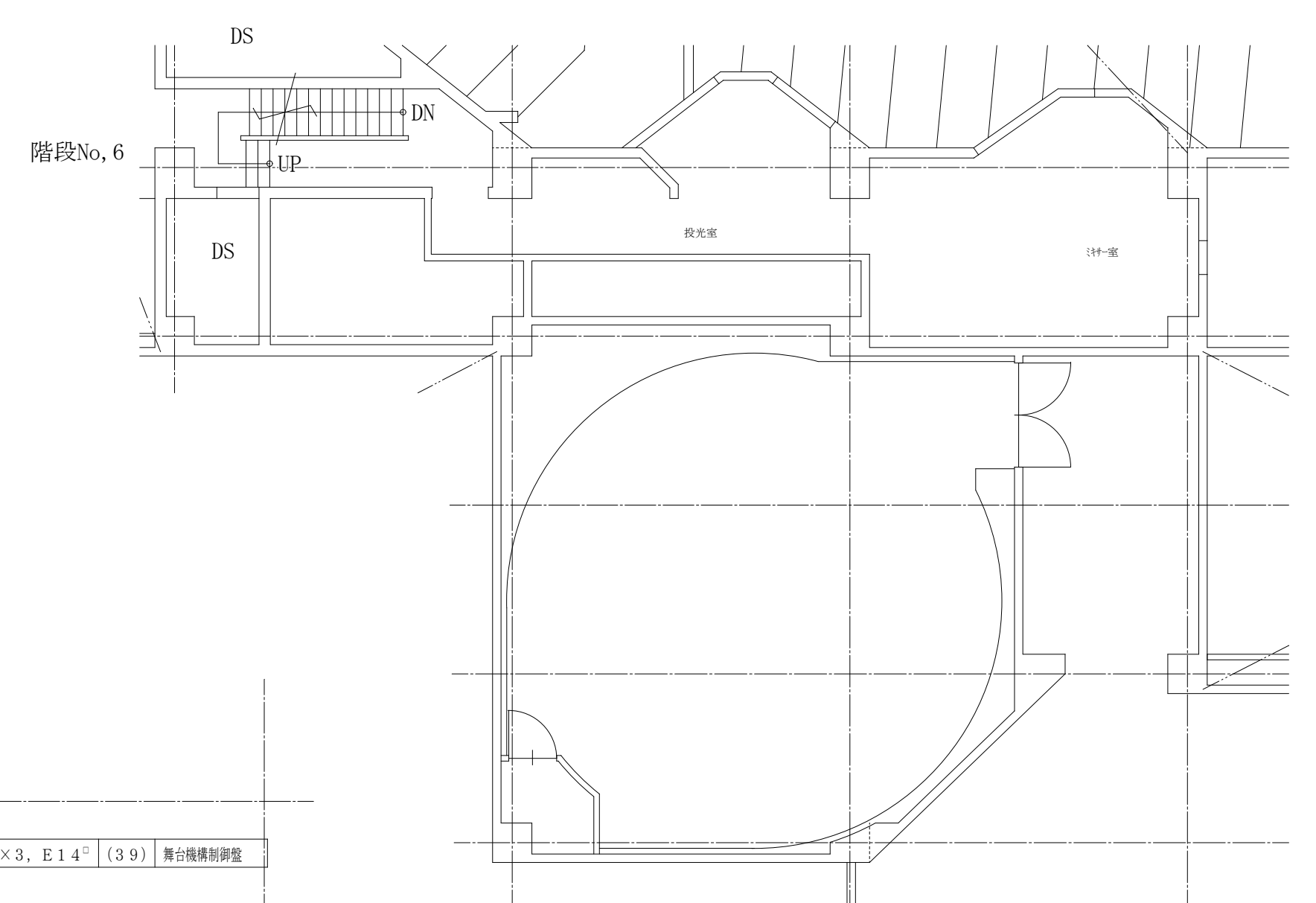
1階平面図 S=1/100



2階平面図 S=1/100



3階平面図 S=1/100



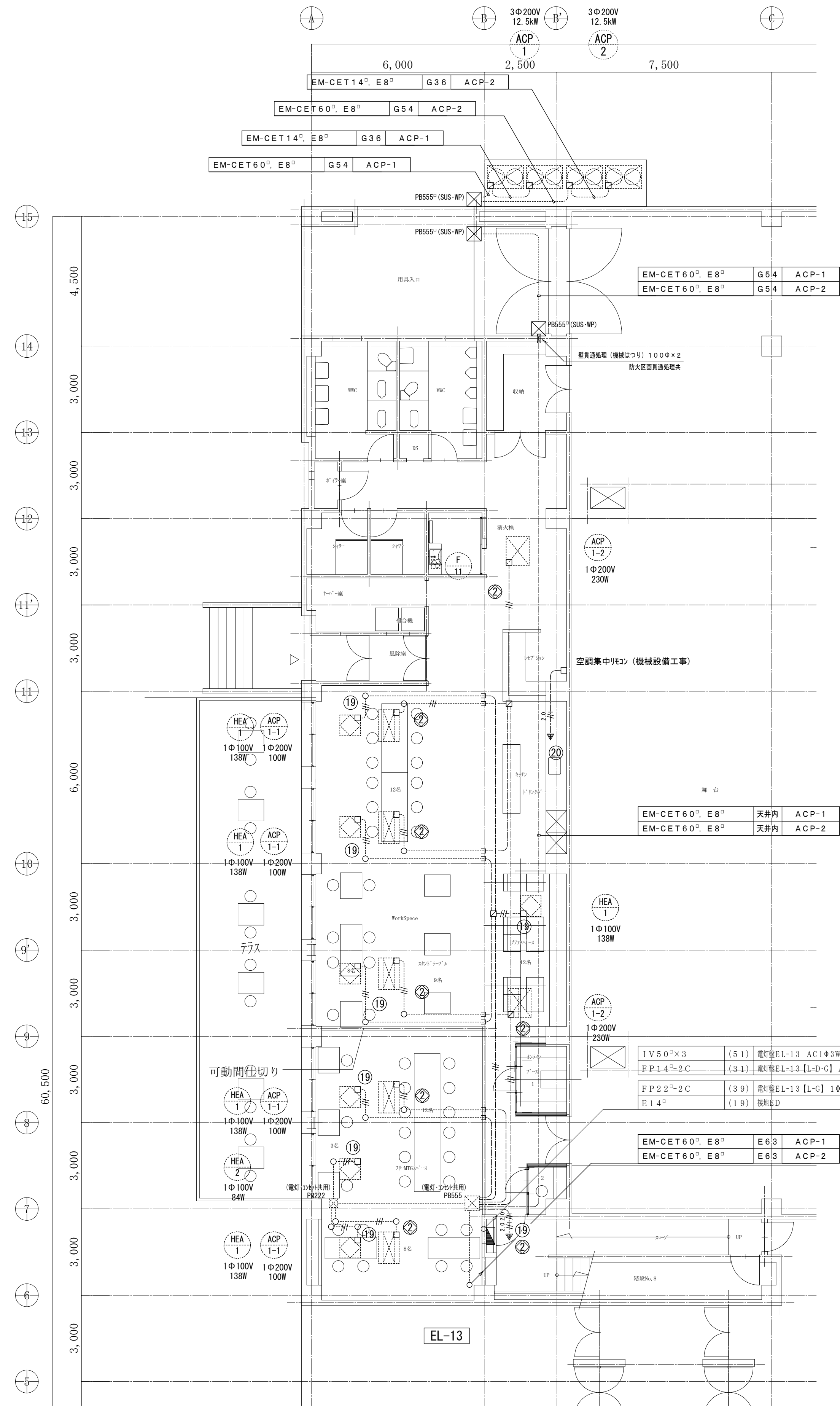
2階平面図 S=1/100

1V22 ² ×3, E14 ²	28	AC-6
1V22 ² ×3, E14 ²	28	AC-7
1V38 ² ×3, E14 ²	(39)	電灯盤EL-23 AC1Φ3W 100/200V
E14 ²	(19)	接線ED
1V100 ² ×3	(63)	動力盤EP-21 ACΦ3W 200V
E22 ²	(19)	接線ED
1V50 ² ×3	(51)	電灯盤EL-13 AC1Φ3W 100/200V
FP14 ² -2C	(31)	電灯盤EL-13 L-B-G 100V
FP22 ² -2C	(39)	電灯盤EL-13 L-G 1Φ2W 100V
E14 ²	(19)	接線ED

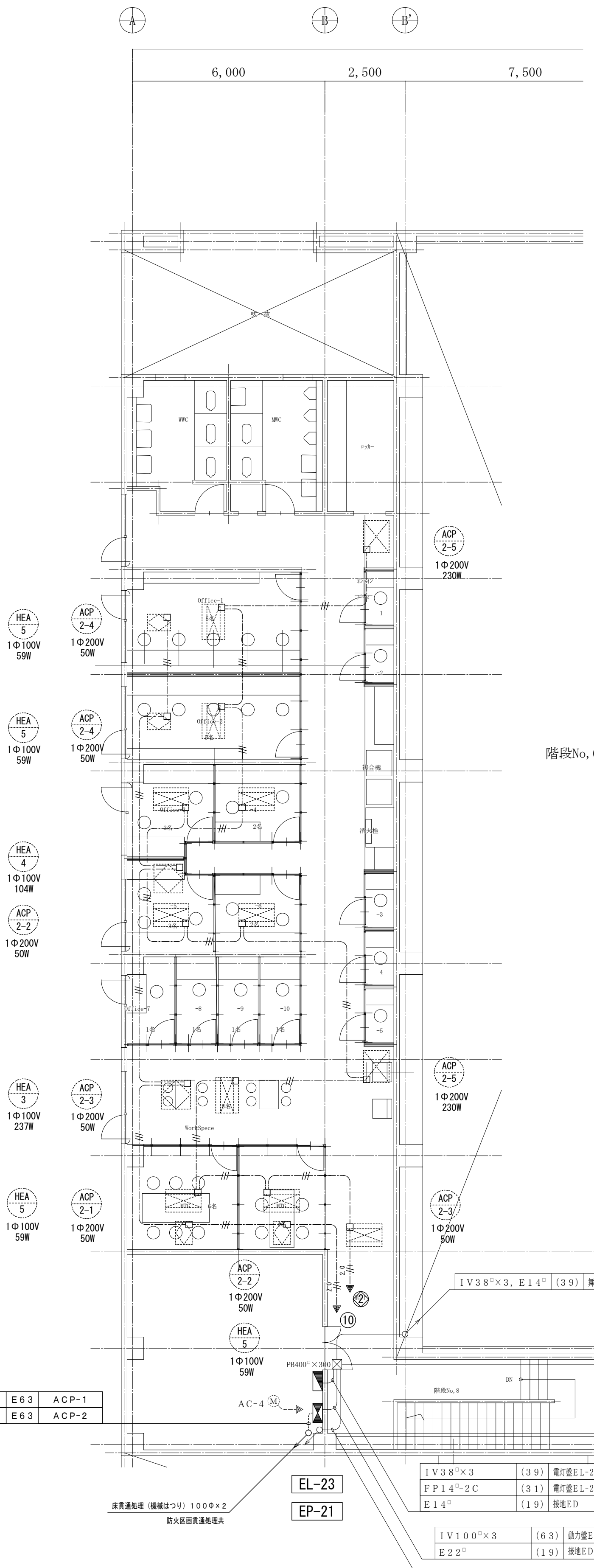
注記

- 配管記号は下記による。
 天井隠蔽配管配線
 天井内こがし配線
 露出配管配線
- 凡例
 電灯盤
 動力盤
 〇※ フルボックス 挿板・挿止め (サイズ記載)
 電動機 (電源切離し)

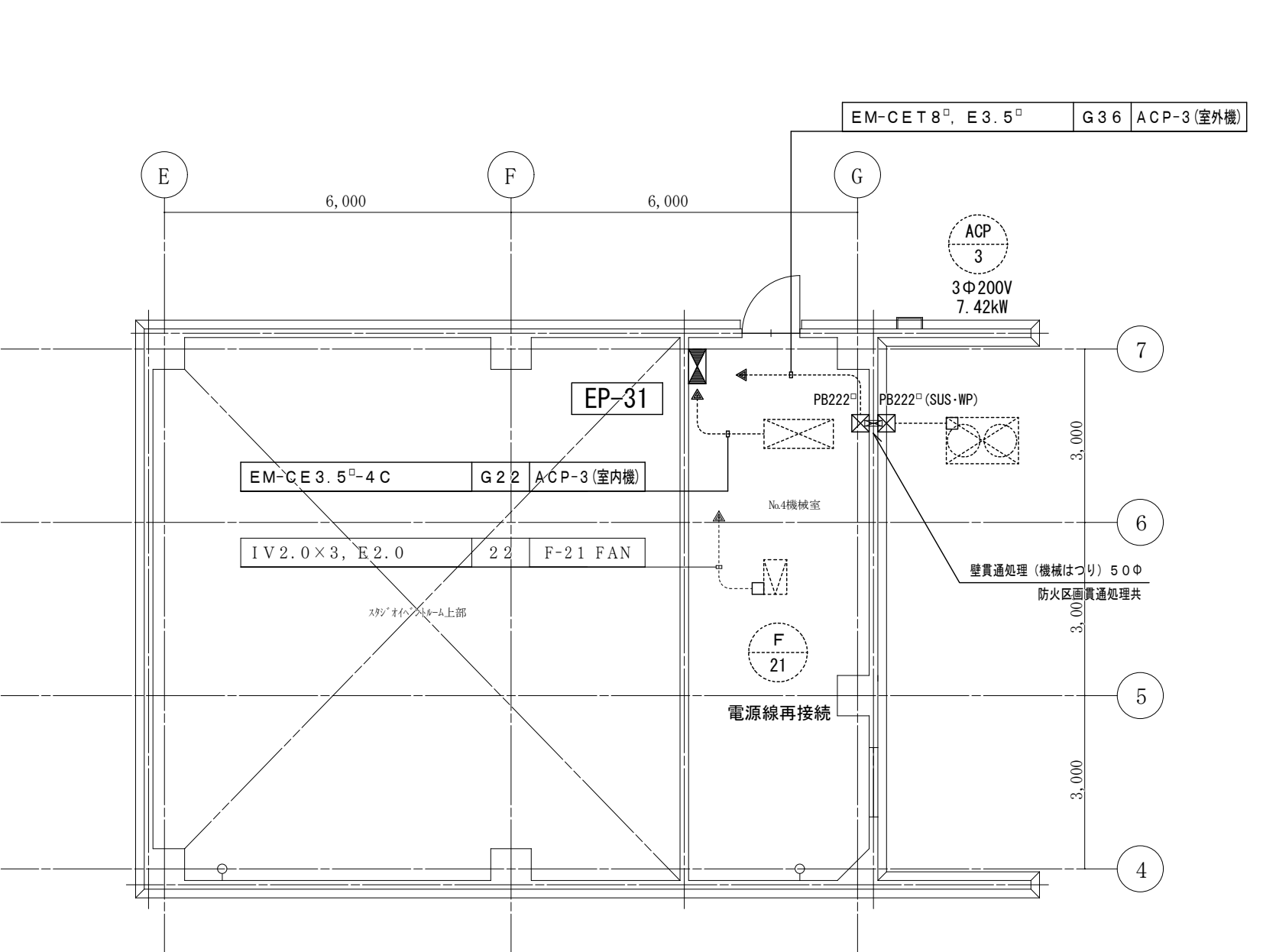
太線 () 記載、機器・配線は撤去とする。
 細線 () 記載、機器・配線は既設のままとする。



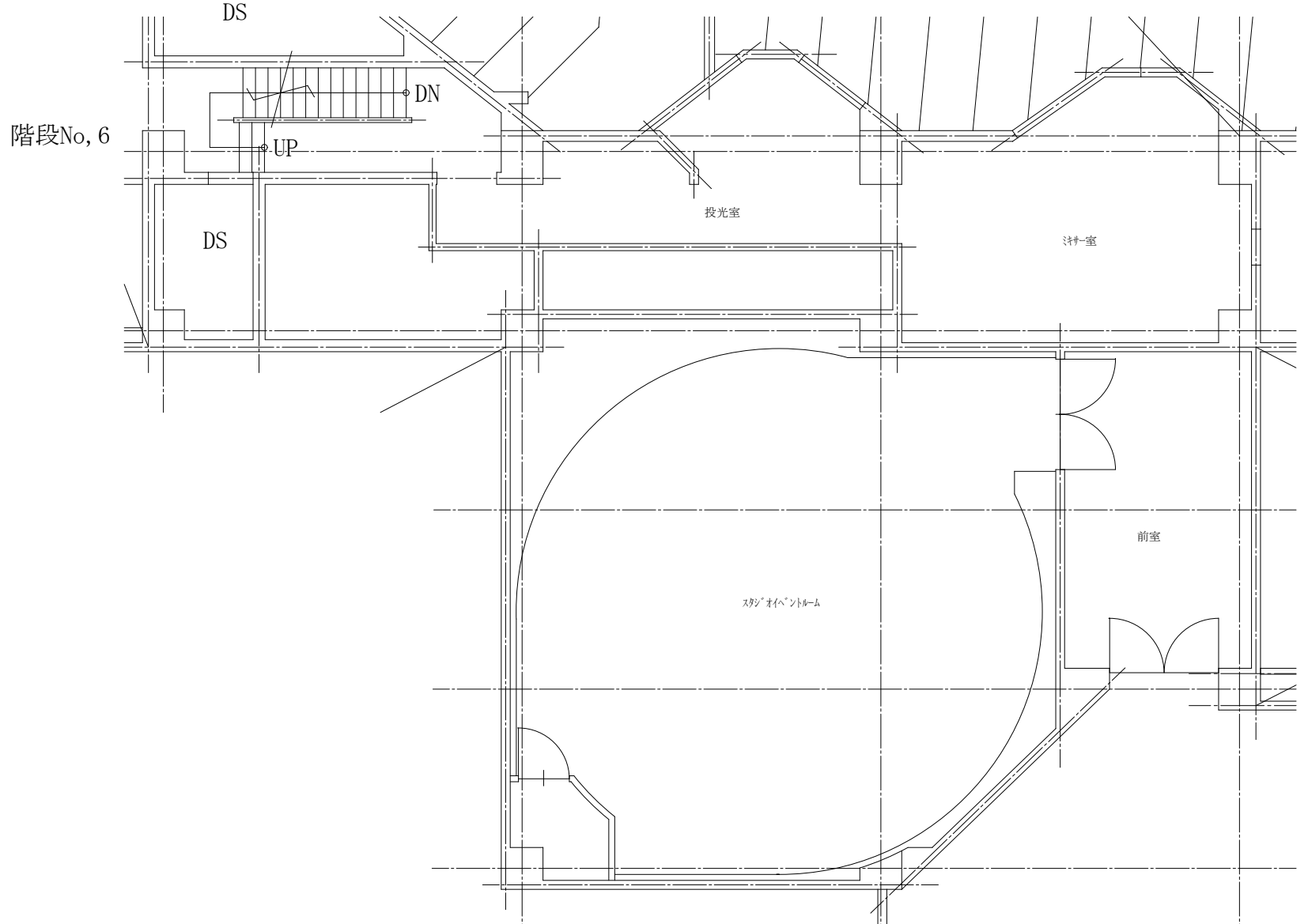
1階平面図 S=1/100



2階平面図 S=1/100



3階平面図 S=1/100



2階平面図 S=1/100

太線 (——) 記載、機器・配線は新設とする。
 細線 (---) 記載、機器・配線は既設のままとする。

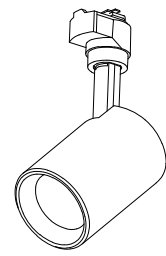
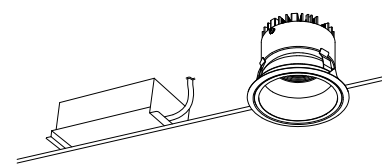
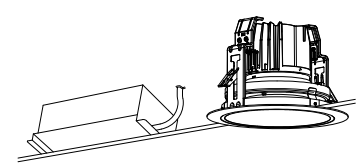
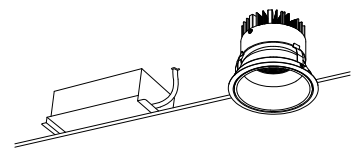
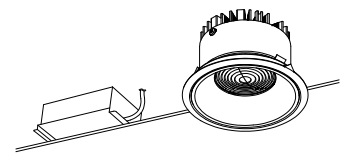
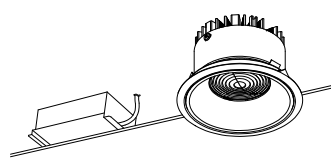
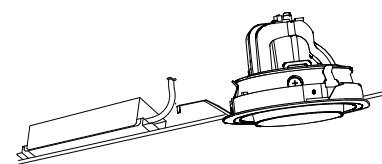
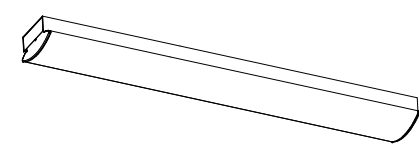
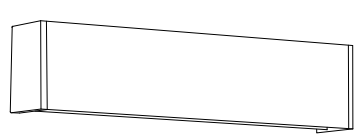
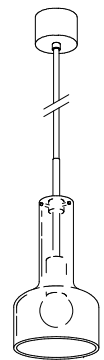
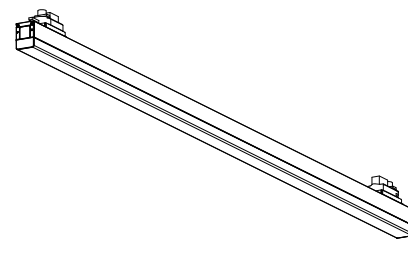
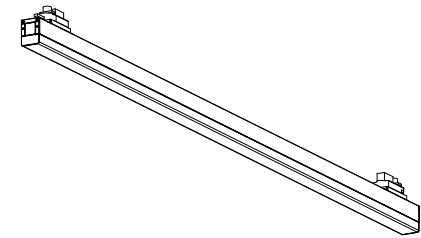
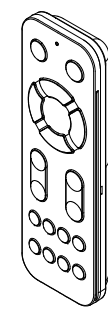
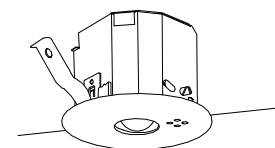
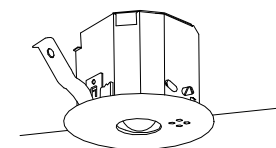


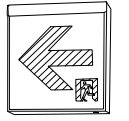
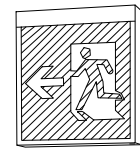
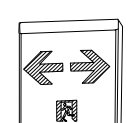
備考	

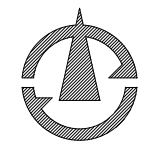
発注者
 弥彦村デジタル行政推進課

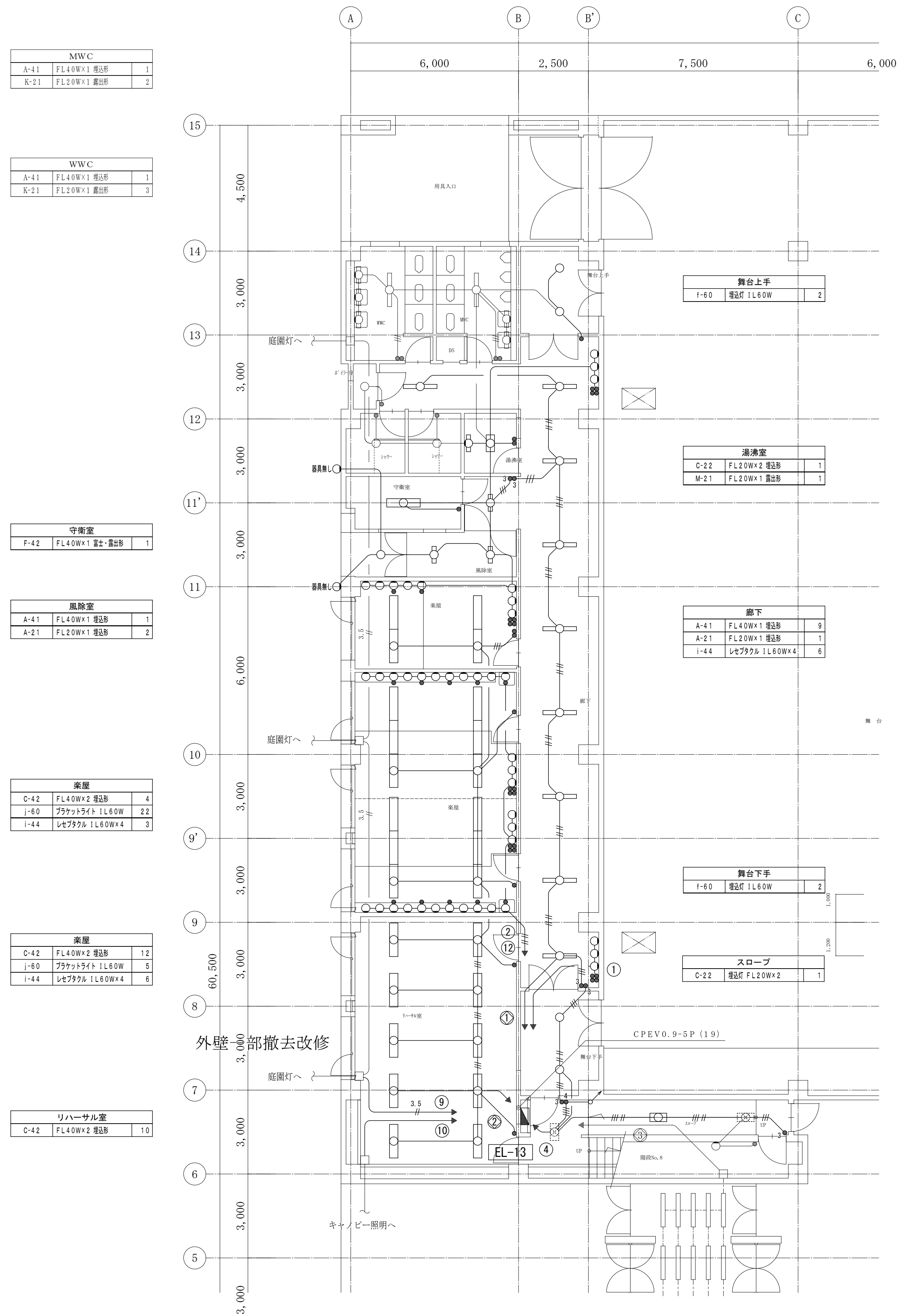
新潟県新潟市吉田東栄町48番1号
 株式会社 近藤測量設計
 代表取締役 小川 秀司
 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号
 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳

設計番号
 年月日
 2023.09

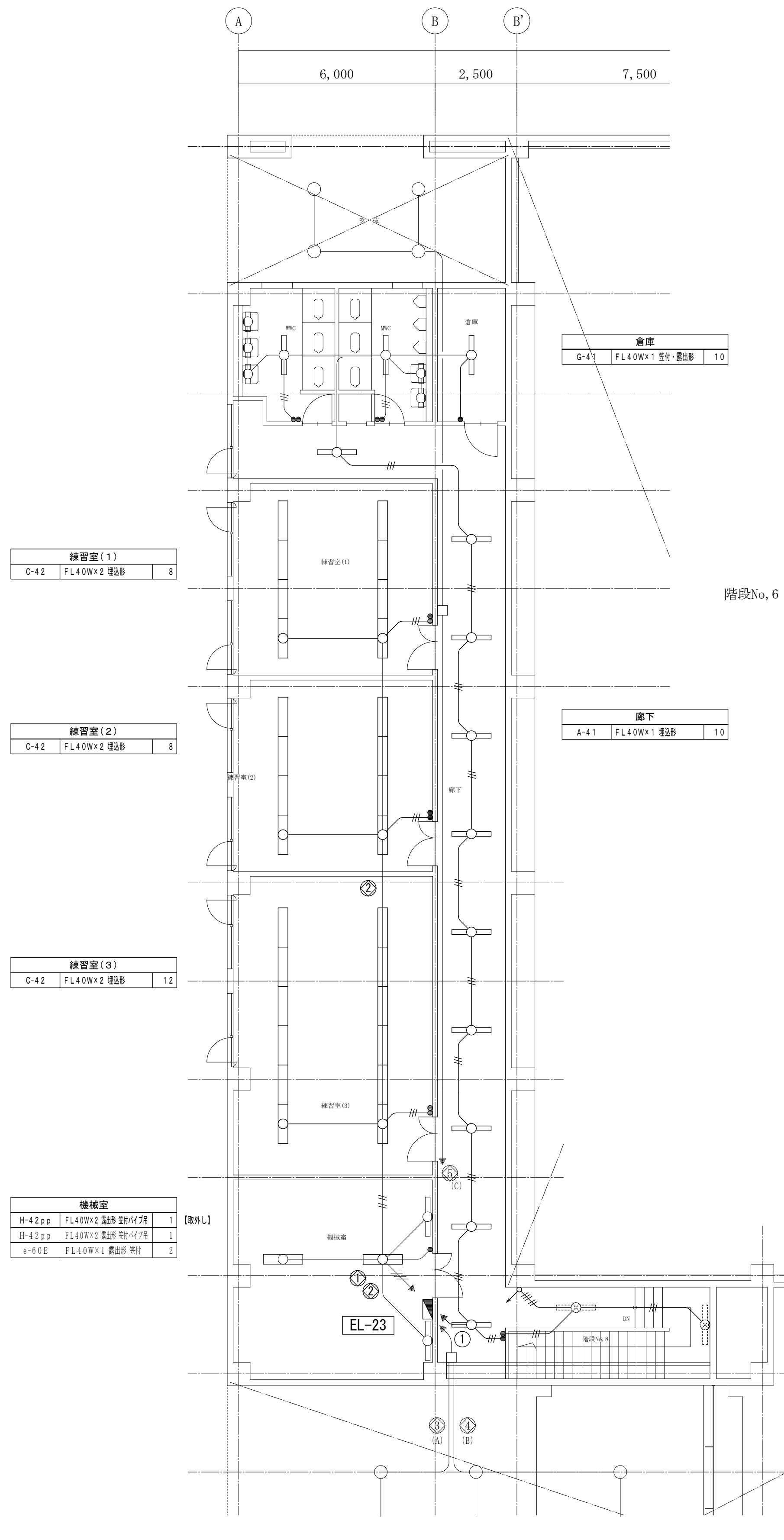
工事名称
 弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事
 図面名称
 幹線・動力設備 1・2階平面図 (改修後)
 縮尺
 1/100
 図面番号
 E-08
 意 構 機

SP1	スポットライト (ライティングレール用)	DL1	ダウンライト	DL2	ダウンライト	DL5	ダウンライト	DL7	ダウンライト	
										
	参考型番: DSL-4780AW 色温度3500K Ra83 定格光束890lm		参考型番: ERD6516SA 温白色 (3500K) 定格光束1520lm 枠: 白艶消 コーン: アルミ (鏡面マット仕上)	参考型番: ERD6627W ナチュラルホワイト (4000K) 定格光束3857lm 枠: アルミダイキャスト (白艶消) コーン: アルミ (白艶消)	無線調光タイプ	参考型番: ERD6511SA 温白色 (3500K) 定格光束2872lm 枠: 白艶消 コーン: アルミ (鏡面マット仕上)		参考型番: ERD6580WA 温白色 (3500K) 定格光束3016lm 枠: 白艶消 コーン: アルミ (白艶消)	無線調光タイプ	
DL8	ダウンライト	UD1	ユニバーサルダウンライト	FL1	ベースライト 20W型	BL1	ブラケットライト	PN1	ペンダントライト	
										
	参考型番: ERD6559WA 温白色 (3500K) 定格光束5187lm 枠: 白艶消 コーン: アルミ (白艶消)		参考型番: ERD7303W 温白色 (3500K) 定格光束877lm 枠: アルミダイキャスト (白艶消) コーン: アルミダイキャスト (白艶消)	参考型番: ERK9561W ナチュラルホワイト (4000K) 定格光束2033lm 本体: 白		参考型番: AB46489L 色温度: 3500K 定格光束: 2075lm 本体: 鋼・白色 セード: アクリル・乳白色 上下面セード: アクリル・透明消し		参考型番: ERP7154C 電球色 (2700K) 定格光束440lm シルバーメタリック 透明ガラス 角型引掛シーリング付 コードハンガー付		
L1	ベースライト 40W型 (ライティングレール用)	L2	ベースライト 20W型 (ライティングレール用)		照明器具無線調光用リモコン		非常用照明・誘導灯自己点検用リモコン			
							1台納品			
	参考型番: ERK1043W 温白色 (3500K) 定格光束4876lm 本体: アルミ (白)		参考型番: ERK1069W 温白色 (3500K) 定格光束2665lm 本体: アルミ (白)		参考型番: FX507W 本体: 樹脂 (白) 電源: 単4電池2本 無線モジュール内蔵 壁付けホルダー付 メモリー機能に調光率/色を4つまで記憶可能 電波強度は5段階で切替可能 最大4チャンネルまで切替可能					
a9	非常用照明器具 K1-LRS11-1	a13	非常用照明器具 K1-LRS11-2	b階段	階段非常用照明器具	YB	避難口誘導灯 SH1-FSF20-BL	yyC	通路誘導灯 ST1-FSF23-C	
										
							YB	避難口誘導灯 SH1-FSF20-BL	yyC	通路誘導灯 ST1-FSF23-C
										
					非常用LED光源本体内組込、ON/OFFボタン本体組込 非常灯評定番号: LALE-018 本体: 鋼板 (白色塗装) 電圧: 100~242V対応、蓄電池: ニッケル水素電池					

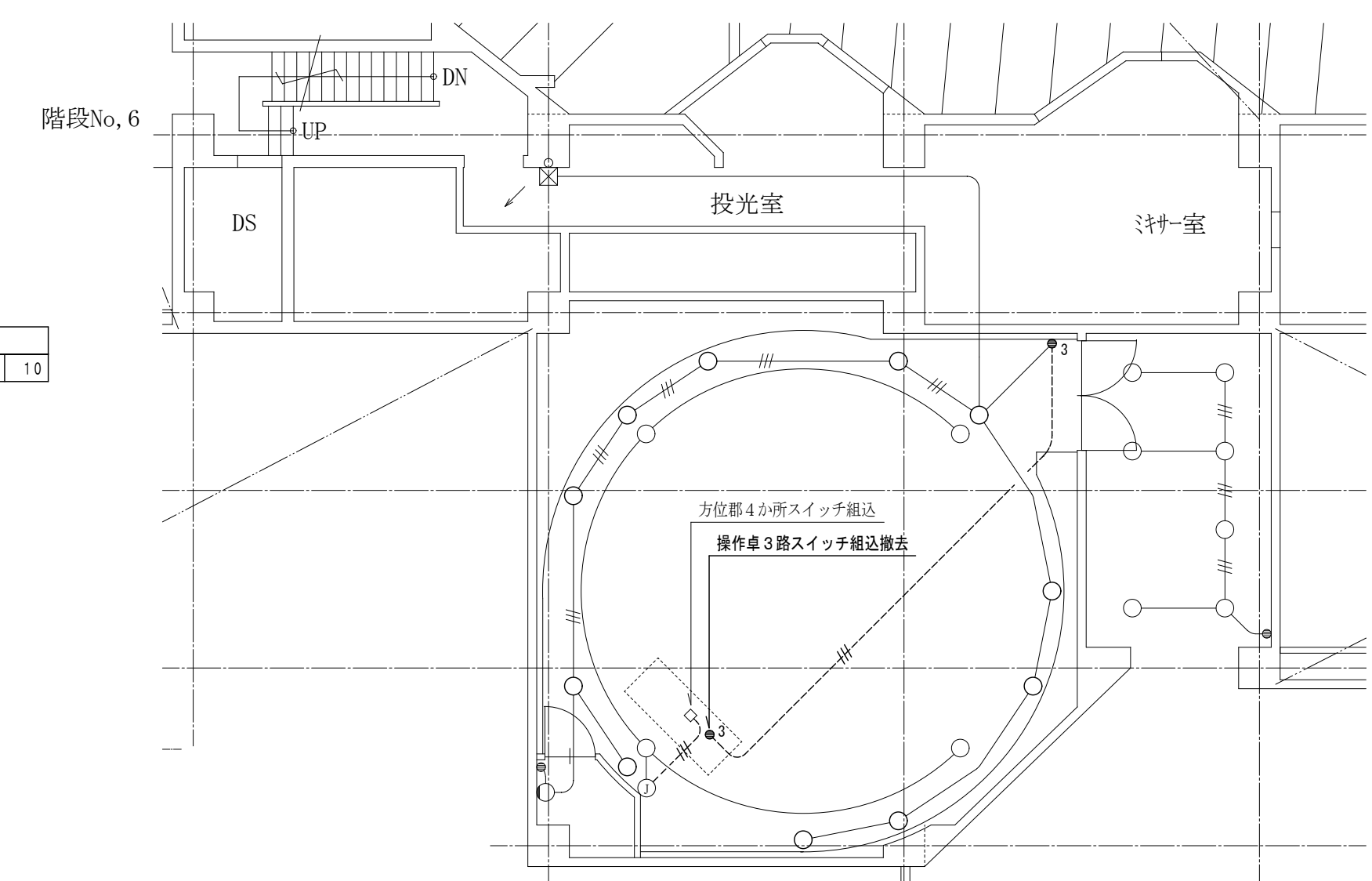
備考			発注者	新潟県吉田東栄町48番1号 TEL 0256-92-2215	設計番号	年月日	工事名称	図面番号			
			株式会社 近藤測量設計	代表取締役 小川 秀司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	年月日	2023.09	弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事	E-09			
					審査	チーフ	サブ	図面名称	縮尺	意	電
								照明器具姿図	—	構	機



1階平面図 S=1/100



2階平面図 S=1/100



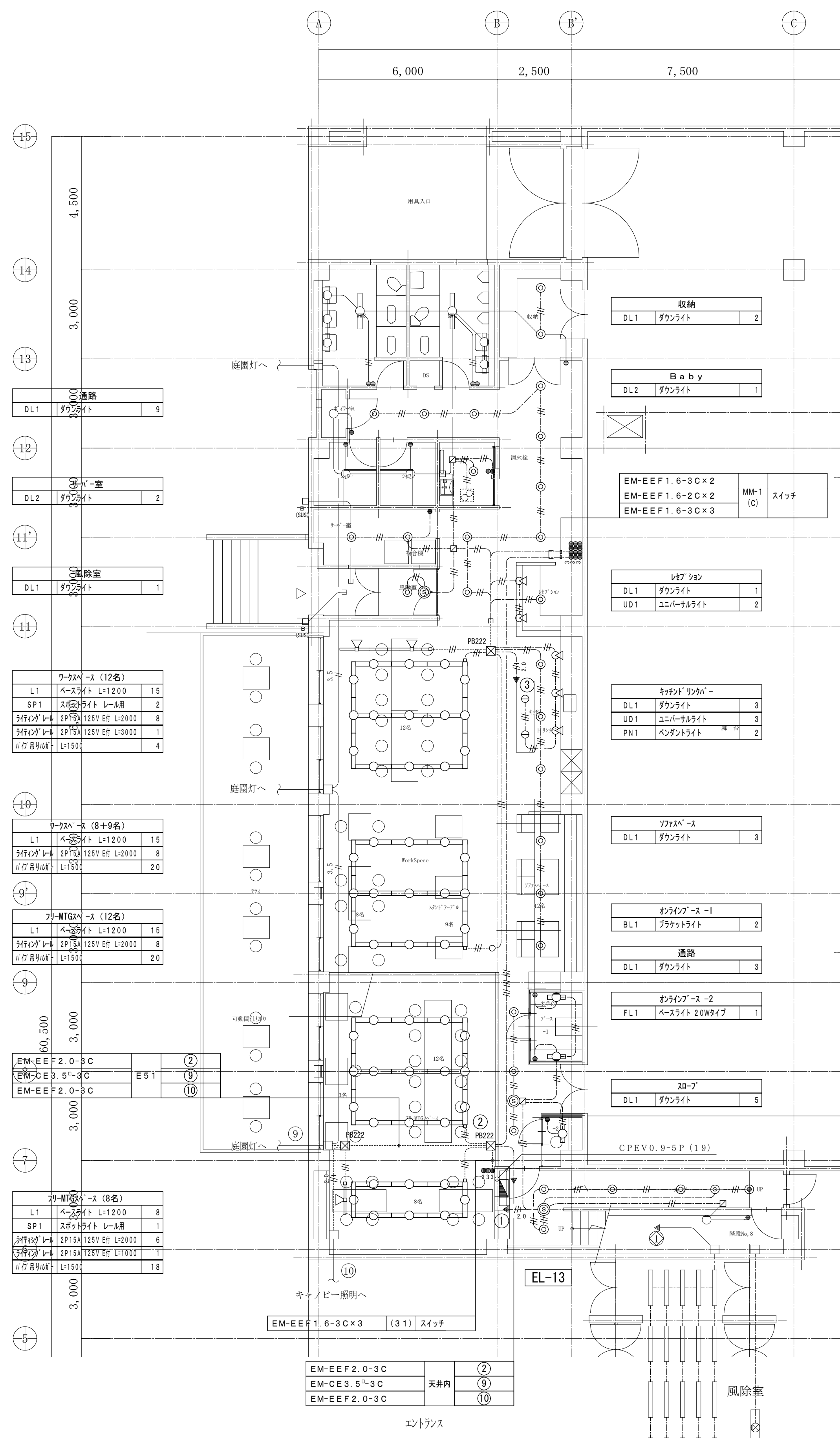
2階平面図 S=1/100

注記

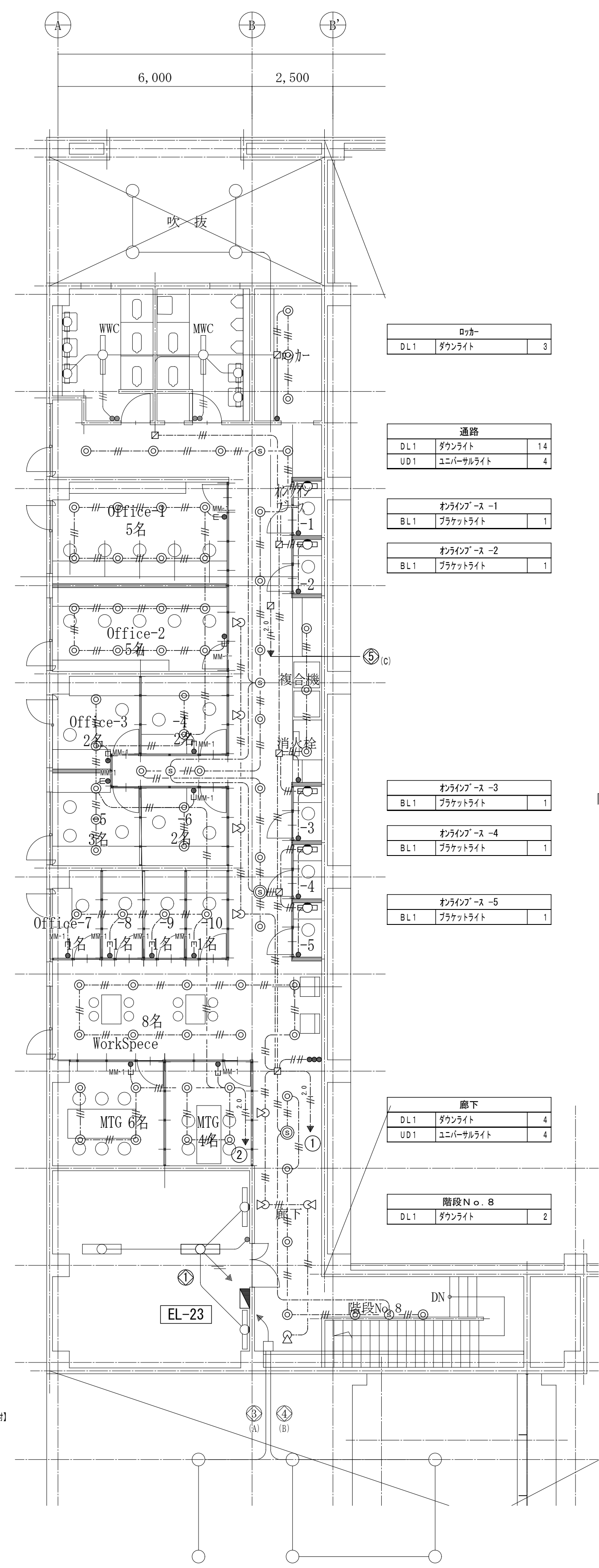
1. 配管配線種別は下記による。

天井隠蔽配管配線	1V2.0×2 (薄鋼電線管 19)
	1V2.0×3 (薄鋼電線管 19)
	1V2.0×4 (薄鋼電線管 25)
	1V2.0×5 (薄鋼電線管 25)
	1V3.5×2 (薄鋼電線管 25)
床隠蔽配管配線	1V2.0×3 (薄鋼電線管 19)

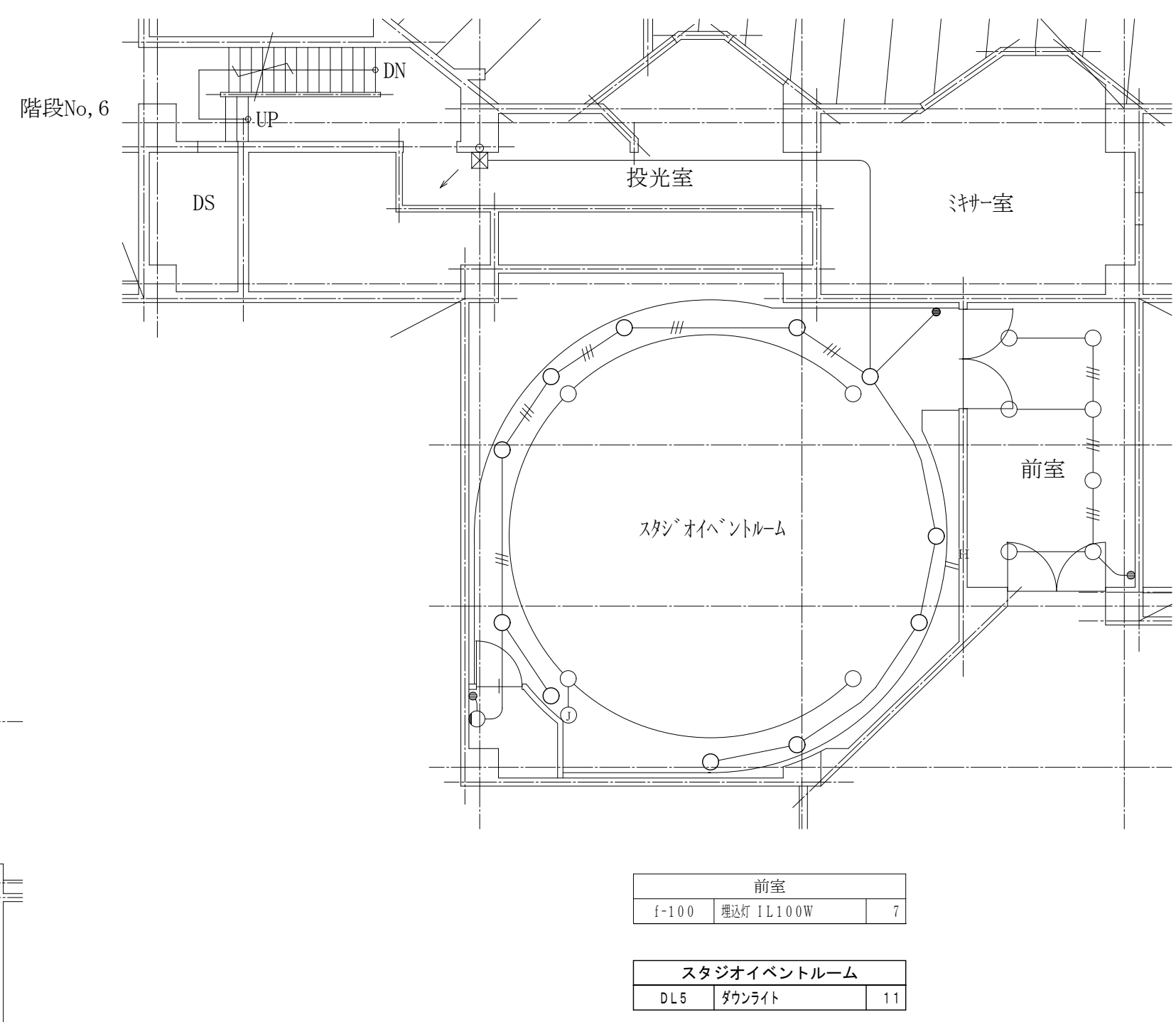
太線 (——) 記載、機器・配線は撤去とする。
 細線 (——) 記載、機器・配線は既設のままとする。



1階平面図 S=1/100



2階平面図 S=1/100



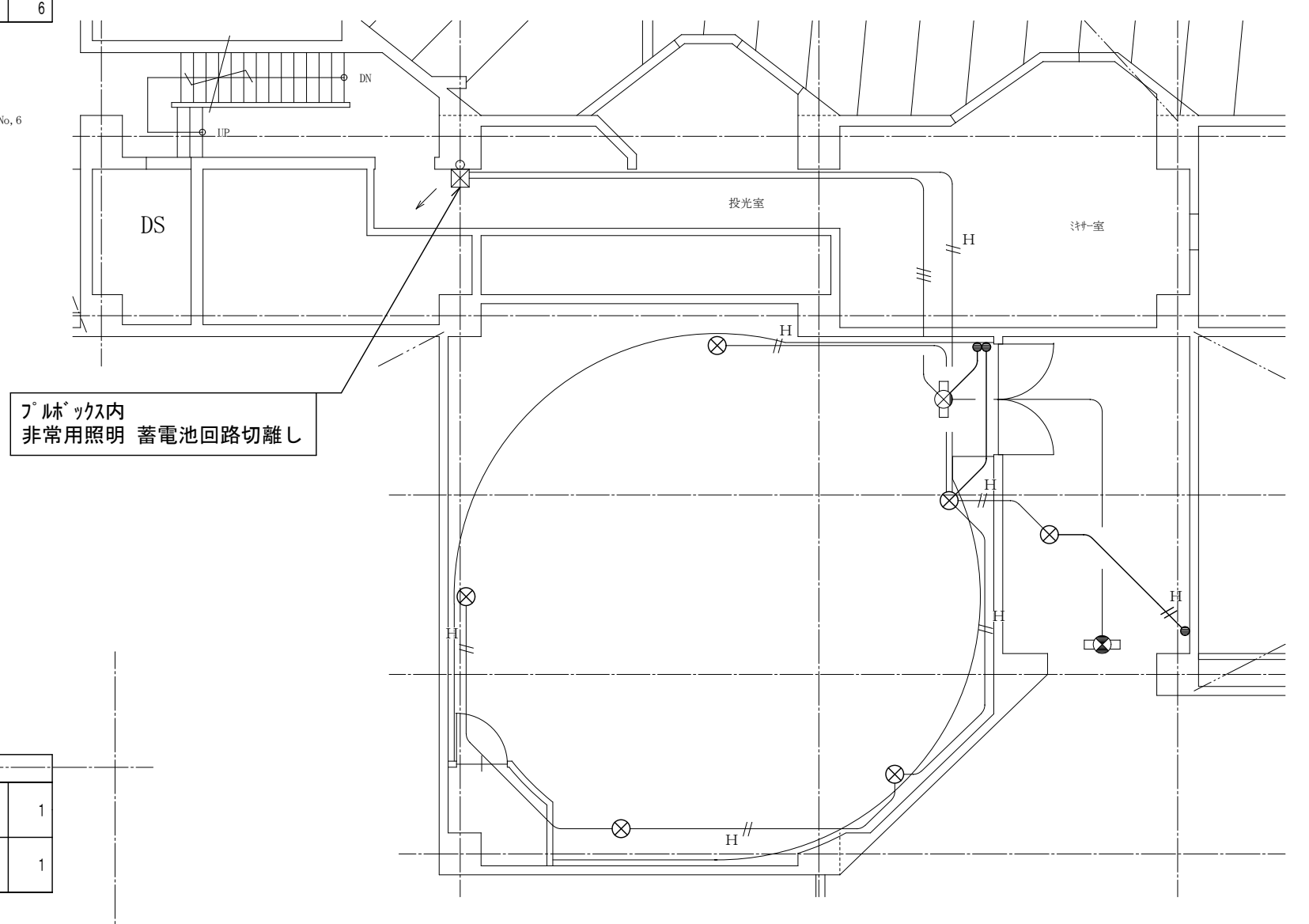
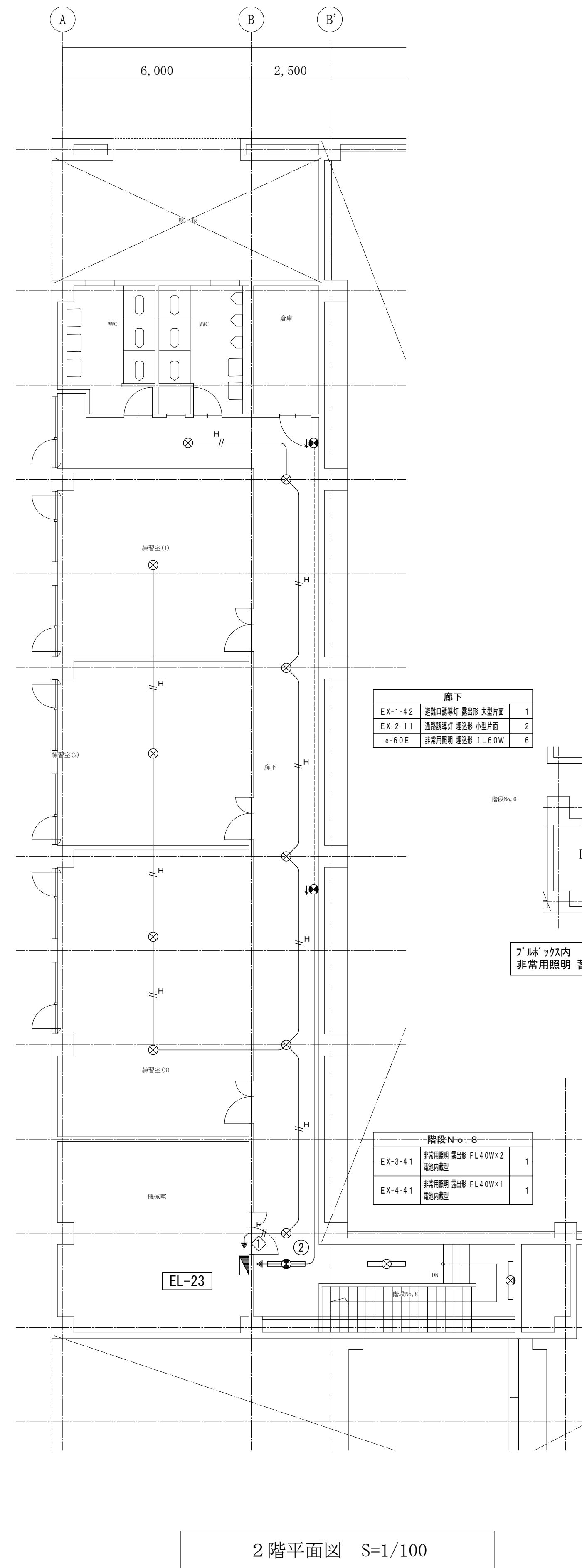
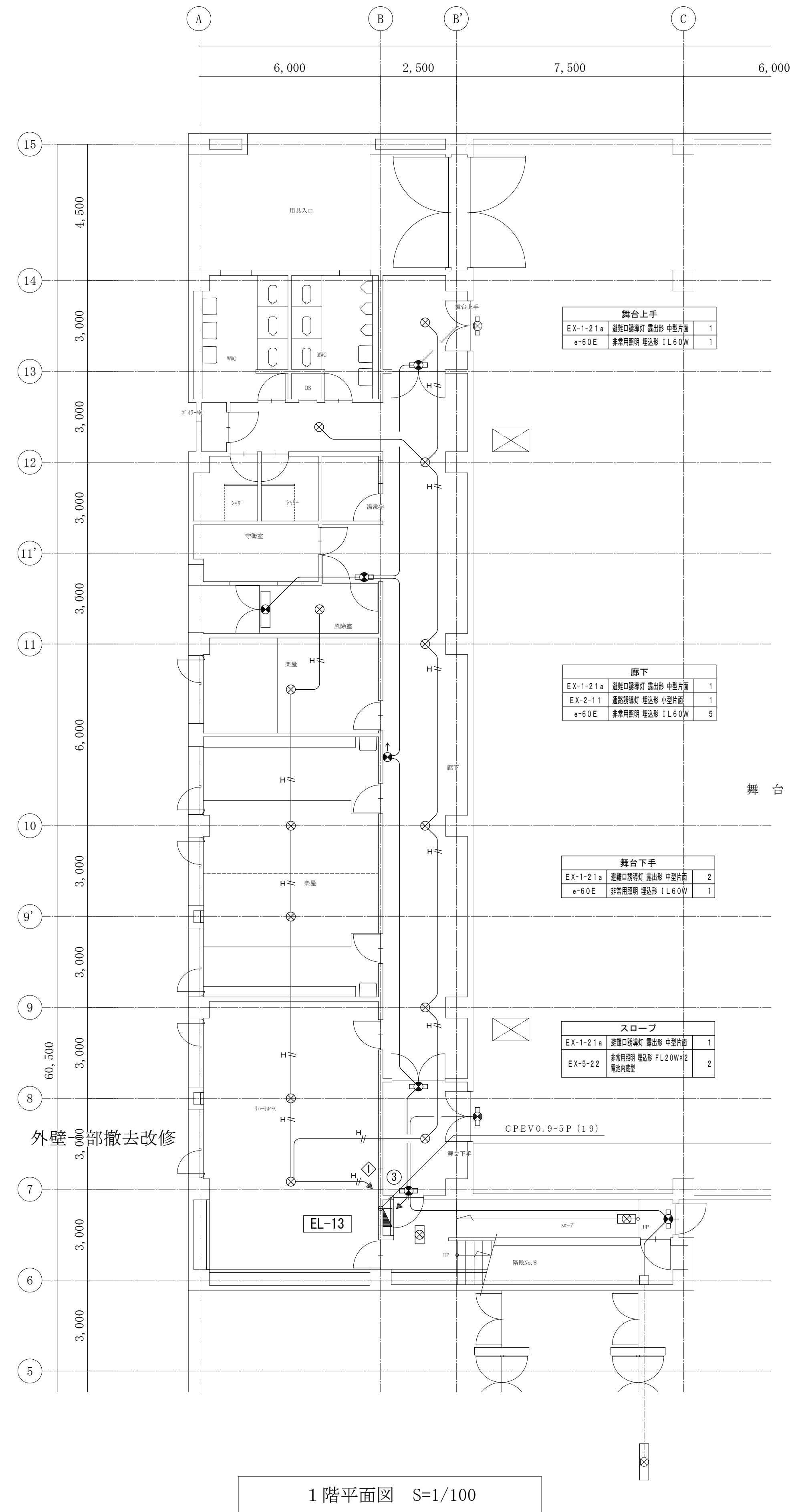
太線 () 記載、機器・配線は新設とする。
細線 () 記載、機器・配線は既設のままとする。

備考	

発注者 弥彦村デジタル行政推進課
株式会社 近藤測量設計
代表取締役 小川 秀司
一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号
管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳

新潟県燕市吉田東栄町48番1号 TEL 0256-92-2215
設計番号 年月日 2023.09
工事名称 弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事
図面名称 電灯設備 1・2階平面図(改修前) 縮尺 1/100
意 構 機

設計番号	年月日	工事名称	図面番号
2023.09	弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事	E-11	
審査	チーフ	サブ	電
			機



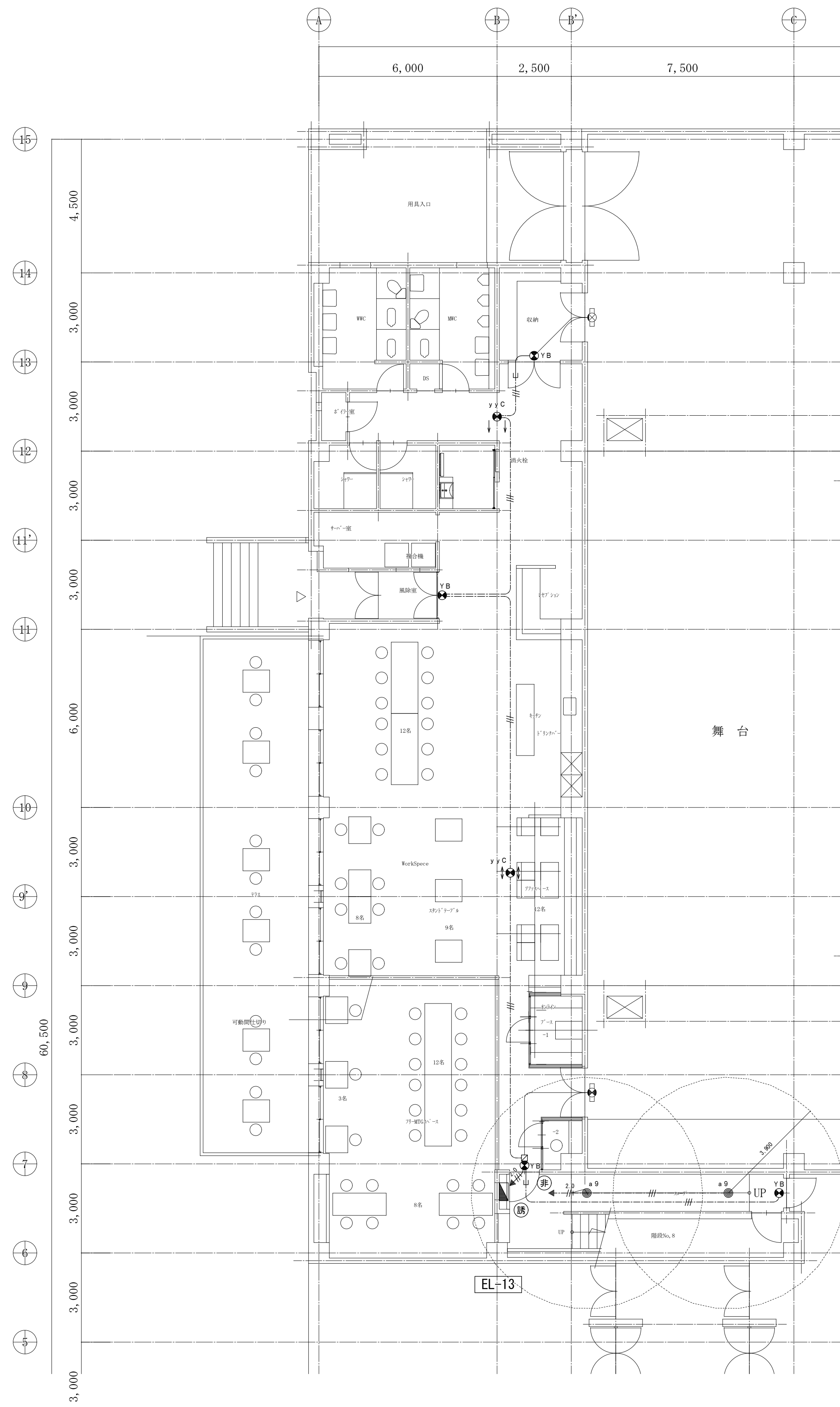
前室	EX-1-21a	逆開口誘導灯 露出形 中型片面	1
	※-100E	非常用照明 埋込形 1L100W	1
プラネタリウム	EX-5-21	非常用照明 露出形 FL20W×1 電球形電球	1
	※-100E	非常用照明 埋込形 1L100W	5

注記

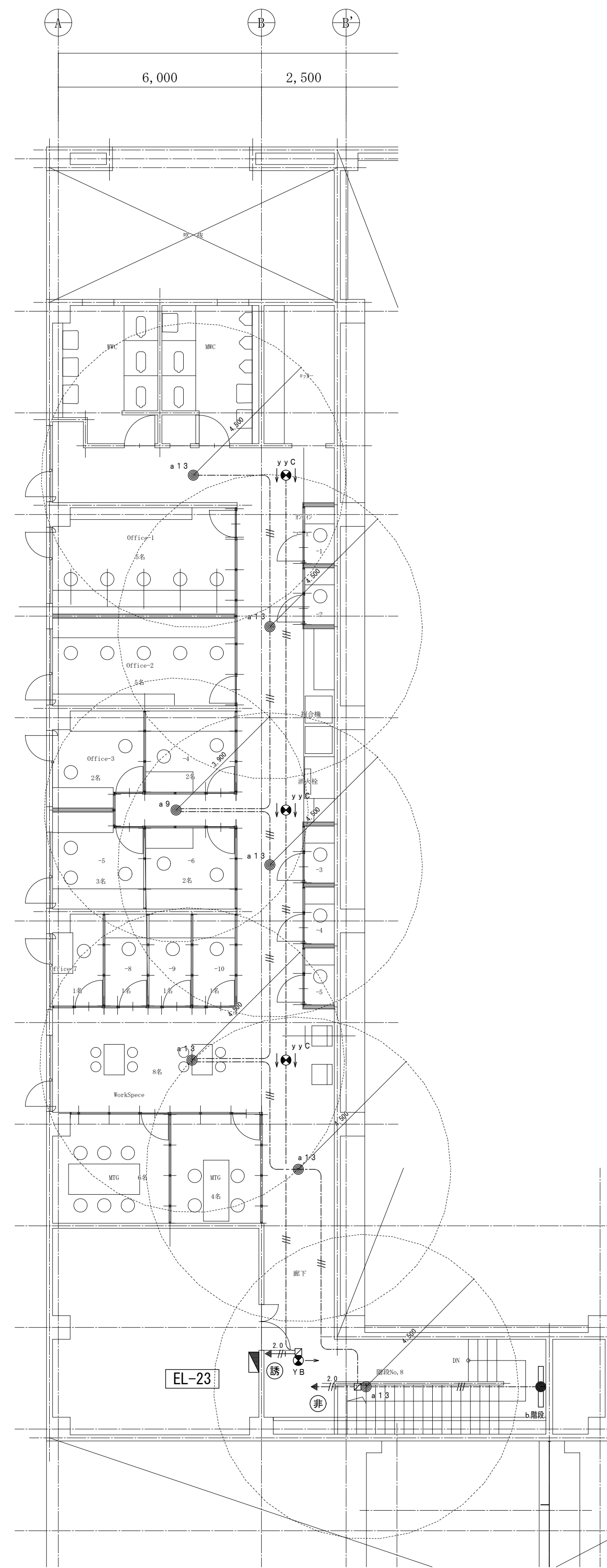
1. 配管記号は下記による。

天井埋込配管記号	1V2.0×2 (薄鋼電線管 19)
床面埋込配管記号	H1V3.5×2 (薄鋼電線管 25)
床面埋込配管記号	1V2.0×3 (薄鋼電線管 19)

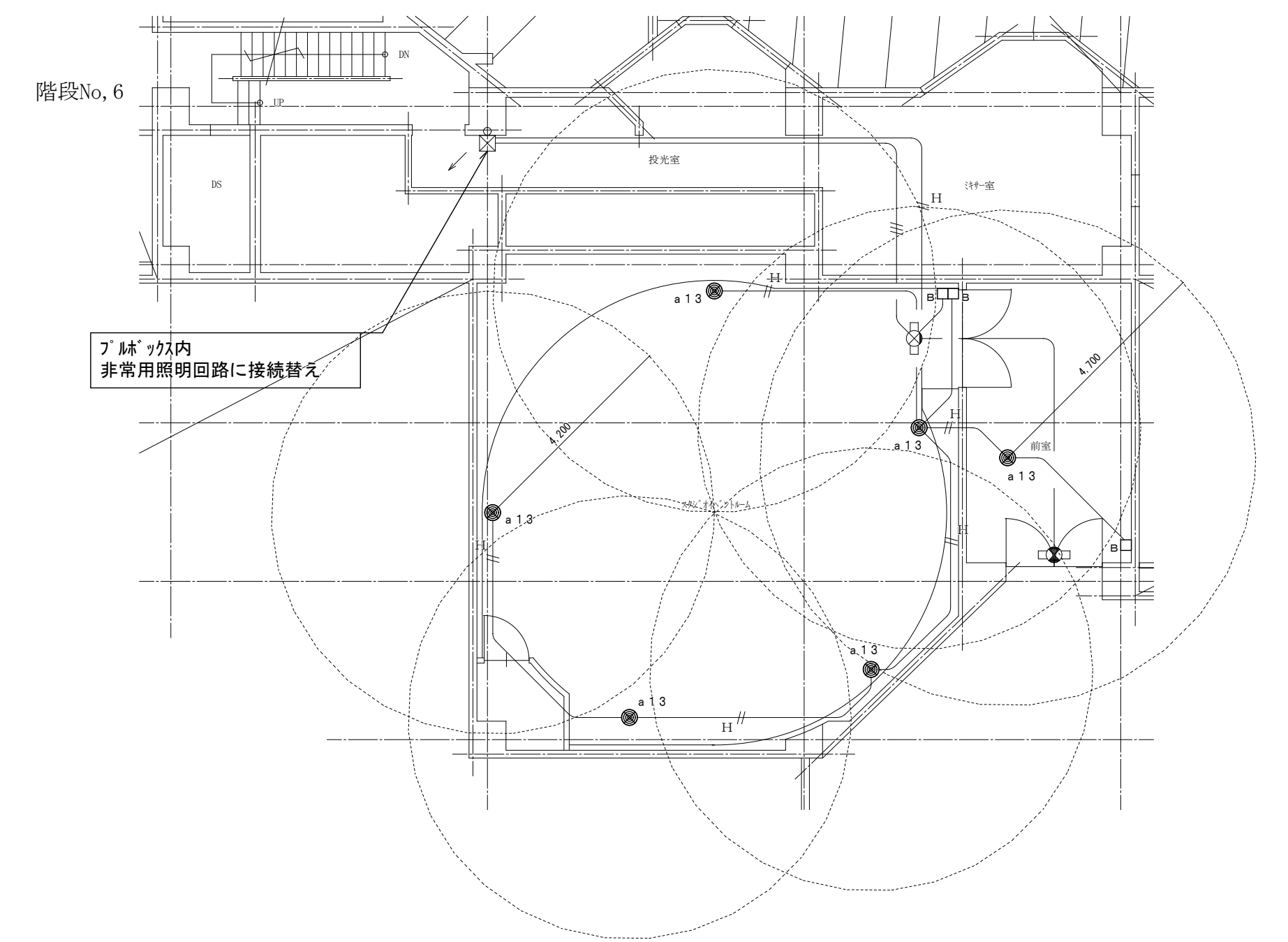
太線 () 記載、機器・配線は撤去とする。
細線 () 記載、機器・配線は既設のままとする。



1階平面図 S=1/100



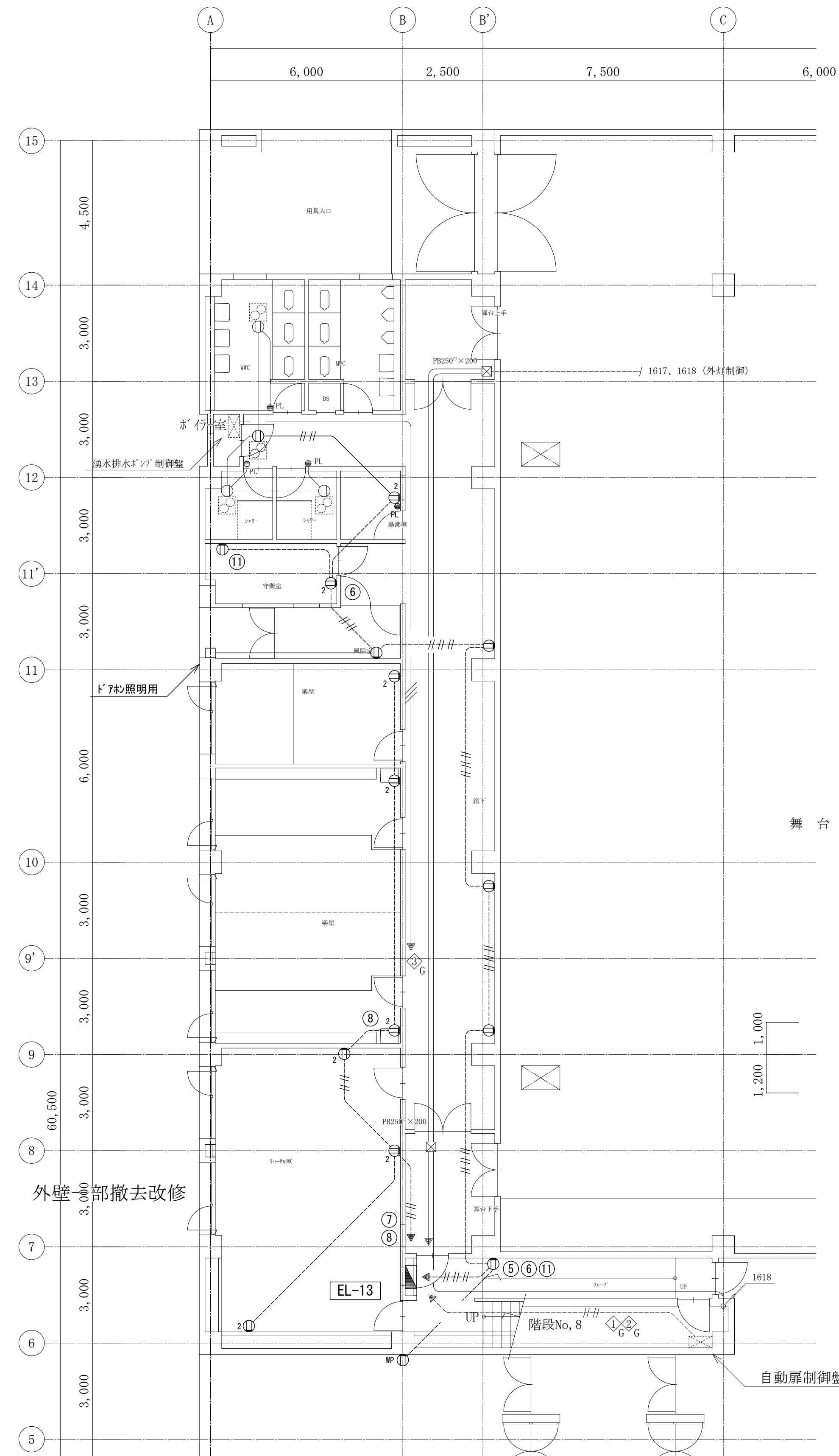
2階平面図 S=1/100



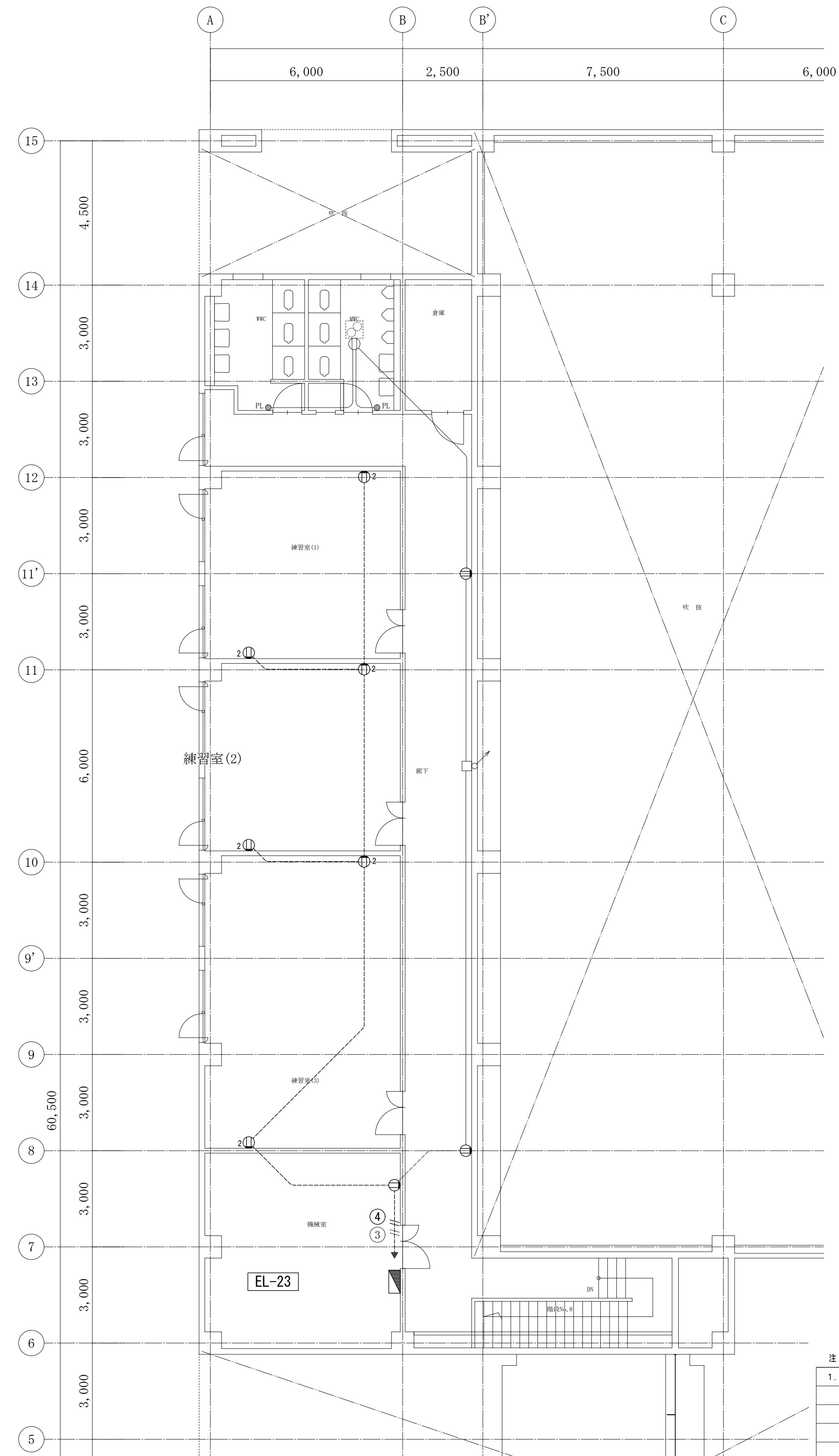
2階平面図 S=1/100

太線 () 記載、機器・配線は新設とする。
細線 () 記載、機器・配線は既設のままとする。

備考		発注者 弥彦村デジタル行政推進課	新潟県燕市吉田東栄町48番1号 TEL 0256-92-2215 株式会社 近藤測量設計 代表取締役 小川 秀司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	設計番号	年月日	工事名称	図面番号
					2023.09	弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事	E-13
				審査	チーフ	サブ	図面名称
							非常用照明・誘導灯設備 1・2階平面図(改修後)
							縮尺
							1/100
							意電
							構機



1階平面図 S=1/100



2階平面図 S=1/100

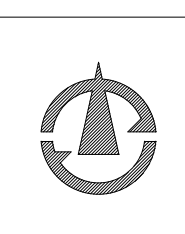
注記

1. 配管配線種別は下記による。

天井隠蔽配管配線	1V2.0×2 (薄鋼電線管 19)
床隠蔽配管配線	1V2.0×4 (薄鋼電線管 25)
	1V2.0×2 (薄鋼電線管 19)
	1V2.0×4 (薄鋼電線管 25)
	1V2.0×6 (薄鋼電線管 25)

太線 (——)	記載、機器・配線は撤去とする。
細線 (---)	記載、機器・配線は既設のままとする。

備考	



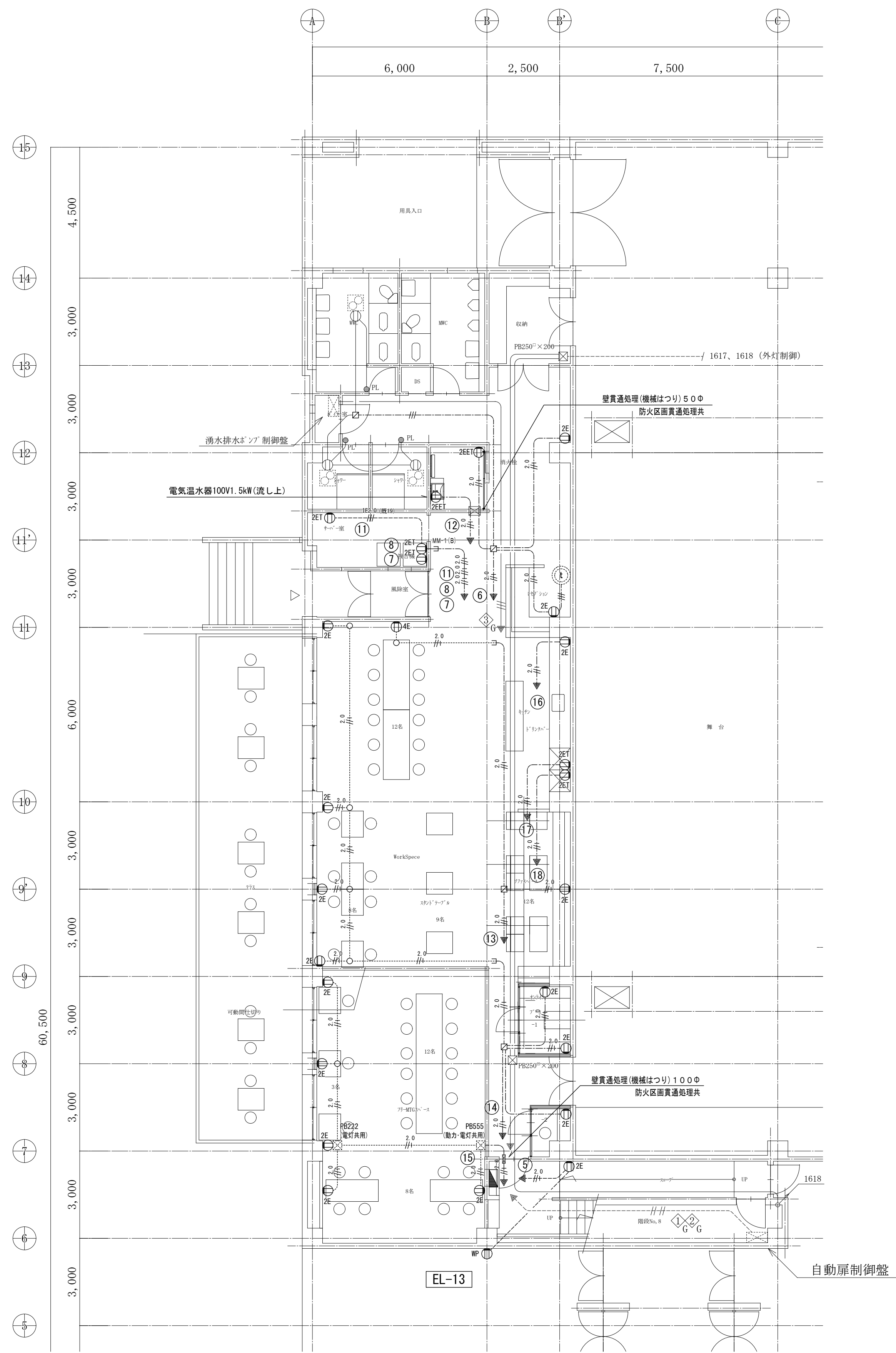
発注者	弥彦村デジタル行政推進課
-----	--------------

新潟県燕市吉田東栄町48番1号	TEL 0256-92-2215
株式会社 近藤測量設計	
代表取締役 小川 秀司	
一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号	
管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	

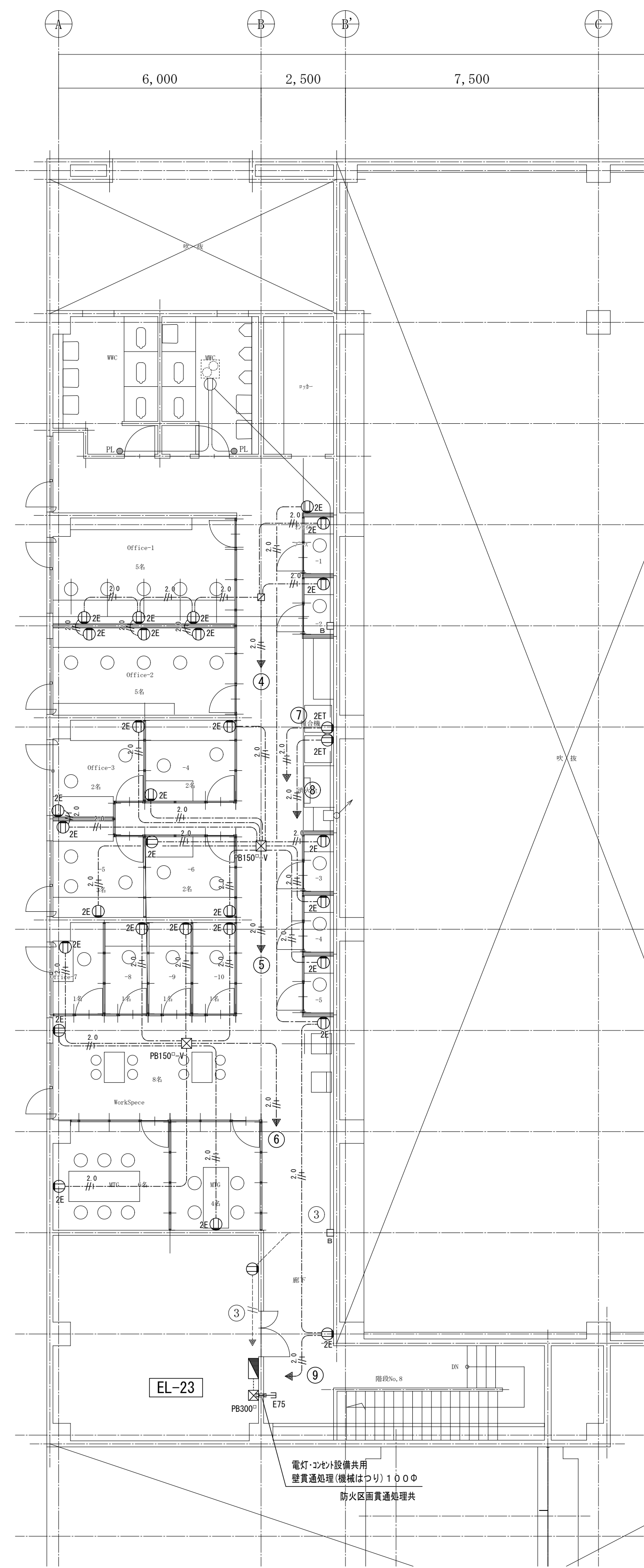
設計番号	年月日
審査	2023.09
チーフ	サブ

工事名称	弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事
図面名称	コンセント設備 1・2階平面図 (改修前)
縮尺	1/100

図面番号	E-14
意電	
構機	



1階平面図 S=1/100



2階平面図 S=1/100

太線 (——) 記載、機器・配線は新設とする。
 細線 (---) 記載、機器・配線は既設のままとする。

備考	

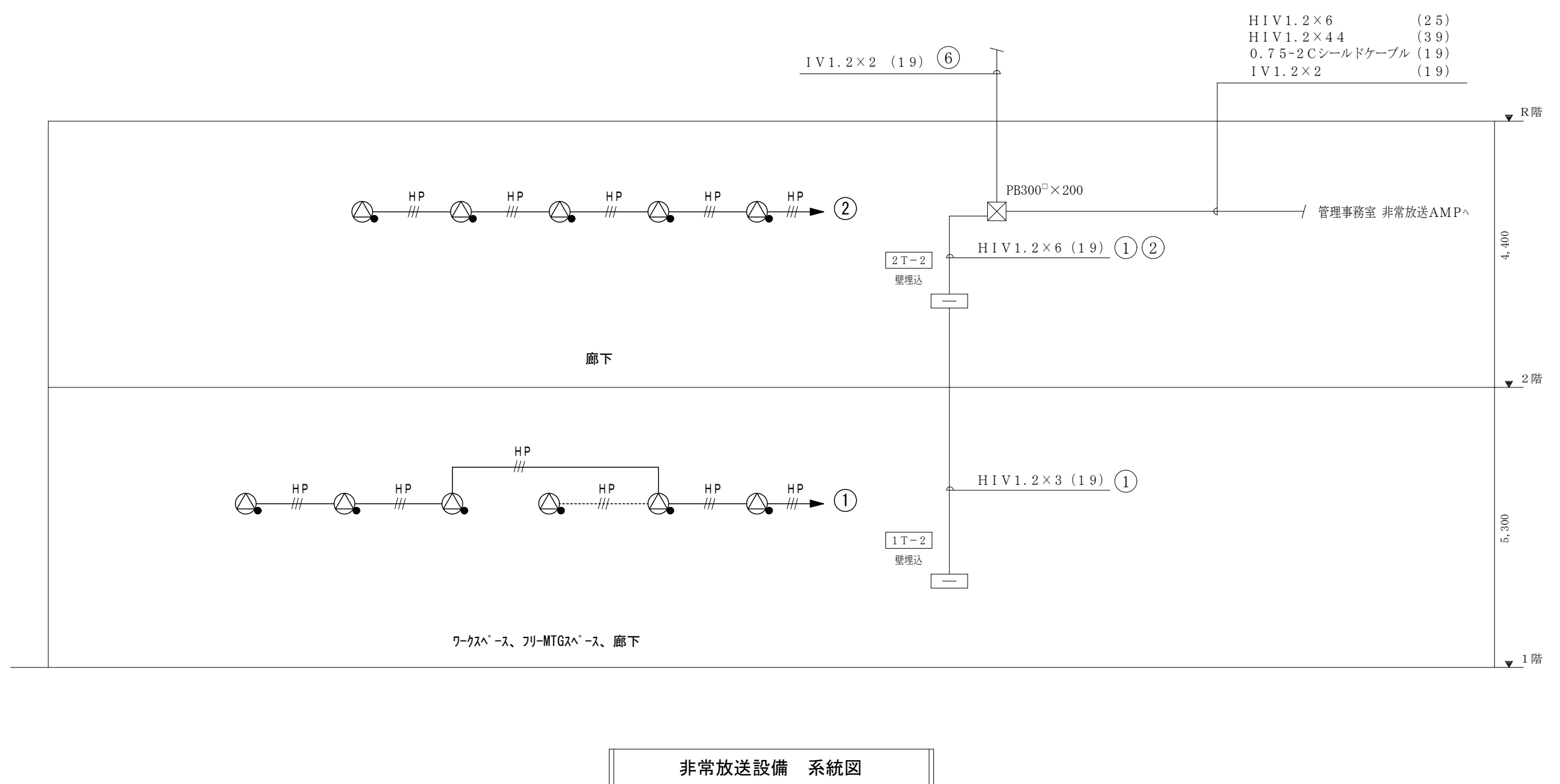
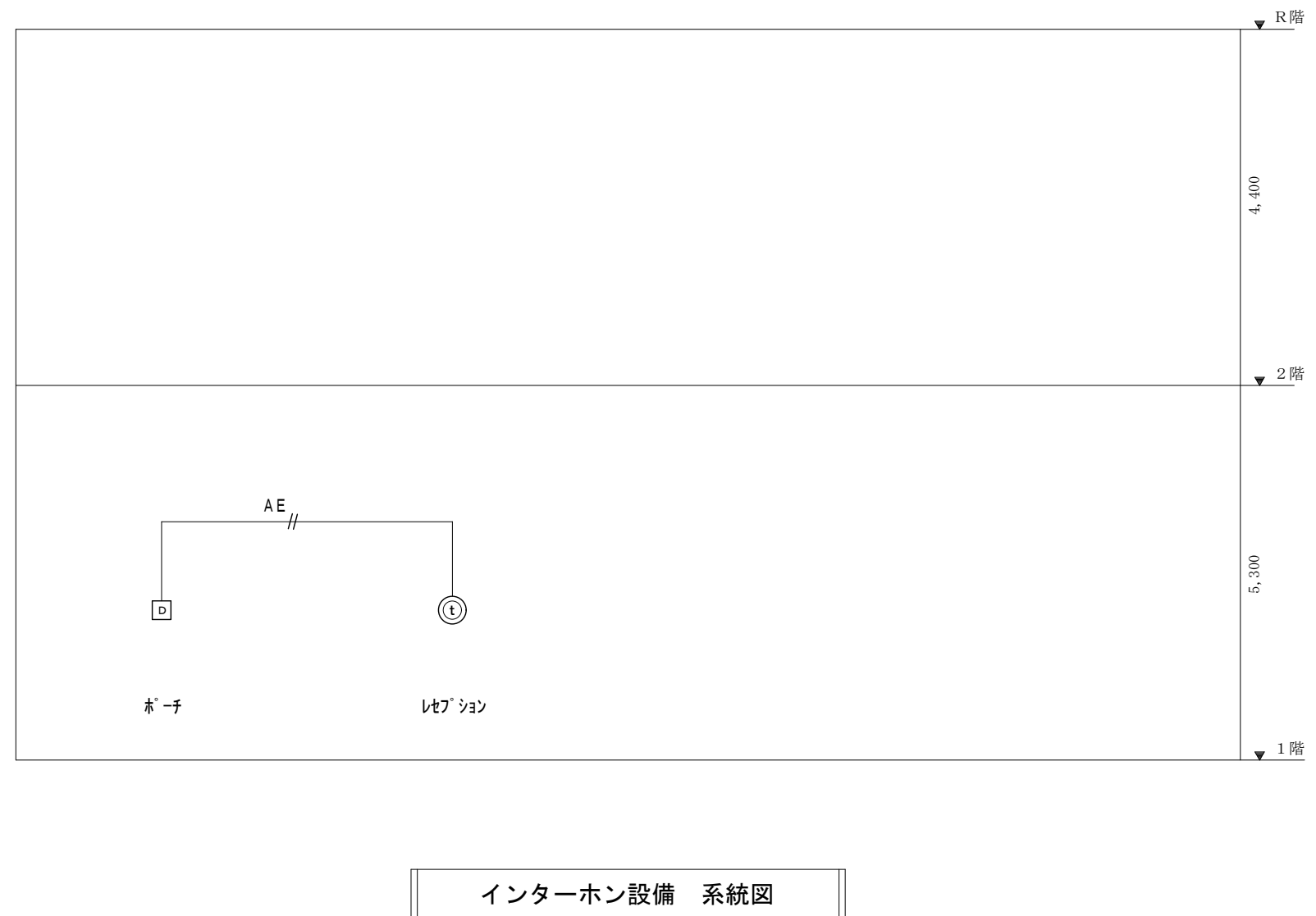
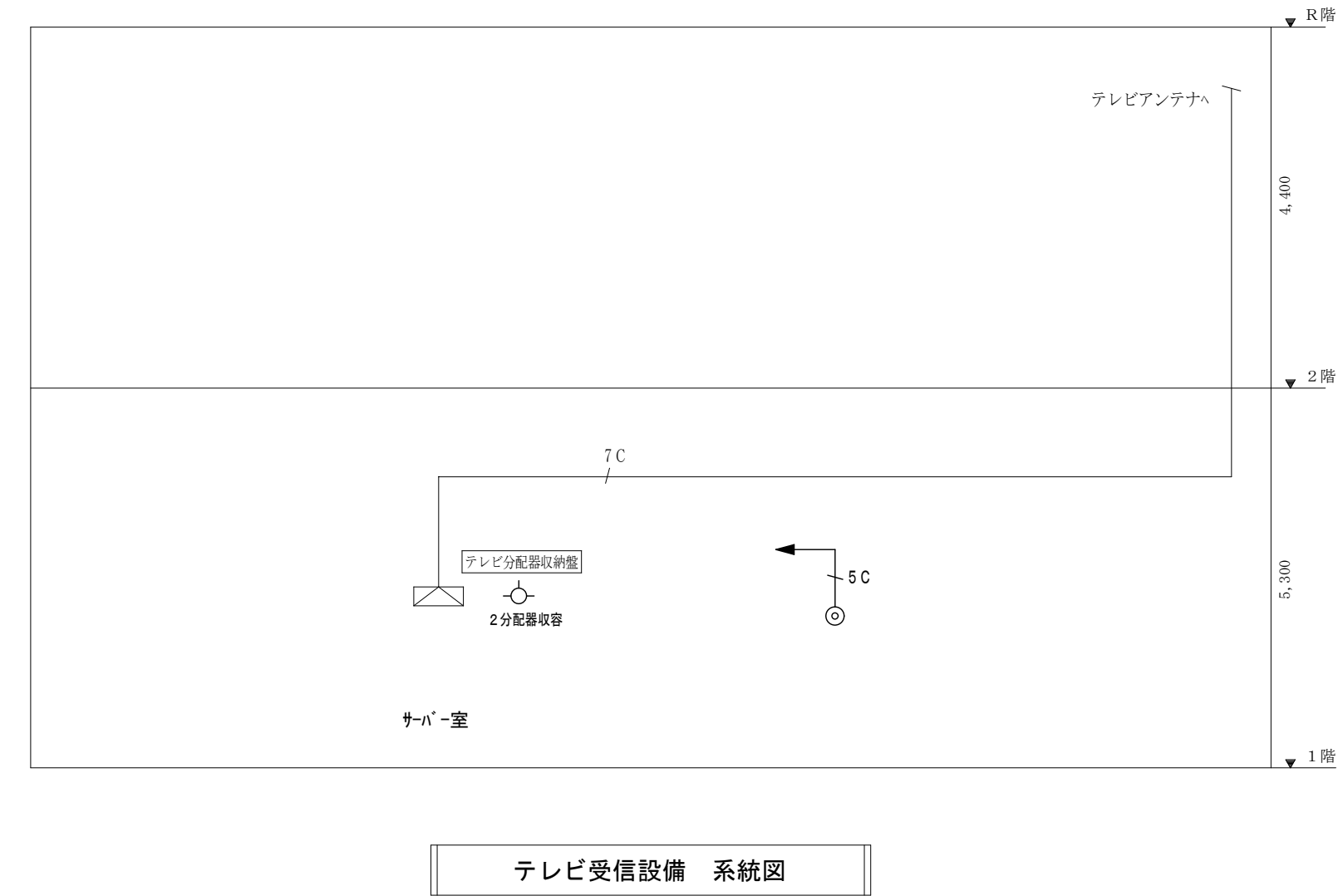
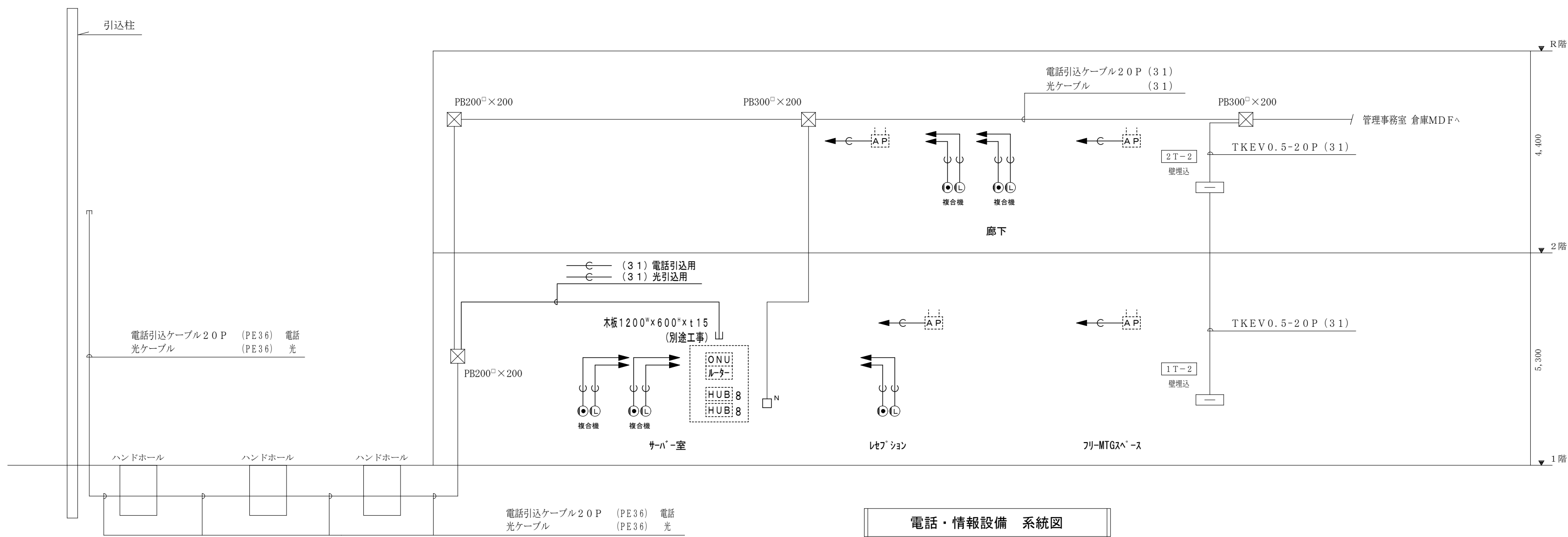
発注者	弥彦村デジタル行政推進課
-----	--------------

新潟県燕市吉田東栄町48番1号 株式会社 近藤測量設計	TEL 0256-92-2215
代表取締役 小川 秀司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	

設計番号	年月日
	2023.09
審査	チーフ サブ

工事名称	図面名称	縮尺
弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事	コンセント設備 1・2階平面図 (改修後)	1/100

図面番号	意	電
E-15	構	機



注 記

1. 配管記号は下記による。

---	天井内配管記号
---	天井内こころし配線
---	露出配管記号
EM-ICT0.65-2P	EM-ICT0.65-2P
EM-UTP0.5-4P (Cat5e)	EM-UTP0.5-4P (Cat5e)
EM-AE1.2-2C	EM-AE1.2-2C
EM-AE1.2-4C	EM-AE1.2-4C
EM-S-5C-FB	EM-S-5C-FB
EM-S-7C-FB	EM-S-7C-FB
EM-HP1.2-3C	EM-HP1.2-3C 保護管E19
空配管	保護管PF16
MM-1	一種金属被ひ(A型) 配線立上げ保護

※ケーブル損傷の恐れのある場所は電線管にて保護すること。
壁内配線で損傷の恐れがなければ保護管は必要ないこととする。

2. 凡 例

□	弱電用端子盤
○	電話用 ノズルプレート 金属製
○	情報用 ノズルプレート 金属製
△	無線LAN用アクセスポイント (別途工事)
HUB	ハブ 8ポート (1階サーバ室 木板に取付) 別途工事
①	インターホン 親機 モニター付
②	ドアホン 玄関機 カメラ付
③	2分配器 (1階サーバ室 分配器収納型)
④	壁埋込テレビ端子 1端子形
⑤	天井埋込スピーカー アッチネーター付
⑥	天井露出スピーカー アッチネーター付
□N	ノズルプレート 金属製
□B	ブラケットプレート 金属製
☑	樹脂製アウトレットボックス 中浅型 プレート付

無線LANアクセスポイント (別途工事)

電源	DC12V、PoE (IEEE802.3at)
有線インターフェース	10/100/1000/2500MBASE-Tx1
無線インターフェース	IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax (デュアルバンド同時動作)
無線LAN機能	マルチSSID、WEP/WPA2
ネットワーク機能	L2フィルタリング
動作環境	温度: 0~40℃ 湿度: 5~95%RH (結露なきこと)
保護等級	IP42

ハブ 8ポート (別途工事)

ポート数	10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-Tx10
給電機能	SFP拡張ポート × 2 (UTPと挿他利用) 30.0W (ポート1-8)
電源 (消費電力)	最大給電240W (30W同時給電可能ポート数: 8ポート)
動作環境温度	0~50℃
耐 性	配線誘導電圧: 10kV
パケットバッファ	2Mバイト
機 能	PoE Plus対応、EEE (LPI) 対応、8ポート、ループ検出、VLAN
備 考	ループ検出機能、ループ検出機能、遅延センサ、PoE、QoS、SSH IEEE802.1Q、MSTP、SNMP、LAGP、VLAN、LLDP IGMP/MLD Snooping、IGMPv2/v3、PoEネットワーク 802.1X、MAC認証、WEB管理、トリプル認証、スナップ認証 ゴム足 (マグネット内蔵) (別売) による衝撃抑制が可能 ラックマウント金具 (別売) による19インチラック固定が可能 電源コード掛けブロック

① インターホン親機 モニター付

定 格	AC100V (50/60Hz)
消費電力	待受時: 約6W 動作時: 約14W
質 量	(壁掛け金具無し) 約860g (壁掛け金具有り) 約900g
画面表示	約7型ワイド カラー液晶ディスプレイ
無線通信方式	DECT: 1.9GHz TDMA-WB Bluetooth: V5.0 録音機能付

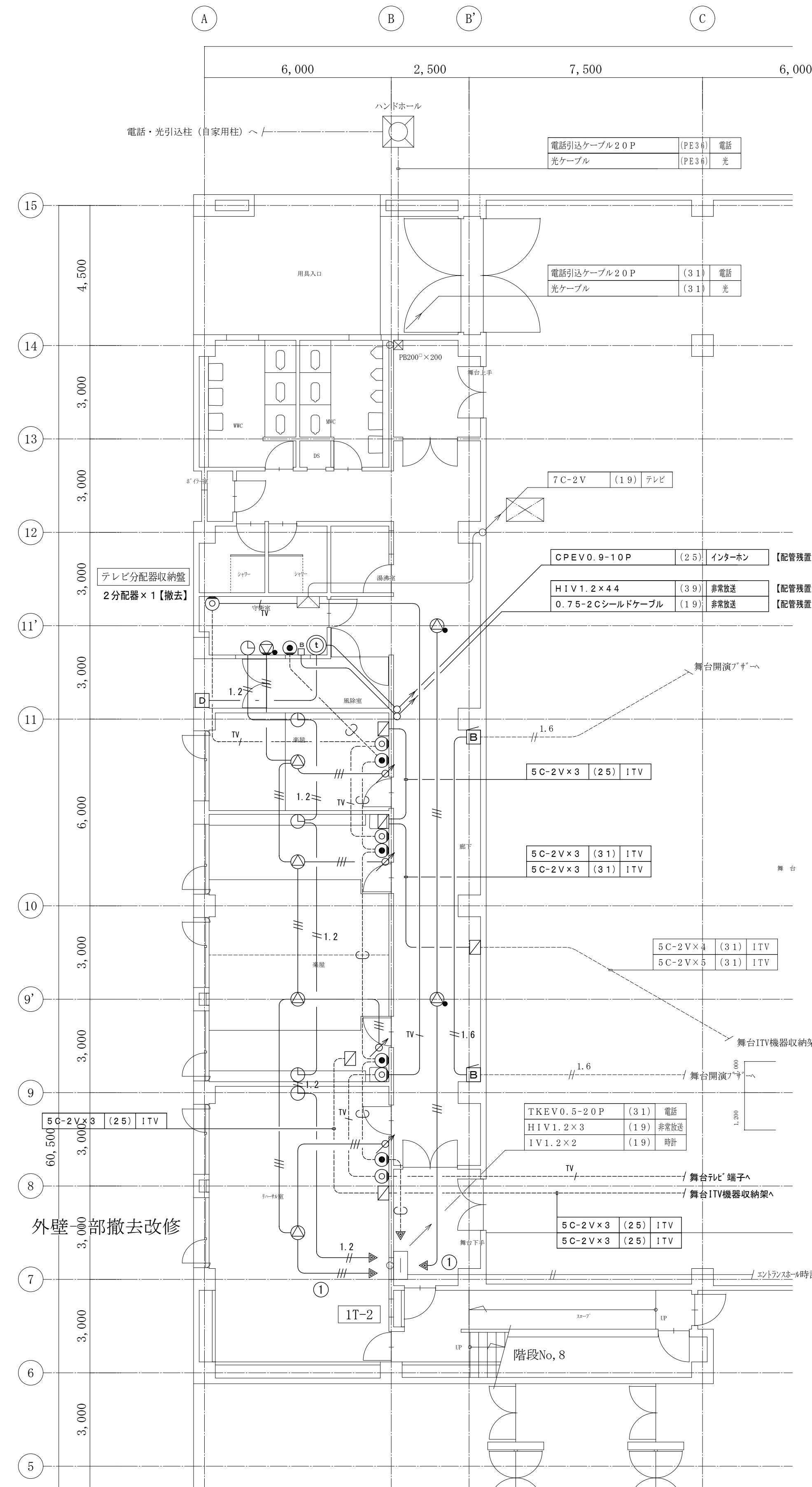
② 玄関子機 カメラ付

電源電圧	DC約18V
消費電流	待機時: DC約40mA、動作時: DC約200mA
質 量	約180g
外観色調	メタリックブロンズ
取付方法	露出型: JIS1個用スイッチボックス適合

⑤ 天井埋込スピーカー A T T 付

定格入力	6W、3W、1W
入力インピーダンス	1.67kΩ、3.3kΩ、10kΩ
周波数特性	120Hz~16kHz
出力音圧レベル	94dB (1m、1W)
音量調整	4段階
使用スピーカー	12cmコーン型スピーカー
パネル	ABS樹脂枠、アルミバンディングネット

参考品番: WS-TN11+WS-TP12



1階平面図 S=1/100

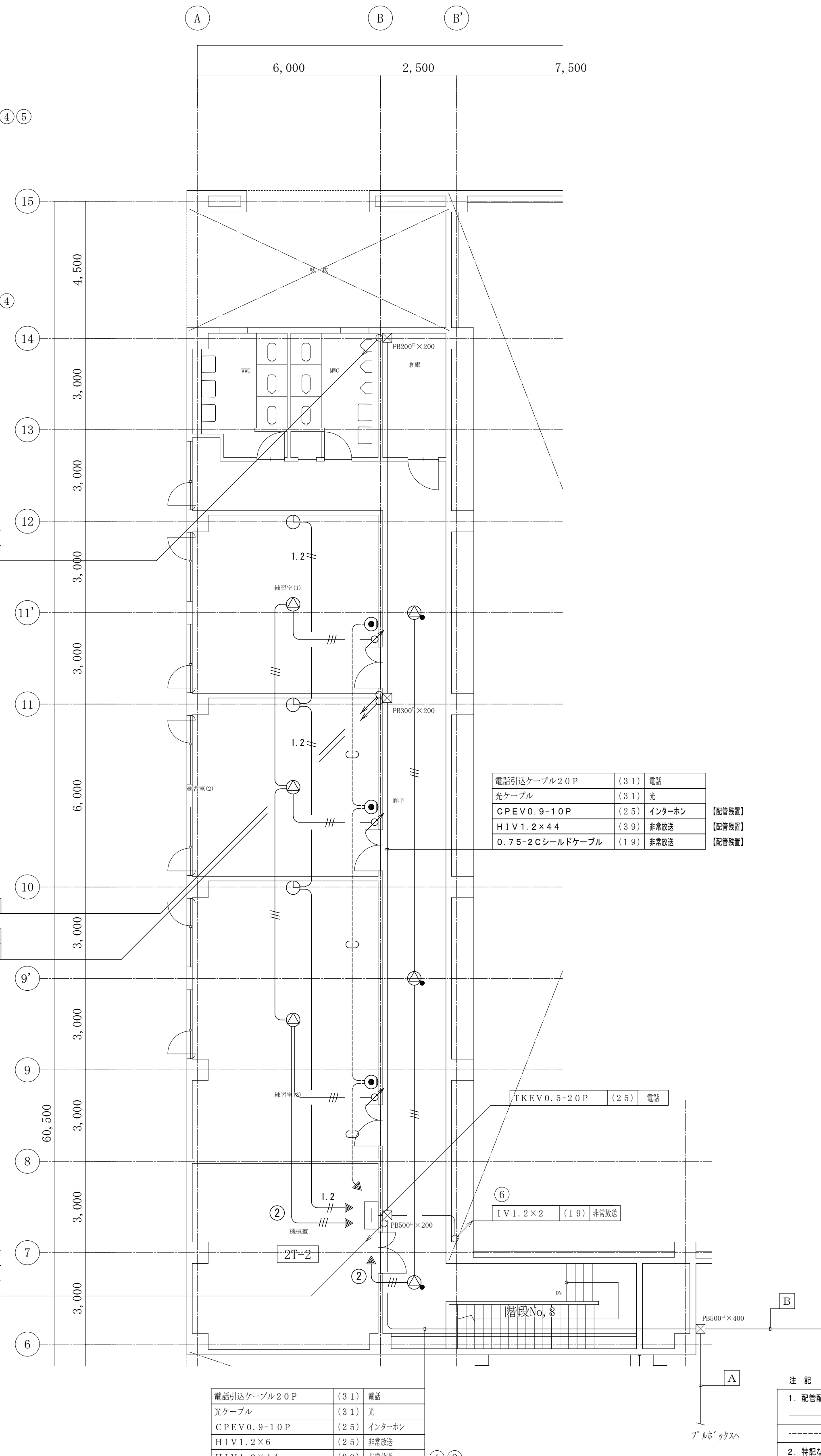
電話引込ケーブル20P	(31)	電話
光ケーブル	(31)	光
CPEV0.9-10P	(25)	インターホン
CPEV0.9-10P	(25)	インターホン
HIV1.6×6	(25)	非常放送
HIV1.2×14	(25)	非常放送
HIV1.2×44	(39)	非常放送
0.75-2Cシールドケーブル	(19)	非常放送
IV1.2×2	(19)	非常放送
5C-2V×2	(25)	AM-FM
IV1.2×2	(19)	時計
IV1.6×2	(19)	開演ブザー

CPEV0.9-10P	(25)	インターホン
HIV1.2×9	(25)	非常放送
IV1.2×2	(19)	非常放送
5C-2V×2	(25)	AM-FM
IV1.2×2	(19)	時計
IV1.6×2	(19)	開演ブザー
5C-2V×6	(31)	ITV

電話引込ケーブル20P	(31)	電話
光ケーブル	(31)	光

【配管残置】	CPEV0.9-10P	(25)	インターホン
【配管残置】	HIV1.2×44	(39)	非常放送
【配管残置】	0.75-2Cシールドケーブル	(19)	非常放送

TKEV0.5-20P	(31)	電話
HIV1.2×3	(19)	非常放送
IV1.2×2	(19)	時計



2階平面図 S=1/100

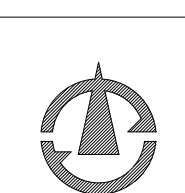
電話引込ケーブル20P	(31)	電話
光ケーブル	(31)	光
CPEV0.9-10P	(25)	インターホン
HIV1.2×6	(25)	非常放送
HIV1.2×44	(39)	非常放送
0.75-2Cシールドケーブル	(19)	非常放送
IV1.2×2	(19)	非常放送
IV1.2×2	(19)	時計

電話引込ケーブル20P	(31)	電話
光ケーブル	(31)	光
CPEV0.9-10P	(25)	インターホン
HIV1.2×44	(39)	非常放送
0.75-2Cシールドケーブル	(19)	非常放送

1. 配管配線種別は下記による。
——— 天井埋設配管配線
——— 床下埋設配管配線
2. 特記なき配線はIV2.0程度換算とする。

太線 (——) 記載、機器・配線は撤去とする。
細線 (——) 記載、機器・配線は既設のままとする。

備考	



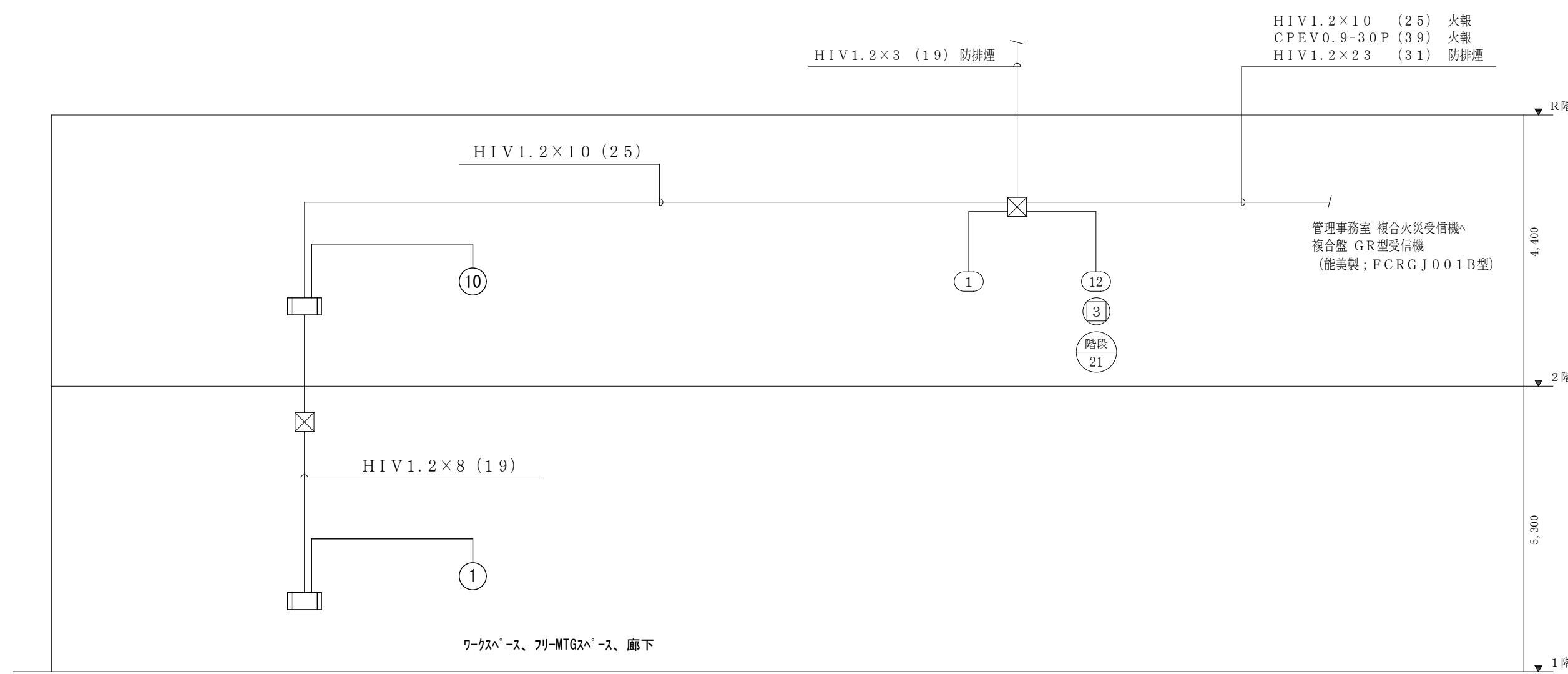
発注者	弥彦村デジタル行政推進課
-----	--------------

新潟県南魚沼市吉田東栄町48番1号	TEL 0256-92-2215
株式会社 近藤測量設計	
代表取締役 小川 秀司	
一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号	
管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	

設計番号	年月日	2023.09
審査	チーフ	サブ

工事名称	弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事
図面名称	弱电設備 1・2階平面図 (改修前)

図面番号	E-17
縮尺	1/100
意	電
構	機



自動火災報知設備・防排煙設備 系統図

注 記

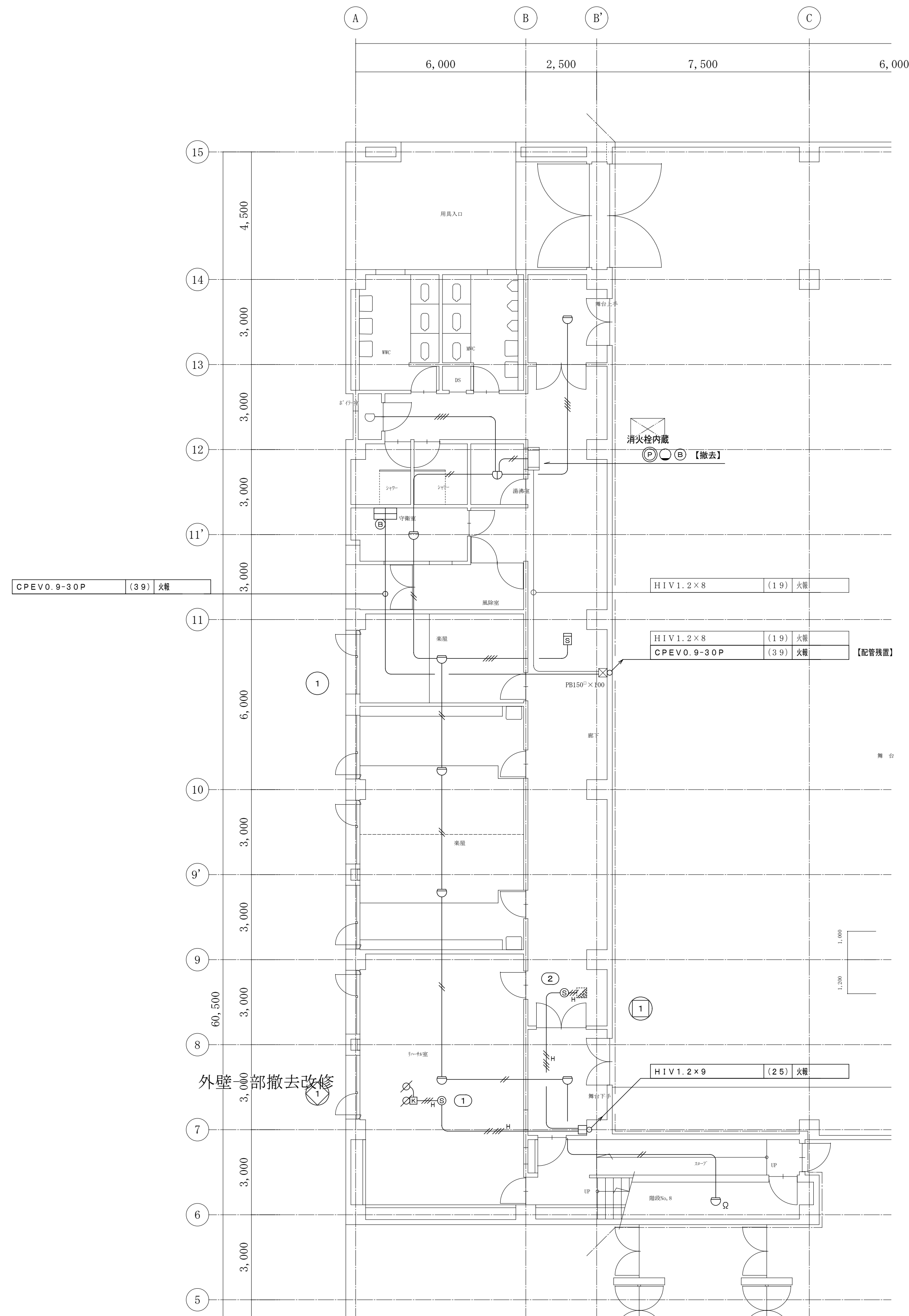
1. 配管配線種別は下記による。		
———	天井内配管配線	
.....	天井内こもり配線	
.....	露出配管配線	
——— ^{AE} ———	EM-AE1.2-2C	保護管E19
——— ^{AE} ———	EM-AE1.2-4C	保護管E19
——— ^{MM-1} ———	一種金属被ひ (A型)	配線立上げ保護

※ケーブル損傷の恐れのある場所は電線管にて保護すること。
壁内配線で損傷の恐れがなければ保護管は必要ないこととする。

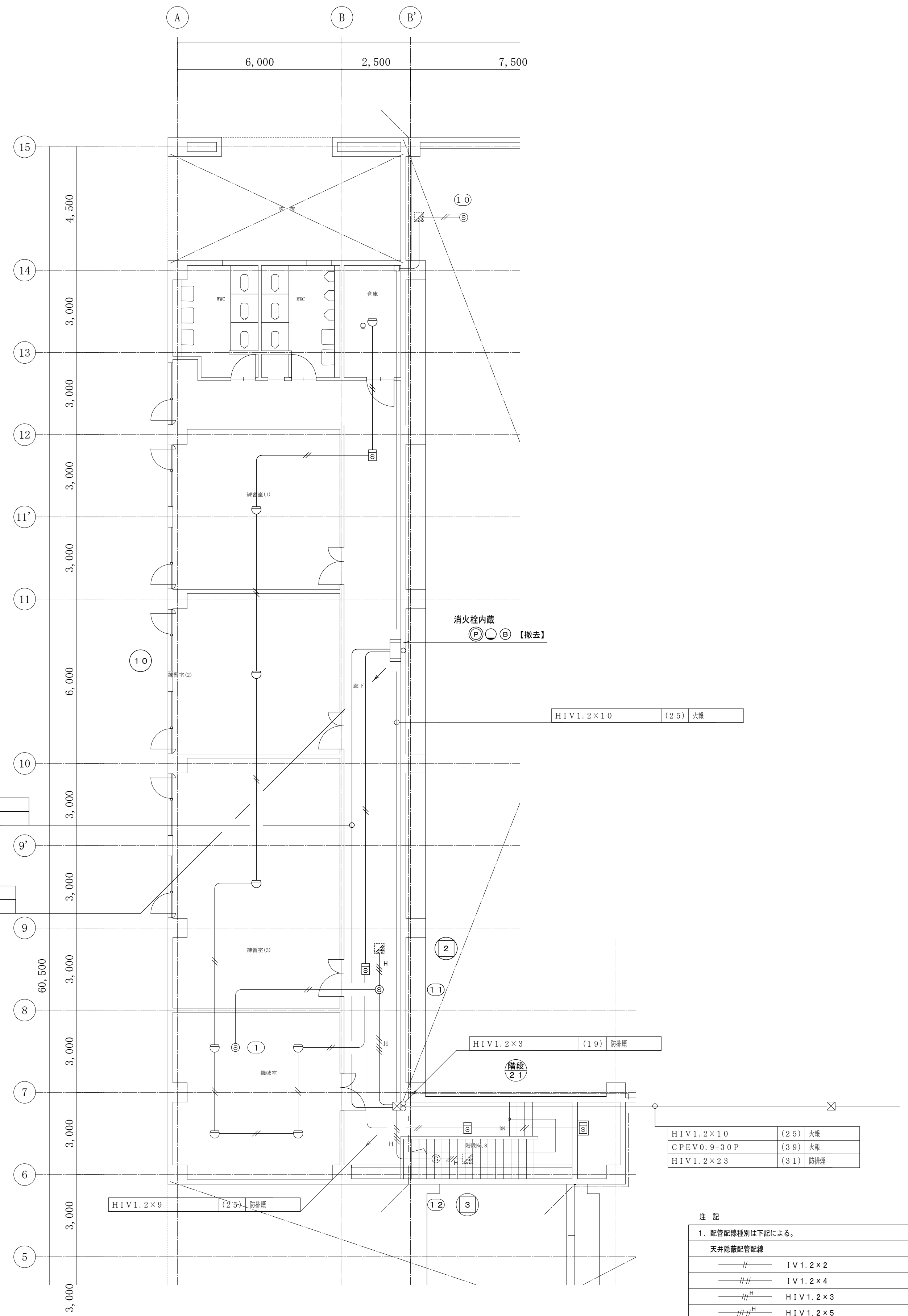
2. 凡 例

	機器収容箱 消火栓内蔵		R型受信機
	表示灯		火災警報ベル DC24V、10mA
	終端抵抗 10KΩ		R型光電式スポット型煙感知器 1種、非露積型
	R型差動式スポット型感知器 2種		動作区域番号 火災表示用
	動作区域番号 火災表示用		動作区域番号 火災表示用 階段用
	動作区域番号 専用感知器連動用		動作区域番号 防排煙用
	樹脂製アウトレットボックス 中浅型 プレート付		

備 考			発注者	新潟県燕市吉田東栄町48番1号 TEL 0256-92-2215	設計番号	年月日	工事名称	図面番号		
			弥彦村デジタル行政推進課	株式会社 近藤測量設計		2023.09	弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事	E-16		
				代表取締役 小川 秀 司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	審査	チーフ	サブ	図面名称	縮尺	意 識 構 機
								自動火災報知設備・防排煙設備 系統図	—	



1階平面図 S=1/100



2階平面図 S=1/100

【配管残置】	HIV1.2x10	(25)	火報
	CPEV0.9-30P	(39)	火報
【配管残置】	HIV1.2x8	(19)	火報
	CPEV0.9-30P	(39)	火報

	HIV1.2x10	(25)	火報
	CPEV0.9-30P	(39)	火報
	HIV1.2x3	(31)	防排煙

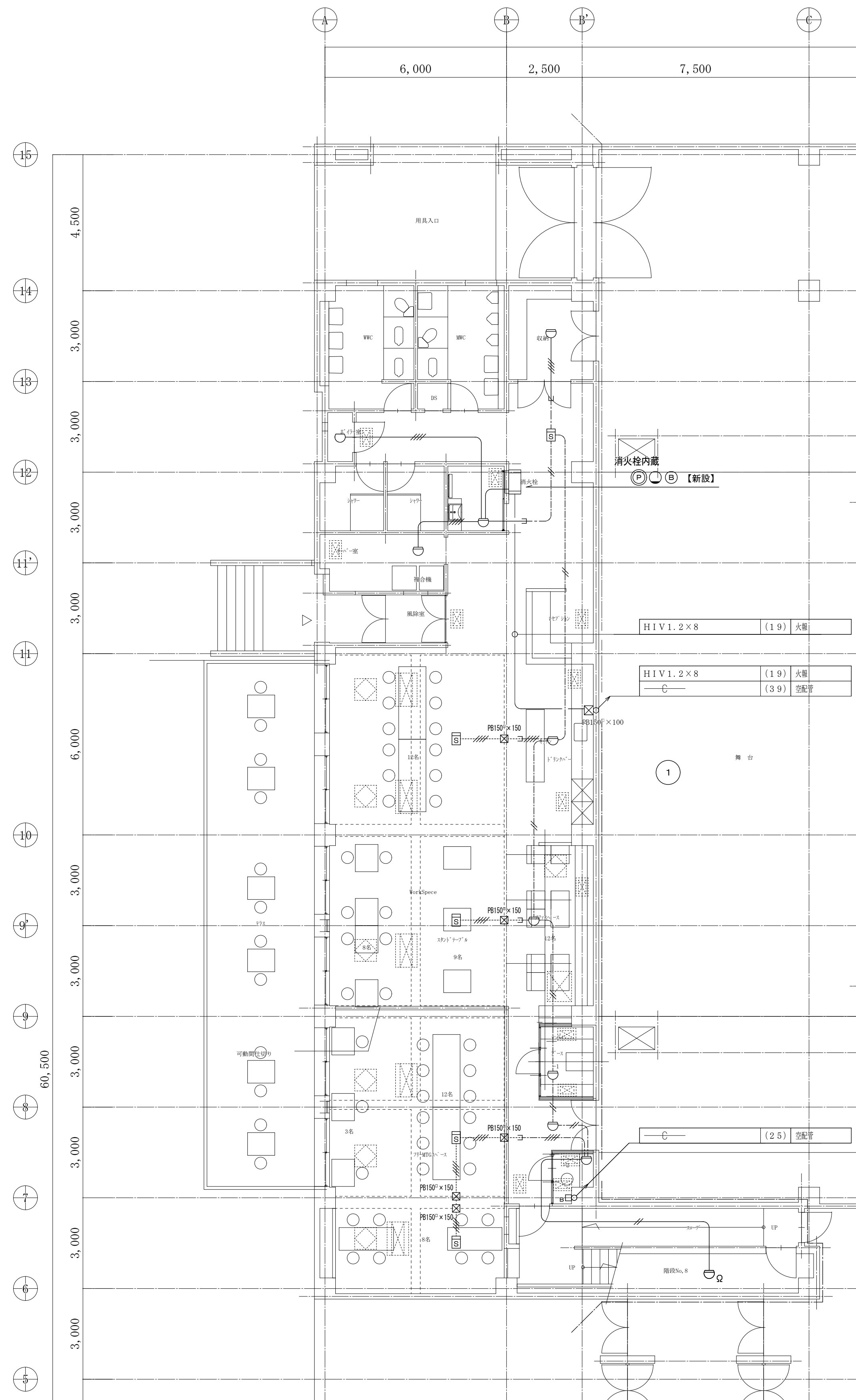
注記

1. 配管配線種別は下記による。

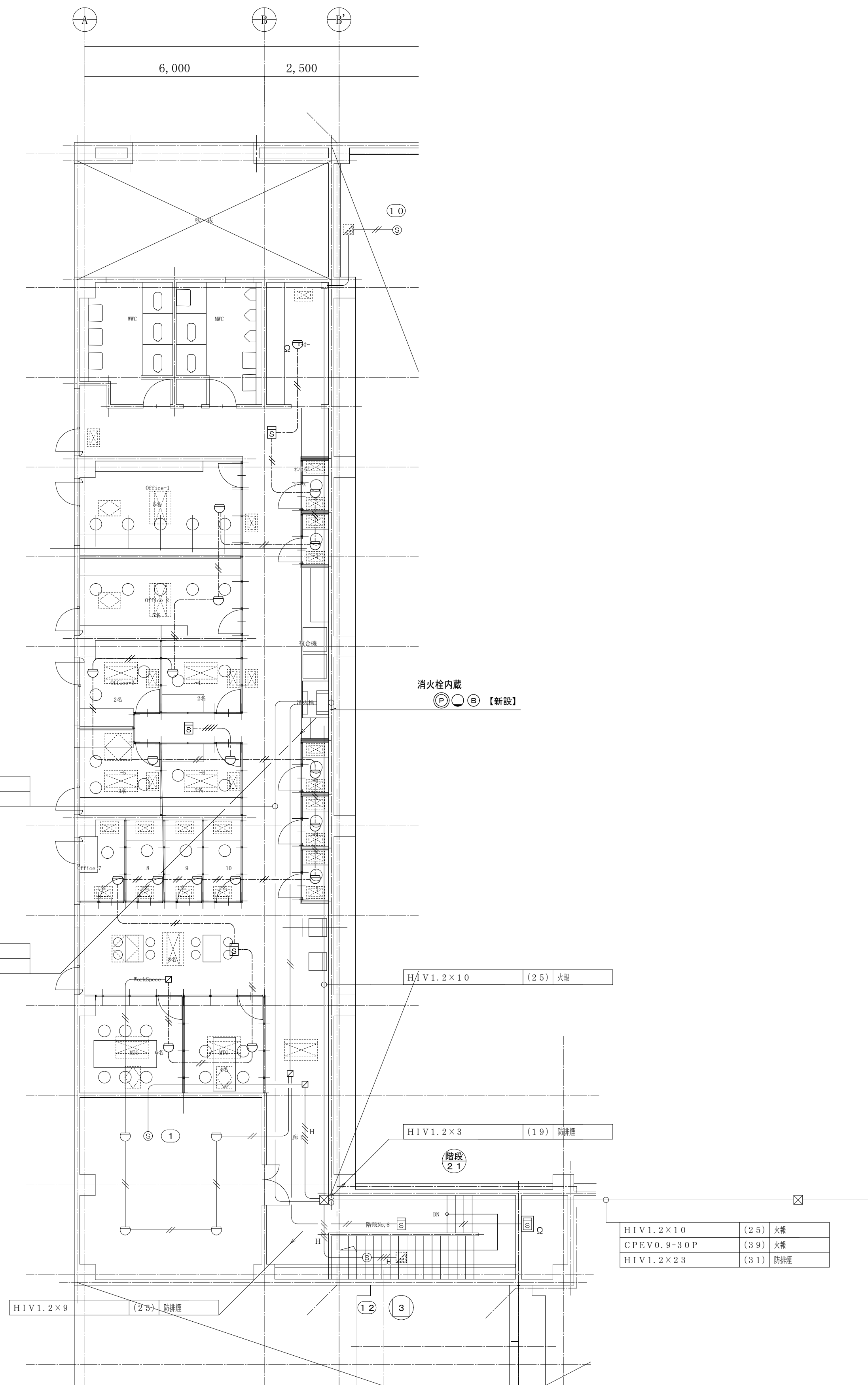
天井隠蔽配管配線	—#—	IV1.2x2
	—##—	IV1.2x4
	—###—	HIV1.2x3
	—####—	HIV1.2x5

太線 (——) 記載、機器・配線は撤去とする。
 細線 (——) 記載、機器・配線は既設のままとする。

備考		発注者 弥彦村デジタル行政推進課	新潟県吉田東栄町48番1号 TEL 0256-92-2215 株式会社 近藤測量設計 代表取締役 小川 秀司 一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号 管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	設計番号	年月日	工事名称	図面番号			
					2023.09	弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事	E-20			
				審査	チーフ	サブ	図面名称	縮尺	意	電
							自動火災報知設備・防排煙設備 1・2階平面図(改修前)	1/100	構	機



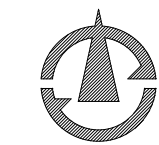
1階平面図 S=1/100



2階平面図 S=1/100

太線 () 記載、機器・配線は新設とする。
細線 () 記載、機器・配線は既設のままとする。

備考	



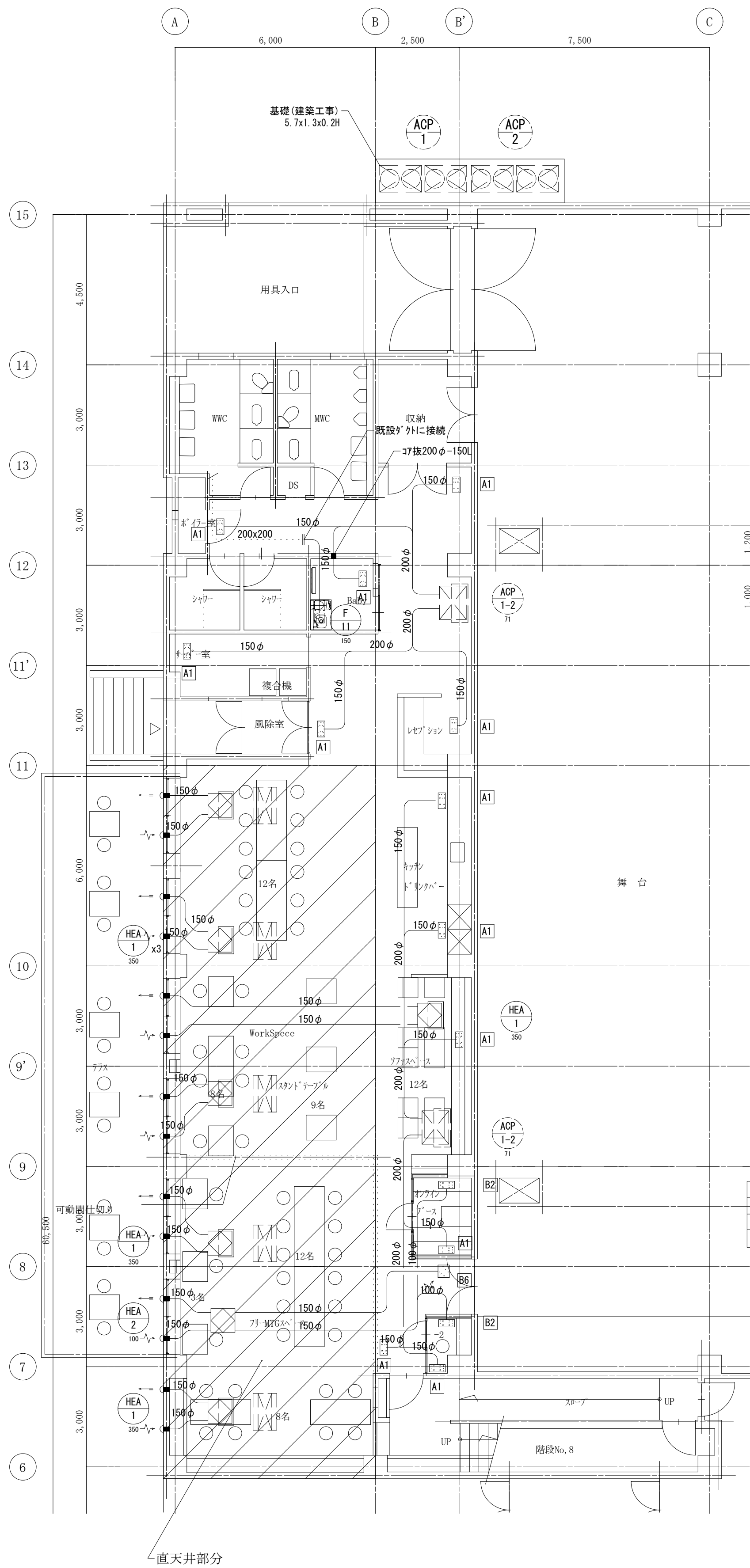
発注者	弥彦村デジタル行政推進課
-----	--------------

新潟県燕市吉田東栄町48番1号	TEL 0256-92-2215
株式会社 近藤測量設計	
代表取締役 小川 秀司	
一級建築士事務所 新潟県知事登録 第(ハ)3465号	
管理建築士 一級建築士 第269794号 石村智巳	

設計番号	年月日
	2023.09
審査	
チーフ	サブ

工事名称	弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事
図面名称	自動火災報知設備・防排煙設備 1・2階平面図 (改修後)

図面番号	E-21
縮尺	1/100
意	電
構	機

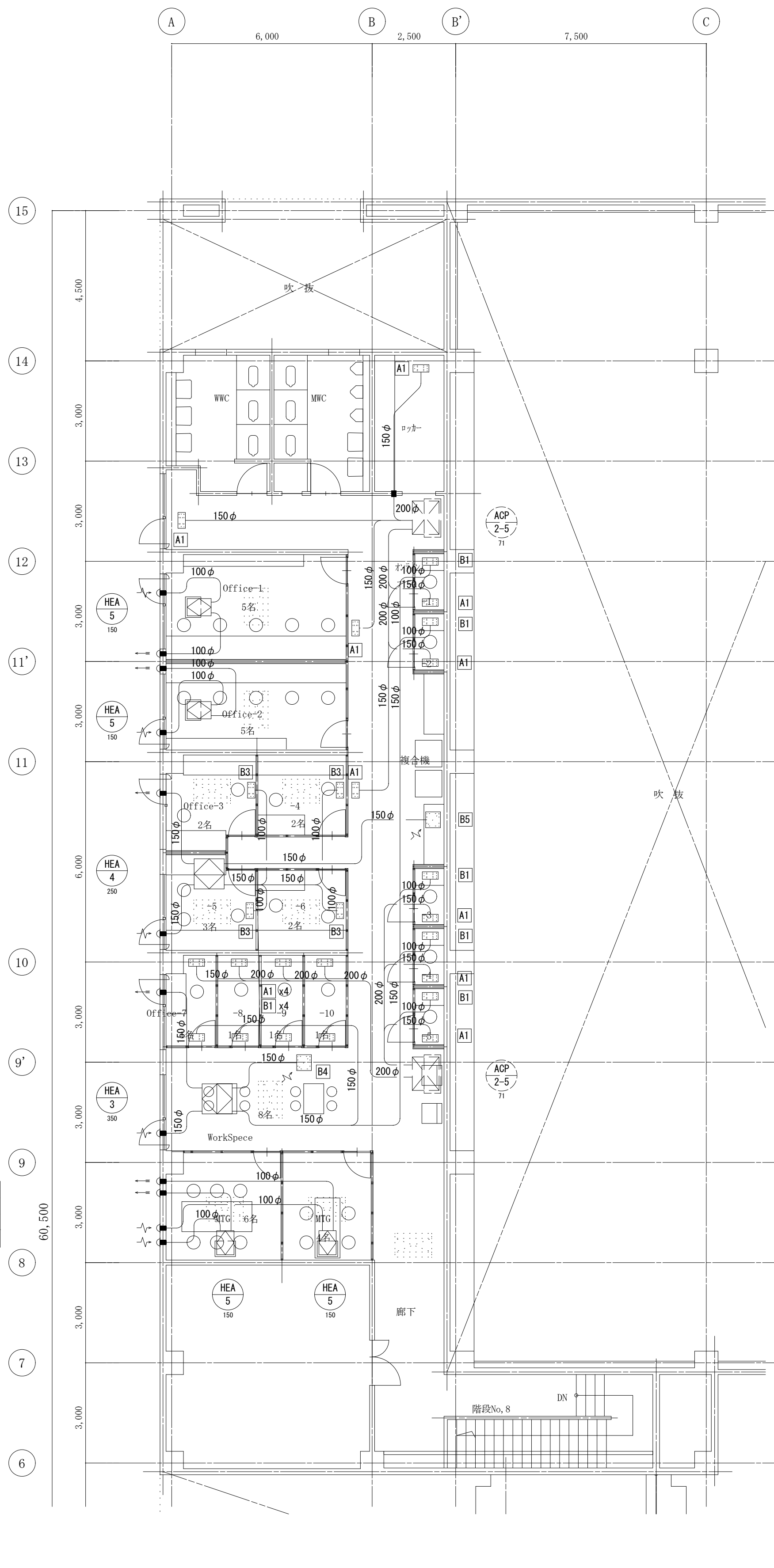


1階詳細図 S=1/100

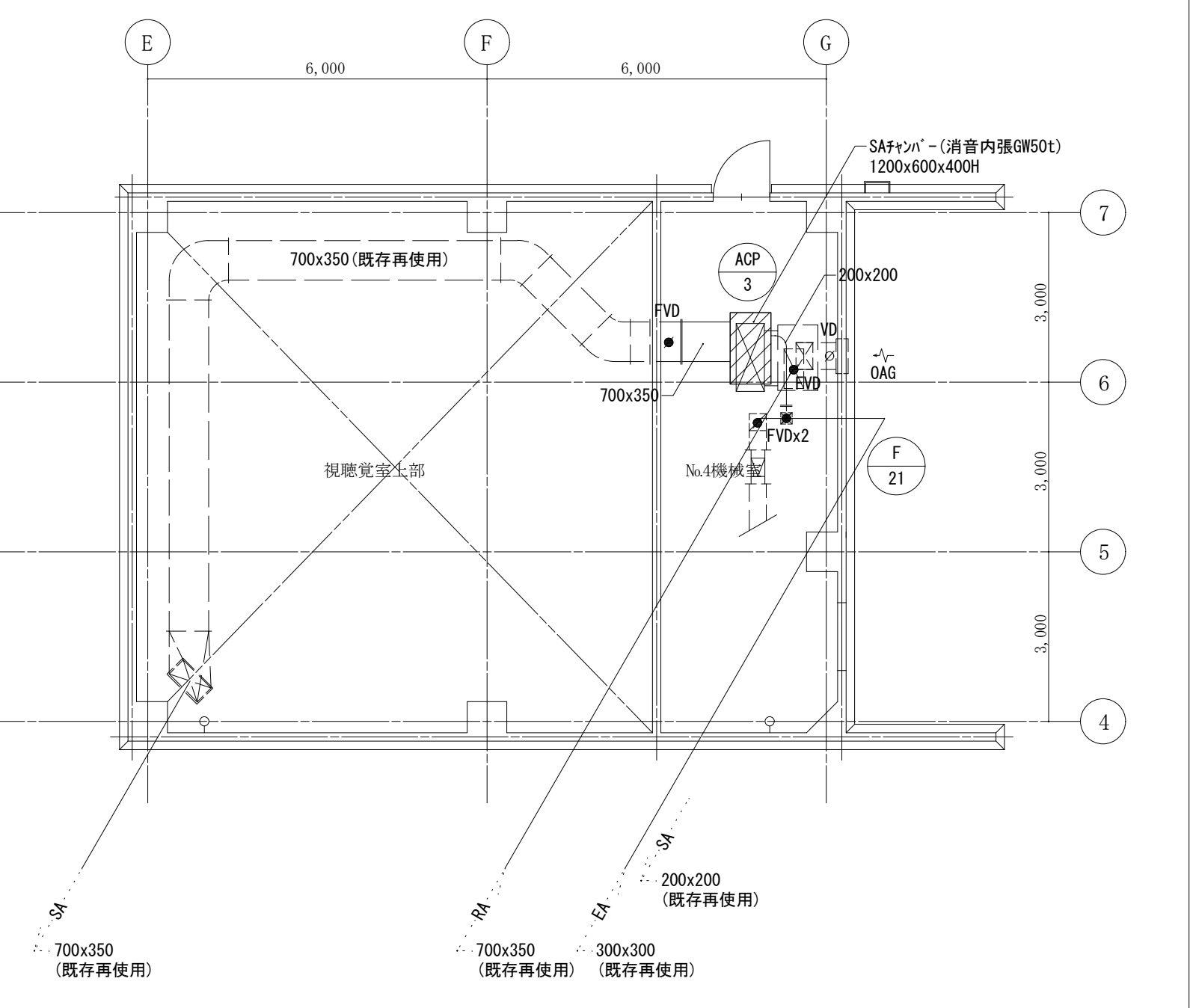
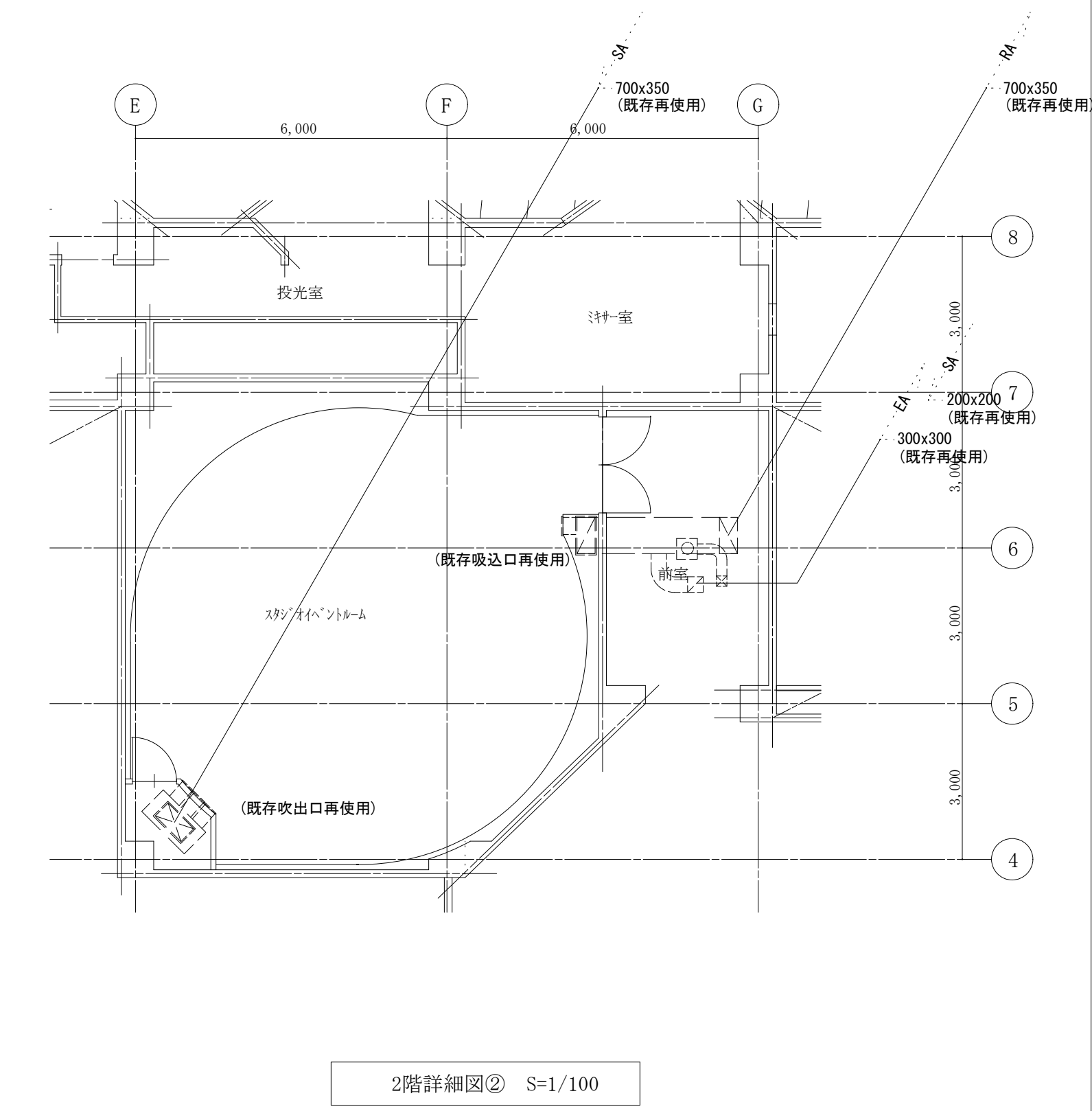
制気口		
A1	210 CMH	25
SA	K-DGS3EW	
B1	35 CMH	9
OA	K-DGS3EW	
B2	50 CMH	2
OA	K-DGS3EW	
B3	60 CMH	4
OA	K-DGS3EW	
B4	350 CMH	1
EA	K-DGL150DF	
B5	250 CMH	1
EA	K-DGL150DF	
B6	100 CMH	1
EA	K-DGL100DF	

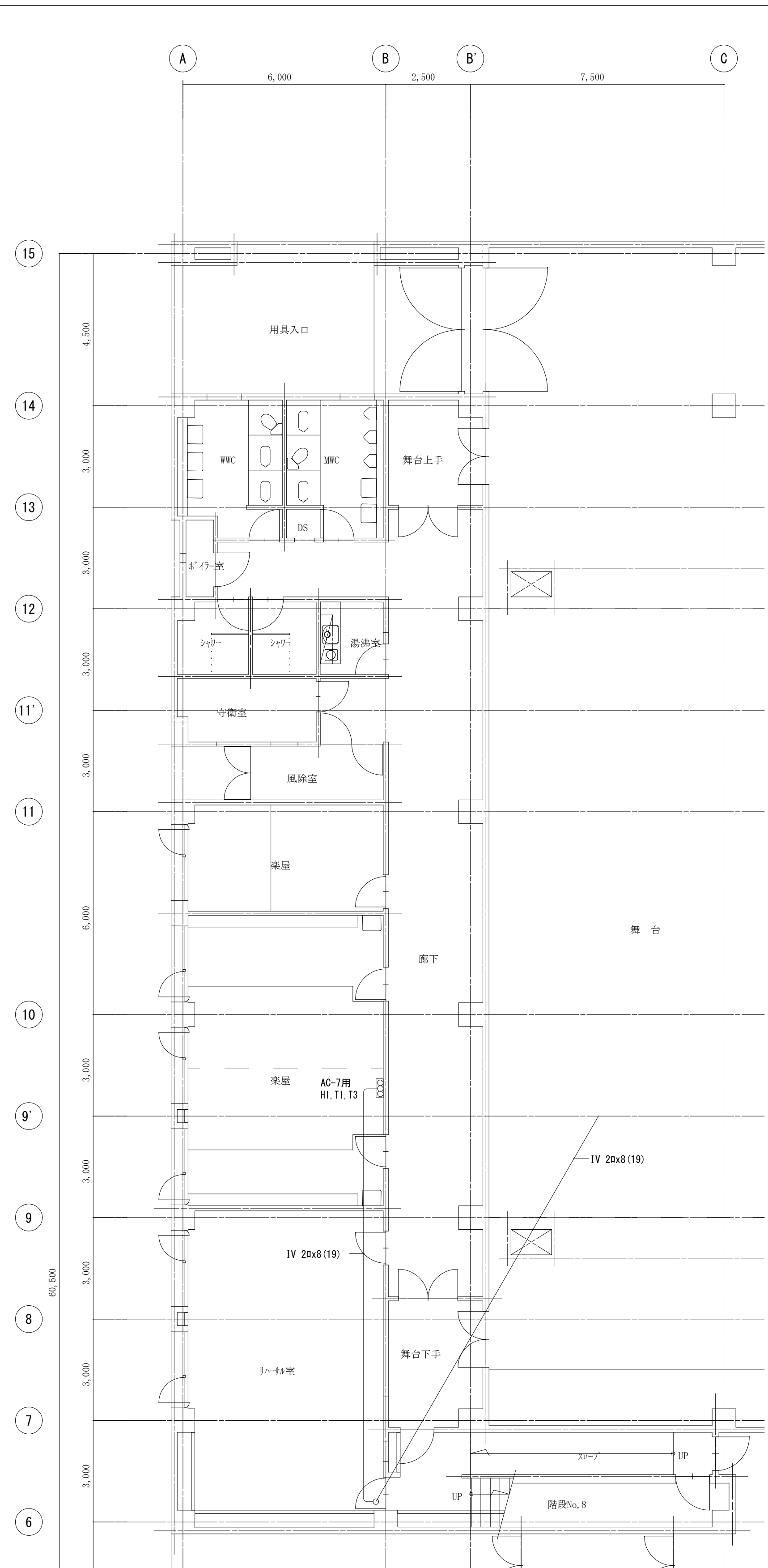
100φ ■ 77枚は125φ-150Lを示す
 150φ ■ 77枚は175φ-150Lを示す

凡例	
—	太実線は新設を示す
- - -	太点線は既設再使用を示す
+	既設管再接続を示す



2階詳細図① S=1/100

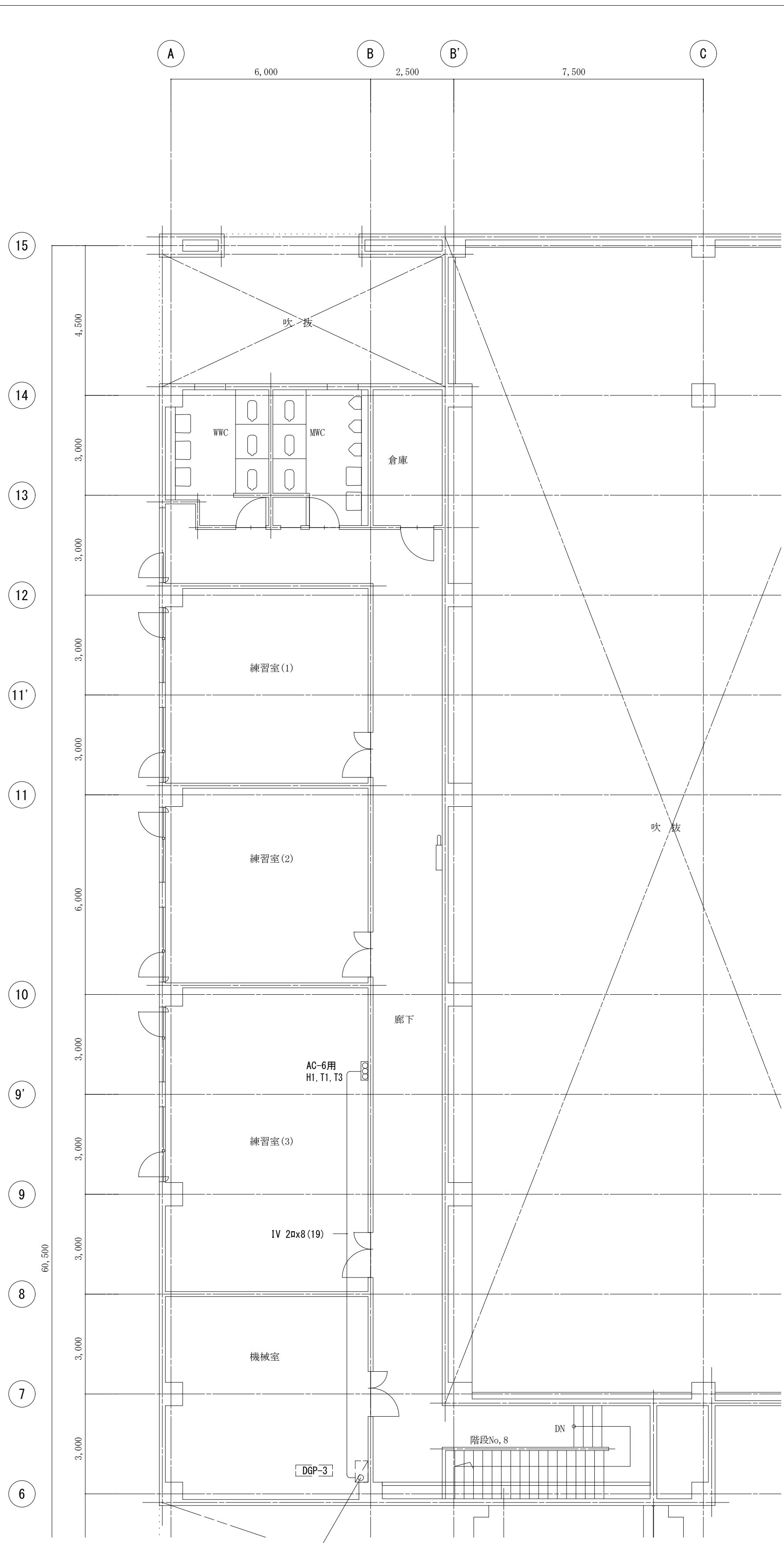




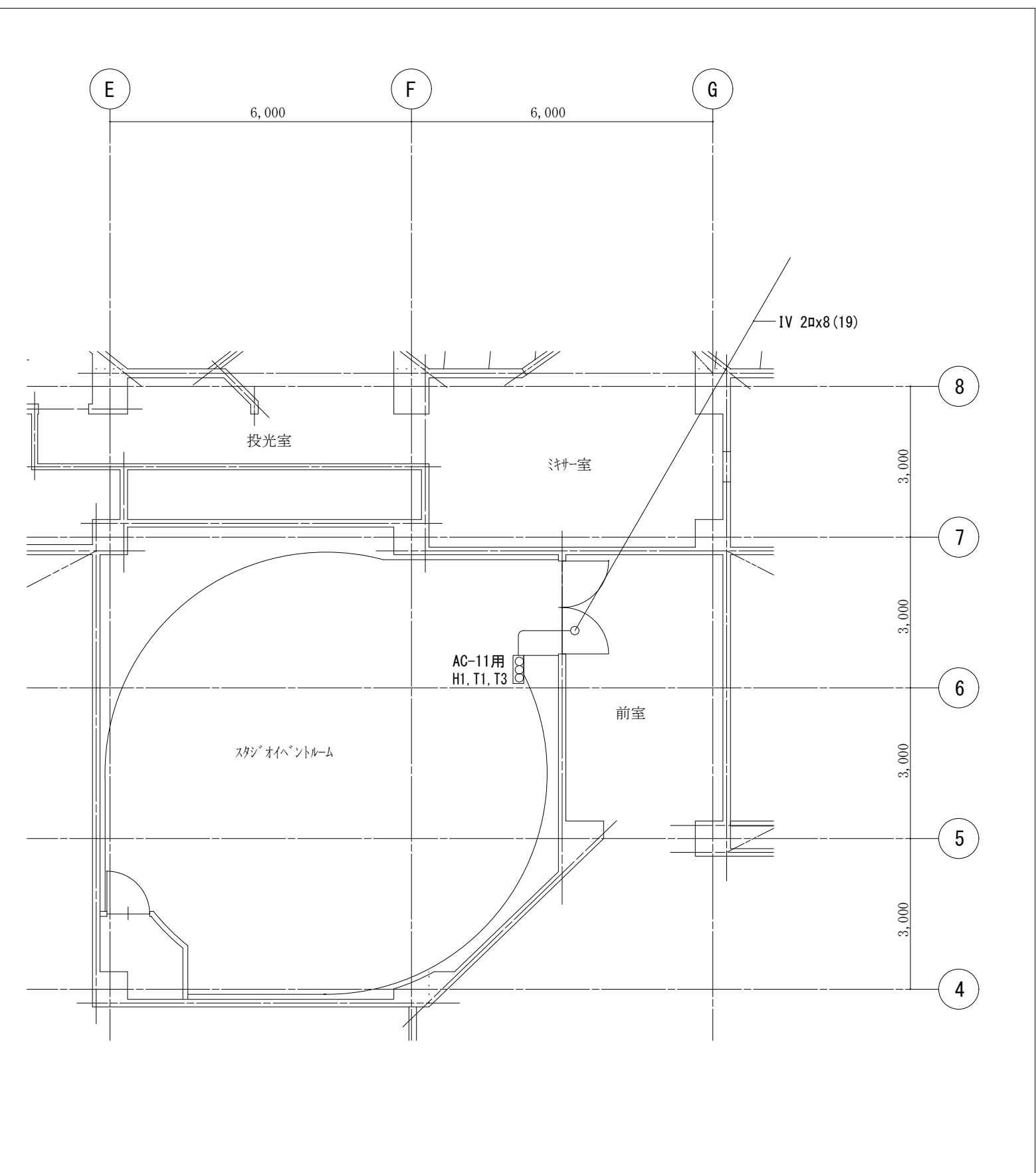
1階詳細図 S=1/100

凡例

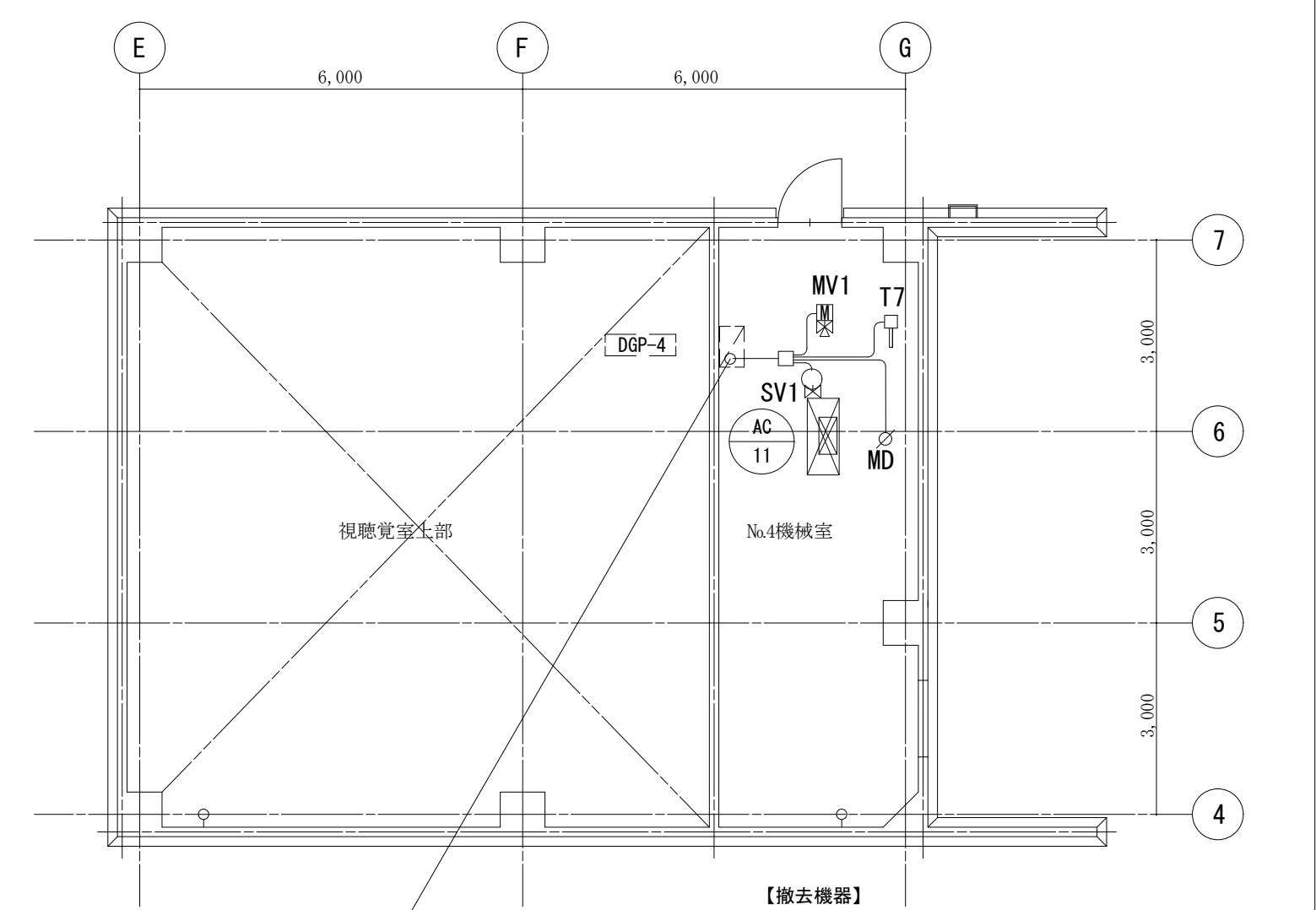
	太実線は撤去を示す
	太点線は残置又は再使用
	既設管切離しを示す



2階詳細図① S=1/100



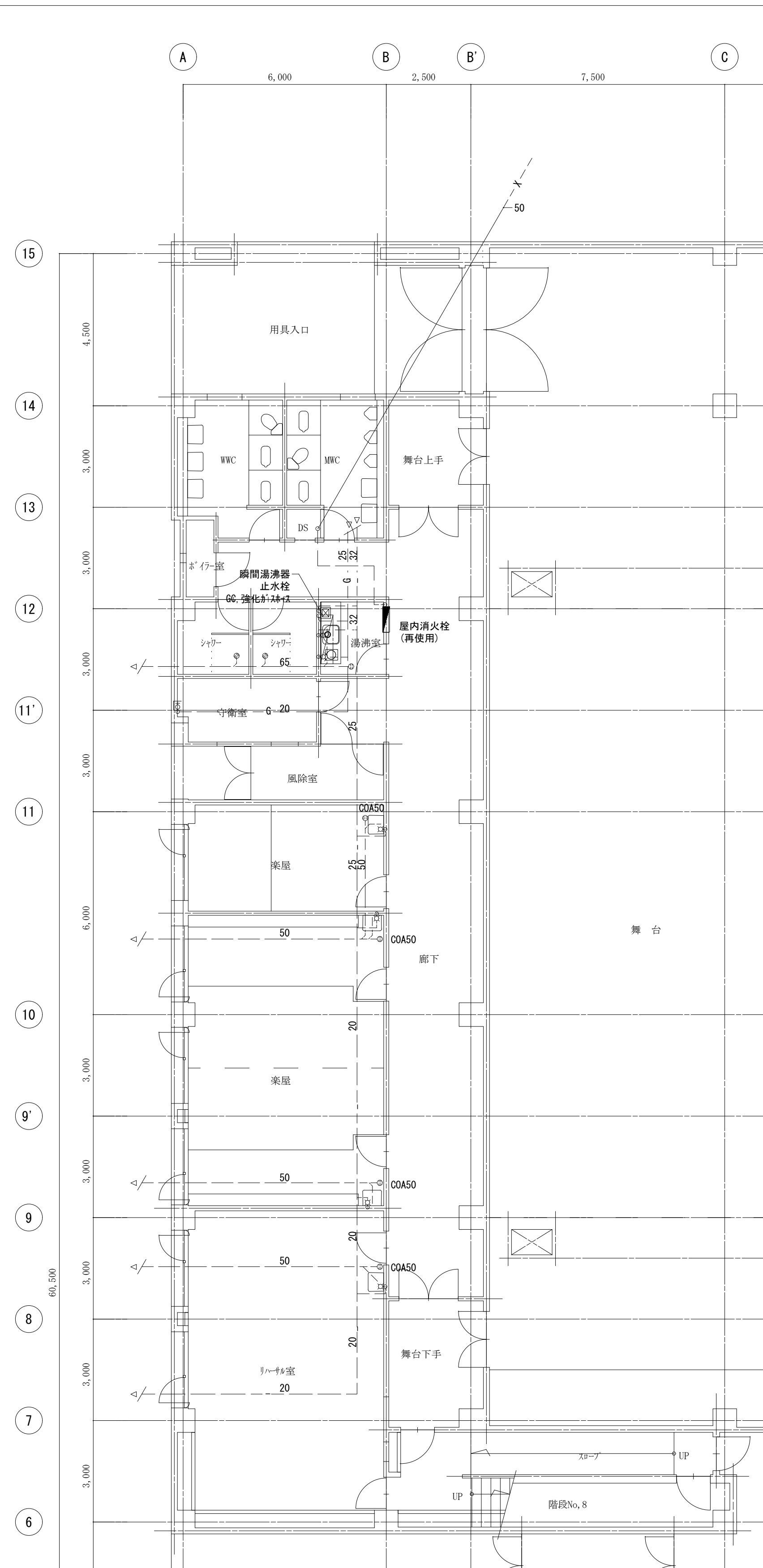
2階詳細図② S=1/100



3階詳細図 S=1/100

【撤去機器】

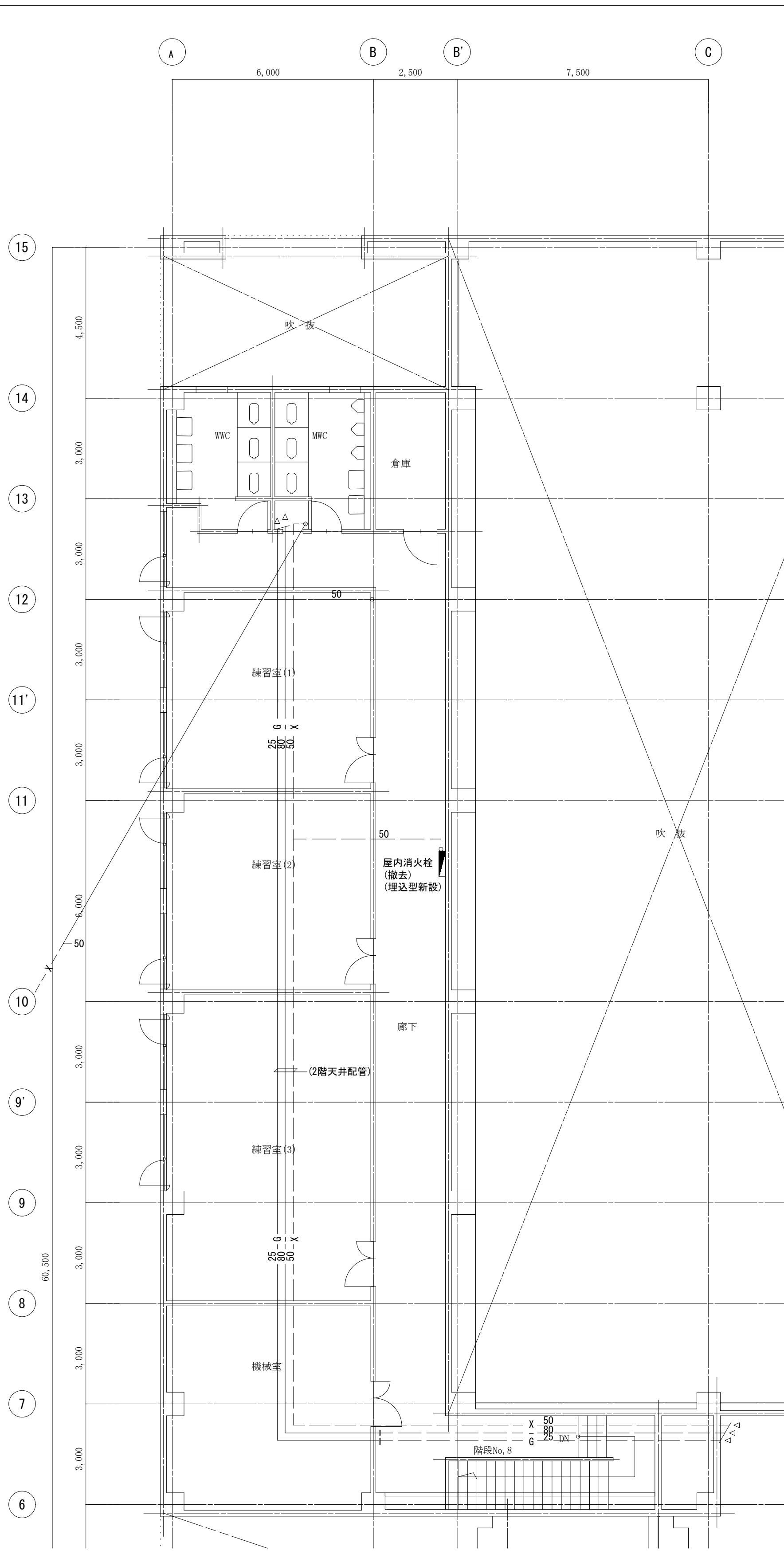
記号	名称
HT	室内型湿度調節器
T1	室内型温度調節器
T3	室内型温度調節器
T7	挿入型温度調節器
MD	電動バルブ付、リレー付
MV1	電動バルブ付、リレー付、三方弁
SV1	加温用電磁弁



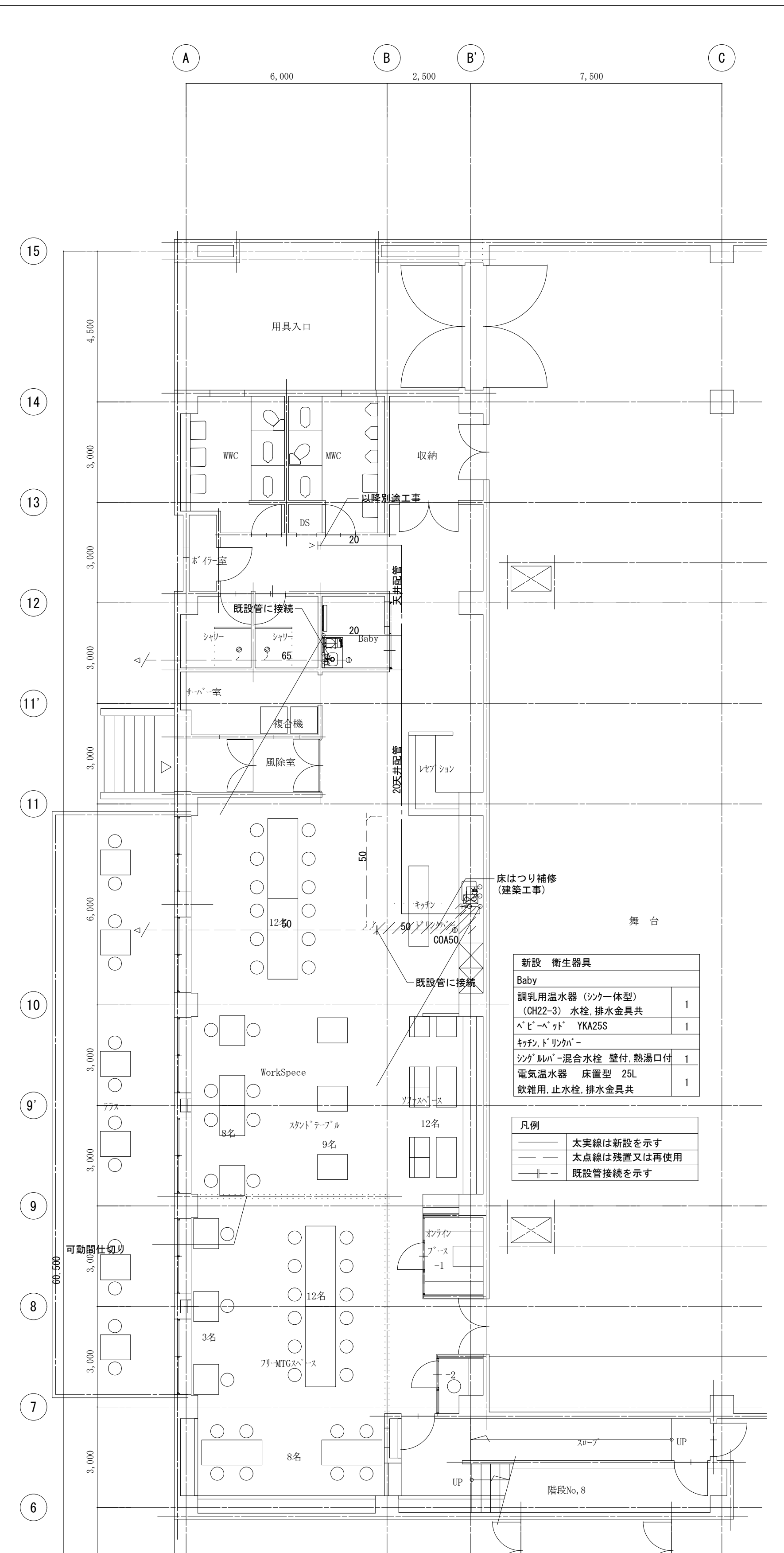
【改修前】
1階詳細図 S=1/100

撤去 衛生器具	
瞬間湯沸器	5号 元止 1
自在水栓	13-F5 1
洗面器	L-220D 4
化粧鏡	455x608 4
LBt-A コック	2口 1
壁t-A コック	1口 1
洗面器配管	給排水管床まで撤去

凡例	
	太実線は撤去を示す
	太点線は残置又は再使用
	既設管切離しを示す



【改修前】
2階詳細図① S=1/100



【改修後】
1階詳細図 S=1/100

新設 衛生器具	
Baby	
調乳用温水器 (シンク一体型) (CH22-3)	水栓、排水金具共 1
ベビーベッド YKA25S	1
キャビネット YK100V	
シンク ルバー-混合水栓 壁付、熱湯口付	1
電気温水器 床置型 25L	
飲用用、止水栓、排水金具共	1

凡例	
	太実線は新設を示す
	太点線は残置又は再使用
	既設管接続を示す